

平成25年第3回

香美市議会定例会会議録

平成25年 9月 4日 開 会
平成25年 9月20日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 5 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 5 年 9 月 4 日 水曜日

平成25年第3回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年9月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月4日水曜日（会期第1日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	18番	竹内俊夫
7番	爲近初男	19番	前田泰祐
8番	千頭洋一	20番	山本芳男
9番	織田秀幸	21番	比与森光俊
10番	小松紀夫	22番	西村芳成
11番	依光美代子		

欠席の議員

17番 石川彰宏

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	山中俊明	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	高橋由美	上下水道課長	岡本博章
管財課長	柳本隆司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	野島恵一	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

代表監査委員 福 留 通 彦 農業委員会事務局長 西 村 博 之

監査委員事務局長 横 谷 勝 正

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 54号 平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 55号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63号 平成24年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 64号 平成24年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 65号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 66号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 67号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 68号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 69号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 70号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71号 香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の

制定について

- 議案第 72号 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 75号 香美市防災対策基金条例の制定について
- 議案第 76号 香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 議案第 77号 財産の取得について
- 議案第 78号 香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について
- 議案第 79号 香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結について
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成25年第3回香美市議会定例会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成25年9月4日（水） 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告
4. 市長の報告

（1）専決処分事項の報告について

報告第 7号 市営住宅及び市営住宅駐車場の明渡し並びに市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の請求に係る訴えの提起について

報告第 8号 市営住宅の明渡し及び市営住宅使用料の請求に係る訴えの提起について

報告第 9号 学校給食費滞納整理における和解について

(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告について

報告第10号 平成24年度香美市健全化判断比率の報告について

報告第11号 平成24年度香美市資金不足比率の報告について

(3) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第54号 平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第55号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第56号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第57号 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第58号 平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第59号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第60号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第61号 平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第62号 平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第63号 平成24年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第64号 平成24年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議案第65号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第66号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第67号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

日程第18 議案第68号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）

日程第19 議案第69号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第70号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第21 議案第 7 1 号 香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 7 2 号 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第 7 3 号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第 7 4 号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第 7 5 号 香美市防災対策基金条例の制定について
- 日程第26 議案第 7 6 号 香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第27 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第28 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第29 議案第 7 7 号 財産の取得について
- 日程第30 議案第 7 8 号 香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について
- 日程第31 議案第 7 9 号 香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結について

会議録署名議員

14番、片岡守春君、15番、竹平豊久君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長(西村芳成君) おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから平成25年第3回香美市議会定例会を開会をいたします。

議事日程に入る前に報告します。17番、石川彰宏君は、入院のため欠席という連絡がありました。

これより日程に入りますが、その前に平成25年第3回香美市議会定例会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

近年は異常な天候が続いておりましたが、9月2日には埼玉県や千葉県で竜巻が発生をいたしまして67人が重軽傷を負って住宅など建物の損壊が発生をいたしました。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、今年の県内の猛暑日は四万十市の江川崎の41.0度の国内新記録を初め、江川崎では35度以上の猛暑日が36日間観測されるなど記録的な猛暑が続き、雨量も平年夏の4分の1程度で農作物にも被害が及ぶ状況でありましたが、一方、稲作のほうは例年のように刈り取り時期に雨の心配はなかったようであります。この猛暑も過日の雨でようやく朝夕は涼しくなっておりまして、台風の影響で今日も雨が続いておる状況のところでございます。

また、香美市の三大祭りであります川上様夏祭り、土佐山田まつり、奥物部湖湖水祭及び各地域のお祭りも終わり、議員各位はそれぞれご多忙な毎日だろうと思っておりますが、本議会定例会にご出席いただきましてまことにありがとうございました。

さて、去る8月30日に第123回高知縣市議会議長会臨時総会が四万十市役所で開催され出席をしましてまいりましたのでその概略の報告をいたします。

県下11市より正副議長、事務局長32名の出席で開催され、今年の4月定期総会以降の会務報告が高知市の関事務局長から行われた後に議案審議に入り、5市から提案のあった1つにはラジオ難聴地域の対策について、2点目には公共施設解体にかかわる財政支援の充実について、また、3点目に南海トラフ地震対策の充実強化について、4点目には、南海トラフ巨大地震に対する防災対策の推進について、5点目に地方財政の充実・強化を求めることについて、以上の5議案についてそれぞれ提案理由の説明を受け審議をしましてまいりました。その結果、全員賛成をもって可決をされ、来る10月17日に徳島市で開催される第46回四国市議会議長会理事会にこのうちの3件を正副会長で議案を絞っていただいて提出することに決定をいたしました。詳細につきましては後日臨時総会の報告書が参りますのでごらんをいただきたいと思います。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されている議案につきましては、平成25年度香美市一般会計補正予算(第2号)等28件であります。また、追認案件が3件あると伺っております。後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位には慎重

な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、一般質問の通告につきましては私からも議運の委員長からもたびたびお願いをいたしておりますが、質問の要旨をしっかりと通告していただき、通告にない質問はしないように十分に気をつけていただきたいと思います。議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たり私のご挨拶といたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて14番、片岡守春君、15番、竹平豊久君の両君を指名をいたします。両君にはよろしくお願いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、8月29日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、小松紀夫君。

○議会運営委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。10番、小松でございます。

本日招集されました平成25年第3回香美市議会定例会の運営につきまして、去る8月29日に議会運営委員会を開催いたしましたので協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りをいたしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることと決定をし、本日から9月20日までの17日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議につきまして、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までといたします。ただし、諮問第1号及び第2号の人事案件は、本日委員会付託を省略し本会議で採決まで行うことに決定をいたしました。

会期2日目の9月5日から会期6日目の9日までは、休日及び議案精査のため休会といたしました。

会期7日目の10日から会期9日目の12日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目の13日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き議案第65号につきまして連合審査会を行います。連合審査会終了後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期11日目の14日から会期13日目の16日までは、休日及び議案精査のため休会といたしました。

会期14日目の17日は、教育厚生常任委員会、会期15日目の18日は、産業建設

常任委員会において議案審査となります。

会期16日目の19日は、議案審査整理のため休会といたしました。

会期17日目の最終日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加議案がございますので、委員会付託を省略をし本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の5日、午前10時までと決定をいたしました。一般質問の通告内容につきましては、先ほど議長からもお話があったように、質問の要旨が十分にわかるよう具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願、陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願、決議案につきましては案件がございます。陳情第1号につきましては、住宅リフォーム補助金制度の継続を図ることの陳情でございます。8月19日に香美市商工会会長、寺村 勉氏ほか3名の連名で提出をされたものでございます。協議の結果総務常任委員会に付託をすることに決定をいたしました。次に、発議第4号につきましては、香美市議会議員の定数を定める条例の一部改正でございます。最終日に追加案件として提案をすることになりました。第8号から第12号までの意見書案につきましては、会派代表者会議におきまして意見書に対する調整を行い、提出者が署名を整え最終日に追加案件として提案することとなりました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りをいたしました協議結果報告書のとおりでございますので、議員各位の格段のご協力をお願いを申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から9月20日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月20日までの17日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、平成25年第2回議会定例会において議決されました日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書及び米軍機による飛行訓練中止を求める意見書については、衆・参両議院議長並びに内閣総理大臣及び関係各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、産業建設常任委員会が7月に実施しました行政視察の報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたのでよろしく申し上げます。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定による報告第7号から報告第9号までの専決処分事項についての報告並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告第10号及び報告第11号の報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書、平成24年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、平成24年度香美市水道事業会計決算審査意見書、平成24年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書、平成24年度財政健全化判断比率の審査意見並びに平成24年度資金不足比率の審査意見が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしておりました議長報告書のとおりであります。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移と進捗状況等について委員長の報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。12番、山崎龍太郎です。

6月議会以降、8月5日に行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。協議事項は1点目、香美市観光協会の現状について、2点目、市税等（給食費、保育料）の滞納整理の状況について、なお、職員の状況も審査を行いました。3点目、市有財産の管理・活用状況等についてであります。審査の経過及び結果について順次報告いたします。

1点目、香美市観光協会の現状については、議員協議会にて報告を受け質疑を行った後の審査であり、今後の審査事項について協議をいたしました。次回審査からは、観光行政の現状等について、3カ月ごとの市のチェック状況については随時資料等を求めていく。今後の雇用について、経理の実態について、組織機能の状況について、理事の意識変革について、今後の雇用について、新しい支配人の状況について、組合との対応、交渉についてなどをテーマとすることにいたしました。また、審査項目は必要に応じ追加、観光協会役員の出席も随時求めることといたしました。

2点目、市税等の滞納整理の状況については、職員の滞納状況は正職員は滞納はなし、臨時職員には若干名滞納者がいるとのこと。給食費の滞納整理の状況については、平成24年度当初滞納者は129人、滞納額は738万757円である。給食費の時効は2年で請求月ごとに時効管理は行っている。平成24年度は配達証明つき内容証明郵便による催告書送付35件、支払督促13件、差し押さえ5件を行う。保育料の滞納整理の状況は、平成22年度1,700万円超の滞納額は平成24年度末1,100万円まで減少。要因の第一は差し押さえであり、平成21年度から平均11件を行っている。平成25年度は滞納繰り越しを900万円台に減少したいと考えているとのこと。また、安芸市における保育料滞納ゼロの取り組みの報告がございました。

以上の説明を受け質疑を行いました。臨時職員の滞納は7月末時点4名とのこと。臨時職員の滞納者がいる点については、採用時の滞納チェックをしていない点がある。給

食費滞納への早目の対応は、現年分については9月までの半年間の様子を見て電話督促を行い、改善のない場合は年末に支払督促を行うことにより効率のよい徴収が可能とのこと。滞納者129名中21名は支払督促に至るまでに完納。給食費は支払督促を確定することにより債務名義を取得することを大切にしている。保育料について、保育士に滞納については知らせていないとのこと。保育サービスの提供と徴収は別途との見解。

3点目、市有財産の管理・活用状況等については、普通財産のうち市街化区域内の土地建物について進展のあったものとして旧さくら保育園、旧竹串組合について報告がありました。ふれあい交流センターの行政財産より所管がえとなり、普通財産に移行の方向の4物件について報告がありました。また、インターネットオークションについての説明がございました。

以上説明の後、質疑を行いました。旧さくら保育園について、自治会より集会所建築の最終確認は8月末期限だが、賃借料年額40万円については考慮すべきとの意見が多数あり。旧竹串組合は、取り壊し費用が控除されることにより有利な額で契約を締結する見込みがあるのでその方向を視野に入れている。所管がえ物件については、普通財産への転換が遅いとの指摘があり、活用方法については今後検討を重ねる。ヤフーオークションは、システムの利用料は3%、開催スケジュールは年6回の入札とのこと。車両等の処分はネットオークションにかけるか下取りにするかは状況を見てケース・バイ・ケースで行っている。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、定住人口増加促進特別委員会の協議の進捗状況等について報告を求めます。

定住人口増加促進特別委員会委員長、比与森光俊君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。6月定例会以降、定住人口増加促進特別委員会のご報告をいたします。

7月11日、教育振興課より医療関係も含め子育て支援の取り組みについて、まちづくり推進課より移住促進の取り組みとして進めています空き家対策、空き家バンク等について。8月16日には、産業振興課より定住人口促進対策についての進捗状況の説明を受けました。それぞれ質疑を行った後、特別委員会としてこれまでに担当課からお聞きした内容の中から来年度予算にかかわる内容について取りまとめ、市長に対し提言することといたしました。お手元に提言書をお配りしてありますので、その内容についてはお目通しを願いたいと思います。

8月16日には、特別委員会全委員と議長同行で高知市上町の公益社団法人高知県宅地建物取引業協会を訪問、約2時間市街化調整区域などに関する現状と課題を研修をいたしました。内容の一部をご報告いたします。

今一番の問題点は、昭和45年に線引きが実施されるまでの宅地、線引き以前の宅地の売買が大きな課題であるとのお話でございました。例えば、高知市の長浜や浦戸、南国市の前浜など津波災害浸水が予想される地域において、自身の持ち家で生活されている方が香美市の線引き以前の宅地を購入希望しても、現在建物を持っていたら購入することができない現状にある。事例として、高知市の津波浸水予想の土地にお住まいのご婦人で高齢の方が、寝るのも不安でたまらんと高台に転居したいとの思いから、昨年香美市神母ノ木の中古住宅を気に入り購入を希望されたようです。県への申請の際、高齢の方が何でここに住まなければいけないのか。理由に高知市では不安だからと書くと、それは理由にならない。そして、「このご婦人を世話する方がそばにいるのか」と聞かれ、「いません」と言うとその方は無理と移転ができなかったようです。また、調整区域にあっては入居希望者がIターンやUターンなど移住促進の対象者であっても、空き家を貸し家とすることができないことも学びました。宅建協会の方からは3.11東日本大震災以来、特に平成23年後半から高知市周辺の浸水被害予想地域の方々が香美市に行きたいという声が多くなっているとの趣旨の話も聞くことができました。

次に、特別委員会委員の発言を一部ご報告いたします。

市街化調整区域は時代がどのように変化しようとも見直す余地が全くないものか。国、県は今後も現行のままやり続けるつもりか。もう少し柔軟性を持ってほしい。調整区域の見直しは、将来的なことも考え協会、行政、議会が1つになり、県や国に意見書も提出していくとともに県議会も動かさなくてはいけない。高知県のためにどのような取り組みが大切か今後研究する必要がある。空き家調査について、行政は有効な空き家か有効でない空き家か感覚を持つべきではないか。物理的に空き家であっても実際には売ることも貸すこともできない空き家も全てを一緒に空き家としてカウントすることはおかしい。ほかにも質疑の流れの中で多くの意見が出されました。宅建協会の会長、副会長、事務長には、香美市定住人口増加促進特別委員会の取り組みに対し温かいご理解を得ることができたと思います。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第54号、平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第31、議案第79号、香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結についてまで、以上28件を一括議題といたします。

行政の報告及び議案第54号から議案第79号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日平成25年第3回香美市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご出席を賜

り厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは住民福祉の向上に対しまして各地域でのご活躍に心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、諸般の報告と議案の提案説明に先立ちまして、皆様にご報告とおわびを申し上げます。

新聞報道等により既にご承知の方もおられると存じますが、平成19年から平成21年の間に行いました入札のうち予定価格が2,000万円を超えた3件につきましては、議会の議決を得るべき財産の取得であったにもかかわらず、議会の議決を得ることなく契約を行っておりました。このことは、県からの注意喚起の文書や新聞報道にありました他市の事例に基づき本市の過去の入札記録を調査した結果、9月2日の午後に発覚したものであります。

また、該当の3件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に違反しており、当時の担当職員らに事情を確認した結果、同条例に対する認識が不足していたことが原因でありました。このような重大な事務の不手際が発生をしておいたことに深く反省をするとともに、議会議員の皆様には衷心よりおわびを申し上げる次第であります。このたびはまことに申しわけございませんでした。今後は再発防止のため関係する重要書類に議会の議決を得ているかどうか確認する項目を設けるなど、事務処理のチェック機能の強化を図りながら、全職員に対し職務に関連する法令を熟知し遵守するよう指導をしてまいり所存であります。

なお、既に執行済みである当該3件につきましては、今定例会に追加議案として提案いたしますので、どうか追認をいただけますようご審議のほど心よりお願いを申し上げます。香美市議会の議員の皆様には大変なご迷惑をおかけし、また市民の皆様のご信頼を損なうような事態となりましたことに重ねておわびを申し上げます。

それでは、続きまして諸般の報告及び提案理由の説明を申し上げます。お手元に冊子がいっておるとお思いますのでご参照いただきたいと思います。

まず、各課関連の行政報告をさせていただきます。

総務課から第23回参議院議員通常選挙につきまして、7月21日に参議院議員通常選挙が執行され、市内79投票所で投票、中央公民館で開票が行われました。選挙結果は下の表のとおりでございますのでご参照いただきたいと思います。

まちづくり推進課から、姉妹都市交流につきまして、8月2日から8月4日まで姉妹都市である北海道積丹町より訪問団2名が来市され、8月3日は第45回土佐山田まつりに参加するなど交流を深めました。

緊急時浄水器につきまして、8月21日に緊急時浄水器2台が納品をされました。100ボルト電源によりまして河川水等を最大1.8トン毎時浄水可能な機器でございます。これを香北支所と物部支所に配置をいたしました。これにより本市の所有する浄水器は合計4台となりました。

次に、県下一斉避難訓練につきまして、9月1日に県下一斉避難訓練が行われ、市内

では自主防災組織37組織、1,386名が防災訓練を行いました。また、市役所市職員の訓練では、係長級を対象に災害時の行動について机上訓練を実施いたしました。

産業振興課から林業につきましてでございます。大豊町の高知おおとよ製材起業による木材需要増加に伴い、香美森林組合は土佐山田町繁藤地区の秋ノ谷工業団地に穴内川、国分川流域における木材の集積拠点として秋ノ谷貯木場を、これは仮称でございますが整備する計画を立てました。同組合は計画に基づき新たな雇用を含め組織の充実を図りながら、平成26年度に貯木場を開業する準備を進めております。なお、この整備計画にかかわる補正予算を本議会に提案をいたしますのでご審議のほどをよろしくお願いをいたします。

香美市三大祭りにつきまして、今年も香美市三大祭りが盛大に開催をされ、下の表のとおりたくさんの方々にお越しをいただきました。各祭りの実行委員会や多くの市民ボランティアの方々に感謝を申し上げます。下の表のとおりでございますのでご参照いただきます。

香美市観光協会につきましては、べふ峡温泉に新たな支配人を迎え抜本的な経営改善に取りかかりました。今後は本来の業務である観光企画などをさらに推進していくと報告を受けており、本市の観光行政を担う重要な団体として適正な支援を行ってまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いをいたします。

建設課から災害復旧につきまして、5月豪雨により被災した6件、河川災害4件、道路災害2件でございますが、このうち4件、河川災害2件、道路災害2件は発注済みで年度内に完成予定です。残り2件につきましては、補正予算を本議会に提案をいたしますのでご審議のほどをよろしくお願いたします。

がけくずれ住家防災対策事業は、7件要望のうち1件完了、4件施工中、2件は入札準備を進めています。

都市計画につきまして、都市計画公園、旭町、宝町、黒土街区の公園の改修は、設計委託業務を締結し地域関係者との協議準備を進めています。都市計画道路新町西町線は、実施設計業務の契約を完了し現地測量などの作業を進めています。地籍調査につきましては、物部町仙頭の一部、香北町有瀬及び川ノ内各一部、土佐山田町西又の一部を調査対象として業務委託し、関係者等へ調査説明会を行っています。

物部支所地域振興課から奥物部美術館につきましては、8月1日から11日まで開催をしました「第43回世界児童画展 四国展」には468人の来場がございました。次回の企画展は9月18日から11月4日までの高知市出身の美術家による「堀内理香展」を開催する予定です。

上下水道課から簡易水道事業につきまして、土佐山田町平山地区のほきやま簡易水道区域拡張事業整備計画は現在詳細設計業務を委託しており、今後は10月に今年度分の配水管布設工事を発注し年度内に完成予定です。

公共下水道工事につきましては、繰り越し施行中の談議所汚水幹線マンホールポンプ

設備工事は、県都市計画課と行っていた協議がまとまり11月末完成の予定です。また、中部分区（楠目地区から談議所地区）及び北部分区（北本町地区）の管渠築造工事は、10月に発注し年度内に完成予定です。

生涯学習振興課から美術館の企画展につきましては、6月1日から7月28日まで開催をいたしました「片岡鶴太郎展 墨牡丹」は大変好評のうち終了し、1万2,261人の入館者がありました。

吉井勇記念館につきましては、7月31日から開催中の「学徒兵・木村久夫、とどけ！命の歌声」は、8月中旬に200名を超える来館者となっています。8月11日から8月17日まで開催しました星祭は、地元によるイベント協力もあり最終日は52人の入館者がありました。

土佐山田スタジアムにつきましては、5月11日と7月20日に四国アイランドリーグの公式戦が開催され、両日で934人の入場者がありました。

香北B&G海洋センターについては、7月27日に施設のリニューアル記念式典を開催をしました。式典の後には市内小学生を対象としてシドニー五輪銀メダリストの中村真衣選手による水泳教室を行いました。

消防課から1月1日から7月31日までの火災、救急及び救助出動件数につきましてでございます。昨年同期と比較しまして火災件数は4件の減、救急出動は13件の減、救助出動は3件の増となっております。なお、詳細につきましては下の表のとおりでございますのでごらんいただきたいと思います。

消防団の活動につきましては、7月28日に香北方面隊が団員の技術向上と方面隊の連携を図るため夏季訓練を実施をいたしました。

続きまして、今期定例会に上程をいたします議案につきましては、提案及び説明を申し上げます。まずは専決処分事項の報告です。

報告第7号は、市営住宅及び市営住宅駐車場の明渡し並びに市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の請求に係る訴えの提起についてです。

報告第8号は、市営住宅の明渡し及び市営住宅使用料の請求に係る訴えの提起です。

報告第9号は、学校給食費滞納整理における和解です。

続きまして、議案第54号は、平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定です。議案第55号は、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。議案第56号は、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第57号は、平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第58号は、平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第59号は、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決

算の認定です。

議案第60号は、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第61号は、平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第62号は、平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第63号は、平成24年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定です。

議案第64号は、平成24年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定です。

以上、提案いたしました議案第54号から議案第64号は、平成24年度各会計の歳入歳出決算認定議案であります。監査委員の意見書とともに提出をいたしておりますので審査のほどをよろしくお願いいたします。なお、監査委員の皆様には細部にわたって監査をいただきましてありがとうございました。そのご労苦に敬意を表し重ねて感謝を申し上げます。

次に、議案第65号は、平成25年度香美市一般会計補正予算（第2号）であり、本案は繰越額の確定による前年度繰越金の追加、消防救急デジタル無線等整備事業の追加、木材加工流通施設整備事業費補助金の追加、学校給食センター建設工事の追加、防災減災基金積立金の追加などのほか、債務負担行為及び地方債の補正を行うものです。

議案第66号は、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

議案第67号は、平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）です。

議案第68号は、平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）です。

議案第69号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第70号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第71号は、香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第72号は、香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第73号は、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第74号は、香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第75号は、香美市防災対策基金条例の制定です。

議案第76号は、香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定です。

議案第77号は、財産の取得です。

議案第78号は、香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結です。

議案第79号は、香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結です。

次に、諮問第1号と第2号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることでありませ

す。
以上、平成25年度香美市一般会計補正予算（第2号）など報告3件、議案26件、諮問2件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書をご参照いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 行政の報告及び議案第54号から議案第79号までの提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第7号から報告第11号までの質疑を行います。質疑はありますか。
14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。

報告第7号と第8号はこれ相手方が複数の方になっているんですけど、これ市営住宅の入居のときの契約書は世帯主1人との契約になるのが普通ではないかと思うんですけど、この相手方の関係というか、こういう複数が出てくるのはどういう関係かお尋ねをします。

それから、報告第9号ですけど、これ和解ということで折り合いをつけてるようですが、これ（1）から（5）までが今年中に払うと、12月末までに払うということになります。そうすると、（1）から（5）までを計算すると33万円を7月から12月までに払うということになるわけですけども、こういうお金は支払えるということから考えたらよね、徴収の方法とかそういうことでの何かのいきさつの違いというか、合意できなかった部分があったのではないかと思うんですが、どういう総括をしてるのかお尋ねをします。

それから、支払いを3回以上怠ったときはということになっております。これは2回ということが普通ではないか、なぜ3回にしているのかお尋ねをします。

それから、平成24年の7月末日の5万円と平成25年8月の末日の2万円、これは既にもう入金されているかどうか、そのことについてお尋ねをします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。お答えします。

相手方の件ですが、まず、報告第7号、名義人と成人しております子ども、それと同居人の子どもを相手としたのは、弁済能力があると判断したからです。

同じく報告第8号、相手方は名義人母と子どもです。それも同じく成人しており弁済能力があると判断したからでございます。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） ご質問にお答えします。

まず、これまでの徴収の経緯でございますけれども、これだけ高額な滞納になったということにつきましてはいろいろご事情もあったようでございますけれども、基本的に請求して払っていただいたり、また滞ったりという繰り返しの中でこういう額に至ったということでございます。それで、今回支払督促をさせていただきまして、その中で相手の方から和解の申し出がございまして、その和解の申し出の中で相手の方からこういうご提示があったということで、この金額をこういう形で支払いたいと。提訴のときには一括して支払えという請求やったものですから、分割してこういう形で払いたいというご意思を示していただいたということでございます。

それから、また7月の5万円は納入を確認しておりますけれども、8月末の2万円につきましては、まだきょうが9月の4日でございまして郵便振り込み等でとかいう形になりますとちょっと若干納入の確認に時間を要しますので、まだ8月分については確認をさせていただいておりません。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。市営住宅の訴えの提起について少し確認をさせていただきます。

先ほどの説明で、成人をされており弁済能力のある同居人とお子さんということをおっしゃったんですけども、もちろん同居することによって利益を供与されていることはわかるんですけど、契約者でない方がその訴えの提起の対象になり得るかという点については、その法的な根拠ですわね、ちょっと私ども今聞いたところでわかりかねますので、その部分についての説明を求めます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） その件につきまして弁護士と相談いたしまして、子にも弁済能力があるということで今回相手方とさせていただきました。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連して伺います。

弁護士と相談されてできるということはよろしいと思いますが、お構いなかったらまた後ほど構いませんので、どの民法上の何かを根拠にしてかなというふうに推察されますけど、その根拠をお示しいただけたらということをお願いします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） そしたら、また後ほどお示しします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） 済みません。1つ答弁ばかりがございましたので。

和解の3回以上怠ったときはということに関してのご質問でございますけれども、通

常民民のときには2回までは譲歩をすると。3回ということはもう2回以上、1回払わざったらもう2回目でいかんですので、1回ちょっとよう払わなくてその次2回目もちょっとおくれるとかいうこともございますので、通常はこういうような形で2回以上怠ったときというのがご指摘のとおり多いんですけれども、ここは和解の場で、こういう額も大きいもんですからこういうその和解条件が提案されて、それをうちのほうとしても認めたというところがございます。相手の方も納入のご意思が強く感じられますので、この和解条件をのんだというところがございます。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。
- 1番（有元和哉君） 1番、有元です。報告の第7号と第8号についてご質問させていただきます。

関連すると思いますが、この同居人に返済の能力があるという話でしたが、この相手方についてその同居人も含めてこの方々は生活保護の受給者であるかどうか、またその同居人については収入があるのかどうか、またその明け渡しに応じていないその相手方の理由というものがあれば教えていただきたいと思います。

- 議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） 申しわけありません。それちょっと今ここで手元に資料がないもので、ちょっとお答えできません。
- 議長（西村芳成君） ほかに。ほかに質疑はありませんか。
- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

次に、議案第54号から議案第64号までの各案件は、平成24年度の香美市一般会計、各特別会計及び各事業会計の歳入歳出決算の認定であります。

これから、議案第54号から議案第64号までの監査委員の決算審査意見書並びに平成24年度財政健全化判断比率及び平成24年度資金不足比率の審査意見についての説明を求めます。代表監査委員、福留通彦君。

- 代表監査委員（福留通彦君） おはようございます。代表監査委員の福留です。よろしく申し上げます。

市長より、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成24年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査し、意見書を提出しましたので、その概要について説明をさせていただきます。このような資料を事前にお配りしてごらんになっていると思います。この資料に基づいて説明させていただきます。まず、1ページをおあげください。

審査の概要ですが、審査の対象は平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算並びに簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計（保険事業勘定）、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）、後期高齢者医療特別会計、それぞ

れの歳入歳出決算とそれに附属する平成24年度各会計歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書が対象となります。

審査の期間、平成25年8月12日、13日、15日、23日の4日間行いました。審査の手続について説明します。

まず、各会計に関する会計処理が、関係法令などの規定に準拠して適法かつ正確に行われているかどうかを確かめ、決算書及び政令で定める書類は、法令などの定めるところに従って調製され適正に表示されているかどうかを確かめた。いわゆる形式審査です。

次に、予算の計画的かつ効率的な執行が図られ、所期の目的達成に向け努力されているかどうかを確かめるとともに、決算計数の分析を行い、財政運営の健全化について考察・検討した。実質審査です。

3番目に、審査の方法については、各会計決算書及び政令で定める書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明事情聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認めた監査手続を適用しました。なお、証拠書類につきましては、例月現金出納検査において毎月精査しているものです。

第2、審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、正確であると認められた。また、関連する事務処理や予算の執行はおおむね適正に執行されているが、時間外勤務手当において予算を超過する支出負担行為を行った結果、平成23年度分を平成24年度予算で支払っているものが認められた。地方自治法第232条の3では、支出の原因となる支出負担行為は、法令すなわち会計年度独立の原則または予算の定めるところに従ってこれをしなければならないとされているところ。なお、詳細については13ページで説明いたします。

2ページをおあげください。

審査結果の詳細につきましては、事前に資料を見ていただいていることと申しますし時間の都合もありますので、要点のみの説明とさせていただきます。

1 決算の総括、(1) 決算規模は2ページの表のとおりとなっておりますのでごらんをいただきたいと思っております。

(2) 決算収支、平成24年度の総計決算における歳入総額は242億8,800万円、歳出総額は235億9,100万円で、前年度に比べ7億2,000万円の減、形式収支は6億9,700万円となっている。翌年度への繰り越すべき財源を差し引いた実質収支の額は4億4,200万円の黒字。これから前年度繰越金を控除した平成24年度単年度の収支額は2億400万円の黒字となっています。平成24年度一般会計の形式収支が前年度と比較して14%増加しているのは、歳入で地方債及び繰越金が減額となったものの、歳出において庁舎建設費が大幅に減額となったためです。

(3) 市債の状況、本年度の地方債残高は前年度に比べ10億9,474万8,000円の減となっている。これは平成23年度に比べ償還額が増加したことと、香美市本庁

舎の完成や臨財債の借り入れを見合わせたことにより発行額が減少したためである。なお、この表の右下にあります約220億円という残額につきましては、いわゆる借金ですがこの中には合併特例債、過疎債、辺地債といった実質的に7割から8割が地方交付税として返ってくるものも含まれておりますので、決算書の283ページに貯金である基金積立金という項を書いておりますけれども、そこに約110億円の基金積立金がございます。この約220億円は先ほど言ったような理由で減額をいたしますと、約110億円とほぼ同額になると言えます。したがって、財政健全化判断比率での将来負担額はなく、比率の項が「－」で表示となっております。また後ほど見ていただきたいと思います

4ページに移り会計別に見てみますと、まず、2 一般会計ですが、平成24年度の決算状況は歳入総額156億5,619万9,000円、歳出総額は150億1,239万7,000円、9億2,465万円の減となっており、形式収支は6億4,380万2,000円となっている。翌年度へ繰り越すべき財源2億5,385万8,000円を差し引いた実質収支は3億8,994万4,000円の黒字となり、うち1億9,497万3,000円を地方自治法第233条の2ただし書きの規定により、財政調整基金へ積み立てることとなります。

(1) 歳入、歳入の構成ですが、自主財源と依存財源の構成比率は下の表にありますように、自主財源については市税が2,917万6,000円減少しましたが、歳入合計も減少したことから、歳入に占める割合は15.5%と高くなっています。依存財源については、全般的に減少したが地方交付税及び国庫支出金の占める割合は57.1%と依然として高い比率を占めております。

6ページに移りまして、款別の歳入増減表ですが、本年度の歳入は総額156億5,619万9,000円で、前年度比5.1%の減額となっている。これは地方交付税、県支出金は増加したものの市債、繰越金、繰入金が減少したためです。

5ページに移りまして科目別歳入決算状況ですが、平成24年度の一般会計の決算額は、予算現額164億2,345万6,000円に対しまして、調定額163億8,882万3,000円、歳入総額156億5,619万9,000円である。収入未済額は6億7,769万1,000円で、そのうち不納欠損額は5,493万3,000円となっています。

7ページの市税に移ります。

収入済額は24億2,992万5,000円で、前年度に比べ1.2%減少している。市税の約41%を占める市民税は、年少扶養控除の廃止による個人所得割が増加したものの電気事業者の減益により法人税割が減少し、現年度収入済額を前年度と比較すると0.3%減少しています。

また、市税の約50%を占める固定資産税は、評価がえに伴い減額となり、現年度収入済額を前年度と比較すると4.2%減少している。

軽自動車税につきましては微増、たばこ税は微減となっております。

平成24年度から新たに発足した南国・香南・香美租税債権管理機構での回収効果により、滞納分3,229万円が徴収できている。なお、同機構での徴収総額は国保税も含めまして6,037万8,000円となっております。市民税等の収入実績は次ページに示すとおりです。

(イ)の地方交付税ですが、収入済額は74億1,613万9,000円で、前年度に比べ3.3%増加している。

(ウ)の国庫支出金、収入済額は15億2,467万2,000円で、前年度に比べ5.3%の減少となっている。

(エ)の県支出金、収入済額は14億4,310万8,000円で、前年度に比べ7.4%増加している。

(オ)の繰入金、収入済額は6,208万8,000円で、前年度に比べ75.3%、1億8,938万2,000円減少しています。これは庁舎建設基金繰入金の大幅な減少に伴うものです。

(カ)の諸収入、収入済額は2億9,221万7,000円で、前年度に比べ1.3%増加している。また、不納欠損が前年度に比べ4,345万3,000円増加していますが、これは時効成立によるもので、香美市の条例によりまして時効が成立したときは債権を放棄するとみなすという条例によりまして不納欠損処理をしたものです。

(キ)市債、収入済額は9億6,900万円で、前年度に比べ29.7%の大幅減となっている。これは消防庁舎建設等に係る消防防災施設整備事業債や学校の耐震化に係る義務教育施設整備事業債、学校給食施設整備事業債が増加したものの、庁舎建設事業債や臨財債、林道整備事業債、道路新設改良事業債の減少によるものです。

8ページのエ、収入実績につきましては、8ページから9ページに載せているとおりでありますが、市税について触れてみますと、下の表で見ていただくとわかりますように市民税、固定資産税の過年度の収入、本年度の平成24年度でなくってそれ以前の収入率がよくなっています。この結果、全体の収入率を押し上げていることがわかれると思いますが、これは先ほど触れました債権管理機構との相乗効果によるものです。担当者等からの聞き取りによりますと、債権管理機構から調査が入るということを知ると、すぐに窓口へ納めに来たという例も見られたということで、債権管理機構との相乗効果です。

ちなみに、市民税のところを見ていただきますと、平成23年度の過年分は収入率が16.3%であったものが倍近く、今年平成24年度は25.4%となっております。固定資産税にしましても16.7%が32.2%と大きく収入率が増加といえますかよくなっております。

9ページに移ります。

諸収入ですが、住宅新築資金等貸付金の収入率が前年度に比べ7.4ポイント減少している。これは昨年までありました繰上償還がなかったためです。また、今後の支払督

促や訴訟、抵当権の実行には、今まで非常に難しい案件のみが残っておりまして今後は収納課も大変ご苦労されることと思いますが努力していただきたいと思っております。

11ページの歳出ですが、歳出の構成、義務的経費は前年度を3億1,475万3,000円、4.4%上回っています。これは扶助費のうち障害者自立支援給付費と生活保護扶助費、公債費の増加が大きく影響しているところです。また、投資的経費は普通建設事業費で庁舎建設の完成に伴い減少している。その他の経費では、土地改良区事業費補助金が増加したものの施設等整備基金積立金が大きく減少したため減額となっています。

13ページに移ります。

(ア)の総務費ですけれど、支出済額は前年度に比べ26.9%、7億2,882万8,000円減少している。これは主に新庁舎建設事業及び施設整備基金積立金が大幅に減少したことが原因となっております。

なお、冒頭に述べました地方自治法に抵触することとなった原因は、事務量が多く時間外勤務が恒常的に行われている課があり、週休日の振りかえもままならない状況の中で事務処理を誤り結果的に平成23年度分となったもので、適正に処理しておれば平成24年度予算で執行できたものであり、特に重大な誤りとは思っておりません。

また、衆議院解散、総選挙という特殊な事情があったとはいえ40日間1日の休みも与えず、この間220時間を超す時間外勤務を命ずるという過酷な勤務実態が見られました。これは「時間外勤務を命じる場合は、職員の健康及び福祉を害さないように考慮しなければならない」、また、「勤務日等が引き続き24日を超えないようにしなければならない」と規定した勤務時間休暇等に関する条例及び規則の趣旨に反するものです。事務量に見合った人員配置を行う等適切な措置をお願いします。

なお、この件につきましては、地方公務員法第58条第5項によりまして他の法律の適用除外等という項ですけれど、この規定によりまして裁量権は市長にありまして、労働基準監督署等から何ら措置を受けることはありません。

次に、(イ)の民生費ですが、支出済額は前年度に比べ6.7%増加している。これは介護基盤緊急整備事業費補助金や障害者自立支援給付事業、生活保護扶助費の増加によるものです。

(ウ)の農林水産業費につきましては、支出済額は前年に比べ4%減少しています。

(エ)の土木費については31.2%減少しております。

(オ)の消防費につきまして、支出済額は17.2%増加しています。これは消防庁舎建設事業、緊急用ヘリコプター離着陸整備事業等の増加が主な原因です。

(カ)の教育費につきましては28.7%増加しています。これは給食センター建設事業や小中学校耐震改修事業等がふえたことによるものです。

(キ)の公債費につきましては7.7%増加しています。これは庁舎建設事業に係る合併特例事業債の償還が増加したことによるものです。

14ページに移ります。

これから特別会計に入りますけれど、簡易水道事業特別会計、平成24年度の決算額は歳入総額5億2,793万円、歳出総額5億2,770万円で、形式収支は23万円の黒字となっております。しかし、一般会計から1億2,731万7,000円が基準外繰入金として補填されているため、実質1億2,708万8,000円の赤字決算となります。

4番の公共下水道事業特別会計、平成24年度の決算額は歳入総額5億6,683万5,000円、歳出総額は5億6,554万9,000円で、形式収支は128万6,000円となっている。翌年度へ繰り越すべき財源が78万6,000円あるので、実質収支は50万円の黒字となっておりますが、一般会計から1,710万5,000円が基準外繰入金として補填されているため、実質1,660万5,000円の赤字決算となります。

16ページの特定環境保全公共下水道事業特別会計ですが、これは美良布地区の下水ですが、実質983万1,000円の赤字決算となっております。

続きまして、18ページの農業集落排水事業特別会計に移ります。

逆川地区の下水は、平成24年から供用が開始され84戸中49戸が加入しており、下水への接続率は57.65%となっております。形式収支は1万8,000円のプラスとなっておりますが、一般会計から1,572万2,000円の基準外繰入金が入っているため、実質1,570万4,000円の赤字決算となります。

7番の国民健康保険特別会計につきましては、平成24年度の決算額は歳入総額37億5,939万1,000円、歳出総額は37億5,344万円で、翌年度へ繰り越すべき財源がないため形式収支、実質収支ともに595万2,000円の黒字となり、うち297万6,000円を地方自治法第233条の2ただし書きの規定により、国民健康保険財政調整基金へ積み立てることとなります。なお、国民健康保険財政調整基金の残は3月31日で約4億2,957万8,000円となっております。

20ページをごらんいただきたいと思います。

20ページから22ページにかけては、介護保険特別会計（保険事業勘定）、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）、10番の後期高齢者医療特別会計について載せておりますが、この3特別会計につきましては高齢化が進む中で歳入歳出とも年々増加しておりますが、これは高齢者がふえてこの介護保険なり高齢者医療に入っている方がふえたということが原因で、特に事業の内容によってどうこうなるものではありませんのでご理解をいただきたいと思います。

それから、23ページの11、財政構造の弾力性等について説明いたします。

平成24年度は経常収支比率や公債費比率がわずかに悪化していますが、この比率につきましては、市独自の努力といいますか外部要因の効果によるものが大きく、今後も国政の動向等に注視しながら財政の健全化に努力していく必要があると考えられます。

以上を監査で見せていただきましたことの総括、むすびとして、平成18年3月の合

併から7年が経過し、普通交付税、国庫補助金、合併特例債、県補助金の優遇措置を受け新庁舎・保育園などが完成し、消防庁舎・給食センターの用地も確保され、その他諸事業も円滑な推進が図れている。

平成24年度の主な実施事業は、限られた財源の中、国や県の補助事業を有効に活用しながら消防庁舎建設等の防災対策基盤整備、小中学校の耐震改修事業、給食センター建設事業、学力向上等教育の充実、地域に根差した産業の育成、少子化・高齢化対策を含めた地域福祉施策などが実施されました。平成24年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入総額242億8,800万円、歳出総額235億9,100万円、差し引きは6億9,700万円の黒字となっています。会計相互間の繰入金や繰出金を除いた純計では、歳入総額は228億8,900万円、歳出総額221億9,200万円、前年度と比較すると歳入総額は7億1,000万円、歳出総額は7億7,300万円、それぞれ縮小した決算となっています。今後の財政運営に当たっては、香美市振興計画に基づき各施策・事業の緊急性、必要性、重要性等も見きわめた上で、限られた財源の重点配分と効率的、効果的な支出を図られることにより、よりよい市民サービスの提供とさらなる福祉の向上に努められたい。

最後に、厳しい状況下にあっても、本市の将来を見据えた安全・安心で活力のある社会の構築に向け、持続可能な財政運営の推進に一層努力されることを期待してむすびといたします。

続きまして、香美市水道事業会計。お手元にこういった資料が届いておるとお思いますけれども引き続き説明させていただきます（資料を示しながら説明）。裏表紙から手前に5枚めくっていただきますと、平成24年度香美市水道事業会計決算審査意見書というページがございます。下のほうのページに監査1と書いたところです。

第1、審査の概要ですが、審査の対象は平成24年度香美市水道事業会計決算報告書、審査の期日または期間ということで、平成25年7月26日と29日の両日行いました。審査の場所、香美市役所、監査委員事務局。審査の内容、決算審査に当たっては、決算書類が関係法令にのっとって作成され、水道事業の経営成績、財政状況を適正に示しているかどうかなどの形式審査と経営分析、内容が適正であるか等の実質審査を行った。また、公営企業の経営の基本原則である企業の経済性と公共の福祉の増進については特に留意して審査しました。

2ページに審査結果を載せております。

形式審査、決算書類は関係法令にのっとって作成され、経営成績や財政状況を適正に示しているものと認めます。

実質審査、実質審査の内容につきましては、最後4ページのむすびを先に見ていただいたほうが内容がわかりやすいと思いますので、先にむすびのほうに触れさせていただきます。監査4ページと書いたところをおあけください。

3のむすびとありますけれども、水道料金システム構築については、既存のシステムの

契約期間が切れたことにより新たに構築したシステムの費用であり、単年度経費ではあるものの今後5年、10年といった長期にわたって利用するものであり、繰延資産的な性質もありますが、これが単年度の支出増、支出悪化に影響を与えています。また、建設仮勘定の除却につきましては、平成4年当時は将来の人口増加、未給水地域への給水など水需要の増加が想定され、新水源確保が急務と考えられておりました。新水源調査に着手し、調査費用は新井戸完成までの間資産科目である建設仮勘定に一時的に計上されていた。しかし、情勢の変化によりまして平成12年度から人口が徐々に減少し、また節水意識が浸透したこともあり各家庭への給水量が年々減少し、現在においては新水源の確保が必ずしも急務とは言えなくなったこともあり、調査から10年以上経過し、資料としての信頼性が乏しくなったものについては今回建設仮勘定からの除却処理を行ったもので、外見上は大きな単年度損失が出ているが実質的に経営状況が大きく悪化したものではありません。

なお、決算報告書の1ページの予算額でちょうどこういうページになりますけれど、ここちょっと赤く塗った場所、ここを見ていただきたいと思っておりますけれど（資料を示しながら説明）。見ていただくとおわかりになりますように、予算額が約2億1,496万円、使ったお金、決算額が約2億2,900万円と予算を超過したことになっております。これにつきまして説明をいたします。

先ほど言いましたように、予算額は上回っておりますが、これは先ほど述べましたように建設仮勘定の除却ということが原因でございます、現金の支出を伴わない経費であります。現金の支出を伴わない経費につきましては地方公営企業法で認められた適正な事務処理となっておりますので、特にこの処理につきましては問題がありません。

ここで監査2ページの実質審査に戻っていただきたいと思っております。

実質審査ですが、年度比較分析をいたしました。前年度との比較ではA比較損益計算書、収益に関しましては大きな変動があったのは他会計負担金で、これは先ほど触れました上下水道料金システム構築の費用に係る簡易水道及び各下水道会計、同じシステムを使う関係でそちらからの負担金が水道に回ってきたためです。営業収益は形式的にふえておりますが、負担金を除いた収益は減っております。また、営業外収益も減少しており、実質の収益は減少しております。費用につきましては、最も大きな変動があったのは先ほど言いました資産の除却で、6,032万2,000円を除却したために大きな損失が出ております。

次、総係費ですが、これも先ほど触れましたように水道料金システムの構築によるもの。また、配水及び給水費も大きく変動しており、これは施設の老朽化に伴う緊急修繕によるものです。

以上のことから、費用は66.73%増大しており、平成24年度の経営に係る費用でないその他特別損失を除外しても実質費用は増加しております。

cの経常利益・純利益・各種指標につきましては、前年度繰越利益いわゆる繰越金を

除き全ての数値が悪化しております。これは費用が増大したことによります。

監査3ページの比較貸借対照表で注視していただきたいのはcの資本です。昨年度は7,258万9,343円の未処分利益剰余金がありましたが、本年度平成24年度は一転しまして122万7,434円の欠損金が発生しています。これは主に新水源に係る資産の除却によるものです。また、補償金の増については、下水道工事に伴う水道管布設がえによる下水道事業特別会計からの補償金です。あとdの項の各種指標で総資本回転率を除く全ての数値が悪化しており、中でも流動比率、当座比率の低下が著しく、類似団体の平均数値を下回っています。これも先ほど述べました資産の除却によるもので、平成25年度以降は改善される見込みでいます。

監査4ページに移りまして、直近5年間の推移ではcのところに各種指標ということで、各種指標が悪化しておりますが先ほど説明したとおり一時的なもので、特に問題はないと思っております。

それから、Bの業務量の推移ですが、業務量については大きな変動はないものの有収水量率、いわゆる水源から送った水と家庭が使った水の差、比率ですけれど、平成22年度に大規模な漏水修繕を行ったことにより一時的に改善が見られましたけれど、有収水量率が前年度比で1.3%低下し、結果として供給単価を押し上げる一因となっております。

次に、むすびですが、先ほど説明いたしましたので最後の2行についてお願いをしておきます。新水源の調査、漏水対策、施設の耐震対策など香美市水道事業の基本計画の変更等も視野に入れ、効率的な経営をお願いしてむすびとしたいと思います。

続きまして、工業用水道事業、こういった資料で説明させていただきます（資料を示しながら説明）。裏表紙から2枚めくっていただきますと審査結果ということで書いております。

審査の概要等につきましては、水道事業とほぼ同様ですので省略をさせていただきます。審査の結果について説明いたします。

決算諸表について、審査に付された決算諸表は、工業用水道事業の財政状況を適正に示しているものと認めます。

今後の動向とむすび、高知テクノパーク工業団地は、高度技術工業や先端技術産業などの県外企業や隣接する高知工科大学と共同研究を行う県内企業を誘致し、新たなリーディング産業の育成を図る役目を担っている。しかしながら、平成19年度以降給水実績がなく、事業費用のほとんどを他会計、一般会計から繰り入れる厳しい状況となっている。

合併してから今年で8年目になるわけですが、この間の給水収益は平成18年度に38万3,600円があったのみで、一般会計から1億円を超す繰入金で経費が賄われているのが現状です。また、今後も毎年1,500万円程度の繰入金が必要と見込まれていることから、テクノパーク工業団地という特殊事情はあるものの、給水需要が見

込めない現状では廃止も含めた何らかの対応が必要ではないかと考えられます。

次に、財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査でございますが、お手元に資料は届いておりますでしょうか。簡単に説明させていただきます。

各比率及び算定書類はいずれも適正に作成されております。

内容について触れてみますと、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計等の普通会計全てについて赤字はありませんので横棒で表示してございます。実質公債費比率は財政当局の努力によりまして11.7%と、これが始まった平成21年度に比べますと20%改善されております。将来負担比率につきましては、一般会計で説明しましたとおり市債と基金積立金がほぼ同額ということで、将来負担比率はありません。また、別のページですが資金不足比率につきましても水道事業会計から下のほうの農業集落排水事業特別会計まで6会計全てに資金剰余金がありまして、資金不足はありませんので率のところは空欄となっております。

以上で決算審査の意見の説明を終わらせていただきます。お聞き苦しい点もあったと思いますが、ご静聴ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 監査委員の説明が終わりました。

以上、複雑多岐にわたる一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算審査意見書並びに財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について説明をしていただきました。そのご苦勞に対しまして一同にかわり敬意を表します。まことにありがとうございました。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、諮問第1号及び諮問第2号につきましては、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

これから、日程第27、諮問第1号及び日程第28、諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町中野111番地2

氏 名 井 上 俊 一

生年月日 昭和19年5月10日

平成25年9月4日提出、香美市長 門脇槇夫
続きまして、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定
により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町1998番地5

氏 名 高 橋 梅 尾

生年月日 昭和15年6月13日

平成25年9月4日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由は議案細部説明書のとおりです。

また、お手元に参考資料をお配りしておりますのでごらんください。よろしくお願
いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6
項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

これから、諮問第1号を採決をいたします。

本案を原案のとおり適任することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よっ

て、諮問第1号は、原案のとおり適任といたしました。

次に、諮問第2号を採決をいたします。

本案を原案のとおり適任することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よっ

て、諮問第2号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の会議は9月10日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

（午前10時39分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 5 年 9 月 1 0 日 火曜日

平成25年第3回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成25年9月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月10日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	片 岡 守 春
4 番	利 根 健 二	1 5 番	竹 平 豊 久
5 番	濱 田 百合子	1 6 番	島 岡 信 彦
6 番	山 崎 晃 子	1 8 番	竹 内 俊 夫
7 番	爲 近 初 男	1 9 番	前 田 泰 祐
8 番	千 頭 洋 一	2 0 番	山 本 芳 男
9 番	織 田 秀 幸	2 1 番	比与森 光 俊
1 0 番	小 松 紀 夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 1 番	依 光 美代子		

欠席の議員

1 7 番 石 川 彰 宏

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	岡 本 明 弘
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	佐々木 寿 幸
総 務 課 長	山 崎 綾 子	林業事務所長	久 保 和 昭
政策企画財政課長	山 中 俊 明	建設 課 長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	高 橋 由 美	上下水道課長	岡 本 博 章
管 財 課 長	柳 本 隆 司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	丸 内 一 秀	《物部支所》	
税 務 課 長	野 島 恵 一	支 所 長	小 松 清 貴
収 納 課 長	前 田 哲 雄	地域振興課長	和 田 隆
ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成25年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成25年9月10日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 8番 千 頭 洋 一
- ② 4番 利 根 健 二
- ③ 2番 矢 野 公 昭
- ④ 19番 前 田 泰 祐
- ⑤ 1番 有 元 和 哉
- ⑥ 9番 織 田 秀 幸
- ⑦ 21番 比与森 光 俊
- ⑧ 16番 島 岡 信 彦
- ⑨ 5番 濱 田 百合子
- ⑩ 3番 山 崎 眞 幹
- ⑪ 12番 山 崎 龍太郎
- ⑫ 14番 片 岡 守 春
- ⑬ 6番 山 崎 晃 子
- ⑭ 13番 大 岸 眞 弓
- ⑮ 7番 爲 近 初 男

会議録署名議員

14番、片岡守春君、15番、竹平豊久君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。17番、石川彰宏君は、入院のため欠席という連絡がっております。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） おはようございます。8番、市民クラブの千頭洋一でございます。議長の許可をいただきましたので平成25年第3回定例会において、通告に従いまして一問一答方式で質問をいたしますが、質問に入る前にちょっとお話しておきたいことがあります。

一昨日の早朝、2020年夏のオリンピック並びにパラリンピックの開催都市が東京に決定されました。まことにめでとうございます。招致活動にご尽力された方々の情熱と努力に敬意をあらわすとともに、新たな日本経済の起爆剤となることを願っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、自転車の安全教育の徹底と高齢者支援事業の2項目について質問をいたしますので誠意あるご答弁をよろしく願いをいたします。

まず、第1点目でございますが、自転車の安全教育の徹底についての質問をします。今年も今月の21日から30日まで秋の全国交通安全運動が始まりますが、今年の7月5日の新聞には目を疑うような記事がございました。皆様も見られたことと思いますが、その内容は神戸地裁が自転車事故で母親に9,520万円の支払いを命ずる判決が下った記事であります。神戸市北区で、今から5年前平成20年の9月に当時小学校5年生の男の子がマウンテンバイクに乗って当時その62歳の女性と衝突、その女性は頭を打ち寝たきり状態になったということでございます。その家族と保険会社は1億5,000万円の損害賠償を求めて裁判を起こしました。その判決が、神戸地裁では男の子の前方不注意が原因と認定した上で母親に9,520万円、内訳としては女性の家族に3,520万円、保険会社に6,000万円の支払いを命じました。母親は危険な運転ではなかったと主張しましたが、男の子がヘルメットをかぶっていなかったことや時速二、三十キロのスピードを出していたことから、母親に親として十分な安全指導が奏功していたとは言えない、監督義務を果たしていないということで主張は退けられた判決でありました。このような事例から学校での安全教育について問うものであります。

まず、第1点目でございますけども、本市の自転車事故の件数と現状について質問をいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） おはようございます。

千頭議員の自転車事故の件数及び現状についてというご質問にお答えします。

まず、これは香美署管内のことですが、平成24年度におきましては人身として12件、それから、平成25年度におきまして現在まで人身として10件となっています。それと同じく平成25年度現在まで学校で把握している件数につきましては、小学校1件、中学校3件です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） この件数等を私もちよっと香美署のほうで調査をしてきました。先ほど教育次長から答弁がありましたように、人身事故では今年の1月から8月までに10件、それから、昨年度平成24年度は12件ということでございます。そのほかに物損事故が今年の1月から8月までに26件、それから、昨年度平成24年度には34件、このような状況でございます。その中でも物損では小学校が3件、中学校が2件、高校が3件と一般の方が18件の26件、人身事故では小学校1件、中学校1件、高校1件と一般の方7件と10件、そのような形でこれは香美署に取り上げられた件数であります。実際にはまだ警察にも届けてないその他の件数も多々あるんじゃないかなとこう思うように考えますが、今まで自転車事故といったら比較的大目に見られておりましたんですね。例えば、自動車と自転車が事故を起こしても、よほどでない限り自転車が悪くなるようなことは余りなかったような気がします、道路交通法上では自転車も軽車両の中に入っておるわけでございますので、結果的には対等な自己責任があるかということでございます。先ほどの神戸地裁の判例その他いろいろ見ますと、かなり高額な賠償責任が今要求されておる現状でございます。こういったことでございますので、学校におきましてもいろいろと自転車の安全についてはさらに教育徹底をお願いをしたいということでございます。

次に、2点目に入りますけども、その児童とか生徒に対する学校での安全教育の実施状況、これについてお伺いたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

全ての小学校におきまして交通安全教室を1学期4月、5月の間に実施済みでございます。さらに、3年生から6年生につきましては自転車教室もあわせて実施しております。また、中学校におきましては、大栃中学校の自転車通学が少なく5名ということで、全体指導でなく該当者に個別で指導しております。また、鏡野中学校、香北中学ともに1学期に自転車の実技指導を含む交通安全教室を実施しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 今のご答弁ですとそれぞれの小学校、中学校等で実施しているといったことですが、この前資料でいただきました香美市の交通安全対策推進会議、この中にも香長小学校の事例を今度9月30日にやるといった形で出ておりました。香長小学校の交通安全教室で「我が家の交通課長」と題して小学校6年生に交通事故防止の推進役という形で取り組んでいること、こういったことは非常にいいことだと思います。

確かにこういった小学校、中学校で安全教室を実施しておるわけですが、なかなか実際今度家庭に入った場合には、なかなかそれが周知徹底されていないのが現状じゃないんだろうかなとかように考えております。このことについての考えがあればお伺いしたいと思いますけども。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

基本的に学校等で我々が安全指導をする場合は、学校の1つの行事としてやっております。ただ、その際につきましても子どもたちはそれに触れているいろんな部分を経験し覚えていくわけですが、お家に帰られて保護者の方にもやっぱり関心を持っていただかないと、先ほどご紹介いただきました神戸地裁のケース、これはあくまでも保護者責任になります。学校責任じゃないわけです。そこのところがこの判決が1つの契機になって交通安全思想が広がればというふうに考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 安全教室の徹底をさらにお願ひするところでございます。

次、3点目に移らせてもらいますけども、先ほど言われました学校等でのその安全教室、これに対してその内容でございますけども自転車の点検整備、そういったものも実際何かされているということをお聞きしましたが、その整備の状況、そういったものがもしおわかりであればお願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。点検整備の状況でございますが、まず、小学校におきましては、自転車教室にあわせまして市の自転車組合の方々にご協力いただきまして点検、修理、整備が必要な箇所を書き出して、それを保護者のほうへ整備を促すというふうなことをしております。

また、中学校におきましては、生徒会活動の生徒委員会等で自転車を定期的に点検しております。整備不良の場合は指導を行い家庭への働きかけをしているというのが現状でございます。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 小学校では点検をし、その結果を整備については保護者に連絡をしているといったことでした。

自転車のその整備というんですか、その中で本当にいいものは1割程度しかないと、あとは何らかの形で修理をお願いせないかんという形で、子どもを通じて保護者のほうにも連絡をしておるようでございます。どんな内容かという、ブレーキのききが甘いとか、それからベルがついてないとか、ついててもそれが壊れているとか、それから反射鏡が取りつけてないと、そういったことのようにございまして。点検で不良箇所を指摘しましてもほとんどの方はもうそのままの状況であると。まず、要修理しなきゃならんということで連絡をもらっても、保護者としても大して気にしてないといったようなことではございますが、この保護者に対してのまた先ほど神戸地裁のほうにもありましたように監督責任も出てくると思いますので、そのあたりの周知徹底の考えはどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。ご指摘のとおりでございます。

確かに自転車の点検につきましてはブレーキ、それからランプ等につきまして点検しておるわけではございますが、かえられまして不備な車両につきましても保護者のほうでできれば点検済みとかそういった分をもらえれば本当にありがたいと思います。ただ、その分につきましては学校だより等でまた啓発していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 学校だより等でその修理の徹底をひとつお願いをしておきたいと思っております。

先ほど1問目でご紹介しましたその交通事故の裁判から、今現在非常に多くの自転車保険、私も余りその自転車保険があること自体が余り知らなかったですけども、いろいろ調べてみましたらTSマーク自転車保険とか個人賠償責任保険とかいろいろ各損保会社なんかであるようではございます。いざというときのためにも、また最低でも他人に迷惑をかけないように損害を賠償する保険に入ってほしいということでございまして、ぜひまたその点は学校だより等でお願いいたします。

これで第1項目めの学校等での自転車の安全点検等についての質問は終わりました、次に2問目に移らせていただきます。

2問目は高齢者支援事業について質問をします。過疎、少子高齢化が進む中で、安心して日常生活ができる事例として高齢者支援事業が過日新聞報道でされまして、その点につきまして問うものでございます。

1つ目として、中山間集落の高齢者や障害者世帯を対象に食料品や日用品の注文配達サービスと同時に、見守り活動を商工会等に業務委託して高齢者の支援事業を展開しているという自治体が県内で4市町村あると新聞報道がございました。商店の売り上げ促進、買い物難民、独居老人の見守り、安否確認等有効な手法と考えますが、本市もこの

ような高齢者支援事業の実施についてはどうかお伺いするものでございます。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） おはようございます。

千頭議員の高齢者の支援事業、注文配達等、見守り活動も含めての事業をとということでございますが、これにつきましては、以前に高齢者の支援事業ではありませんが物部地区の移動販売の実態を調査したのがあります。物部町の1軒のお店の移動販売の実態を調査したのですが、物部地区の約半分から3分の2の地域を回っておりますが、以前から物部地区では移動販売が行われておまして、地域での販売場所では雑談を交わしながら皆さんが待っているという状況です。そのときに、地域の中でいつもの顔が見えなければお互いに気をかけたりとか、また、きょうはどこそこへ行っているとかいうような状況で地域が把握して、そのこと自体が住民同士の見守りにもつながっているという状況もあります。また、そうやって集まって話すことによって交流の場ということにもなっておって大変よい状況だとは思っております。

ご質問のありました注文配達サービスと見守り活動ということでございますが、以前にちょっと形態は違いますが一度郵便局さんのほうからも同様のお話がありました。そのときには商工会さんのほうともちょっと話も持ちましたが、商品カタログ等の作成とかいう形でいろいろ商店さんにも負担がかかるということで、実施がそのときには至っておりませんでした。今後実施していくとしましても、やはり商工会さんの協力ということは大変、大変といいますか協力なしには実施できませんので、独居世帯も増加します香美市におきましては、検討課題の1つだというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） この買い物難民解消ということについては、これ平成23年3月第1回定例会でも私はこの買い物難民対策について質問をしました。そのときには、南国市のほうの軽トラ市や空き店舗を利用した取り組み、そういったことの工夫を凝らすなど商工会や事業者ともに協議をしてまいるというような答弁もいただいたと記憶しておりますが、そのあたりで実際協議されたかどうかちょっとお聞きします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 先ほど申しましたように、郵便局さんのほうからお話があったときに一度協議を持っただけで、そのほかについてはちょっと協議を持っておりません。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 次の2点目にも大体関連してきますけども、こういった見守りとか注文の配達サービス、これは中山間地域の高齢者にとっては非常に喜ばしい事業であると思いますので、ぜひ何とかできるような方向で検討をしていただければと思います。

2点目に移りますが、先ほどの内容ともある程度関連しますけども、これも郵便局さんが高齢者世帯を訪問して安否確認や買い物を代行する生活支援サービス事業を今年の10月から6道県の一部の地域にある計103の郵便局で試験的に実施をしまして、平成26年4月からは順次拡大し、平成27年の4月より全国展開を目指すという新聞報道がございました。本市もこういったことに検討してはどうかということでございます。先ほどの1番目の質問とダブるかと思いますが答弁をよろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） この新聞報道のありました郵便局の事業につきましては、新たな事業展開を郵便局さんが図っていくということで実施されるようです。試験的ということでございますので、今後順調に行けば順次全国展開をということで、いずれ本県のほうにも事業を実施していくのではないかとというふうに思います。

この事業につきましては、会員制ということでございまして、郵便局さんと個人との契約というような形になろうかと思えます。安否確認を含めていろいろな事業を予定しておるので、本県でも実施ということになれば安心な生活やまた利便性の向上につながっていくものというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） この件につきましても、私は平成21年の6月第3回の定例会で郵便事業会社による地域サービスと題して質問しました。当時の企画課長は、本市の課題としてこういった部分には検討していく必要があるというふうに考えていると、事業化について検討をしたいという答弁でございました。

香南市は有料で郵便配達の外務員が75歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯を訪問して、生活での困り事などをお聞きし市に連絡すると、そういったことをしてたと答弁がございました。また、物部町では物部町の地域の一部で配達について安否確認や声かけするひまわりサービスを無料で実施をしているという答弁もございました。このひまわりサービスを物部町の一部でなくして中山間地域の高齢者宅なんかのおいでるところに拡大する考えはないかあわせてお聞きしたいと思えますけども。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 物部町のほうでひまわりサービスということで安否確認のサービスが行われておるということでございますが、済みません。ちょっと自分のほう勉強不足でよう把握しておりません。また勉強しまして検討したいと思えます。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 私も詳しくはこのひまわりサービスが今どんな状況になっているかっていうことはまだちょっと勉強不足であれですが、非常にいい制度で高齢者とか独居老人にとっては安否確認やら買い物の代行といった形で非常にいい手法ではない

かなと思いますので、ぜひ検討をよろしく願いしまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） おはようございます。4番、市民クラブの利根健二です。順次通告に従いまして一問一答方式で質問を行ってまいります。

まず、消防、防災関係機材の点検の項目でございます。

本市におきましても、地震等大きな災害に備えまして耐震化、各種備蓄、自主防災会の設立とか各業者との応援協定の締結等を含めて、各項目におきまして日々努力を重ねてきております。先日、災害復旧をちょっと視察をしてまいりましたが、現実的に大きな防災・減災事業につきましては予算も絡むことなので順次行うことになろうかと思っておりますが、ちょっとした日ごろの管理とかそういったことで被災時の影響が大きく変わってくるようになります。今回はそのほんの一部でございますが、気になっていることを質問をさせていただきます。

いざ大地震が起これば電力がストップして短くても数日間は復旧できないものと思われれます。そのために本市には震災時に備えまして数多くの非常用の発電機がございます。いざというときに問題なく始動することが必要なこととございますが、使っていない機械ほど始動しづらいとか壊れやすいとかということがございます。以下それぞれの管理、点検について質問をしてまいります。

まず、上下水道課が管理するポンプ用の予備発電機でございます。ライフラインのかなめでもあります上下水道の運用においては特に重要であるため、いざというときのために予備の発電機を用意してあります。例えば、上水道用の水源地の取水口から八王子の上にある貯水タンクへポンプアップをするようなモーターには予備の発電機を備えております。そのほかにも下水道等でいろいろと発電機を置いてあるということとございます。自分はそれについてはちょっと現物を見たことはございませんが、その中で燃料等については古くならないように入れかえをしていることは予算案でも確認をしておりますが、もちろんそのときに始動テストとかもしていると思います。それ以外でも定期的に発電機を回して動作チェックをしているのかをお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） おはようございます。利根議員ご質問のポンプに係る予備発電機の点検、管理の現状についてお答えします。

上下水道課管理の予備発電機は水道、下水道施設に9基を設置しています。内訳は、上水道施設に1基、簡易水道施設に4基、下水道施設に4基の合計9基です。発電機の点検、管理につきましては、始動状況、燃料漏れ、試運転などを専門業者に委託し毎月行っていますので、各施設の発電機の状態は良好です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。毎月ということで安心をいたしました。

これは実際停電が起こったときに稼働すると思いますけども、ポンプアップで上に多分それぞれ貯水タンクとかあると思いますので緊急に1時間2時間とか回らなくっても問題はないものと思いますが、稼働したときに間違いなく稼働している稼働ランプとかそういったやつの管理とかは、現場ではどのようなことで確認をするようになっておりますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

発電機の稼働状況は、上下水道課に設置してある中央監視システムで確認ができます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。安心をいたしました。

続きまして、2番目の項目であります消防本部及び消防分団の管理する機材についてお伺いをいたします。

ほとんどの機材につきましては日常の訓練の中で自然と点検、整備されているものと思いますが、通常使うことのない機材についても日々点検整備を行っていく必要があります。管理は万全かお伺いをいたします。これは所有者が消防本部ということになっておりまして、置いてある場所が分団とか支所とかそういったところに置いてあるものもあると思います。そういった日ごろ管理がやりづらいとか目につきにくいものが幾つかあるかと思いますが、その辺の管理も含めてよろしくお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 利根議員の消防本部及び消防分団の管理する機材（エンジン付投光機を含む）の管理についてお答えをいたします。

消防本部、消防署の管理する車両、機材等につきましては、車両の作動点検及び車両積載機材の目視点検を毎日実施、車両積載機材の作動点検は機材によって毎週1回、または毎月1回定期的を実施をしております。また、消防分団の管理する車両、機材等につきましては、分団により点検回数は異なっておりますが毎月1回から3回定期的を実施をしており、いずれも異常等があれば速やかに対処をしております。

ご質問にありましたエンジン付投光機でございますけれども、現在、山田分団屯所に保管をしております。この発電機付投光機2台につきましては、消防団の操法訓練用に整備をしたもので、現在のところ緊急時の使用を想定していないため定期的な点検は実施しておりません。

ご質問にありましたように、若干その管理につきましては不十分なところもありまして、これまでにも正常に作動せず急遽修理に出したこともありますので、今後は定期点検を実施して適正に管理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 続きまして、3点目の防災倉庫にあるエンジン発電機でございます。

宝町の防災倉庫には新品の発電機が数台置いてあるようでございます。なかなかその新しいとちょっとしばらく回してエンジンにオイルを回すとかいろいろ自分も詳しいことはわかりませんがあると思いますけども、これについてのどれぐらい、ならし運転と言うがですかね、そういうのも含めまして管理、点検はどういう状況なのかをお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 利根議員のご質問にお答えいたします。

防災倉庫にはまちづくり推進課が管理する発電機が4台、そして健康介護支援課が管理する発電機が3台、そして自主防災組織への貸与のための発電機が13台の合計20台が現在保管されております。そのうち健康介護支援課が管理する3台と自主防災組織貸与品の13台は新品の状態で保管されております。残る4台につきましては、災害時の県及び本市の防災行政無線の非常電源も兼ねておることから、年2回の保守点検時に専門業者による始動確認及び不定期ではありますが職人による始動確認を年数回実施しておるような状況でございます。新品の状態で発電機につきましては、まだガソリン等を通しておりませんので、全くさらの状態に保管しておるといような状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） その年2回とその間不定期ということはわかりました。あと、その新品というのは結構物っていうのは新品のときに壊れている確率が一番高いというか電気製品なんかは特にそうながですけども、そういうこともありますので新品も一度出して、ちょっと回してみてもその動作確認をしていっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。自主防災組織に貸与する時点では、そのときに一旦エンジンをかけまして、それで始動の確認を行っておるような状況でございます。全くの新品につきまして、1回ガソリンを通しますと確かに新品の時点での不備ということも考えられますが、その間全ての発電機におきまして定期的な点検が必要になってきますので、始動を貸与時等にこれからも点検といいますか始動確認をしていくような形をとらせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） わかりました。そしたら、4番のほうへ移ります。

その他本庁、支所にあるエンジン発電機でございます。自分が目にしてきたところだけ質問してまいりましたが、ほかにも本庁、支所を含め、もしかしたら教育施設等にも非常用の発電機があるかもしれません。そういったものの管理についても同じような質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。利根議員のご質問にお答えします。

各庁舎、各教育施設に設置している8基の非常用自家発電装置の点検は四国電気保安協会に保安管理業務委託をしており、2カ月に一度試運転を行い、点検結果の報告書を提出していただき運転状況を確認しています。

防災関係の発電機は香北支所に3台、物部支所に2台、各小中学校に12台設置しています。また、医療介護用として山田小学校に2台、保健福祉センター香北に2台、大栃診療所に1台、開発センター物部に1台、計6台設置しています。

発電機の点検、管理の状況につきましては、大部分の施設は2ないし3カ月に一度定期的に発電機の始動点検、燃料の補給を行い、管理簿に記入し管理を行っていますが、一部の施設ではエンジンが始動しなかったという事例も聞いています。改善点といたしましては、各施設とも管理責任者、点検要領を定め、点検日を決めて定期的、計画的に始動点検を行い、現状を管理簿に記録することを徹底し、仮に故障していると判断した場合にはすぐに修理に出し、非常時に使用できるよう万全にしておくことが大事ではないかと考えています。また、点検は一部の職員に任せず、非常時に備え多くの職員が日ごろから点検と取り扱い方法の習熟に努めることも大事ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 完璧なお答えをいただきましたので次へ参ります。5番目でございます。

自主防災会が所有、管理するエンジン発電機やチェーンソーへの啓発というノウハウながですけれども、各防災会には当初において発電機を配備しております。また、独自にエンジンチェーンソー等を購入している防災会なども数多くございます。もちろん管理は各防災会が行うわけですが、全ての防災会が取り扱いのノウハウを持っているわけではございません。これは自分のところの防災会でもそうなんですけど、よそでもたびたび、たびたびと言うほどでもないですけど始動に手間取ったりとかいうことを見かけております。例えば、燃料とかオイルには使用期限があるので定期的に入れかえるとか、エンジンをとめるときには燃料コックもちゃんと閉じておくとか、これはこの前実は今田課長に教わったがですけれども、燃料コックを閉じてからもエンジンをちょっとしばらく回してエンジン内の燃料を空にしておいたら今度かかりやすいというか、そういったちょっとしたノウハウながですけれども、意外とこれは知らないというかそういうことになっております。その他にもいろんなノウハウが自主防災会向けに、いうたら

会合のときにでもプリントして配ってみてはどうかということでございます。既に各家庭用には、民間企業と応援協定した関係でございますが家具転倒防止などのノウハウを広くもう既に広げていっておりますので、そういった同じような感覚で各家庭というよりは、まずはその防災会単位でございますが進めていくことが可能じゃないかと思いません。

少ない電力であっても電源を各防災会で確実に管理できるということは、夜間の被災時の救助のライトアップはもちろんでございますが、昔から多くある井戸の活用においてそのポンプアップが確実にできるということになります、水が。一番大切なライフラインであります水を確保できるということはとても大切なことでございます。

先日の防災訓練におきまして古井戸にバケツを入れてくみ出す訓練をした防災会もございますが、このときはなんか井戸が枯れ井戸やったらしくてバケツを掘り込んだらカランと音がして全然水が上がらんかったということも聞いております。こういった手法も訓練の中では水対策として有効な手段でございますが、通常ポンプアップして使われている井戸につきましては、ふだん水質検査もパスしている井戸も多くありまして、そのまま飲料用の生活水に利用できる水があります。こういった活動がスムーズにできるようにするためにもエンジン発電機の運用に支障があってははいけません。また、その燃料の備蓄も今以上に考える必要がございます。最近も大型というのか中型というのか浄水器が追加の整備をされまして、そういった水についての対策は進みつつありますが、水がある程度であります各自自主防災会単位で確保できるということは、避難所の混雑の解消にも少しでもつながるんじゃないでしょうか。特に夏場は大いに助かることではないかと思いますがいかがでございましょうか。安定した電源供給をするということであるんなメリットが出てくると思いますが、その管理のためにぜひこういったノウハウ集みたいなのを配っていただきたいと思っておりますがよろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

自主防災組織には、資機材整備時に本市から発電機1台を貸与しております。エンジンを動力とする機材につきましては、使わずに放置すると燃料の腐敗やキャブレターの詰まり、またマフラーに昆虫が巣をつくることによる排気詰まりなどさまざまな障害が発生するおそれがございます。そのため、貸与時には定期的な始動確認をお願いするとともに、防災訓練のみならず自治会活動等においても活用していただくようお願いをしておるところでございます。また、異常が見られた場合、ご連絡をいただければ代用品をお渡しするとともに市において修理をする旨をお伝えをしております。

防災用資機材につきましては、非常時に活用できなければ意味がございません。今後も訓練の実施とともに資機材の点検等についても定期的の実施していただけるよう重ねてお願いをしていきたいと考えております。また、その手法につきましても今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） そのほかにも行政のほう幅広い情報網を持っておりますので、今回の質問に限らずいろいろノウハウがありましたら積極的に防災会のほうにご通知というか広報をよろしく願いをいたします。

続きまして、次の項目へ移ってまいります。本市が関係するイベントにおける事故対応等についてでございます。

夏の暑さも終わりました秋の気配を感じるようになってまいりました。本市におきましても夏の間はいろいろとイベントが開催されました。若干のトラブルもあったようではございますが、大きな事故もなく無事終わったことは大変喜ばしいことかと思っております。

さて、他県のことではございますが、大変痛ましい事故が起こっております。それは皆さんもニュース等でご存じのことと思っておりますが、福知山市での花火大会でございます。事故対策本部によりますと、ちょっと古いデータでございます8月23日現在で把握している死傷者は64人、3名が全身やけどで亡くなり29人が入院、32人が通院しているとなっております。その後展開があっているかもしれませんが、8月26日時点の新聞報道によりますと、実行委員会が設けた事故対策本部は事故で亡くなった人の遺族と入院負傷者にそれぞれ5万円、通院負傷者に3万円の見舞金を支払うことを決めたそうでございます。

一方、補償問題は結論が出るまで時間がかかり長期化しそうだと報じられております。火元となった屋台が所属する露天商グループの賠償責任保険は、事故全体で上限1,000万円でございます。これではもちろん対応できないことでございますので、実行委員会が加入する花火大会賠償責任保険、これは1事故の補償は上限10億円、被害者当たり最大5,000万円が支給されるようになっておりますが、これの適用に向けて努力をしているということでございます。しかし、これも基本的には花火による事故を想定した保険で、実行委員会と露天商グループの過失割合などからも算定が難しく、結論が出るまでに時間がかかるということだそうでございます。

また、少し古い事故でございますが、2001年7月21日には明石花火大会歩道橋事故が発生しております。これは死傷者258人の大惨事でありました。この事故は兵庫県警察の警備体制の不備、事故後の対応が問題になりましてマスコミで大々的に報じられております。結果、9遺族が明石市、兵庫県警察、当時の警備会社のニシカンを相手に民事訴訟を起こしまして、2005年の6月に神戸地方裁判所が3者に合計5億6,800万円の賠償を命じまして、これが確定をしております。

そこで、本市も他人事ではないということで幾つか質問をさせていただきます。

本市、学校を含めてでございますが、本市が主催する催し事、イベントはどの程度あるのでしょうか。適正な金額の保険は掛けられているのでしょうか。例に挙げた2つの事

故は本当に想定外のところで起こっております。いろいろな場面を想定して不担保条項というのか免責条項というのかそっちのほうへ書かれるものだとは思いますが、そういうことは詳しくチェックしているのかをお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 利根議員のご質問にお答えいたします。

市が主催をしたイベント数につきましては、各課から急ぎ情報収集した範囲内の集計ですと学校、保育園以外では、公民館事業なども含めると180件以上になります。そして、学校では運動会、遠足など1校当たり年間10回程度。愛校作業、親子行事、バレーボール大会等のPTA活動も1校当たり年間10回程度開催をしております。

また、保育園では、運動会、夏祭り、愛園作業、バザーなどを全園合計しますと35回から40回程度開催をしております。市では全国町村会総合賠償補償保険に加入しております。市主催のイベントでの事故については基本的にはこの保険で対応することになります。しかし、事故の状況によっては保険の対象外となりますので、担当課におきましてはイベントの内容に応じて補償内容等を確認し保険を選定し、別途傷害保険等を掛けている場合が多い状況です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 総合賠償保険ですか。多分基本的にはその一々全部に細かいことを掛けることはできんと思いますので、事故率が高いと思われるものについて追加、個別で及ばないところへ掛けてると思いますけども。少なくとも事故が起こったときに、確実にけがされた方とかに補償ができるような多分その免責条項の確認とかを再度していただきまして、多分各校掛けておってもすき間とかがあると思うがです。ほんで突然免責条項に保険としてはなっていて、補償されんということは大変なこととかあるんで、その辺の確認、すり合わせ、すき間がないようにお互いちゃんと確認を一つ一つ、大変な事務作業になろうとは思いますが、いざなつたときのことを考えてその辺を再度すり合わせを一度していただいたらと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。おっしゃられましたように、その保険対象外となるすき間というのは、なかなか完全にそのすき間を防ぐ保険で対応ということは非常に難しいとは思っておりますけれども、限りなくそういったものを少なくする努力は担当課においてしなければなりませんので、やはり今回の福知山の大きな花火大会の事故、ああいうふうな事故がなかなかあれほどの事故というのは想定もしたくないし、実際はそんなに起こり得るものではないかとは思いますが、さまざまな場面を想定して担当課においてはやはり一番いい傷害保険を選定していただくような努力はしていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。なかなか細かく大変な作業になると思いますが、その辺はよろしく願いをいたします。

続きまして、2番目の実行委員会形式であります。本市が事務局を持っているイベントはどの程度ありますでしょうか。それも同じように適正な保険が掛けられているか、いろいろな場面を想定してその免責条項とかその辺の管理もしているのかをお伺いをいたします。これは実質事務局を持っているということで、半分行政が主催みたいなものと自分としては考えておりますので、何か起こったときはかなりの責任が来るんじゃないかと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 実行委員会形式によるイベントの中で、産業振興課のほうで事務局を持っております土佐山田まつりについて答弁させていただきます。

こちらにつきましては民間の保険会社で傷害保険2つと賠償責任保険を掛けております。

まず、傷害保険では、来場者へのもので2,000名を対象といたしまして死亡・後遺障害で50億円、これは1人当たり250万円。入院が600万円、1人当たり3,000円。また通院で300万円、1人当たり1,500円の補償内容となっております。

別途、踊り子、スタッフ、800名を対象といたしました傷害保険ですが、これは祭りの当日の朝7時から、翌日片づけの終わる午後7時までの2日間限定でございまして、死亡・後遺障害で40億円、1人当たり500万円でございます。それから、入院が240万円、1人当たり3,000円、通院120万円、1人当たり1,500円の補償内容でありまして、特約といたしまして往復途上の障害補償特約が含まれております。

また、これとは別個に賠償責任保険といたしまして、祭り、花火に関しまして身体・財物に対する保険といたしまして1事故につき身体2億円、これは1人当たり5,000万円となっております。また、財物1,000万円の保険契約をしております。これらにつきましては、特に免責、不担保の条項は記載をされておられません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 利根議員の質問にお答えします。

香北支所地域振興課で事務局を持っております川上様夏祭りでは、民間の保険会社で傷害保険と賠償責任保険を掛けております。

まず、傷害保険につきましては、少年相撲及び力自慢の参加者、スタッフについては、祭りの前後3日間を対象とした死亡・後遺障害、入院・通院保険の契約となっております。契約件数は4件で206名分、14億円の傷害保険で往復途上障害補償特約が含まれてございまして、保険料は3万3,726円となっております。

賠償内容でございますが、スタッフに関しましては、1人当たり死亡・後遺障害が9

00万円、入院1日につき5,000円、通院1日につき3,000円、それと往復途上危険担保が入っております。それから、相撲大会、力石かつぎ参加者につきましては、1名当たり死亡・後遺障害が500万円、入院1日につき3,000円、通院1日につき1,500円となっております。

また、賠償責任保険につきましては、祭り全般に関し賠償責任が発生した場合の保険で、対人・対物に対する契約で1名につき1億円、1事故につき5億円の保険であります。保険料は3万7,600円で、川上様夏祭りに関しまして傷害保険等の合計保険料は、3日間で6万9,547円ということになっております。

適用される約款、不担保特約とかにつきましては、内容を確認した上で入っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） 利根議員の実行委員会形式のイベントにおける事故対応等についてお答えいたします。

まず、物部支所地域振興課が実行委員会事務局を担当し物部町内で開催している催事、イベントは、奥物部湖湖水祭と香美市物部町火鎮祭相撲大会の2行事です。現在の保険対応状況と今後の対応で述べさせていただきます。

最初に、奥物部湖湖水祭の保険対応としては、まず1つとして、灯籠づくり参加者が対象の傷害保険、2番目に、当日の踊り子や祭りスタッフを対象とした傷害保険、いずれもレクリエーション保険です。3つ目に、当日入場者の事故に対応する施設入場者傷害保険、4つ目に、祭りでございますが踊り、花火、露天商の事故、夜店の事故も含む祭りの入場者を対象とした施設入場者賠償責任保険の4タイプで対応しております。それぞれ死亡・後遺障害、入院、通院の補償がございます。

次に、火鎮祭相撲大会は役員、係員、選手を対象の傷害保険のみで、入場者傷害保険及び賠償責任保険には入っておりません。ただ、大会会場への往復途上の危険も担保されております。火鎮祭相撲大会においては、今後は保険会社と協議の上賠償責任保険、傷害保険については対応を考えております。ただ、賠償責任保険につきましては、入場者の特定ができることが保険適用の条件であります。出入り口が数カ所もあるような場合は除外される場合がありますので、今後保険会社と協議しながら対応したいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。保険の金額等につきましては、自分が想定している金額よりも十分な金額が掛かっているということは教えていただきました。

1つ心配するがは、その不担保条項なのか免責条件なのかわからないんですけども、あくまでもその実行委員会がある、裁判になるのかどうか知りませんが、責任分に

対する保険ということで、多分例えばプロの業者が入っている場合はそのプロの業者の責任の範疇において業者が保険を掛けているわけで、そこから出ると。それはその金額が今回の花火事故では少なかった、まだもめているところまでは行かないですけども心配をされているところでございます。

それと、例えばボランティアに近い形で参加されている方がおると思います。例えばPTAとか地域の方が出店されているお店とかが各お祭りにはございます。そういったところが、もちろん気をつけているはずですけども万が一食中毒とかそういったことが起こったときに、その過失割合によってひょっとしたらその地域の方々が責任を負わんといかんとか、そういうことも個人的にはすごい今心配をしているところでございますが、それが大きな枠で今答弁していただきました保険で対応されるのか、先ほども1問目のときにも言いましたけども、その辺をすき間がないようにちゃんと押さえていただきたいというのが今回の質問の趣旨でございますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

お答えになるかどうかわかりませんが、賠償責任保険というのはあくまで、例えば裁判等によって責任が明らかになる部分に対して保険として適用されるものでございまして、いわゆるこれは土佐山田まつりの実行委員会のほうで、例えばの話なんです。来場者のけがであるとかそういうような部分についてです。先ほど利根議員のおっしゃられました例えばボランティアで出されているお店が食中毒を起こされたとかいう場合については、当然そちらのほうの責任というのがある一定割合発生いたしますので、その裁判の結果によりまして、例えばそれで土佐山田まつりの実行委員会が何割とかというふうな責任内容がはっきりいたしましたら、その部分に対して保険という形が適用されるということでございますので、いわゆるスタッフ、ボランティアで例えば出されているお店について、おのおのお店、これは露天商等も一緒なんですけど、そちらに対してこちらが掛けるということはしておりません。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） わかりました。

保険の性質上はもちろんその賠償責任についての保険しかおりんということは当然のことでございますが。とすれば、今土佐山田まつりとかも幾つかの団体が出ておりますしいろんなところが出ておりますけども、多分出ている方はそういったその賠償責任がかかってくるということ、多分ほとんどの団体の方は知らんのじゃないかと思うんですけども。今後その実行委員会等でそういった保険を実行委員会がお金を出してその団体が掛けることも手法としては可能やと思いますので、これある程度注意をしちよっちゃらんと、いざとなったときに困るがやないかという気は自分はしておりますが。どうなんでしょう、その募集するときにちゃんと保険を掛けてよとか、もちろんその団体にも

よると思いますけども、その辺が割と知らんまま本当にボランティアで手弁当でやっちゃよって、何か起こったときに大変なことになったっていうがはどうなのかなという気がするがですけども、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） その辺につきましては、なおそういうご質問もいただいたということで、実行委員会のほうで今回ご質問を踏まえまして検討の課題にしていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） それと、先ほどちらっと言いましたけど、プロの業者が入っている場合はその責任の範疇において業者が保険を掛けているはずでございますので。契約時に今そういう項目があるのかどうか分かりませんが、契約の書類の中とか入札のときでもえいですけども、そのときにそれ相応の保険を掛けているとかそういう業者に事前に確認をとって、その辺のすき間がないような手法というがはとれるんじゃないかと思っております。幾つかのプロの業者にとっては当たり前のことながですけども、今回のように余りにも低い保険で済まされてたとかいうようなことがないように、契約時の確認をとることをお勧めをいたしますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。それも含めまして実行委員会のほうで検討させていただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。続きまして、3番へ参ります。

本市が直接かかわっていないが協賛とか後援している事業は数多くあると思っております。本当に把握できないほどというか、把握はしているはずでございますがと思っております。事故が起こったとき、本市の責任を問われることはこれはほぼないと思われませんが、協賛、後援依頼の書類が提出されたときにですよね、こういった事故もあったということでイベント保険の有無とか内容を詳しくチェックするというのもないですけども、簡単な「保険を掛けてますか」のチェック欄をつくるとか、大丈夫ですかと一声かけるような指導は可能やと思っておりますけども、そういったことをやるようなご意思はございませんでしょうかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

現在後援依頼の書類が提出されたとき、内容を確認する際にイベント保険の有無については特にチェックはしておりません。それぞれの主催団体がイベントの内容に応じて傷害保険等に加入しているものと考えております。

後援はその行事の趣旨に賛同し、名義のみをもって香美市の意向を示し協力するものですので、イベント保険の内容と今議員が前の質問で申されましたように、いろんな種

類があってそのいろいろすき間とかいろいろなことが発生してきますので、そのあたりの内容を余りそれほど担当者としては熟知しておりませんので、その内容まで踏み込んだの指導というのは現時点では難しいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） もちろん内容ということではございませんが、一声をかけてあげるとい程度のチェック欄というか、かけてますかとかいうことでございますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。現在その後援依頼の書類の定まった実は様式というのがございません。一定その後援依頼をしたいんだけどもどいうふうにしたらいとかというときに、様式を備えておれば申請するほうも非常にやりやすいと思しますので、様式を考えるとときにチェック欄を設けるということは可能だと思いますので、それについては検討をいたします。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。最後の質問へ移ってまいります。

事故が起こったときのことばかり何か嫌な質問をしてまいりましたが、そもそも事故を起こさないために今まで起こった事故を教訓に検証を行いまして事前準備、安全確認などを再度徹底をするべきと思いますが、見解をお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

報道されるさまざまな事故につきましては、万一この事故が香美市のイベントで起こったらどうなるかということを考えて事前の準備や安全確認は確実に行わなければならないと思っております。それぞれの目的を持って開催をされております各種イベントをこれからもよい形で継続していくためには、他市での痛ましい事故を大事な教訓といたしまして意識をし続け、安全対策を決して怠らないことで事故を未然に防がなければならないと考えております。

質問の中で申されました8月の福知山花火大会での事故の後、消防本部におきましてはお祭り等のイベントにつきましては主催者に対しまして事前に文書、口頭、電話での指導を行い、イベントによっては祭り当日の巡回指導も行っており、今後も継続をしていただきたいと考えております。事故を防ぐためにはさまざまな場面を想定した入念な事前準備と徹底した安全対策、これに尽きると思っておりますので、十分配慮をして対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） いろいろ質問をしてまいりましたが、萎縮することなくますます積極的に市民のために楽しいイベント、催し物をしていただくようお願いをいたしまして全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、自由クラブ、矢野公昭であります。議長の許可をいただきましたので通告に従いまして順次質問をいたします。今回、私は国道195号から進入をいたしますところの小島線改良計画につきまして、総括方式により質問をさせていただきます。

この秋には高知から山田、あけぼの街道までこの路線が開通予定とお聞きをいたしております。この路線が開通をいたしますと、県の農林合同庁舎までの交通量も増大をし、195号から楠目小学校前を通りまして町田橋に通じる小島線、これも交通量が増加することも考えられるところであります。

楠目小学校前の路線につきましては、ご承知のとおり大きく曲折をしておりまして、道幅も狭くまた急勾配となっております。児童の通学路といたしましては非常に危険な箇所であると認識をしておるところでございます。さらに、将来神母ノ木野市線が整備をされますと、なおのこと交通量の増が考えられるところであります。地域住民からの改良要望の声も以前からありまして、本市もその改良計画を立てておるところでございます。喜ばしい限りであります。以上のことを踏まえた上で、次の2点お聞きをいたします。

まず、1点目でありますけれども、小島線改良計画の進捗状況はどうでしょうか。2点目、神母ノ木野市線は県道ではありますけれども、農林合同庁舎、高知工科大学、小島線、この3つは関連性があるとの思いから、神母ノ木野市線の今後の展望についてお聞きをいたします。

以上、1回目を終わります。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 矢野議員の小島線の改良計画進捗状況についてお答えをさせていただきます。

土佐山田町楠目地区、国道195号から楠目小学校前を経て舟入川沿い、市道明治幹線までの間延長270メートルでございますが、この区間は本年度予算提案を通していただきまして、机上で公共地図などの参考資料をもとにしまして概略設計を進めています。その成果の検証後、計画が可能なら本年10月中には実施計画に着手予定でございます。

2点目の神母ノ木野市線でございますが、香南市の県立青少年センターから国道195号神母ノ木の香我美橋まで通ずる一般県道でございます。交通量や利用の状況から1.5車線の整備化の計画区間で、拡幅や待避所設置など交通の円滑化を図る改良が地域理解の上進められています。また、高知県合同庁舎や高知工科大学への連絡は、県道宮ノ口深淵線として県道龍河洞公園線への連結が進められてきました。沿線の住宅密集の神母ノ木地区は、改良の困難さから可能な待避所は設置されてはきましたが、迂回す

る当道路が代替となるよう考えています。町田橋までの間は、本年度工事をもってすれ違い可能な道路として改良工事は完了と聞いております。市道の町田橋に至る小島線や舟入川沿いの明治幹線も1車線道路であり、相互交通の可能な2車線道路の改良計画はないと聞いております。

以上お答えをさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2回目行います。

実施設計、これは10月中には終わるといふことの説明がございましたが、それで実現といいますかこれには当然歩道もつこうと思っております。そして、また歩道がつくとなりますと道幅、これも拡幅、拡張しなければならない、そのように思います。その中でやはり用地交渉等もございましょうけれども、この用地交渉につきましては順調に進むのか、どのようなその考えを持っておられるのか。

そして、もう1点、この高知市から抜けますところの先ほど言いました道路でありますけれども、これは今年秋には開通予定と。それになりますと、その小島線、楠目横の、この完成がおくれますと、その間交通量の関係で非常に児童の通学路としての子どもたちの安全確保について長い期間非常に危険な状態にさらされるのではないかと、このように考えておりますけれども、これは早急に取り組むべき議題であろうとこのように思っておりますが、早急に取り組んでいただけますでしょうか、あわせてお聞きをいたします。

そして、もう1点、神母ノ木野市線につきましては1.5車線ということでは現在待避所は設置をしたけれども、ほかのところにつきましては迂回路で対応をしていくと。そのような状態の中で交通量の関係もありましょうけれども、そのほかに全線という予定はないとこのようにお聞きをいたしましたけれども、この神母ノ木野市線のことでございますが、交通量が増加をいたしますと県も腰を上げる、そして市からも県に要望ができると、このように理解をしてよろしいでしょうか。この2点、お聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 矢野議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

ちょっとお答えで勘違いをされたかと思いますが、10月中には実施の計画へ入りたいというお答えをさせていただいております。小島線についてはそういう状況でございます。

現地の改良計画でございますが、今概略設計の中で1車線道路また2車線の必要性、そして歩道の設置の必要性等が概略検討の課題でございます。ただ、連結する車線としましては、全て1車線道路で連結箇所の路線でございますので、今の計画では1車線道路に歩道設置、通学路の安全確保を主体に考えた道路計画になろうと思っております。

用地につきましては、もう真摯にご理解をいただくと事業実施計画の後、計画法線ま

た道路幅、また民地への影響区域につきましては理解を求めてまいりたいということです。用地交渉の手法については、あくまで個人とのお話をさせていただくという形になるのかと思います。

高知山田線の開通に、議員さんのおっしゃるようには交通量が極端に大きくなるというような道路路線網のつながりではございません。確かに利用する道路が一定限定されるということで、195号を使って香美市以西、高知方面から来る車については現在も195号を利用しておりますので、195号の本線と新設あけぼの街道との関係は、交通量の分散という形になって全体的な町田橋を渡る交通量はそんなにはふえてはこない。また、神母ノ木野市線につきましても、一定通勤等の車の台数については極端にふえるということではございません。ただ、使用するルートが一定変わってくるということを考えております。

小島線の工事についての安全確認については、もちろん工事発注のときに十分留意をして安全対策をとっていききたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 最後です。

小島線につきましては、通学路でもあるし児童の安全確保のために早急に取り組んでいただけると、このような理解をいたしておりますので、ぜひよろしく願いをいたしまして、返答が、早急に取り組んでいただけますでしょうか、もう1回。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。あくまで実施計画というのはもう次の工事計画を立てるという時点でございますので、有利な予算確保のもと事業実施に移っていききたい。その時期についてはまだ明確に予算編成をされた状態でしかできませんので。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 矢野公昭君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時39分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 19番、市民クラブの前田でございます。通告に従いまして一問一答方式により質問をさせていただきます。

まず、通告してございますこの1点目の繁藤地区若者定住促進住宅分譲の件について3点ほど質問をいたします。

この団地造成につきましては、地権者との交渉も長く続き大変であったというふうに

お聞きをしておりますけれども、高速道路の掘削残土を利用し平成十二、三年ごろだったというふうに私は記憶しておりますけれども、9,700平米余りの団地が建設をされたのでございます。そして、いよいよ平成15年8月、14区画を地区のにぎわいの核となるよう、また子どもたちの大きな声があるであろうことを夢と期待を持って分譲の開始がされたのでございました。募集期間も20日間とし、応募者が殺到するであろうという想定をいたしまして、公開の抽せん日まで設定をして臨んだことのでございました。何がネックになったのか足かせであろうかわかりませんが、10年経過をいたしました現在、全く残念にも予想外の状況となっておりますのでございます。

そこで、1点目であります地震による津波等の対策、心配等から移転を望む声も方々にあるというふうに聞いておるところでありますけれども、近年の今委託をしております業者さんのほうの担当課、この団地に対する聞き合わせ、問い合わせの件数、またその内容についてお伺いをいたしたいと思っております。その内容によっては今後対応することも可能じゃなかろうかということからお聞きをいたしますが、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 前田議員のご質問にお答えします。

繁藤地区若者定住促進住宅分譲に関する問い合わせの件数ですが、平成23年度不動産業者から2件、平成24年度一般個人の方から1件、平成25年度不動産業者から1件の問い合わせがありました。相談内容につきましては、分譲の申し込みの条件、市からの助成制度に関するものであります。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。この問い合わせの件数が少ない、2件しかない、もうあれから10年がたっていますが。近年ということはこの一、二年のことであろうかなというふうに思うわけですが。どうも今条件、助成のことも言われまして、この後でまたそのことはお伺いするんですけれども。すぐ隣の大豊町馬瀬、すぐ隣です、市の境のちょっと向こう側に団地ができておりますが。あそこは単価的にも倍ぐらいするんですよ。同じ時期に売り出しをしてから、もう完売してもうないんです。そういった状況です。それと、今回1件だけうち購入していただいた方がおりますけれども、この方にもお話を伺いました。いまだに全然買い手がないけど、おたくたちは何がよくてここへ来たんだねと、どういうことを考えて来ましたかということをお伺いいたしました。ところが、それは山田にも30分、高知にも30分あったら行けると、通勤圏内であるということも1つでありますけれども、1つには新聞広告を見て来たということをお伺いしました。

だから、どうもこの問い合わせ件数とかいうことが少ないということは、宣伝方法が行き渡ってないのではないのかなという気がするわけです。ぜひとも、もう少しここが

塩漬けにならないように販売方法を考えていったらどうかなということを考えておりますが、ここは詳細に通告はしておりませんが、構わなかったらどうでしょう、販売方法についてできればいいです。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） はい。今後その販売方法をいろいろな方法がございますので、また勉強してちょっと検討していきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） それでは、1点目は終わります。

次に、どうもこのタイトルの変更ということが先になっておりますけれども、次に3番と反対にしたらよかったかなと思っておりますけれども、この条例は、若者定住促進住宅分譲地というふうになっておりまして、保育園、学校が休校、休園ということになりまして、ここを購入しようとする、移住しようとする方の魅力というものが薄れてきたのではなかろうかというふうに思うわけでございまして、10年たってもこの状況ではもはや住宅のみ分譲としては先行きが見えないというふうに思うわけでございます。

そこで、住宅以外の目的にも販売できるような、対応できる体制を早急に整えるためにも、この若者定住促進住宅というこの部分は、もはやもう今申しましたように学校もなくなり、保育園もなくなったという時点で若者定住という部分もとにかくこれもそぐわないというふうに思えるわけでありまして、とにかく条例から全て変えることはできないかということをお伺いします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 繁藤地区若者定住促進住宅というネーミングは地元の保育所、小中学校の存続の強い思いから、児童のいる家庭に入居してもらい地域の活性化を図りたいとの強い要望からつけられたものです。当初条例では分譲の申し込み要件に45歳以下で配偶者を有する者、または義務教育就学前の子どもを有する者という項目がありましたが、要件を満たすことができない応募者も多く同項目を削除しています。しかしながら、平成15年分譲開始からわずか1区画の販売実績ですので、10年を経た今、地元と協議の上販売方針の変更が必要であると考えていますので、タイトル、利用目的の変更が生じることは考えられます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） ぜひとも、地元との協議も必要かと思っておりますけれどもそのようにしていただければというふうに思いますので、早急にお願いします。

それでは、その点を終わります。

次に、3点目の規制緩和と助成制度の増設という件でありますけれども、先ほど言われましたように、年齢制限は平成22年でしたか削除をされておりますが、申し込み条件としてあれは規則に載っておりますか、条例の第6条に載っております。取得

後3年以内にみずからが住む家を建築せねばならないということでもあります。そして、現在では店舗のみの分譲はできないわけですがけれども、併設の場合は半分であれば市長の許可があればできるというふうなことが明記されておりますけれども。このような現在のような現状を踏まえて、この3年以内にここに建てなければいけないということは、この条件の中にも転売はならないということがありますのでそのところはちょっとどうかと思いますけれども、これを5年に延ばすとか、あるいはこの店舗の割合、先ほどの利根議員の質問にもありましたように、買い物難民も非常に店舗がなくて困っておるということがありますので、このところを緩和をしてはどうかというふうに、店舗の割合の緩和、そういったことも考えてはどうかということではありますが、これもお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 現在の条件での販売が低迷している以上、地元との協議の中で新たな要望が生まれればそれに沿った活用、規制緩和は必要であると考えています。また、香美市繁藤地区若者定住促進住宅建築補助金が平成25年度末をもって終了いたしますので、販売促進のための新たな助成制度の策定は重要な検討課題と考えています。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。そうでしたね、平成25年度で助成が廃止になるということです。そのときに地元との話し合いでできるということであればそれで結構でございます。

次のその助成制度でありますけれども、この件も今一緒にお答えをいただきましたが、地元の要望あるいは申込者の要望といいますかそういったもので変えることもできると、助成を増設することもできる。助成をすることに何でもかんでもできるわけじゃございませんで、現在でもこの浄化槽についてはいろいろ特典も持ちあわせておりますし、何でもかんでもできるということではありませんけれども。1つには、私はここを考慮しておりましたのは、以前今はありませんけれども香美市若者定住推進条例というのが以前ありましたね。その中には物部町に限られておりますけれども、結婚助成金というのを出してました。大したお金ではなく15万円ですけれども、そういったふうなことをこの宣伝のときにつけ加えてみてはどうかと。ほかにもいろいろおいでいただくための助成制度、できる範囲で今後とも考えていったらいいなというふうに思いますが、その結婚助成金とかそれに限って1つだけお答えをいただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 前田君、通告にないです、それは。

○19番（前田泰祐君） 通告にないかね。

はい。ほんじゃ全部の助成金のことについては今後地元とも協議をしながら考えていくということで、はい。それで了解しました。

それでは、わかふじ団地はこれで終了します。

次に、若藤保育園の今後についてでありますけれども、園の老朽化に伴い急遽平成16年でしたか繁藤の若藤の団地内に新築移転をされたものでありますけれども、時代の変化にはついていけなくて入園者が減り、今後入ってくる入園者の持続が難しいということの判断から、ついに平成18年やむなく休園せざるを得なかったのでございます。

さて、建設をして間もないこの建物を見るたびに、地域住民も含めこのままにしておくのは大変もったいないとの声が多くあります。今のうちにしっかり建物の管理をすれば、有効な今後の活用方法もあろうかと思えます。例えば、デイサービス事業をすとか、また地震災害避難場所として指定をして、管理をしていただくというようなことがあればいいと思えますが、それも目的外使用になろうかと思えますので、事務的なこの手続等々手間もかかるんじゃないかならうかと思えますので、そういったプロセスも整えるとともに建物の管理体制をしっかりと確立することが必要だと思えますが、どうか所見を伺います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 前田議員の若藤保育園の件についてお答えいたします。

議員もご存じのとおり若藤保育園につきましては現在休園中でございます。当該施設におきましては保育という行政財産でございますので、いわゆる他用途に使うことについては現在不可能でございます。ただ、地元の意向が多目的、先ほど申されたいろんな老人施設とかそういった多目的利用ということでご要望が強いのであれば、市としましては保育所の廃園手続、そういった部分をした上で行政財産の効率的な適用を検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 廃園にするのに早うにせないかんというふうなことは。何でかといいますと前に佐岡保育園のことも以前お話ししましたがけれども、欲しいという方があったけれども間に合わなかったと、なかなかその廃園手続ができなかったということから私は質問をさせていただいたわけですが、地元の要望があればそういったふうに暫時対応するというところでようございませぬかね。

○議長（西村芳成君） 前田議員、はきはき物を言うてください。

○19番（前田泰祐君） そういうことで確認をいたしましたので結構でございます。それでは、保育園の問題は終わります。

次に、プラザ八王子の施設についてと書いてありますけれども、こんな大したことはございませぬ。

（笑い声あり）

○19番（前田泰祐君） 住民福祉事業の拠点として日々努力をされている場であり

ますが、設備についてお伺いをするところであります。通告してございますように、住民からもいろいろ指摘もあったわけでございますけれども、男性トイレの照明の件でございます。1階はいつも明るくしてあるところでございますけれども、2階、3階はとも明かりなしでは入れるような状態じゃないというふうになっております。スイッチを探しましたけれども、なかなか知った者でなければすぐには灯をつけることができなかつたという事情もございました。2階には美術館もございまして、3階には会議室等々もございまして、老人の私もそうですが身体障害者等の会議もいろいろありまして使用するわけでありまして、もっともトイレだけは明るくきれいなところでありたいと願うところから、この人感センサーというようなものを取りつけてはどうかと、かえてはどうかと。建設当時にはそういった設備はなかつたかもしれませんが、それに取りかえる必要もあるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがなものでしょうかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 前田議員のプラザ八王子施設についてのトイレの照明器具の改修についてのご質問にお答えします。

プラザ八王子の施設については、社会福祉協議会の施設管理の職員から故障箇所について福祉事務所に連絡があり、業者に頼んで改修をしております。照明については、トイレの入り口の照明のほか数カ所修理の必要があることは聞いております。今年度の当初予算はほかの修理に使ったため、今回補正をお願いをしております。改修についてのご質問でしたけれども、ご質問の中で人感センサーということが出たんですが、今回のその照明の修理については、何カ所かあるんですけれども球をかえただけではちょっと照明がつきにくいところもありまして、もともと直さないかんという状況にもひょっとしたらなるかもしれませんので、ご質問のありました人感センサーということについても検討をしながら改修をしていきたいというふうに考えます。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。修理箇所についてはお聞きをいたしました。これは私の家でも入ったら電気がぱっとつきます、電気が。そういったふうなことでもしておけば、大したお金はかからんと思うんですよ。トイレは明るくしておきたいなと思うところから、今度検討していくということじゃなくてこれは早くぱっとつけるかつけんかと、つくようにすると。検討するということになるとなかなか長くなるんで、早くやったらどうかと思いますが、やるように検討するというところでひとつどうでしょう。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） もともと直さないかんようになるかと思っておりますので、設置の費用等を比較をしましてつけるかどうか、変更するかどうかの検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。それはもう全部かえないかんき、お金かかるきできんということのように聞きますが、検討せないかんと。けどそのままつけるといのは恐らくできんでしょう、今ついているのは蛍光灯ですからね。スイッチを入れると蛍光灯がつくわけですから、あれはどうもぐあいが悪い。けども、これからそこを考えてということじゃなくて、トイレはみんなが毎日使うものですから、なるだけ早く重要課題として挙げていただいてやっていただきたいと思いますので、これはお願いをしてということで終わろうかと思ひます。よろしくお願ひします。

次に、市内の古井戸の調査をということで通告をしてござひますけれども、今ごろ何を言うというふうに言われるかもわかりませぬけれども、先人たちは近年までそれを生活用水として大切にされてきたこの場所でもあります。現在では担当課、行政のご苦勞によりまして、どの家庭におきまして蛇口をひねればいつでも水の出るといふ便利な世の中となつておりますけれども、大地震等発生する時期も迫つておりまして、その災害対策もされておることともわかりますけれども、想定外の事故が発生し水ききんといふものが起きないことを願うところでもありますけれども。元來山田の町といふのは水の少ないと言われた町でありまして、野中兼山はそのためにこの町の発展がないと、人が集まらないのはそのためであるといふふうにかへたところから、幾つか大きな井戸を掘つたといふふうにかへております。

そのところを私も再度知つてはいたんですが回つてみました。中町はご存じのとおり道路の下になつておりまして、10年ぐらい前だったですか火災のときにあそこに水源を求めた、近くで火災があつて求めたらしいですが、そこには水がなかつた、吸ひ上げらなかつたといふふうなこともお聞きもいたしてあります。また、あれは東町ですかね、あそこは誰かが管理をしていただひているようで大変きれいなものでありますけれども、中の水はちょっとよう見れませぬでした。その東側にもう1カ所近年まで共同で使つておつたといふ井戸があるわけですが、ここは水がたまつておりまして、古いですがけれども吸ひ上げのポンプも座つておりましたが、いつでもそれは使用可能だといふことであります。それで私もこれを行き始めたものですから、京田とか下ノ村とかいろいろと知り合ひを訪ねて回つてみましたけれども、水のあるところ、小屋のつぶれたところ、いろいろさまざまな状況ではござひました。何を言ひたいのかと言ひますと、香北、物部支所には、せんだつて河川浄化施設といふものが設置されたといふことも初日にお聞きをしたわけでもありますけれども、こういつた埋設をされたといひますか後からつくつた施設といふのは、山田にはどうかわかりませぬが、地震のときには液状化現象が起きてマンホールが浮き上がつて使用ができなかつたといふようなことが各方面で聞かれるわけですが。そういつたことを山田には埋立地も少ないところだと思ひますのでそういうことはどうかわかりませぬけれども、そういつた施設が破壊された事例が各地にあることから、備えあれば憂ひなし、緊急事態を考慮して市内の古い井戸の設置場所等を把握、研究、調査をして、できればなほ緊急時には使用可能になるように、またその

場所等々についても住民に知らしておく、水道水が使えなくなったときはここにこんな井戸があるよということを知らしておく、周知するようなことはできないのかというふうにお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 前田議員のご質問にお答えをいたします。

災害時におきまして水の確保は重要な課題であるというふうに認識をしております。そのため、昨年度、本年度で計3台の緊急用浄水器を整備し、本庁及び両支所に配置をいたしました。しかしながら、災害時には飲料水だけでなく生活水の確保も重要であるというふうに認識をしております。その場合、ご質問のように地域の中にある井戸の活用は極めて有効であるというふうに考えております。井戸の場合、震災時は急激な水質変化等も想定されるため、飲料水としての活用は難しいかもしれませんが洗濯や洗い物等には有効的に活用できるのではないかと考えております。

調査につきましては、業者に委託する方法や地域で調査を実施してもらう方法などが考えられますが、現在自主防災組織が作成しております防災マップにおいて、地域の井戸の位置をマップに落としております防災会もごさいます。防災会の中で地域の井戸を把握し、その中で活用できる井戸を確保し、地域の住民に周知することが最も有効な手段ではないかと考えております。現在も活用しており井戸用ポンプを設置している場合は、電源喪失時にも自主防災組織に貸与しております発電機を活用することにより、多くの井戸で生活水を確保することが可能となりますが、現在使用されていない井戸につきましては、新たなポンプや手動ポンプ等の設置も必要となるかというふうに思います。今後そのような井戸の活用も見据え、対策を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。重要であるということも意識をされておるということで安心をいたしました。

先ほどの利根議員の質問の中にも、自主防災組織で訓練のときにホースを放り込んでも中はカランといって水がなかったというふうなお話もございました。そういったことではどうにもなりません、できればお金もかかることですが、そういったことも今後考えていかないかなというふうに思います。

それで、香北、物部にもたくさん使用可能な井戸があるというふうに聞いております。そういったことも調査をして、住民に知らせていくということが必要だというふうに課長も言われましたけれども、そういったことを今後とも実施してほしいというふうに思います。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 前田泰祐君の質問が終わりました。

次に、1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、市民クラブの有元和哉でございます。通告に従いまして一問一答方式にて質問を順次行っていきます。

まず、最初の1問目でございますが、中央公民館における飲食についてです。

中央公民館、主に1階では多くのイベントが行われたり、また、さまざまな練習が行われたりしておりますが、ここにおける飲食が制限されていると聞いております。ホームページでも利用の注意書きに飲食が禁止ということで書いてありましたが、その中央公民館の現在の飲食についての現状についてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 有元議員の中央公民館の飲食についてのご質問にお答えいたします。

現在、中央公民館を使用される団体が昼食、夕食とかをする場合は、2階の料理実習室を現在使用してもらうこととしております。なお、軽いスポーツ飲料やお茶の飲料水については、利用者の方が持参されています水筒やペットボトル、そういった利用を個々の健康管理も必要かと思っておりますので、特に制限はしておりません。

当館におきましても、2階と3階の給湯室にはやかんや湯飲み、コーヒーカップ、グラス、保温ポット、お盆等を常備しておりますので、これらの常備品を利用されお茶の葉やインスタントコーヒーを持参して会議等のときに飲食される団体もでございます。

また、合唱団では途中休憩時間にあめをなめて喉をいたわっておりますし、講演会等で講師を招いて利用される場合は2階会議室の控室を利用されお茶を出しています。

このような利用状況でございますが、食事を伴う場合は事前に申し出をしていただきまして相談の上館長が個別に許可を出しております。そういった状況でございます。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。特に飲み物については問題がないということで解釈をさせていただきましたが、現状の利用する団体の中で飲み物等を飲んではいけないというふうに勘違いされている団体もおりますが、そういった団体に対して今後周知徹底を行っていかれるかどうかご確認をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 有元議員の2回目の質問にお答えいたします。

使用申請をなさるときに一応利用に当たってのチラシをお配りをしておりますが、その中で網羅できていない部分につきましては、再度そのあたりを書くとともに、利用者のほうへ図っていきたくと、このように思います。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。ありがとうございます。中央公民館で飲み物をとって、熱中症の対策をとるということは特に問題がないということで解釈をさせていただきましたので、この1問目の②と③については質問を取り下げさせていただきます。

続きまして、2問目、職員の労働環境についての質問をいたします。

今回の本会議初日に監査委員の説明で明らかになりましたが、時間外勤務手当を平成23年度分を平成24年度分で支払っており、地方自治法に抵触しているという件の時間外勤務が恒常的に行われている課とありますが、これはどこの課であるのかお答えください。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 有元議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の課は税務課でございます。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。ありがとうございます。税務課が恒常的に行われているということで確認させていただきました。

次に、40日間1日の休みも与えず、この間220時間を超す時間外勤務を命じる過酷な勤務実態とありましたが、平日通常業務8時間に加え5.5時間の時間外勤務をしたことになってきます。一体どのような状況であったのか。また、これが税務課であるのかどうかもあわせてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

監査委員よりご指摘を受けましたのは、昨年12月16日に執行された衆議院議員総選挙の事務処理に当たりました選挙管理委員会職員の勤務実態です。税務課の職員ではございません。

昨年11月16日の衆議院解散から選挙の投票日まで準備作業の期間が1カ月間と短期間であったことと、専任書記は1名であったことからご指摘のような過酷な勤務を担当職員に強いる結果となったものです。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） ありがとうございます。選挙管理委員会ということで、昨年の12月の非常に慌ただしい中の選挙でしたので、職員の方には大変負担をかけたかと思えます。公正に選挙も整い無事にできたので非常に感謝を申し上げます。

それで、続きましてですが、これに関係をいたしまして実際にこのような職員の勤務の時間、休暇等に関する条例及び同規則に著しく反する状況となっている職員は現状ではいるのかどうか、いたらどれぐらいいるのかお答えください。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

香美市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条では、週休日の振りかえについて規定されており、第2項の中で週休日の振りかえ後の勤務日が24日を超えないようにしなければならないとの規定があります。また、同規則第9条では、時間外勤務を命ずる際に考慮すべきことの規定があり、第1項では、任命権者は時間外勤務を命ずる場合

には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならないとされているところ。これらの規則の趣旨に反する勤務実態の職員は、平成24年度は2名、平成25年度は3名です。

- 議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。
- 1番（有元和哉君） 平成24年度が2名、平成25年度、今年度ですが3名既におられるということです。これらについての今後の改善策についてお聞かせください。
- 議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。
- 総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

4番の質問でよろしいですね。

（1番、有元和哉君、自席にて「はい」と発言する）

- 総務課長（山崎綾子君） 総務課におきましては、週休日の振りかえ及び休日の代休日の指定、そして時間外勤務命令及び休日勤務命令等につきまして、関係条例及び規則等に基づき考え方を整理し、その内容を9月の課長会で説明いたしました。職員に対してもその内容を周知いたしましたので、今後は関係条例及び規則等を遵守し、同じご指摘を受けることがないように適切に運用していきたいと考えております。
- 議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。
- 1番（有元和哉君） はい。ありがとうございます。既に改善策ということで手を打ってあるということでございます。なかなかこの公務に携わる皆様方はその規定の範囲内での作業というのはなかなか難しい点もあるかと思いますが、精いっぱい職員の方々が余り悪い環境でないところで仕事ができることが大事かと思っております。今後とも大変ではあるかと思っておりますが、なるべく負担が1人、2人というふうにかからないようにしていければと思っております。この2つ目の職員の労働環境についての質問は以上で終了させていただきます。

3つ目に移ります。学校の図書についての質問でございます。

学校の図書というのは、学校図書館図書標準というのでこちらのスクリーンに映しておりますが（スクリーンを示しながら説明）、各小学校、中学校さまざまな学校で図書の数というのがある計算式で求めることができます。これは文部科学省のほうのホームページのデータを載せたものでございますが、香美市においては小学校が100%、中学校は50%でございました、達成している分がです。小学校については、図書館の冊数は十分に足りているという判断となっております。

これについて、各学校における学校図書館図書標準の達成状況において、高知県全体では平均で52.4%であるところが香美市の小学校は100%となっております。この状況をどう捉えているのかお聞かせください。

- 議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。
- 教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 有元議員の図書の関係につきましてお答えします。

ご存じのとおり学校図書館の図書標準につきましては基本的に学級数をもとに計算されております。これにおきましては、特別支援学級が設置されるかされないかで大きく左右されるという状況にあります。今年度の香美市内の小中学校の達成率におきましては、中学校2校を除く8校が100%以上となっております。これを通常学級のみで計算しますと最低の値で99%になりますので、児童生徒の実数から考えますとほぼ100%に小中学校でなるというふうに考えております。

ただ、発行年度が古いものや修理を繰り返しているもの、情報の古いものも多く、それらを除くと達成率が100%以上となると予想される学校におきましては、全体の半分5校になろうかというふうに想定されます。子どもたちに読まれる本などは特に傷みが激しくなるため、修理できない程度になった場合におきまして同じ本でも追加購入が必要となってきます。ただ、毎年どの学校でも新刊や教科に関する図書の新規購入など優先的に整備したい本も多いため、基本的にできるだけ修理して少しでもよい状態になるようしているのが今の状態でございます。破損だけでなく廃棄が望ましい本をそれにかわる新しいものと入れかえながら、児童生徒が積極的に図書活動を行えるよう学校図書館を整備していくことが必要と考えます。そのため、平成24年度から図書支援員を人件費の補助をいただきまして配置しております。それでかなりの部分が進んでおるといのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。ありがとうございます。2問目の答えを言っていたかのように思います。

次に、2つ目の質問ですが、文部科学省子どもの読書サポーターズ会議パンフレットに「本の冊数は多くても、その本の情報が古くなっていたり、種類が偏っているなどの場合もあります」とあります。本市の場合はどうかということで、古くなっているものを考慮すると達成率が半分ほどになってしまうということで先ほどお伺いをさせていただきました。種類が偏っている等の問題はないかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

先ほどの答弁と一部重なりますが、学校図書館の蔵書のうち、先ほど申し上げた発行年度とそれから情報等が古いものと思われる図書数を調査したところ、全校で約2万冊ございました。特に辞典類はかなり古いものを使用している学校が多く、入れかえが必要と考えております。また、図書の種類についても冊数が不足している分野や古いものが多い分野があります。香美市におきましては、読書活動や子ども司書の育成など、図書館活動を子どもの育ちが支えるものとして考えておりますので、今後も読書センター、学習情報センターとしての機能をそろえた学校図書館として内容を充実させて整備していきたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。それでは、3問目の質問に移ります。

今、前に表示しておりますこのパンフレット、文部科学省子どもの読書サポーターズ会議のパンフレットでございますが（スクリーンを示しながら説明）、この中に10のチェックポイントというものがございます。事前にお渡ししてありますが、この10のチェックポイントをこの香美市に照らし合わせてみると本市はどのような状況なのか、先ほどの答弁と重なるとは思いますがお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。そしたら、10のチェックポイントということで順番にお答えさせていただきます。

まず、学校図書館の図書整備が計画的に進められているかということでございますが、これにつきましては、各学校からの予算要求等につきましてヒアリングを実施して予算を配分しておると。

それから、2番目におきまして、学校図書館図書標準が達成されていますかということにつきましては、先ほど答弁したとおりでございます。

3番目の図書標準を達成するために古い本を無理に入れかえていないことはありませんかにつきましては、しておりません。古い本につきましては、多額の予算が必要なものや廃版等で入手困難なものが少なくないため、それらを修理しながら活用しておると。また、ご存じのように休校になった学校の図書につきましても移管を順次しておるということです。

それから、4番目、学習で利用できる図書資料について、種類が偏ることなく計画的に整備されているかということでございますが、子どもたちが自分の読みたい本を自分で選ぶ選書会を行ったり、教科書の中に紹介されている本を購入するなどして各校計画的に整備しております。

問いの5番目ですが、学校司書の配置など活動体制の整備は進んでいますかということでございます。ここが一番今後問題になるところでございます。管内の小中学校におきましては、図書主任を置いて図書館教育を推進しております。そのうち司書教諭免許を持っている教員は、山田小学校の司書教諭を含めて10校中6名おります。しかしながら、担任や教科指導と並行しながら活動しておるため、図書館活動を積極的に推進していくために専任の司書教諭や図書支援員などが、常に図書館活動に従事できる教職員が必要と感じております。その中の6名としては、山田小学校、鏡野中学校、大宮小学校、舟入小学校、片地小学校、大栃小学校でございます。

次に、年間指導計画への位置づけ、教員の図書館活用について。各校におきまして、ご存じのように教育計画、こういった計画（資料を示しながら説明）をつくってこの中に図書館という部分がございます。その中で年間計画を立てております。教員は教科書に出てくる本を図書館で借りて授業に活用したり、指導内容に即した図書を紹介して図

書活動や理解に促したり読み聞かせをしたり、各自活用しております。

それから、7番目、図書委員や職員がいつでも図書館を利用できますかという質問でございますが、これは質問5と重なるところがございます。まず、山田小学校におきましては、先ほども申しあげました司書教諭が配置されております。また、鏡野中学校におきましては、以前から図書担当職員が配置されておまして、現在は市の臨時職員という方を置かしまして、平成20年来同校で図書支援に当たっております。残りの8校につきましては、平成23年度から県や国の事業を活用し配置を進め、平成25年度におきましては、香美市雇用の図書支援員2名と緊急雇用事業で雇用した支援員2名が2校ずつ兼務する形で全校に勤務しております。現在は各校の図書主任と連携しながら、全校での図書館活動が進められておると。

具体的に申し上げますと、平成23年におきましては香北地区で住民生活に光をそそぐ交付金事業の中で平成24年まで2年間専属で配置しました。それから、平成24年におきまして、山田地区におきまして楠目小、片地小、それから香長小、舟入小、ここに1名ずつ配置して事業を行ってまゝです。これは県費負担50%です。それから、物部地区におきましては、県の緊急雇用事業で大栃小学校のほうへ配置されておりました。平成25年におきましては、楠目小、片地小、それから大宮小と香北中の臨時職員として県費負担で50%の2名を配置してまゝです。それから、香長小、舟入小、それから大栃小と大栃中につきましては、緊急雇用で2名雇用したのでこれで全校に配置ということにはなっております。

図書館に教職員がいることで児童生徒の図書活動が推進され、学習効果も高まっておるといような結果が報告されてまゝです。具体的に言いますと、図書室の環境整備が進み子どもたちが図書室に多く来室するようになった。子どもたちの借り出し冊数が増加しておる。教科学習に必要な図書の準備が可能となり、児童生徒の学習に役立っておるといふふうになってまゝです。

また、各校から現在の状況を踏まえて、1校に1名の図書支援員を継続して配置してほしいという強い要望が出されております。これは子どもの豊かな人間性を育てるために図書支援員の全校配置は今後継続していきたいというふうには考えておりますが、これは財源の裏づけ、そういったことがございます。ただ、市としてはそういう考え方を持っておるといふことです。

それから、問い8番につきましては、学校図書館が心休める場所となるよう配置されているかということでございますが、環境整備につきましては全小中学校にエアコンを設置しております。また、本棚の位置や高さ、読書用テーブルの種類、図書紹介のポップ作成や掲示物、各校の状況に合わせ読書意欲が高まる工夫などがなされております。その成果もあり来館者数が増加していると思っております。この展示等につきましては、支援員が入って、その部分の中で大いに効果が出ておるといふ部分でございます。

9番におきましては、ボランティアの活用など地域の連携は進んでいるかということ

でございますが、香美市内の学校は地域とのかかわりが非常に多く、図書活動ではボランティアで読み聞かせ等の活動をしてくださる方がいるため、子どもたちが楽しみにしておるといいう状況でございます。

最後の10番目でございますが、学校図書館にない本を借りるなど公共図書館との連携は日ごろから進められていますかということでございますが、市立図書館とは日ごろから連携しており、児童生徒や教員が希望する本や集団読書用図書を県立図書館から借り出してくれるようなサービス等を行っております。子ども司書の協力につきましても、市立図書館の協力なくしてはできないという状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。ありがとうございます。全ての質問を答えていただきまして、この学校図書館の図書について聞いている中で、あれと思う点、特に古い本の話であったりとか、また支援員さんが中心で今は図書館活動が進められているという点があります。学校の中で図書室というのは、唯一学生が自分のわからないもの、それで新しいものを研究したい、追求したいという答えを求めて行ける唯一の場所かと思えます。そういった場所について今後整備をしていくことで子どもの学習にも大きく影響していくかと思えますので、ぜひともその図書館活動を今後も充実を図っていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を全て終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 有元和哉君の質問が終わりました。

次に、9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 9番、公明党の織田でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

森林関係、そして学校関係と2問の質問でございますが、まず、1点目の森林の問題ですが、香美市538平方キロメートルの中で約88%が森林でございます。皆さんもご存じのとおりでございますが、何とかこの森林の活性化、そういったものが2番、3番目とする問題の中で大型製材所ができるということにつながってきたらと、そんな思いでこの質問を取り上げさせていただきました。

1点目でございますが、本市の香美・物部両森林組合においては、これは2010年度に国が公募いたしました森林・林業再生プラン実践事業と先進林業機械導入事業について、県と香美市から推薦をいただき、それを受けて全国5地区の1つに選ばれたわけでありまして。これは国が10年後の木材自給率50%を目標に掲げ実施されたものでございます。実施に当たっては、さまざま苦勞もあつたのではないかとと思えますが、これはヨーロッパ、特に欧米は林業の先進国でもありまして、先進技術の導入を始め、2010年春ヨーロッパから森林官、フォレスターと言われる方ですが森林官を香北、物部に招待して、作業道の開設や間伐方法などの指導もいただきながら、また、さらに職員

を欧州に派遣し、現地での先進林業に触れるなど、研修を通し鋼製の機械の導入機種
の選定をしたとそういう流れがございます。実際、我々議員一同もタワーヤード等による
作業状況等も見学もさせていただきました。大いに林業再生に向け期待しているところ
でございますが、まず、①の森林・林業再生プラン実践事業の現状をお伺いたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 織田議員の森林・林業再生プラン実践事業の現状
についてお答えいたします。

平成22年度、2010年度でございますけれども、全国5地区をモデル地区といた
しまして香美地区、これは先ほどお話がありました香美・物部両森林組合の管内でござ
います。これは香美市、香南市の一部、南国市の一部、土佐町の一部を含む地域でござ
いますけれども、こちらで実施されました森林・林業再生プラン実践事業によりまして、
先ほどご質問にありましたように実施現場で得られたスキルにつきましては、本格的な
プランの実現に向けて面的なまとまりを持った計画を作成し、適切な森林施策が確実に
行われる仕組みを整備することといった目的への分析材料として蓄積されて、現在事業
化が順次されているというふうな現状でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。計画的な事業化が実施ということでございますが、計
画どおり実施できているという、そういう判断でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。現在の状況では少し計画を上回るペースで
進んでいるとご理解いただければと思います。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。大変よろしいことでございます。

それでは、次に移ります。

集約化は路網とのセットで考えられていることから、地形等のこの条件によっては計
画策定すらできない地域、そういった地域が残るのではないかと、また物部の山等も
急傾斜地や細分化された所有者、不在地主の多いところは取り残されると、そのような
懸念があるわけでございます。管理責任、現在の行き過ぎた個人財産の保護を改めるい
うんですかそういったことも必要ではないかと思いますが、これ自分さえよければよい
というm e イズムを排除できる強力な法整備が必要といった、そのような意見もあるわ
けです。山をよくしていくために山主の合意、そういったものには協力を願いたい
いう、そういう意見もあるとのこと。しかしながら、この材価が低い中で、コスト削減は
森林の再生産までは難しいのではないかと。また、間伐では生産量に限りがあり、かとい
って皆伐では植栽、保育コストと。また鹿の害等で再造林が進まず、これはもうはげ山
ばっかしになってくるようなことにもなります。補助金がなければ緑の環境保全や森林

の持つこの多面的機能は絶ち切られるのではないか、そのような懸念もございます。

以上のことからこの②、コストダウンを目指した団地化施業への推進状況、これをお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

現在の集約化の面積でございますけれども、先ほどお話ししました香美・物部両森林組合管内をこれを香美地区と呼ばささせていただきますけれども、こちらで平成24年度末で約1万7,775ヘクタールとなっております。また、平成32年には香美地区内の民有林4万7,221ヘクタールのほとんどを集約化をするという計画で事業が進捗しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） この質問の中で、山主の細分化とかまた急傾斜地等でなかなか路網整備、作業道をつけたときにはもう地主の土地がのうなってしまうといったような、そういったような懸念等はこの団地化を進める上にあってなかったのでしょうか、そこをお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。ちょっと④のほうのいわゆる山主への合意にもちょっと関連いたしますけれども、現在のところほとんど全ての地権者の皆様に合意を得て、現在事業が進んでいるというふうな状況と報告をいただいております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。団地化については計画どおり進んでいると、そのように受けとめさせていただきます。

以前担当をされておりました舟谷課長も、私は佐岡のそういった住民との説明会、ちょっと参加をさせていただきました。遅くまで大変寒い中でありましたけど、一生懸命森林組合の職員と一緒に住民理解への座談会を頑張っておられたというそういうことを思い出しますが、今課長の答弁でスムーズな展開であるとそのようにお聞きしましたので安心もしたところでございます。

それでは、3点目のほうに移らさせていただきますが、この3点目が今回の森林関係の骨子の質問になってくるわけでございますが、森林資源の有効活用へ県などが事業化を誘導した四国最大級の大型製材工場、高知おおとよ製材の新工場が8月26日に操業を開始した。高知おおとよ製材は県などが6年越しで銘建工業を筆頭株主に県森林組合連合会などが出資し、事業費は約27億円で、うち補助金がこれ県の補助金ですが17億円であります。県内の原木生産は主に23の森林組合、そして約70社ある民間業者が担い、個々の生産能力や意欲をどのように喚起し森林の活性化につなげるか、これ大変期待も大きいわけであります。また、県は豊富な森林資源を生かした国の産業成長戦略

の1つとして、これはCLT工法等による建築の推進に向け取り組むように提言をしております。これは尾崎知事のほうからもそういった記事が載っておりました。

そこで③の質問に入らせていただきますが、8月26日、高知おおとよ製材が操業を開始しました。本市の林業分野の活性化、これをどのように見ておるかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。3つ目のご質問にお答えいたします。

高知おおとよ製材の操業は、長らく低迷をしていた高知県の林業にとりまして、嶺北地域のみならず県内全域でまたとない機会であると捉えております。先ほどお話のありましたCLT、クロス・ラミネイティド・ティンバーでございますけれども、この工法によりまして良質の丸太材のみでなく間伐材等も集成材への利用が数多く図られるということで、多くの木材需要が発生するものと見込まれます。当然この隣接する我が香美地区といたしましても、木材の安定出荷、供給の使命は非常に高いものと考えております。

今回、今議会で提案さしていただいております秋ノ谷の貯木場関連の事業につきましては、この高知おおとよ製材の開業、起業をにらみまして、大豊町に隣接する位置的なメリットを最大限に生かすということも含めまして、この地域、流域における森林、林業の拠点施設として今後の展開を図ったものをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 我々としても大いに期待もしておりますので、またその点しっかりと行政対応のほうもよろしくお願いをいたします。

最後4点目ですが、県の産業振興・環境部は原木価格の上昇は見込めないが、生産性の向上や木を建築材料からバイオマスまでカスタード（後に「カスケード」と訂正あり）利用、これはもう資源の他段階利用ということでございますが、これを図り雇用の拡大や山への利益の還元につなげるとしております。これ長引く材価の低迷で出荷への合意、これはなかなか山主からもいろんな意見があるんじゃないかと思いますが、対応をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

香美地区におきましては、この森林・林業再生プラン実践事業、モデル事業によりまして培われました機械化、集約化によりまして、既に山主に対して還元が行われております。ほぼ全ての所有者からの合意も得られ、木材の搬出が現在進んでいるところでございます。

今後の課題といたしましては、間伐のおくれた森林における森づくり方針の確立、この実践事業で培われたものをもとに展開をしていく。またはその整備、作業路等の林

網の整備でございますけれども。次に集約化、いわゆる合意形成のより一層のスピードアップを図っていきたいと。また、道づくりの確立やその管理、またこれを道路を用いてやります高性能機械の効率化や、また今現在行われておりませんが新たな集材のシステムを開発していくということなども含めまして、現在森林組合では効率化に向けて取り組みを始めていってくれているというふうな現状でございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。これは再生プランの流れから、そういったことがかちかちと整ってきているというそういう解釈をいたしました。

毎月香美の広報で最終ページに、木材価格の一覧表が載っているわけです。山主の意見として、やはり安定した価格、これ変動があったりしたら、下手したら赤字になるがやと。せつかく50年、60年育ててきて、かなり収入いうんかそういった期待もあったわけなんです、出荷して赤字になるようではなかなかその出荷へ向けての行動、そういったものは伴わないといった、これは先ほど課長の答弁からすれば少数意見かもわからんですがそういった声もあるわけです。それで、山主が一番思っておることは安定価格、これが一定ずっと続くいうんですかね、きょう出して材木価格、1立米1万以上あった。次8,000円、9,000円になったり、次は1万2,000円になったりとかいうそういうことでは、なかなか山主の出荷に向けての合意、そういったものが厳しいではないかと思うし、やっぱり安定価格化に向けて執行部のほうはどんな考えを持っておられるかちょっとお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。今回の高知おおとよ製材の操業開始によりまして、いわゆる木材需要が先ほどお話ししましたように良質の丸太材のみでなく間伐材等であっても、十分にそこで還元ができるだけのものというふうな形で機械化、集約化が既に両森林組合では行われているという現状からいたしまして、一定供給、いわゆる安定出荷、供給の部分をクリアをしていけば、一定の価格の安定にもつながっていくものというふうな形で捉えております。

今後につきましては、先ほどお話ししましたように間伐のおくれた森林に対しての方針であるとか、また現在集約化がなされていない地域へのいわゆる集約化、合意形成へのスピードアップ、その辺が非常に肝になるものと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。

3番目の質問で、CLT工法というそういう言葉も出たわけなんです、これは集成材、こういった製品の付加価値、そういったものをより一層高めることによって材価の上昇にもつながってくるのではないかと思いますので、今後またそういった流れを我々も注視をしていきたいと思います。また、担当課長として、また森林組合とかまた県の

担当課とも連携をとりながら、活性化に向けたまた一肌、二肌また脱いでいただきたいと、そんな思いを持っておりますので今後ともよろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 昼食のため暫時休憩いたします。

（午前 11時59分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続行いたします。

9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 午前に続いて登壇の機会をいただきました。

恐れ入ります。午前中に資源の多段階利用「カスケード」を「カスタード」と言いましたので、訂正をひとつお願いします。

それでは、2問目の質問をさせていただきます。

歴史的な猛暑になったこの夏、県内の16地点での観測の結果、猛暑日が昨年の17倍でありました。観測地の大栃でも延べ17日あったそうであります。ご存じのように四万十市西土佐江川崎で、8月12日全国史上最高の41度を観測したこの夏であります。気象庁は2日の日に、この異常気象分析検討会を開き、その会長の木本東大教授は記者会見で、極端な降雨や大雨また少雨を総合すると、30年に一度の異常気象だったとそのように述べられております。今夏の全国平均気温は平年を1.06度上回り、西日本に限ると1.2度で戦後46年以降の最高であったと、このような報道もございました。

それでは、質問に入りますが、以前一般質問で本市の小中学校の学習環境改善への対策でエアコン設置を取り上げた経緯がございます。当時の担当課長からは、学校施設の耐震化や老朽化した外壁の改修などに取り組み、温暖化や環境面など総合的に見て設置を判断するとの見解でありました。現在の進捗状況及び今後の計画、このことについてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 織田議員の空調関係につきましてお答えいたします。

まず、私が担当になって平成23年9月に一度やっています。このとき締めくくりとして、今後学校現場におきましては学校の意見を聞き、整備優先順位を総合的に判断して空調等の整備をしていきたいというふうに答えております。それを踏まえまして、まず平成24年度の実績といたしまして、楠目小学校の図書室にエアコン整備を3台いたしました。そして、香北中学校におきまして、寄宿舎の耐震改修工事に伴いましてエアコンを2台設置しております。これは平成24年度の実績でございます。

また、その後小中学校の空調整備をしていく中で、平成24年10月にご存じの国の

一般会計予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費等におきまして国庫補助事業がありました。その中で山田小学校で空調整備費として3,500万円ぐらいの要望をいたしました。これは採択に至っておらないという結果になってます。もし、これが採択になっておりましたら、現在、平成25年度におきまして山田小学校に空調の工事が入っておったという状況がございます。

そして、今年度平成25年度の実施予定としまして、鏡野中学校特別支援教室におきまして天井扇、これは扇風機でございますが2室8台を整備を予定しております。そして、同じく相談室へエアコン2台、これはあくまでも特別支援教室の関係でございます。そして、市内の小中学校の空調の整備状況におきましては、普通教室へは天井扇といったもの、それから特別教室へはエアコンの整備を順次答弁のように進めてきております。整備内容としましては学校と協議の上行っていますので、学校ごとに若干整備状況が異なるということがございます。

これは9月現在の状況でございますが、まず普通教室、これは特別支援教室も含みまして天井扇が91室、エアコン1室、それと特別教室、職員室、会議室等におきましては天井扇7室、エアコンを83室、合計で119室の整備になっております。何らかの形でいろんな空調の整備を進めてきております。今後の計画といたしましては、ご存じのように、今年は猛暑におきましてすごい暑い状況でございました。近年の地球温暖化による影響で年々気温が上昇しているということは議員もご承知のとおりでございますが、今年のような形になれば授業にも悪影響が出るということが避けられないという予想はされております。しかしながら、普通教室の新規導入については初期の工事費に加えて導入後の月々の電気代、それから現在既存の分の修繕費、維持費が高額にかかってまいります。そういうことを踏まえながらまた整備していきたいというふうに考えております。概算でございますが、トータルでやりますと全部つけますと3億1,000万円ぐらい（後に「3億3,400万円ぐらい」と訂正あり）の予算が必要じゃないかというふうに考えます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 空調整備、確かにお金も要る、電気代も要る、維持費がかかるわけでございますが、昨今の子どもたちもIT化いうんですかね、そういう形で山田小の電子黒板とかそういう予算も補正で組まれておりましたが、そういった流れもありまして、やはりITに関しては湿度、そういったものが一番悪影響を及ぼすいうんかそういった懸念がございますので、これ一遍にどこもここもというわけには当然いきません。

以前私も校長室に行って話をする中で、「織田さん、暑いけん申しわけないけん」と言うけど、学校としては普通教室にもエアコンが入ってない状況で、そこの校長先生も辛抱されとったんではないかと思いますが、大きく時代も変わってきておりますので、今後そういった設置に向けてだんだんとまたお願いをしたいと、そのように思います。

学校の先生からもまたそういったような要望もどんどん出ているのではないかとそのように推測もするわけなんです、今後そういう設置に向けて教育委員会として対応していけるとそのように受けとめておりますが、その点いかがですか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

先ほど全部つけると「3億1,000万円」と言いましたけど、「3億3,400万円ぐらい」に訂正をお願いします。

今後の空調整備につきましては、一応平成24年度で耐震化が全部済みしました。今現在非構造部分で大きな工事が大体済んでいきます。私ども市教委の考えとしましては、今後は空調等の整備に力を注ぎICTですか、そういった部分も進めていかないかなる、そういったふうに方向がなってくるんじゃないだろうかというふうな考えは持っております。ただ、これは大きな財源を伴うものでございますので、市の財政そういった部分、それから全体的な予算配分、そういった部分を踏まえながら検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。それでは、次の質問に移らせていただきます。

猛暑対策や省エネ対策、そういったものを目的に小中学校におけるミストシャワーの導入が他県でもだんだんと行われております。この夏の暑さ対策として、このミストシャワーは簡易的なもので各学校の屋上や屋外、グラウンド出入り口また渡り廊下などに設置し、霧が周囲の熱を奪って蒸発することで温度を下げる効果を狙ったものであります。この設備は水道の蛇口に直接接続し水道圧のみで使用するために、安価で設置できるようになっております。そして、効果として平均2度から3度ほど気温を下げることから、これは体育の授業、また部活動などで体温が上昇した子どもたちのクールダウン効果、そういったものが見込まれるのではないかと思います。また、児童生徒たちの熱中症対策にもつながると思っておりますが、この設置への見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

ご存じのように、ミストシャワーにつきましては水を噴霧しまして水が蒸発する際に起きる気化熱を吸収する効果を利用してその空間の空気の温度を一気に下げると、下げて冷却するという装置でございます。噴霧直後におきましては、素早く気化しますので浴びてもずぶぬれにならず涼しさを感じることができると。電力消費におきましてもエアコンよりも少なく済むというふうなものでございます。

ご質問にございました体育の授業、それから部活動などで体温が上昇した子どもたちのクールダウン効果や熱中症対策にもつながるとは考えております。夏季の気温を下げ

る以外にこのミストシャワーの効果というのは、室内での加湿、防じん、防臭、花粉対策などにも使われているようでございます。県外の小中学校の事例では、既存の蛇口から水を引き、簡易に設置したりもできておるといことですので、学校と話をしてもまた検討もしていきたいと思ひます。ただ、費用を調べたんですけど、簡易キットですと5,000円余りからあると、そしてポンプ式にしても1カ所10万円ぐらいでできるというふうな、これもどうしても予算というのがあります。どちらを優先するかということも出てきますので、その間で検討していきたいと思ひます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） また検討していただいて、この質問で述べました体育の授業また部活、そういった子どもたちに物すごい効果的であるとそういうにもありますので、その点よろしくお願ひをいたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

愛媛県出身の私が山田の武田勝頼のことを取り上げるということで、同僚の議員からもどうしてぞやといったような声もありましたが質問させていただきます。

武田勝頼は戦国最強の武将とたたえられた偉大な父、これは皆さんご存じの信玄の子として数多くの武勇伝を残しております。甲斐、武田家第20代当主、そして武田家最後の武将であります。土佐のこの伝説では、勝頼は天目山では自害しておらず影武者を使ったことが言い伝えられております。これは全部「伝えられております」で質問形式に入っておりますが、その点ご了承願ひたいと思ひます。

信長軍に負けた武田勝頼の一行は、武田家の末裔である香宗我部家の住む土佐へ向かうこととなりました。そして、土佐では早くから武田氏の先祖が入ってきて根を張っておりまして、武田の姓を改めて香宗我部となり、四国統一の中心武将となり、各地で活躍をしています。無事に土佐に入った後は転々と住み家を移り、楠目大法寺に移住した、そのようにあります。楠目大法寺は現在の土佐山田町であり、武田家の家臣であった中原秋家の地でありました。後に長宗我部元親の弟が養子として入り、香宗我部を継いだわけであります。その山田で住民の娘さんと一緒になり男子を出生したと。そして、後の末裔であるあかしとして母に金の茶わん、金のくしを与えたとあるとのこと、そういったような記載があるとのこと。現在でも山田では末裔の方が存在していますいうそういう形で、私もいろいろネットとかそういったものを検索してそういうような記事がありました。

先日、勝頼の墓守をしている武田さん、これは大法寺におられますが会いまして話を伺ったわけなんです、いつごろ誰が勝頼の墓を建てたかということは、その武田さんはちょっとわからないということでありました。そして、大法寺の集会所がありますが、その前には武田神社があります。その武田神社についてもその武田さんが言うには、勝頼とはつながりがありますよということ、何か文献等があったらちょっとまた見させていただきたいがというそういう依頼をしたら、ちょうど貸して今手元にはないということ

でありましたが。私も単なる伝説とは思わないのでこの件を取り上げさせていただきます。

墓にも行ってきました。車がずっと入って、ちょっと20メートルぐらいの坂を下ったところ、そして教育委員会からいろいろずっとこの看板いうんですか要所要所に看板を立てていただいております。それで、途中で民家が1軒ありまして公文さんという方ですが話を聞いたら、県外からいろんな人がたくさん来られて、そして勝頼の墓はどこですかいうそういう対応をするのに看板の設置いうんですかそういうことをしたそうではありますが。そこらは教育委員会が掌握しておると思いますが。

戦国武将武田信玄の四男である武田勝頼の墓が大法寺に現存しておるわけなんです、これはまた歴史的な教育の一環として取り上げることはできないか、その点をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 織田議員の武田勝頼の墓が土佐山田町大法寺に現存するが、歴史教育の一助とならないかというご質問にお答えをいたします。

この勝頼伝説につきましては、この伝説の流れ着く原因がはっきりとは言えませんけれども、その不思議さを思うととても興味深いものがあります。それで、歴史教育の一助というところでお答えをさせていただきますと、このご質問の武田勝頼の墓については土佐山田町史に記載をされています。それによりますと、武田氏滅亡は西暦で申しますと1582年であり、山田氏の滅亡が西暦1543年から1554年の間であるので、武田勝頼の滅亡は山田氏滅亡の約30年から40年後であり、勝頼が天目山で敗れたときは山田氏は既に滅亡後であるので、この伝説が誤りであることは明らかである。この伝説が生まれた原因は、山田氏が甲斐源氏と関係が深かったところから生まれたものであろうと書かれている文面があります。なお、この定説で言うと武田勝頼は天正10年西暦1582年に天目山で自害をしたとされています。このようなことから言いますと、現時点では史実として正しいかが明確になっていませんので、学校での歴史教育には取り入れにくいかとは思いますが、けれども、初めに申しましたようにこの伝説については大変興味深いものもありますので、社会教育の分野での学習の推進にはなろうかと思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 先ほどの看板、道案内ですが、そこも伝武田勝頼の墓という、そういう「伝」いう字が入っております。実際社会教育としてまた利用できるのであればまたそちらのほうでとも思います。これはご存じのように仁淀川町では、あそこにも勝頼が何十年かおったということで、いろいろお祭り等も交えてやっておるそうでございます。これはまちおこしの一環としてやっておるかそこらはちょっと私は定かでないわけなんです、山梨県のそういった地域の人なんかの議員メンバーも来たりして交流

をしておるそうです。そして、仁淀川町では、またそのメンバーの何人かが山梨県のほうに行って、いろんな祭りのイベント等にも参加されておるいうそういった記事のある山梨県の出身の方が土佐山田町におられるわけなんです、兄弟からそういった新聞紙面をいただいて、土佐山田町に勝頼の墓があるということが本当かえいうような感じでいろいろ私のほうにもその話がありまして、私は勝頼の墓があるいうんは全然知りませんと、今まで聞いたことがないですということで話したわけなんです。その人も何とかまた歴史的、そういった山田にも偉人はたくさんおいでになるわけなんです、一助となればとそういう思いで質問をさせていただきました。教育長の答弁でなかなか言い伝えいう範疇を出ないということで、子どもの歴史的な教育にはなかなか不適ではないかという話がありましたが、また社会教育のほうでまた取り上げていただいたらとそんなにも思いますので、その点よろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 21番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、いじめ防止対策について質問いたします。

国がいじめ対策を本格化させてから初となるいじめ防止の法律、いじめ防止対策推進法が本年平成25年6月21日に成立し、同28日に公布されました。その3カ月後の今月9月28日に施行されることとなっております。

一昨年10月、滋賀県大津市で市立中学校2年生男子生徒がいじめを苦に飛びおり自殺をした事件から、全国の教育委員会ではさまざまな取り組みが実施され、対策がとられてきたことは十分承知しております。香美市の取り組みにつきましてもこれまでに聞きをした部分もありますが、今回のいじめ防止対策推進法の施行に際し、香美市としてより一層のいじめ根絶への意欲をお聞きするところでございます。

1点目に、本市が行ってきたこれまでの防止対策及びいじめが万一あった場合の対応はどのように行っているのでしょうか。また、そういったことを保護者等に対し周知されているのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 比与森議員のいじめ防止対策、そして対応、周知についての見解にお答えをいたします。

いじめ防止対策としては、予防的な取り組みに力を入れることが何よりも重要です。日々学校、家庭、地域で子どもをしっかりと見守り、小さなサインにも気づくことが大事で、そのために学校では日ごろから教職員全体で児童生徒にかかわるように努めています。子ども一人一人が大事にされる学級経営、学校経営、道徳教育や人権教育の取り組みでは、自他ともに大事にされる仲間づくりや子どもたちの自尊感情を育てることを

大事にしています。また、年間2回香美市内全小中学校でQ-Uアンケートを実施し、いじめの未然防止にも役立てています。

万一いじめがあった場合の対応については、直ちにいじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒の両者から詳しく聞き取りをし、事実確認ができた時点でそれぞれのケースに応じていじめを行った児童生徒、保護者に対する指導、助言を継続的に行っていきます。重大ないじめにつきましては、教育委員会も一緒に取り組みますし、学校の取り組みや体制の問題、他校や関係機関との関係で解決すべき問題があれば早急に対応をしていきます。いじめを受けた児童生徒とその保護者には、安心して学校生活を送れるように全力で支援をしていきます。

市民や保護者に対しての周知については、個人のプライバシーのかかわる難しい問題もありますので、基本的にはいじめの根絶を目指して啓発に力を入れる方向で考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） より一層の根絶に向けた取り組みを望むところです。

2点目の質問に移ります。

文部科学省は、昨年8月にいじめ自殺問題に対応するため子ども安全対策支援室を設置し、地方自治体に対しいじめ問題に関する緊急調査依頼をされていますが、本市の対応とその調査結果をお尋ねいたします。

また、本年度いじめ問題に関して何らかの調査は実施されたか、先ほどの答弁でされていると思いますがその結果をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

昨年8月、県人権教育課からいじめ問題への取り組み状況に関する緊急調査がありました。調査結果をお話ししますが、これ数を聞かれたものではなくて取り組みの中身のことで、大きく7点ほど調査結果をお話をしたいと思います。どの学校も次のように答えています。

1つ目は、全校でいじめの実態把握に関するアンケート調査を年に二、三回実施をしている。2つ目は、それから、いじめを把握したときは、いじめを発見した者だけで抱え込むことなく速やかに共有し、組織的な対応を図るようにしている。3つ目、いじめを把握したときには速やかに教育委員会に連絡する。4つ目、いじめた児童生徒、いじめられた児童生徒ともに主に家庭訪問、面会により保護者に連絡する。5つ目、いじめ問題に関する校内研修は全校が実施している。6つ目、児童生徒の日ごろの行動や態度について、学級内や学年内にとどまらず職員会等で情報の共有化を図っている。7つ目、法務省人権擁護局が実施する子どもの人権SOSミニレターについても全校で配布されている。これが一応代表的なものの答えです。

本年度につきましては、1学期にいじめアンケートを各校が実施しており、少しでも気になるものについては早急に個人面談をしその後の対応をしております。1学期末の県調査では、小学校1件、中学校が94件の報告が上がってきています。これは例年より多いです。中学校の件数の94件が多いということにつきましては、1学期にいじめアンケートをした後お話ししたように、アンケートによって上がってきた心身に苦痛を感じたもの、その全てをそのまま報告しているのです。このような多い件数となっています。聞き取りから3件ほど重いものがありましたが、どの件についても早期発見できたことにより現在は解消されており、引き続き見守りを続けています。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） それでは、3点目に移ります。

今回のいじめ防止対策推進法では、いじめの定義を対象にされた児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの、インターネットを通じた攻撃も含むと規定しています。その上で重大ないじめが発生した場合は学校が事実関係を調査し、その内容をいじめを受けた児童生徒とその保護者、地方自治体に報告することが義務づけられています。また、重大な被害を及ぼすおそれがある場合は直ちに警察に通報することも明記し、必要に応じて加害者側の子どもに出席停止を命じることも求めています。いじめ防止対策推進法に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

法律で示されていることはとても大事なことでと考えます。重大ないじめにつきましては、学校での早急な事実関係の調査、対応はもちろん、教育委員会も一緒になって全力で取り組む必要があります。また、警察の力をかりることや場合によっては加害側の子どもに出席停止を命じることも必要なときがあると考えます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 出席停止になるような事態は避けたいわけですが、これまでに答弁いただいた内容で早急な対策というか手だてをすることでいじめ根絶に向けた取り組みをまた期待します。

4点目に移ります。

いじめ防止対策推進法は、地方自治体に対し文部科学省が今後法に基づき定めるいじめ防止基本方針を参考に、地域いじめ防止基本方針の策定に努めるように求めています。基本方針策定は早急に取り組むべき課題ではないかと思いますが見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えをいたします。

現在、策定中である文部科学省のいじめ防止基本方針、そして県の方針が示され次第、各校では学校の実情に応じた基本的な方針の策定を行います。これは義務づけられてい

るといふこともあつてすぐに行ふようになっていふます。香美市としては努力義務といふところではありますけれども、基本的な方針を策定したほうがよいと考へていふます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 5点目に移ります。

文部科学省の来年度、平成26年度の概算要求では、いじめ対策等総合推進事業では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、地方公共団体におけるいじめ問題等への対応支援を強化するため、前年対比21億円増の69億円を要求していふます。事業の中身では、新規事業としてインターネットを通じたいじめ問題等に対応する学校ネットパトロール、そしてスクールカウンセラーの配置拡充、スクールソーシャルワーカーの配置拡充では、1,355人を688人増の2,043人に。また、元警察官や元教員等を活用し、課題のある学校等への派遣では、335校を倍増し670校としていふます。これらのことを踏まえ、関係機関との連携を強化するために学校や児童相談所、警察などの担当者で構成する連絡協議会を置くことができるとしていふます。より現場の目線に立った関係機関との連携強化が必要と考へます。地域社会が総がかりでいじめ根絶に取り組める体制づくり、情報共有の仕組みづくりの充実を目指し、積極的に整備すべきと思ひます。香美市にあつては、これまでも何らかの体制を組まれているのではないかと思ひますが現状と課題、そして今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えをいたします。

現在、重大ないじめが発生した場合は、緊急対策本部を設置し、県教育委員会の指導、支援をいただきながら対応してきていふます。警察、児童相談所との連携もすぐにとれるようになっていふますので、この方法でよいのではないかと考へていふます。ただ、いじめ根絶に向けては私たちが全力で取り組んでいかなければならないものでして、現在カウンセラーの配置とか学校の体制づくりにつきましては、校長会を中心にして教育委員会とずっと話し合いを続けながら体制とか人的整備について努力をしていふところではあります。それを中心にしながら、今後もしじめが決してないようにな全力で取り組んでいふきたいと思ひていふます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 質問の2項目めに移ります。災害時要援護者の避難対策についての質問を行います。

政府は昨年南海トラフを震源とする巨大地震で、死者が最大32万人との予測を発表しました。その後それぞれの自治体では、津波対策も含め地震対策が急速に進められていることは周知のとおりでございます。災害時に自力で避難することが困難なお年寄りや障害者など災害時要援護者の支援体制の確立も急がれていふます。さきの第183回通常国会で改正災害対策基本法が成立しました。改正災害対策基本法では、災害時要援護

者の名簿作成が市町村に義務づけられています。以上のことからお尋ねいたします。

1点目に、従来の制度でも災害発生時における高齢者などの避難支援の指針となる災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき名簿作成を市町村に求めていましたが、義務づけられていなかったため作成している自治体は全国で6割程度にとどまっているようでございます。今回の改正により要援護者の名簿作成が市町村に義務づけられました。本市の現状と課題があれば、そして今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 比与森議員の災害時要援護者の避難対策についてお答えをいたします。

まず、要援護者の名簿作成について、現状と課題についてお答えをいたします。香美市では、災害時要援護者台帳は平成23年度に作成済みです。しかしながら、異動処理がおくれておまして今後順次処理をしていく予定です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 早急に完全なものの作成をお願いしたいと思います。

2点目の質問に移ります。

今回の改正により、名簿は本人の同意を得た上で消防や民生委員など関係機関にあらかじめ情報提供をしますが、災害が発生した場合は個人の同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしています。ただし、個人情報を厳格に保護するため、情報を知り得た人に対しては秘密保持の義務もあわせて求めています。個人情報の取り扱いに関しての見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 災害対策基本法の第49条の11の第3項に、ご質問にありましたように「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない」と規定をしております。本人の生命、健康、身体に対して危険を避けるためには、本人の同意がなくても支援者や関係機関に必要な個人情報を提供することは当然のことと考えます。また、同じく第49条の13で、避難支援等に携わった者に秘密保持義務が規定されていることも当然のことと考えます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 同意を得た上で消防や民生委員さん、関係機関にあらかじめ情報を提供するということですが、現実問題として大きな災害の場合、もうこれは自主防災組織、町内会の役割が大きくなると思いますが、この個人情報について緊急時の手前での自主防災組織への情報提供ということは考えられるのかどうかをお尋ねいたします。

- 議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。
- 福祉事務所長（岡本明弘君） 本人のその身体、生命に重大な結果を及ぼすような状況になるということが想定される場合であれば、支援者とか自主防災組織、そういったその人にかかわる人に個人情報を提供することはあり得るというように考えます。
- 議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。
- 21番（比与森光俊君） 3点目でも自主防災組織のかかわりを少しお尋ねするところですが、要援護の高齢者の方の自主防災組織での取り扱いというか対応については、それぞれの自主防災組織で苦慮する部分も現実あっております。この辺をすぐに個人情報を自主防災組織へというその辺も含めて、今後検討をお願いしたいと思うんですけどどうでしょう。
- 議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。
- 福祉事務所長（岡本明弘君） 本人の同意がなければあらかじめ情報提供ということにはならないかと思えます。
- 議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。
- 21番（比与森光俊君） 3点目の質問に移ります。
- これまでに述べました名簿の整備、共有は、避難支援を円滑に進めるための第一歩だと思います。避難支援の取り組みは自治体側の入念な準備にかかっていると思うところでございます。弱い立場の人たちをどのように守るかということは次なる大きな課題であり、そのことは地域社会に投げかけられています。災害発生時の個別の支援、行動計画を事前に細かく決めて訓練するなど、いま一度日ごろから地域で高齢者や障害者を支える体制を点検整備することが重要と考えております。本市のこれまでの取り組みと課題、そして今後の対応をどのように考えているのかお聞きいたします。あわせて自主防災組織との連携もより一層大切になるのではないかと思いますが見解をお尋ねいたします。
- 議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。
- 福祉事務所長（岡本明弘君） 災害時の個別の支援、行動計画については策定途中であり手挙げ方式としており、申し出のあった方について個別計画の策定について準備中で、現在は多くの方についてはできておりません。
- 65歳以上の高齢者については、健康介護支援課の地域包括支援センターが個人から提出された情報を把握しており、また民生委員、児童委員においては、75歳以上の独居者の世帯について香美市要援護者安心・安全ネットワーク台帳により情報を把握しており、毎年更新しております。福祉事務所には写しをいただいて管理をしております。
- そして、自主防災組織との連携については、福祉事務所としては自主防災組織との連携はこれまで行ったことはありません。それぞれの自主防災組織の取り組みに委ねられている状態です。
- 議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○ 21 番（比与森光俊君） 策定については策定途中ということですが、いつごろの完成をめどに取り組んでいるのか、その辺 1 点お聞きします。

○ 議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○ 福祉事務所長（岡本明弘君） 順次更新をしていかなければなりませんので完成ということにはならないと思いますが、基本的に全員の個別計画ってということにはなりません。それはもう策定できませんので、現在のところは手挙げ方式ということで申し出のあった方についてのみということになっております。

○ 議長（西村芳成君） 21 番、比与森光俊君。

○ 21 番（比与森光俊君） 4 点目に移ります。

今回の改正災害対策基本法では、名簿作成義務化のほか注目すべき点に避難所における生活環境の整備されている点があります。安全性を満たした施設を確保する一方、食料や医薬品などを用意し、医療サービスの提供にも努めるとしてあります。避難所における生活環境の整備は、高知県全体としてその取り組みがおくれているとのマスコミ報道を耳にしたことがございます。本市の現状と今後の対策、課題をお尋ねいたします。

○ 議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○ 福祉事務所長（岡本明弘君） 食料などについてはまちづくり推進課が備蓄食料や物資などを管理をしております。また、物資や食料品などについて市がそれぞれの業者と災害時応援協定を締結しております。そして、医薬品については高知県薬剤師会香長土支部と協定を結んでおります。

○ 議長（西村芳成君） 21 番、比与森光俊君。

○ 21 番（比与森光俊君） まちづくり推進課でその食料、備蓄品等ということですが、まちづくり推進課のほうでこの食料、医薬品、医療サービス等のその生活環境整備について、どのような現在の取り組みについてお尋ねいたします。

○ 議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○ まちづくり推進課長（今田博明君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

まちづくり推進課のほうでは、備蓄食料としまして現在 9 万 4,000 食程度を備蓄をしております。これは香美市の避難者が現想定で最大 8,000 人ということになっております。その 8,000 人の 3 食 3 日分はクリアしているような状況で、これは県下的にもトップレベルであるというふうに思っております。また、物資につきましては、先ほど福祉事務所長の申しましたように、個別に事業者との応援協定も結んでおりますし、紙おむつや尿とりパッドのようなそういった物資のほうは一定は構えておりますけれども、まだまだ全て備蓄が進んでいるような状況ではございません。これからも備蓄につきましては、順次進めていきたいというふうに思っております。

また、医薬品につきましては、県が防災拠点を指定しました。近くでは香南市の青少年センターになっておりますけれども、ここに医薬品の備蓄を行いへり等で輸送する計画を持っておるといふふうに聞いております。それと、個人に対しましても、通常の薬

につきましても多くの薬を備蓄できるような仕組みもつくっていきたいというふうに県のほうからは聞いております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 物資についてはお聞きしました。避難所における生活環境の整備も求められているわけですが、避難所のそのバリアフリーとか要援護者に対する避難所の施設としての整備はそれすぐにできる問題やないと思いますけど、満足のいくその施設、避難所としての整備の完成度いいますか、どの程度できているというふうに受けとめているのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 避難所の整備につきましては、まだ全然手がつけられてないような状況というふうに認識しております。今後避難所の指定についても随時見直していく必要があるかと思っておりますけれども、あわせて避難所の整備についても、時間はかかるかもしれませんが検討していく必要はあろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 初めにも述べましたように、この改正災害対策基本法では、それまでと違って今言いました避難所における生活環境の整備ということも求められているところでございますので、ぜひ今後の対応をよろしくお願いします。

次の質問に移ります。3項目めです。ご当地ナンバープレートの導入についてお尋ねいたします。

ご当地ナンバープレートは現在全国で233の市区町村で導入され、現在導入が予定されているところを含めると240市区町村を超えるようでございます。新聞報道でご存じの方もおいでだと思いますが、本年7月から県内では初めて日高村が導入をいたしました。絵柄には江戸中期に忍者修業を積んだ「土佐のねずみ小僧」と呼ばれたという日下茂平をモデルにしたイメージキャラクターのもへいくんが村の花コスモスとともに描かれ、日高村出身で香美市在住の漫画家くさか里樹がデザインを手がけています。日高村住民課では、村内で登録されている約500台のミニバイクに対し、申請があれば従来のプレートと無料で交換も可能のようでございます。交付を受けた所有者からはかわいいデザインできれいとの声が寄せられているとのことでございます。

高知県では日高村1村のみですが、四国の他の3県では愛媛県が松山市、今治市、宇和島市、砥部町、香川県が高松市、丸亀市、小豆島町、宇多津町、徳島県が徳島市、石井町と各県、県庁所在地を含め6市4町が導入しています。香美市にあってもかわいいプレートで香美市をPRすることを強く望むところでございます。

本市にはやなせたかし先生がデザインしてくださった龍河洞リュウくんなどすばらし

いイメージキャラクターがあります。日高村の知り合いの議員さんにお聞きしたところ、経費もそれほど高くはなかったとのことでございます。50cc以下のミニバイクを対象に香美市のイメージキャラクターをデザインしたご当地ナンバープレートの導入を望むわけですが、見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 比与森議員のご当地ナンバープレートの導入についてお答えしたいと思います。

ご当地ナンバープレートの導入については、最近の全国的な状況から判断しまして、政策企画財政課と相談しながら、また協力を得ながら前向きに取り組んでいきたいと思っています。

そのときにですが、デザインについてになりますけど、やなせ先生からいただいております香美市のイメージキャラクター、これについては有効な選択肢の1つだと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 前向きに検討をしてくださるということです。

佐々木課長に1点、このキャラクターを観光等に携わる課として、こういうもので香美市をぜひPRする方向で、今野島課長からは…。

○議長（西村芳成君） 比与森君、それはPRじゃいうのは質問にないで。

○21番（比与森光俊君） 担当課としてご当地ナンバープレートの導入についてどういう意見をお持ちでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 担当課としてお答えいたします。

税務課長の言われたように、政策企画財政課と内部で協議するときに、もしそういうふうな要請がありましたら加わっていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 16番、自由クラブ、島岡信彦でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

職員の人材育成についてであります。

市町村を取り巻く環境は地方分権の流れや情報技術の発達、少子高齢化社会、住民ニーズの多様化等により、ますます複雑多岐にわたってきています。このような状況下から、今後市において事務事業の見直しとともに、行政運営に携わる市職員の人材育成に

関する施策も重要な1つであると考えます。今後より専門性が求められる時代にあつて説明責任、住民参加等への対応が的確にでき、積極的に地域づくりに貢献できる市職員を育成していかなければならないと考えます。しかしながら、職員定数の削減及びそれに伴って1人当たりの業務量の増加により、多くの職員が日々の業務を遂行することで手いっぱいとなり、職員間での意思疎通や技術継承を行う機会が減少してくる傾向が出てくるのではと思います。意欲を持った職員をいかにふやしていけるかが活力ある組織づくり、ひいてはまちづくりを進めていく上でも重要であると考えます。組織づくりとは人づくりであり、人づくりこそが自治体活性化の柱であると考えます。管理者の意識改革はもとより心身ともにタフでモチベーションの高い職員を育てることが非常に重要であり、人づくりなくして住民の望むまちづくりを行うことはできないと考えます。そういった点から職員の人材育成について、研修、人事交流などが効果的な1つの方法であると考えますが、現状と今後の展開についてはどうか、1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 島岡議員の職員の人材育成に関するご質問にお答えをいたします。

人材育成や職員の資質向上を図るためには、研修や人事交流は非常に有効であると考えており、それぞれ実施をしております。

まず、職員研修の現状でございますが、全体研修というのがございまして、これは職員研修委員会で計画を立て実施をするものでございます。平成24年度におきまして、254名の職員を対象に4つの研修を企画をいたしました。内容としましては、接遇研修、防災研修、救命講習、人権研修、この4つでございます。平均出席率は83.5%となっております。平成25年度におきましても4講座を計画をしております。内容としましては、接遇研修、防災研修、業務効率化研修、人権研修、この4つでございます。

既に接遇研修につきましては8月に実施をしております、出席率は88.2%となっております。接遇研修につきましては、平成23年度から継続して実施をしておりますが、今年につきましては対応に苦慮する長時間の窓口対応とかクレーム的な内容の対応とかそういったことを目的に置きまして接遇研修を実施をいたしました。非常に内容のいい研修でございました。そして、こうち人づくり広域連合が実施する研修事業への参加もいたしております。

平成24年度の実績と平成25年度の計画を申し上げます。

まず、階層別研修というのがございまして、それは新規採用職員研修、採用3年目研修、5年目研修、10年目研修、係長研修、課長補佐研修、課長研修というふうに階層別に分かれております。その中で能力研修と、そして10年目研修とか係長、課長補佐、課長につきましては基本研修というのも同時に行うようになっておりまして、対象職員が37名のところ研修によりましたら基本研修と能力研修両方を出席いたしますので、延べの参加人数といたしましては69名でございます。平成25年度は対象者が49名

で、その者が全て参加をして基本研修を受けたとなりますと、延べの参加者数は73名となる予定でございます。

そして、能力向上開発研修というのがございまして、これにつきましては希望者として研修委員会で指名をした職員に研修を受けていただいております。内容といたしましては、法務能力、専門実務能力、情報処理能力、人間対応能力、課題対応能力といった分野で幾つかのメニューを準備してくれておりますので、その中で適切なものを選び参加しております。平成24年度では参加数が39名、平成25年度は30名を予定しております。

そして、民間機関等で実施された研修というのにも参加をしておりまして、実施機関といたしましては、日本経営協会、市町村アカデミー、高知県建設技術公社等でございます。平成24年度は参加数が延べ20名でございます、平成25年度は18名を予定しております。

課によりましては、こうち人づくり広域連合や民間機関等が実施をする研修に職員が順次参加し実務能力の向上を図っております。今後もこれらの研修制度を有効に活用して職員のさらなる能力の向上、資質向上を図っていきたいと考えております。

次に、人事交流の現状でございます。平成24年度から県と職員交流を行っております。各2名の職員を派遣し合っております。派遣している職員も県からの派遣職員を受け入れている課の職員におきましても、よい刺激を受け相互理解と協調連携を深めておりますので、今後におきましても可能な限り継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） その研修につきましては本当に素晴らしい出席率、88.2%という研修で研修が主という形ではありますが総務課長に1つ、職員がそういう研修、交流を受けて、積極的に部署の中で提案とか提言ができるような機会とか環境が重要であると私は考えておりますが、その点についてのご見解を。

それと、人事交流についてですが、今後民間企業との交流については考えておられないのか。それと、姉妹都市であります積丹町とかあわら市とは災害協定ですか結んでおりますし、そういった関係でのさらなる深めていく交流については考えてないのか、2回目の質問です。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

確かにせっかく研修を受けても、職員がそれを自分の実力を高めてモチベーションをアップして、それをさらに提案につなげていくというのが非常に理想ではありますけれども、日々の業務に追われていてなかなかそういったところにいけないというところが現状です。

そして、人づくり広域連合では、政策研究共同事業とかいった他の市町村の職員、当

然同じ香美市の職員でも構いませんけれども1つの目的を持って共同で研究をして、そしてそれを政策へと提案していくといったような研究事業のそういうメニューがございます。まだうちのほうは全く参加をしておりませんが（後に「過去に職員2名が参加をした」と訂正あり）、ほかの市町村におきましてはそういった中で研究事業を行って全体の場で発表をして、なかなかそこが実際の事業採択というまでにはいかないとは思いますが、そういうことで成果を上げておりますので、そういった分野で参加をさせたいというふうには考えておりますが、なかなか難しいというところが実は現状ではあります。そういったところへは機会があればぜひ参加をしてそういった研究、ほかの市町村の職員とも一緒になって、実際に外へ出ていろんな分野、自分たちが飛び出してやってやる事業ですので、いろいろな可能性があると思いますので、ぜひそういったところで研修で培った力を発揮できる場を設けたらいいなというふうに思っております。

そして、その人事交流ですが、やはり同じように人づくり広域連合で民間企業への派遣研修というのがございます。なかなかそこも、1つの市町村においては市長の考えで継続的にある民間企業のほうにずっと何年も派遣している例がありますけれども、あとは1カ月とかいう研修になりまして、1カ月とかの派遣研修でありますと、その民間企業にとっても市の職員が行ったときにお客さん状態であって、なかなかその有効な研修内容とは、まあそれなりに意味はあると思いますけれども所期の目的はなかなか達成できないのかなと思いますので。もし派遣研修を利用するならば、やはり6カ月とか1年とかいうスパンでやっていきたいとは思っておりますが、それもやはり議員がおっしゃられましたように職員数との関係がございまして非常に難しいところがありますけれども、そういったところはぜひ外へ出て、いろんな体験をしていただくことが若い職員にとってはこれからの長い公務員生活の中できっと役立ちますので、そういった機会はぜひ設けていきたいと思っておりますので、今後職員のほうにもそういったことの周知は一通りはしておりますけれども、実際どういうふうに事がやられているかまでは詳しい内容までは周知をいたしておりません。私なんかはその会の場でそういった研修をしていった人たちの体験発表も聞いておりますので、そういったことも含めて職員のほうには周知をしていって、こういう事業があるということで希望者があれば、そちらのほうの派遣も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 16番。

（16番、島岡信彦君、自席から「姉妹都市とは」と発言する）

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 済みません。答弁漏れがございました。

姉妹都市のところは、直接姉妹都市としては私の中では今まだ考えたことはございません。

○議長（西村芳成君） 16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 島岡信彦君の質問が終わりました。
暫時休憩いたします。

（午後 2時12分 休憩）

（午後 2時24分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続ける前に、総務課長から訂正がありますので許可します。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。先ほど島岡議員のご質問について私がお答えしました人づくり広域連合が実施しておる政策研究事業、それに香美市は「参加をしておりません」というふうに申し上げましたが、ちょっと少し前にはなりますけれども、その研究事業の中の政策形成自主研究グループ活動支援事業というのに過去2名の職員が参加をしております。訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） ただいまの総務課長の訂正を許可いたすことにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。

それでは、一般質問を続けます。

次に、5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。通告に従いまして一問一答方式で質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、平和行政と平和教育の推進について、がん検診について、チャレンジ塾についての3点です。

初めに、平和行政と平和教育の推進について質問をいたします。

高知県は全ての自治体が平和市長会議に加盟しています。本市は平成18年5月25日に非核平和都市宣言をし、日本非核宣言自治体協議会の趣旨に賛同し加入しています。核廃絶と恒久平和への願いを後世に伝えていくためには平和運動が行われていることが必要であり、行政と市民が連携して平和運動に参加することがとても大切なことではないでしょうか。

昨年6月議会で平和行政について質問をいたしました。そのときの答弁では、戦争の悲惨さと平和のとうとさを市民に伝えるために、広報香美8月号において特集記事が掲載されているということでした。また、学校での取り組みでは、講師を招き集会方式で平和学習や修学旅行先での平和学習を行っているということでした。市民図書館や香北分館、物部分館、中央公民館での市民への啓蒙活動などはまだできていないというお答えでした。私が市役所1階の市民フロアでの原爆展を開催してはという質問をしまし

たところ、時期も効果的なころがいいので展示内容も含め検討をしていきたいとのお答えでした。その後、ちょうど日本非核宣言自治体協議会から原爆ポスターの送付があったことで、8月の1カ月間原爆ポスター展が開催されました。少しでも市民の目に触れて平和のとうとさを感じてもらえる機会になったのではないかと思います。広報8月号の戦災特集の下欄に原爆ポスター展のお知らせは載っていましたが、周知は余りできていなかったように感じられました。今年も継続をお願いしたところ、他の企画もないようでしたので8月の1カ月間原爆ポスター展を開催することができました。周知方法については昨年と同じやり方だったと思っております。

そこで質問に移ります。

1点目は、昨年と同じ質問にはなりますけれど、平和行政として本市が今取り組んでいることはどんなことでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

市としての主な取り組みにつきましては、議員が先ほどおっしゃられました昨年6月議会での答弁と変わるところはありませんが、日本非核宣言自治体協議会への参加、平和市長会議への加盟、戦争の悲惨さと平和のとうとさを市民に伝えるために、継続して広報香美への特集記事を掲載すること等でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 2点目に移ります。

平和教育として、社会教育、学校教育の各分野で取り組んでいることはどんなことがありますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 濱田議員の社会教育、学校教育の各分野で取り組んでいる平和教育についてお答えをいたします。

まず、学校教育においては、国語、社会等の教科や人権学習の中で広島、長崎の原爆や第2次世界大戦、平和憲法等の平和学習を行っています。また、平和集会を実施して体験談を聞いたりビデオを視聴したりして戦争と平和について考え、振り返る時間を設けて取り組んでいます。

社会教育においては人権学習の中に位置づけて行っています。平和教育の啓発としては、小中学生の人権作文集から平和に関する作文を抜粋し、人権広報あけぼのに掲載をして全戸配布をしております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。小学校、中学校の学校の取り組みをお聞きしました。その平和集会の内容ですけれども、小学校7校、中学校3校ありますが、それぞれの学校によってやり方は違うと思いますが、こんなふうに行っているという内容を少しお話ししていただけないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

平和集会のやり方は各校がそれぞれ工夫して取り組んでいますのでいろいろあります。例えば鏡野中学校では8月6日に平和学習の日という位置づけをして、毎年そこで話を聞いたり学習をしたりしています。

小学校では、地域の戦争を体験している方をお招きをして戦争中のことをお聞きしたり、その悲惨さについて考えたりという学習をしています。いろいろありますけれども、子どもたちが平和集会を通して平和の大事さに気づくという取り組みはそれぞれの学校で行っています。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 修学旅行に広島に行かれています小学校、中学校があると思うんですけども、小中学校のどれぐらい、全部が行ってるわけではないと思うんです。それを教えていただけますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

今、広島のように小学校が3校、それから沖縄のほうに中学校が2校行っています。これはかつては平和学習中心だったのですけれども、防災の関係もあって神戸のほうに切りかえたりということもあるので、全校にはなっていないんですが修学旅行を大事な機会にしている学校がそれぐらいあります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 広島、そして沖縄のほうに行かれていますということで、事前学習も含めてもう二度と戦争はしないという平和憲法のもとでの学習を現地でされているということで非常にいいことだと思います。

神戸のほう、淡路島のほうに行かれています学校もあるかと思いますが、やはりその学校でも平和集会もあろうかと思いますが、その中で戦争を体験した、本当に高齢の方だと思いますけれども、その方のお話を聞いていくということが、生の声を聞くということが本当に大事な、生の体験を体感するという事に近づきますので、やはりその辺のことは大事な事だと思います。

この7月の31日から9月の30日まで、吉井勇記念館では「学徒兵・木村久夫、とどけ！命の歌声」という企画でイベントをされております。やはり地元でこのような大変平和学習として一番いい取り組みだと私は思います。このような企画に地元の小学生、中学生がぜひ行ってもらいたいと思います。まだ行かれてないところもあるかと思いますが、個人的に親と一緒にいこうということで行かれた子どもさんもいるとは思いますが、やはりこのようなせつかくの2カ月間ありますので、学校はちょうど夏休みにはなりますけれども、なかなかたくさん行っても入れませんけれども、クラスごととか

いう形で何か学校として行くような取り組みが大事じゃないかと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

木村さんの展示につきましては、8月の末に2学期が早く始まりましたので、その期間を利用して行った学校があります。生涯学習振興課のほうからも校長会でぜひこれはいいので子どもたちに紹介をもっともっとしてくださいということで話をしましたら、行った学校からは内容がどういうふうによかったかということ具体的に話してもらいながら、ぜひ子どもたちに紹介したらいいですよということで投げかけたりしていますので、私たちも1人でも多くこの展示は見ていただきたいと思っていますところ。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。

非核平和都市宣言を掲げている本市として去年から原爆ポスター展もやっていますけれども、その平和へのメッセージを児童や生徒とともに発信できるような計画を企画できないものか、その辺の去年から原爆展を市民フロアでやっていますので、それプラス何か平和へのイメージを膨らますようなものが、共同発信できるような企画っていうものが考えられないだろうかと思いますがいかがでしょう。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） お答えをいたします。

各学校のほうでは、平和教育につきましても今教育長さんのほうが述べられましたようにそれぞれ取り組んでおられますので、市が学校とともに平和へのメッセージを発信するということにつきましては現在考えておりません。そのイメージとおっしゃいますけれどもそのイメージが私の中でどういったイメージなのかというところになりますけれども、今のところ具体的にはちょっと考えておりません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。④です。

市役所1階市民フロアで原爆ポスター展を開催していますけれども、学校の子どもの作品なんかをポスター展と同時に展示するとか、そして香北や物部においてもこういうポスター展を市役所の1階ロビーだけでなくほかのところにも開催できるような取り組みの中で、それぞれの物部でしたら物部の大栃小中学校とか、香北でしたら大宮小、香北中学校、また、山田のほうには土佐山田町内の小中学校の子どもの作品と一緒に展示するとかいうような形で、各地域でこのようなポスター展も開催できるような取り組みにならないでしょうか。支所とも連携をしながら、そうするとなかなか山田の本庁までは行けないけれども地元でそういう原爆展があるんだったら行こうかというふうなことにもなるかと思うのですが、市民が気楽に足を運べるところの開催ができないものでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

子どもの作品と一緒に展示ということはちょっと考えておりませんが、来年度から本庁での原爆ポスター展が終了いたしましたら、香北支所と物部支所でも順次開催することといたします。開催のそのフロアとかいうことにつきましては両支所にお任せをしたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次に移ります。

被爆地に実際行って、そして自分の目で見て、そして考えるということがとても平和教育として大事だと思います。私も去年広島に行きまして、私も中学の修学旅行でしたかそれから行ってませんで、長崎に今年伺いました。やはりもう20年以上も前のことです。その都度感じる場所もありまして、夏休み期間でしたので小学生、中学生が本当にたくさん来てまして、メモをとったり鶴を折ったりいろんな思いを、鶴をいっぱい持ってきている方もいたりしまして、やはりこういう、日本は唯一被爆を受けた国であります。そして広島や長崎、そこにやっぱり子どものときにそこに出向いて、そして平和の思いを親子で、また友達同士で行って体感することがすごく大事だと思います。市民を含めて親子でも構いませんが、そういう平和大使として平和行政を掲げている香美市として派遣をするということも今後の視野に入れていってはいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

平和大使ということのどういった方を平和大使に指名するかとかいう、平和行政の中で今議員がおっしゃられたように平和大使を何らかの形で指名をしてというふうなことですけれども、例えば他市の、また他県の小中学校におきましては、子どもたちの平和大使というものを指名するために「私たちの平和」という題で作文コンクールなんかを開いて、そういうコンクールの入賞者の中から平和大使を指名して広島等へ派遣をして、実際に記念資料館なんかを肌で体験するといいますか平和の大切さや戦争の悲惨さを、本当にその実際のところで体験をしてもらうというようなそういった活動もやられているところもありますけれども。香美市におきましては、前にも申し上げましたけれども修学旅行等の中でも議員も中学生のときに行かれたように、広島などは平和学習をやる機会が割と多いのかなというふうに考えております。当然繰り返し繰り返しやればいいことではありますけれども、まだなかなかその平和行政の中で平和大使をどういうふうに位置づけるかということについては、今具体的な考えは持っておりません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 8月でしたか高知新聞に載ってましたが、高知市の小学5

年生と母親が、日本非核宣言自治体協議会主催の事業で親子記者事業っていうのがあるそうです。その一環で142組の親子が応募をして、そのうちの7組が招待されたということで、その7組のうちの1組が高知市の親子だったということの記事が出てたんですけども、そのときに私は初めてその親子記者事業というのに気がつきました。本市も日本非核宣言自治体協議会に加盟しておりますので、そういうお知らせは当然来ることだと思うんですが、こういうのに応募ができるというようなことを学校のほうにお知らせのようなことはされているのでしょうか。その企画が保護者に届いているかどうかをお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） お答えいたします。

今回のご質問、平和大使のことについてのご質問でしたので、その親子記者事業のことにつきましては、担当者のもとには届いておるかもしれませんが現実ちょっと私のほうは見ておりません。したがって、学校のほうにも流していないのが実情だと思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 私はその平和行政の中で今後その平和大使の企画ができるような方向でと思いがあつたんですが、それがなかなか難しければ、こういうせっかく協議会にも加盟しておりますので、この加盟している協議会にこういう親子記者事業というのがあるので、そういう形で行きたい親子の方もいらっしゃると思うので、そういう意味では広く市民の方に知らしてあげたほうが、手を挙げる挙げないはそれぞれですけども、情報として流していけたらいいかなと思いましたが質問をさせていただきました。今後またごらんになっていただいたらと考えます。

○議長（西村芳成君） 濱田議員、通告にね、そういうところをもうちょっと細かく書いておくと、頭に一本で平和で来たらわかりにくい部分がありますので、通告をきちっと書いてください。

○5番（濱田百合子君） はい。わかりました。

そしたら、次の質問に移らせていただきます。次のがん検診について質問をします。

昨年死因は、厚生労働省の人口動態統計によると断トツの1位のがんで28.7%、心疾患15.8%、肺炎9.9%、脳血管疾患が9.7%、老衰が4.8%と続いております。高齢化社会に伴って肺炎と老衰による死亡は今後もその率が上昇するものと思われまます。メタボ対策も重要ですけど、がん対策がより重要な課題であると思えます。がんによる死亡を減らす方法は早期発見、早期治療につきます。

今年3月16日に、内閣府のがん対策に関する世論調査の結果を発表しました。日本のがん検診の受診率が20%から30%程度と低い状況を踏まえ、検診を受けない理由を複数回答で聞くと、「受ける時間がないから」が47.4%、「がんだとわかるのが怖いから」が36.2%、「費用がかかり経済的にも負担になるから」が35.4%、

「健康状態に自信があり必要性を感じないから」が34.5%などでした。

やはり早期発見で治療をし、再び職業人として生活できることが本人はもとより家族にとっても願いです。本市のがん検診は発見可能ながんで多くの死亡者が出ています。40歳代での死亡者もあり、年齢を問わず検診は必要なことがわかります。特に乳がん、子宮がんは罹患率が高いのですが、死亡率は低くなっていますので早期発見しやすい臓器だと言えます。

9月7日の新聞報道では、がん患者の就労を支援する法人が6月に調査した結果が掲載されていました。それによると、ひとり暮らしの4人に1人ががん発症を機に大幅な年収減に直面したことになっており、年収が半分になった人は無収入になった人を含め46%だったという結果が出ています。早期発見、早期治療のためには有効な検診方法を確立し、検診受診率を高める必要があります。予防に税金を注ぎ込むことが市民の命と暮らしを守るための重要課題だと思います。

右のスクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。ここには検診種別にかん検診にかかる自己負担金を表にしたものです。ご参照していただけたらと思います。担当課長には事前に資料としてお渡ししてあります。

以上を踏まえまして質問に移ります。1点目、がん検診の周知方法はどのようにしていますか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 濱田議員のがん検診についてにお答えをいたします。

周知方法につきましては、広報並びにホームページでの検診日程の周知を行っております。これに加えまして胃、大腸、子宮、乳がん検診につきましては、検診の実施年度前の3月にそれぞれの対象者に希望調査票をお送りいたしまして調査を行っております。そこで受診する、受診しないの回答のない方につきましては、再度5月にお送りしまして再度調査を行っております。そこで受診をされるという方につきましては、12月に受診を希望している方で受けられなかった未受診者の方のために、再度検診日を設定して受診勧奨も行っております。

それから、胸部のレントゲン、肺がん検診につきましては、希望調査と同時に春の検診の受診票をお送りしまして、春に受診をしてもらっております。また、春に受診できなかった方につきましては、秋に再度受診票を送付いたしまして受診をしていただいております。さらに、秋の検診終了後、再々勧奨ということで行いまして、11月にも検診を行っておるのが周知方法ということになります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 2点目に移ります。

検診種別の平成21年度から平成24年度の受診状況に対する認識を伺います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 平成21年度から平成24年度の受診状況に対する認識ということでございますが、先ほど申し上げましたように、受診勧奨につきまして2回目、3回目ということで平成23年度から繰り返し受診者のための意識の啓発も含めまして行っております。このような啓発にも努めてきておりますので、この年を境としましてその前後の受診率の変化ですが、肺がんの検診につきましては、例年そう大きく変わりがなく43%前後となっております。胃がんにつきましては、平成22年度から平成23年度におきまして2%、実数としまして約200人の増、それから大腸がんにつきましては、これも平成22年度から平成23年度ですが4%、約500人の増、それから子宮がんと乳がんにつきましては、2年に1回の検診となりますので、子宮につきましては平成22年度から平成24年度で5%、約300人の増、乳がんにつきましては平成21年度から平成23年度の比較で2%、約100人の増となっております。

啓発の効果もありますが、やはり大腸、子宮、乳がんにつきましては、節目の年齢におけます無料クーポンの検診の効果も含まれてはいるとは思いますが、やはり関係団体、また受診勧奨やまた再度の未受診者勧奨なども効果があっているものというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。平成23年度から胃がん検診のほうも大幅に伸びていると、そして乳がん検診も子宮がん検診も2年に1回の検診ではありますけれども100人、300人というふうにならぬというご答弁でした。大腸がん検診のほうも平成23年度には500人ほどふえたということで、検診率は上がっているというような認識を受けました。クーポンのことを少し話されてましたけれども、クーポンは④で聞いておりますけれども、これクーポンの影響もあって上がったということで理解をいたしました。

平成24年度、去年度の胸部検診、肺がん検診の結果の受診率が57.4%だと書かれてありましたので、高知県が平成27年度のがん検診の受診率50%を目指すという方向で計画を立てております。本市で50%以上になっているのが今肺がん検診が50%に去年度になったということなんですけれども、まだほかの検診についても、当然肺がん検診につきましても受診率向上の引き続き啓発もしていけないといけないと思っておりますけれども、いろいろ今受診勧奨もされておりますけれども、今後本市の受診率を上げるために同じようにこの手だてを講じていく必要性を認識をしておられますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。受診率につきましては、最終目標といい

ますかやはり向上をさせていかななくてはならないというふうに思っておりますので、受診勧奨については頑張っていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そういう認識であるということは理解しました。

やっぱりがん検診の意義を、手おくれになると本人はもとより家族の人も、そして経済的にも大変で治療も長引くということで本当に大変だと思うんですが、このがん検診の意義とか重要性をやはり広く住民に理解してもらわないとなかなか検診率も上がらないと思うんですが、その辺の住民理解、検診の意義とか重要性、その辺は住民に周知できていると理解してますでしょうか。もうちょっと工夫が要るとお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） がん検診の意義等の周知ということでございますが、これまでも広報等に掲載をいたしまして受診率の向上の啓発をしてきております。また、来月号の広報に県のほうの広域受診の事業等もありますので、また啓発を含めてそちらのほうのご案内も載せるようにしております。今後また機会を捉えて啓発は行っていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 仕事があつてなかなか休めなくて検診に行けないという方もいらっしゃるのでは休日検診という形をとっていると思うんですが、今年も8月の4日に施行されて、また12月1日にもあると思うんですが、その休日検診の効果というのは去年と今年とあつてますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 言われますとおり今年8月4日、そして12月1日に休日検診のほうを予定しております。この日に検診に来ていただいている方はおいでますので、やはり休日に行っている意義はあるかというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） この表に私があらわしているのは集団健診なのですがけれども、医療機関での個別検診も可能かと思うんですが、その場合は料金が違ってきますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 検診の料金につきましては、やはり集団健診につきましては多くの人数を見るということで、個別検診に比べてやはり若干内容が違いかとも思います。やはりそれで個別検診のほうにつきましては金額が大分高くなっております。個別検診を行っておりますのが乳がんと子宮がんということになりますが、乳がんにつきましては集団は費用が4,400円でございますが、個別になりますとマンモの一方、二方向によって金額が違いますが6,500円から9,000円というような状況です。それから、子宮がんにつきましても集団は3,000円強が、個別が7,0

00円強というふうな金額で大分変わってまいります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問をします。

前立腺がんについてですが、表にありますように前立腺がんの検診につきましては香南市と南国市が実施をしております。自覚症状はありませんので早期発見が非常に重要視されるがんです。私の知り合いで高知市の方ですけれども、体調は全く元気そのものだったのですがもう80歳近くになります。たまたま見てもらったらもう手おくれだったということです。前立腺がんについては、50歳以上の罹患率が非常に高くなりまして、人間ドックなんかでは40歳から受けたほうが望ましいとされております。これ血の検査、PSA値って言いまして前立腺特異抗原の値を見るだけで検査ができます。その値が高くなればやはり一度精密検査を受けたほうがいいということになります。その辺専門家の方ともご協議いただきまして、ほかの香南市、そして南国市がやられておりますその状況もお聞きしまして、ぜひ本市でもこの前立腺がん検診を実施するようにならないかどうか、それをお伺いするものです。

南国市では広報に希望者を募るような形で、それで申し込みがあった人に対して検査をしてるということでございました。本市で実施する意向はありませんでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。この検診につきましては、南国市、香南市を含めて県内でも大体6割、60%ぐらいの市町村が実施をしております。国立がん研究センター研究班によりますと、検診ガイドラインというのがありますが、この前立腺がんのPSA検査につきましては、ここの検診ガイドラインでは推奨レベルIということで対策型検診。対策型検診といいますのは死亡率減少効果のある検診ということですが、この対策型検診としては推奨しないということになっております。この推奨レベルIといいますのは、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため対策型検診として実施することは勧められないということでガイドラインには載っております。

現在、香美市で行っていますが検診につきましては、このガイドラインに基づいたものを行っております。いずれも推奨された検診を行っているところです。それでこの前立腺がんの検診につきましては、死亡減少効果について多くの研究がされているようですが、なかなか結果が一致しないということで死亡減少効果に関する証拠が不十分とされておるようです。いろいろ研究がされておりますので、この結果が明らかになればまたがん研究センターの研究班のほうもガイドラインの改定を検討していくということになっておるようですので、このガイドラインに基づいて現在のところ実施の予定はしていないところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 計画はないということですがけれども、県内でも60%の自治体を実施しているという状況から見ても、実際自覚症状がないわけでもう50歳以上、年齢が上がるにつれて死亡率トップになってくるわけです。採血だけでできる本当に簡易な検査ですので、値段の兼ね合いもあろうかと思いますがぜひ前向きに検討をしていただきたいと思いますと思いますが、その辺は全く意向はないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 県内でも60%が実施しておるということで前向きに検討ということですが、経費を入れるということにつきましてはやはりそれに対する効果というものもある程度期待したいということもありますので、これの検診の実施率、県内60%というのも今回初めて知りました。今後やはり効果のあることを期待して、今後の研究課題ということにさせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。

④につきましてはもう答弁いただきましたので次に行きます。⑤です。

検診時の自己負担金です。表にもありますように（スクリーンを示しながら説明）、近隣3市、南国市、香南市、高知市の状況と本市を比べてみました。本市はブルーで書いております。集団検診におきましては胃がん、子宮がん、大腸がんが高くなっています。また、対象年齢を見ますと胃がん、子宮がん、胸部検診、乳がんでは香南市、南国市は70歳以上が無料になっています。また、大腸がん検診は高知市は無料で実施しております。一概に他市と比べてというわけにはいかないと思いますがけれども、やはり今後検討をしていくということが大事なことではないでしょうか。特に70歳以上、やはり年金暮らしの高齢者の方が多く中で検診に負担をかけないということで、高齢になればなるほどやはりがん罹患している率も高くなっている状況でもありますので、その辺の検討を今後していくような方向はできないでしょうか、質問いたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。検診料につきましては合併以降現在の料金のご負担をお願いしてきております。最近検診料無料化にするという市町村もありまして、ここにありますが以外にもやはり県下では現在8市町村が無料化を行っておるようです。しかし、最近につきましては検診自体の高度化、また受診機会の拡大に伴いますレントゲン検診のデジタル化や、また子宮がん、乳がん等の個別検診などへの対応によりまして、検診費用自体も増額が来てきています。その点については増額等にも対応せず従来の金額で来ておりますので、今後におきましても応分の負担ということでご負担をお願いしたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 今後高齢者がふえてくると思われます。それで、冒頭にも述べましたけれども、やはり年金暮らしの方が多いい中で、そしてひとり暮らしも今後高齢の女性はもちろんひとり暮らしがふえてきます。その中で、やっぱり生計はその方が病気になるともうあとは収入がないと、離れているとか諸事情によって子どもからの支援も期待できない。やはりこのがん発症を機に大幅な年収減ということで暮らしが本当に大変になるということを考えますと、生活保護を受けざるを得ないということにもなるかと思ひます。そういうことを考えましたら、やはり財政面のこともありますけれども実際病院にかかるると本当に苦痛を受ける治療もあるわけで、治療費も高くなるわけです。気軽に高齢の方が検診に行くと、それで安心をもらってまた元気に生活ができるというような、検診をすることによって病気を発見するっていうことはもちろんですけども、安心をもらうということですね。異常がなかった、ああよかった。まだ長生きできる、まだ畑ができる、そういうことにつながっていくと思うんですね。生きがいにつながっていくことだと思ひうんですね。ぜひ70歳以上の検診料につきまして今後考えていってもらいたいと思ひうところですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。検診料につきましては、70歳以上につきましては、それまでの年代の半分または3分の1というような設定で行っております。5つの検診を受けていただいて1,300円という状況でもございますので、ご負担はいただかんといかんですが、何とか検診を受けていただいて安心な生活を送っていただくようにしていただければというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。では、次の質問に移ります。

次の質問はチャレンジ塾についてです。

厚生労働省のセーフティネット支援対策等事業費補助金の支援を受け、平成23年度から高知市でチャレンジ塾が開設されています。この制度の目的は、生活保護世帯の中学生の1年生から3年生までの生徒の学習の場を設け、学習支援を継続的に行うことにより、高等学校進学や生徒が将来への希望を持って進路を選択し就労できるようにすることを目標にしています。高知市は平成23年11月15日に事業を開始しています。当初5カ所開催だった支援の場を今年は10カ所に倍増させて実施しています。受給世帯だけではなく市内の全中学生が対象で、平成24年度は延べ9,392人が利用したということです。受給世帯以外にも対象としているのは、就学援助を受けている子どもの支援が必要であることや学ぶ意欲を持つ子どもたちの中で学習したほうが向上するといった考えから始めたものだそうです。

南国市福祉事務所は、平成23年4月から事業に取り組み、生活保護世帯の母子家庭の子ども1人対して支援することから始めています。その子は県立高校に合格をしました。南国市は、これまで中学2年、3年生に限っていた対象者を本年度から中学全学年

に広げています。また、新聞の報道によりますと、室戸市も今年の1月から新たに事業を始めており、香南市も9月下旬ごろから週一、二回の頻度で支援を始める予定だということが掲載されていました。

貧困の連鎖を断ち切り、生まれた環境に関係なく社会参加できるようにサポートするのは大人の責任であり、それを自治体が支援していく意味は大きいと考えます。昨年6月議会では、同僚議員の質問によるご答弁は、できるだけ早く実現したいという答弁でございました。平成24年4月現在、生活保護世帯の子の進学率は一般世帯よりも8.7ポイント低い89.6%にとどまっています。本市におきましても支援をしていく方向が必要だと考えます。

以上のことから質問を始めます。1点目に、生活保護世帯の対象となる子どもの数を質問いたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 濱田議員のチャレンジ塾についての生活保護世帯の対象になる子どもの数はというご質問にお答えします。

現在対象になる子どもの数は中学1年生が1名、それから中学2年生が1名で合計2名です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 中学1年生が1名で2年生が1名で計2名ということですが、このチャレンジ塾に関しまして、これを香美市としてチャレンジするという意向はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 3番目の質問ということでしょうか。

事業を実施する場合には教育委員会との連携が必要にはなっていないかとは思いますが、現在、教育委員会が行っている学校では補習授業が行われていると思いますし、ふれんどる一むで行っている授業もあると思います。それらの授業に加えて福祉事務所が生活保護世帯を対象に事業を立ち上げるということは現在のところは考えておりません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そしたら、2点目に行きます。

現在本市での就学援助の準要保護者の支給基準が生活保護基準の1.0倍となっております。対象世帯を生活保護世帯の子どもさんだけでなく広げまして、就学援助受給世帯の子どもへの支援も視野に入れていくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 事業を実施する場合は、生活保護世帯だけでなく生活保護世帯以外の世帯も対象とするなど検討が必要と考えます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 平成24年度の準要保護認定者の数を主要な施策の中から見ましたら、小中合わせまして240名を超しているということが書かれてありました。今後ふえていくんじゃないかと予想されるということで、成果の説明書のほうには書かれていました。課長も言われましたように、もしこれをするのであれば、当然就学援助の世帯の子どもさんも対象にということもおっしゃったと思うんですけれども。

今年の8月の1日に子どもの貧困対策推進法が成立をいたしました。国や地方自治体に対して貧困対策計画を作成するよう義務づけた法案です。その第3条には「子ども等の貧困対策は、全ての子ども等に、その置かれている環境にかかわらず、健康で文化的な生活及び教育を受ける機会を保障することを旨として行われなければならない」と基本理念が明記されています。また、第5条には、地方公共団体の責務として、「基本理念にのっとり、子ども等の貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と明記されています。このことからやはり国と地方自治体が協力して子どもたちの豊かな学び、そして将来子どもたちが仕事につく上においても支障がないようなことをやっぱり自治体のほうで施策を考えていくべきではないかと考えております。

そこで③に移ります。教育委員会と福祉事務所との連携、協働が必要と思いますが、開設に向けての意向はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 先ほどお答えをさせていただいたんですが、事業を実施する場合は教育委員会との連携が必要になってくるとは思いますが、現在のところは事業を立ち上げるということは考えておりません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 前向きに考えていってほしいところですが、きょうは那样的なご答弁をいただけなかったのが残念です。

私の質問は以上で終わります。

○議長（西村芳成君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定いたしました。本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時20分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 5 年 9 月 1 1 日 水曜日

平成25年第3回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年9月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月11日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	片 岡 守 春
4 番	利 根 健 二	1 5 番	竹 平 豊 久
5 番	濱 田 百合子	1 6 番	島 岡 信 彦
6 番	山 崎 晃 子	1 8 番	竹 内 俊 夫
7 番	爲 近 初 男	1 9 番	前 田 泰 祐
8 番	千 頭 洋 一	2 0 番	山 本 芳 男
9 番	織 田 秀 幸	2 1 番	比与森 光 俊
1 0 番	小 松 紀 夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 1 番	依 光 美代子		

欠席の議員

1 7 番 石 川 彰 宏

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	岡 本 明 弘
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	佐々木 寿 幸
総 務 課 長	山 崎 綾 子	林業事務所長	久 保 和 昭
政策企画財政課長	山 中 俊 明	建設 課 長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	高 橋 由 美	上下水道課長	岡 本 博 章
管 財 課 長	柳 本 隆 司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	丸 内 一 秀	《物部支所》	
税 務 課 長	野 島 恵 一	支 所 長	小 松 清 貴
収 納 課 長	前 田 哲 雄	地域振興課長	和 田 隆

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成25年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成25年9月11日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 3番 山 崎 眞 幹
- ② 12番 山 崎 龍太郎
- ③ 14番 片 岡 守 春
- ④ 6番 山 崎 晃 子
- ⑤ 13番 大 岸 眞 弓
- ⑥ 7番 爲 近 初 男

会議録署名議員

14番、片岡守春君、15番、竹平豊久君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○副議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。17番、石川彰宏君は、入院のため欠席、22番、西村芳成君は、通院のため遅刻との連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

○副議長（比与森光俊君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 3番、山崎眞幹でございます。副議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一問一答の方式でお尋ねをしたいと思います。ちょっと諸事情がありまして、うまくいつものようにすらすらといかないかもしれませんが、そこら辺は酌んでいただいでよろしくお願ひします。

まず、1問目ですけれども、やなせたかし記念館のあるまちづくりをめぐるでございます。この1番目のゆるキャラのナンバープレートですけれども、これは昨日の同僚議員の質問の中で、その方向性として政策企画財政課とともに検討をしたいということと、そして、その検討の際の検討材料としてやなせたかし先生から本市にいただいでます13のキャラクターのうち、それを検討することが1つの有力な検討材料となるというふうなことまでの答弁がありまして、多分平成23年だっただと思います平成23年3月の議会から、ずっとこのゆるキャラナンバープレートについてのいろんな提案をさせてきていただいた者としては、そういう方向性が示されたことについて大変うれしく思っております。ぜひ検討をしていただきたいと思ひますけれども、私は同様の質問のように多分見えると思ひますが、私の質問といたしましては、やはりやなせたかし記念館のあるまちづくりのスタートというか、その一環としてのやなせうさぎのキャラクターのナンバープレートはいかがでしょうかというふうなお尋ねでございますので、同様の答弁になるかと思ひますけれども、まずその提案についてどのような見解をお持ちかお尋ねをしたいと思います。

○副議長（比与森光俊君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 山崎議員のご質問でございます。このやなせうさぎ、キャラクターでございますが、これは先生のキャラクターの1つでございますが、これを使ってのご当地ナンバープレートということで何回かご質問をいただいでおるところでございます。

先ほど言われましたように、きのう税務課長のほうから導入については前向きということ、それからデザインにつきましては今後検討ということでございます。ただ、やなせうさぎにつきましては、これは常々先生のほうは私の分身であるということをお話されております。また、財団のほうにおきましても先生が欠席をされる場合等につきまし

ては、先生の分身ということであぬいぐるみのやなせうさぎを登場をさせておるといふような経過もございます。そうした分身という扱いをしておるといふことでございまして、そうした分身すなわち先生の、それをナンバープレートへの使用といふことでございしますので、ややデリケートな問題でございますが許可をいただくにはハードルが高くないかといふふうに考えております。が、このやなせうさぎにつきましても検討対象には入れて、これから検討をするということにしたいといふふうに思います。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。ありがとうございます。ぜひその方向で検討の際の検討材料にさせていただきたいと思っております。やはりその経緯については、なぜやなせたかし記念館のあるまちづくりなのかということについては、ここでの述べないといふふうに言いましたけれども、少しだけ繰り返になりますと言わしていただきますと、これまでもこれからも多分たくさんの貢献、そしていろんな貢献があるそのやなせ先生をいかにこのまちで顕彰して大事にして、そしてやなせ先生が香美市がふるさとでよかったと思ってもらえるようなまちづくりをこれからやっぱりしていかなきゃいけないんじゃないかといふふうな中での提案でございます。どこを見ても気がついたらやなせ先生がいるといふふうな中での取り組みになると思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、2番目に移ります。

同じく、これは平成25年の3月議会やと思っておりますがピースフルセレネのメニューですね。これ93歳云々という本の中に、やなせ先生が幾つかのメニュー提案をされてきました。それでピースフルセレネもやはりせっかくやなせたかし記念館のそばにあるんですから、それに関連して、ただ今やっているのはお土産物を売ったりとか、それから部屋の中もそれらしいとかキャラクターのものでやってますけれども、もうちょっとそれとは別に、それにプラスしてやなせ先生に関連するものを何か常時もしくは定時に提供してはどうかといふふうなことを含めて提案させていただいたものでございます。

そのときの担当課長の答弁は、ピースフルセレネにお聞きをしておたことですがけれども、やなせたかしさんの料理については本を読んでいないのでわからないけれども、見直し時に取り入れることのできるものがあれば料理長と相談をして検討したいというご返答をいただいておりますので、以後その後検討されたのかどうかも含めてその後の経過をお聞きをしてみたいと思っております。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） おはようございます。山崎眞幹議員のやなせたかしさんの料理について答弁いたします。

まず、ピースフルセレネのほうからご返事をいただいておりますけれども、やなせたかしさんの料理本に出てくるメニューにつきましては、つけ合わせ的なものが

多く、これだけではメニューとして載せることが困難であると。また、現在の料理に合わせると料理全体の調和がとれないと。幾度か検討を行いました、以上の理由から実施には至っていないということでございます。

今回のご提案に関しましては、以上の結果となりましたので報告をさせていただきます。また、別途ご提案等ございましたらよろしくお願いたします。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。つけ合わせ的なものが多いというお話でしたけれども、それちょっと見解の差がありますので、また別途今度機会を得てまた提案をさせていただきたいと思えます。

それでは、3番目の質問に移ります。

これは、最近、横浜そして名古屋、仙台に続いて神戸にもアンパンマンこどもミュージアムがオープンし、福岡にも計画されているというふうな現状を見てからでしょうか、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団は、今後相当程度の入館者減を見込むとともに、平成25年度の一般会計予算のやなせたかし記念館使用料についても対前年で約3,500万円の減額となっております。しかし、6月議会における政策企画財政課長の答弁でもあったように、本市はやなせたかし氏のまたアンパンマンの唯一無二の聖地でありまして、その自覚をしっかりと持ちながらやなせたかし記念館アンパンマンミュージアムを中心に、周辺風景や関連施設等も含めたほかにはないすばらしさを積極的に発信することで他の施設との差別化を図り、共存共栄を目指していくべきものであると私は考えています。

そのためには、やはりこれまで先ほどのナンバープレートもそうですけれども、ほかにもカリオン時計であるとか、やなせうさぎの招待状であるとか、先ほどのメニューもそうですけれども、ピースフルセレネの各部屋のやなせたかし先生デザインによる作り直し、リニューアルであるとか、たくさんのさまざまな提案をしてまいりました。しかし、やはり最近のその動向として、きょうもアップル社からiPhone 5sと5cというのが発売されますというふうなことでニュースになってました。そのように日常的にさまざまな場面で情報端末による検索ということが当たり前になっている現状でございます。例えばどっか観光地に行くときにしても、まずその観光地の情報を情報端末で手に入れる、天気予報なんかもそうですし、近くの飲食店情報なんかもそうですし、そういうものによって情報を得ながらという生活が当たり前になっておりますので、そういうことから考えますと、やはりその記念館のネット上の玄関となるホームページ、このリニューアルについてはやっぱりちょっとやったほうがえいんじやないかなというふうに考えます。例えば、記念館へ行くまでの案内の地図情報にクリックブルマップでこうクリックするとアンパンマン列車がこう走ってる姿であるとか、山田の駅前からアンパンマンのバスでその記念館のどこまで行っている様子であるとか、そういう動画をリンクしたり、あとそのほかの施設と違うところ、やっぱり6月の課長の答弁でもあり

ましたけれども周りの状況なんですよ。自然がたくさんあって、例えば香北の山々っていうのはアニメで出てくるアンパンマンの暮らす周辺の山々の状況にも似てますし、そういうものをこう見せて、積極的に見せていくことで他との差別化を図って、やっぱりそこへ行ってみたいなという気持ちになっていただけるのではないかなというふうなことを考えます。

実際そういう周辺のことを大事だなと思ったのは、去年ピースフルセレネへ3日間でしたかね宿泊して、それぞれ列車に乗ったりバスに乗ったりして、本当にアンパンマンを満喫して帰られたご家族がいて、そんなことを見ると、ああ、やっぱりそういうのってすごく大事だなというふうに思いました。

ですから、今のそのホームページはできたときは最新のものだったと思います。でも現状ちょっとチェックをさせていただきますと、なかなか正確な情報ではないものを私から見たらと思われるものがあったりリンク切れがあったり、そういう現状ですので、ぜひそういう少なくともリンク切れの整理であるとか情報の適正化というものはしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

ただ、この施設は香美市のものですけれども、設立の経緯とそして管理は財団が行っておりますので、そのあり方についてどこまで提案とか提言ができるものが私もちょっと定かではないので、そのホームページについてどのような現状なのか、それについての見解をお尋ねをしたいと思います。

○副議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

ホームページの作成につきましては、おっしゃるとおり財団のほうで管理をしているところでございます。それで、現在館内に導入しておりますパソコンシステムですが、それがかなり経過いたしまして、その入れかえを現在検討しております。その後、今おっしゃいますホームページも20周年記念の行事がそろそろ控えてまいりますので、それまでに全体を見直すというような計画をしておりますので、香美市といたしましてもそれまでに財団のほうと協議、提案をいたしましてホームページのリニューアル化に向けて頑張っていきたいと思っております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 20周年ということはあと3年ですかね。詩とメルヘン絵本館が今年15周年か。まあ3年ありますので、じっくり時間をかけてやっていただきながら、質問をしませんけどやなせたかし記念館のあるまちづくりのある意味その1つの玄関であるようなね、それぐらいの気合いでぜひやっていただけたらというふうに思います。

それでは、次に移りたいと思います。次は、市民憲章をめぐってということなんです。これは、3月議会でもお尋ねをしまして当時の担当課長が、普及推進状況についてはホームページへのアップと広報紙への可能な範囲での掲載で、他にツールを持ってないの

で可能な範囲内という現段階での対応となっているというようにこのように答弁をされまして、そして、じゃあ今後の事業の推進についてはどうかというふうにお尋ねをしたときに、市民憲章は行動規範であって、これをもとにいろんな取り組み、さまざまな事業につながっていくことが期待されるが、まずは知っていただくことから始めなければということでした。そういうことでしたので9月、新しい年度にもなりまして半年過ぎましたので、その後の進捗状況等ありましたらお聞きをしたいと思います。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。山崎議員の市民憲章のその後の進捗状況についてお答えいたします。

広報をしていくということで取り組んでおりますけれども、現在広報紙で定期的にPRをしておりますけれども、スペースの関係がございまして年数回にとどまっております。本年度は5月に掲載し、今後10月に掲載する予定となっております。今後は広報担当とも相談し、掲載の頻度をふやすようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ということは、まず知っていただくことから始めなければいけないということだと思います。

じゃあ次の質問に移りますけれども、多分そんな状況かなというふうな感じだったんですが、たまたま本年8月に総務常任委員会の視察研修で、これ視察はラストワンマイルをどう整備したかという話だったんですが、訪れました真庭市、大豊町に銘建工業が来てますけれど銘建の本社がある真庭市ですが、これに行ったときにびっくりしたんですけれども、新庁舎内に木製の大きなパネル2つを設けてあるんですね。それは新庁舎に入りまして入り口を入れて振り返って左側にそのガラスがどーっとあるんですけれども、その上方に割と大きな木製のパネルをこう2つ構えてましてね、その1つのほうに市章、市の木、花、鳥だったと思いますけれども、そして、もう1つのほうに市民憲章をこう掲げているんですね。今の答弁とそして3月の答弁におきましても、常設的なもので市民の目線に届くような工夫をしたいと考えているとこのように答弁をされておりました。本市におきましても何らかの形で庁舎内にその市民憲章を掲げてその普及啓発を図るというふうな、その真庭市のような取り組みについて、いかがでしょうかというお尋ねでございます。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） はい。お答えをします。

市役所への市民憲章の表示は必要と考えておりまして、ご質問にもありました真庭市の写真もちょっといただいておりまして、こういったものも参考にしながら今後どういうふうな素材、またその設置場所等について検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ぜひそのように進めていただければと思います。次に移ります。

3番目ですけれども、その同じ答弁の中で、やはり市民憲章を作成する経過におきまして、子ども会議みたいなのを開いて、それぞれの学校から何人かの代表が来てその意見もいただいてというふうなことで、子どもたちと一緒にこの憲章を作成したということがあって、ぜひそういう意味でもその推進をしていきたいというふうな答弁がありました。そして、その後について教育長とお話しもしましたが、学校現場でもさまざまに取り組んでくださっているようですけれども、なおより一層その工夫をしていただけたらなあという願いをしたこととございますと、そのときの答弁でございました。先ほど説明しましたように、子どもたちと一緒にせっかくそういうスタートをしたものであるならば、やはり続いて何か継続をしていくというのもやっぱり一定大事かなという気がしますので、その後、教育委員会関連で市民憲章に関連する取り組み等があればどのようなものがあるかお尋ねをしてみたいと思います。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えいたします。

本年の校長会におきまして、市民憲章制定の過程で実施しました小中学校との意見交換会、その記録を配付していただくと同時に、市民憲章を意識した取り組みを教育委員会のほうからお願いしていただいております。その後、具体的にどういうことをやったかということについてはちょっと把握しておりません。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 具体を把握してませんということなので、ひょっと具体があればお願いしたいと思います。

○副議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答え申し上げます。

先ほどのとおりに意見交換会の非常に細やかに内容をまとめたくださった冊子ができていますのでその内容と、それから広報のほうで市民憲章ができてきた経過とか市民憲章そのものを書いたページがありまして、そのあたりを校長会のほうで再度話をして、各学校で取り組みをいろいろな形でしていただくようお願いをしたことです。集会での話だったり職員会での話だったりいろんな形で学校は取り組みをしてくださっています。学校だより等でも紹介して下さったりということもあっています。

教育委員会としては、この意見交換会が非常によかったし、子どもがまちづくりに一緒に入り込んでくるということで、意識を持ってやってくれたことがありますので、現在、香美市教育振興基本計画を今策定中ですけれども、その過程の中で11月の初めに子どもたちの意見交換会を再度持つようにしています。多分その中で前回のことを受け

て、また子どもたちがいろいろな意見を言ってくれることと思います。この子ども会議をするまでには各学校でクラス討議をしたり、それから、児童会とか生徒会でそれを集約をしたりという過程を踏んでまいりますし、意見交換をしたことを子どもたちが学校でまたほかの子どもたちに返していきますので、そういう循環を毎年とはできないかもしれませんが、子どもたちにこの市のまちづくりに一緒に入ってきてもらおうという、そういう意味の活動へ持っていきたいと思っています。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。私もその制定委員、商工会からだったんですけれども通して参加をさせていただいてまして、楽しかったですよね、あの会は本当にね。その中で子どもたちたくさんの意見として出たのは、例えばごみが多いとかね、そういうこともあったんで、ただのごみ拾いにするのはまたどうかとも思うんですけれども、そういうところからちょっと継続を何かしたほうがいいのかなというふうに思いますので、またその今後につなげていっていただけたらというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

この香美市の市民憲章は、要は香美市の振興計画の章立てに沿った形でまとめられたものです。さまざまな途中経過として意見はありましたけれども、やはりその香美市としてこれから先、合併市として一体的にまち全体の調和を図りながらどういうまちづくりを目指していくための市にすればいいのかという話の中で、一定その第1次の振興計画の中にあるそれぞれの章立てに沿った形でまとめると、皆さんにも説明をわかっていたきやすいいいのではなかろうかということで、そのようにされたというふうに私自身は理解をしております。

例えば本文ですけれども、「豊かな自然を守り、美しいふるさとを未来に届けましょう」というこのものは「みどりを保つ」というテーマに、そして、「互いに思いやり、ささえあう、心安らぐまちにしましょう」というのは「やすらぎを守る」、「歴史に学び、伝統を守り、高め、文化の香りあふれるまちにしましょう」というのは「賑わいを興す」、「子どもたちの笑い声は宝物、みんなで見守り育てましょう」というのは「未来を拓く」、「感謝の気持ちを大切に、元気で働き、仲よく住みよいまちにしましょう」というのは「みんなで築く」と。

そして、トータルのまちの形をつくるというものが前文に込められたというふうに私は思っております。前文は、「私たちの香美市は、美しく、豊かな自然に育まれています。先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちを目指し、ここに市民憲章を定めます」。そのようなことでございますから、やはり啓発もそれはそれで必要ですけれども、この一振興計画の期間中にやはりスタートの一步をぜひ踏み出すことが、先ほど言いましたように、そのまちの一体感であるとかいうことについても大きく貢献するように私自身は思いますので、ぜひ推進協議会等による具体的なプランづくりとその推進が待たれるものでございますけれ

ども、先ほど進捗状況はまだ啓発の段階にあるというふうなお答えだったと思いますので、それはそれとしてそのことについて具体の推進について現状どのような見解を持たれているのかをお尋ねをしてみたいと思います。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えをします。

市民憲章は、市民のまちに対する愛情を醸成し、まちづくりへの参加意欲を喚起するツールであり、それぞれ市民の皆様が一人一人自由な発想で自分なりにまちづくり活動に取り組んでいただくという意義がございます。市民の皆様により自由な発想でまちづくりに取り組んでいただくために市民憲章を知っていただくことが重要であると考えております。そのためには今後も広報、ホームページ等、またさまざまな機会を利用して普及活動に取り組んでいきたいと考えており、現時点では協議会等の立ち上げについては考えておりません。

以上でございます。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 現時点では考えていないということですがけれども、自分なりにまちづくり活動に取り組んでいただくこと、そのときの行動規範みたいなものであるというふうなお答えですがけれども、担当としてこれをつくったときに一緒に汗を流したというか頭を振り絞った担当課長ですがけれども、そういうことで現状そうかもしれませんけれども、1期、まずあと3年、平成26年、平成27年、平成28年、3年間あります。その中で振興計画の見直しも始めなければいけない。そういう状況の中で先ほど私がお願いしたのは、1期の間にあと3年の間に何か一步を踏み出しませんかと。踏み出しませんかっていうのは、そうやっていわゆる協働の中で物事を始めたわけですがけれども、その協働に参集した人たちがその中でみずからの意見をたくさん言っています。それがその中に活かされています。それをある意味、言ったことを実現することを担保するというかね、そのきっかけをつくるのがやっぱり一定行政の役目ではないかなとずっと思うわけですよ。それはこの後で出てきますけれども、都市計画マスタープランについても同じことが私は言えると思います。そういうことも含めてあと3年の間に何かちょっと考えませんかという提案について見解をお尋ねしたいと思います。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 市民憲章が本当にそれを読んだ方がそれぞれ個人個人本当に自由な発想で行動を起こしていただけるものであるということで、市民憲章については一つ一つの条文についての解釈というのは余り詳しくは載せておりませんでした。この普及ということになってきますが、現時点では協議会等の立ち上げについては考えておりませんという答弁をしましたが、普及をどういうふうに普及していくかという、そういう計画はつくって進めていきたいと思っています。そして、また新たな協議会等ということについては、また将来的な課題ということでもまた考えていきたいという

ふうにご考えております。

以上でございます。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 将来的な課題でいいと思います。でも考えてください。

はい。では次に移ります。高知工科大学をめぐってでございますが、これ高知工科大学をめぐっては本当にこれまでも再三再四、いろんな観点から提案をさせていただいた経過もございます。

まず、最初の質問ですけれども、高知工科大学につきましては、これまでも生き残りをかけて、例えば一番最初はマネジメント学部を設立したり、AO入試をしたりとか、スポーツ推薦、そして武道館の建設、そして、もうそろそろ国際交流会館ですかね、それが近々にお披露目されて、その後も例えば平成27年に大学が統合されることに向けて、野球場の建設だとか女子寮建設の計画も行っているやにお聞きをしております。

きょうの高知新聞でも、全日本のソフトボール大会で工科大学が何か四国で28年ぶりに3位に入ったとかいうそういうニュースがありました。おまけにその監督をしたのが1期生の方で私も面識があるんですけれども、彼が監督をして工科大学も16、17年ぐらいになって、いよいよまた新しい方向に向けて歩みを進め始めているなというふうなふうを感じを受けております。

そして、その平成27年の統合によって学生の総数はふえるわけですよ。総数はふえて、それで永国寺のキャンパスと池、この片地のキャンパスをシャトルバスみたいなもので結ぶような計画も一部、これは実現するかどうかわかりませんが聞いておりますし、交流をする学生たちがどんどんどんどんこれから先ふえていくということも予測をされます。そのように先ほど述べましたように施設の充実が図られ、予測、そういうふうにも子どももふえ、そして公共下水道、これ平成28年だったと思いますが、神母ノ木地区を初め工科大学に向けて下水道の整備も進捗を始めています。ところが、一方でその足元、私の住んでいるところですけども、神母ノ木地区というのは過疎化が本当に進行をしております、人がいなくなって、売りに出る物件はあっても市街化調整区域であることによる規制がかなり厳しくて、今期定例会の冒頭で定住人口促進特別委員会の委員長の報告にもありましたように宅建協会でお話を聞いたときにも、神母ノ木の物件はなかなか難しいので今後手を出したくないというふうな声もあったりするわけですよ。一方でどんどんどんどん大学は大学としてみずからの体制を整える中で、なかなかその地元全部が受け皿になるということじゃなくって、土佐山田町全体にしてもそうですけれども、なかなか工科大とともに歩むまちづくりの推進については、既に規定済みのもの以外にもやはり一定もう少し生活環境についてそういう行政の変化について、先の見通しも含めた協議や検討というものを大学の管理者でありますとか市民、周辺住民を交えた組織で行いながら、そこで共有されたビジョンや施策をアクションプラン等で管理しながら、その実現を目指すというような方向性もやっぱり必要じゃない

かなというふうにも改めてこの短い間での動きを見る中でも考えるわけですね。そういうその方向性である意味まちづくりになるわけですが、ある意味じゃなくてまちづくりですが、検討するというようなことの必要性についての見解をまずお尋ねをしたいと思います。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

ご質問の内容は、振興計画で研究学園交流拠点と位置づけられた神母ノ木地区の現状と課題、そしてその現状と課題を解決するために、工科大も含めた市民参画による協議の場を設置し、生活環境整備について提案された事業等について進捗管理を行い実現を目指す、そうした施策の方向性についてのご質問であると理解しております。

香美市振興計画では、「高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進」、また「市民と共に歩むまちづくりの推進」について項目立てをしております。工科大も含め市民と行政の協働、市民の皆様のみまちづくりへの参画については重要なことであると考えております。また、そこで提案され施策として位置づけられた具体的な事業については、進捗管理を行い実現を目指すというのは当然のことと考えております。現在も実施計画を策定し、ローリングにより進捗管理をしておりますので、ご質問の内容についても実施計画の中で進捗管理をしていくことになると考えております。また、協議の場については、次期振興計画策定において設置を検討しておりますまちづくり委員会がその役割を担っていくと考えておりますが、地区ごとの協議の場をその中に含めることは難しいのではないかと考えており、ご質問の協議の場は都市計画マスタープランにうたわれておりますまちづくり協議会に該当するものではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。ちょっと新しい解釈も出てきて楽しかったんですけども。

ちょっと今手元に振興計画を持ってきてませんのであれですが。あそこにとりあえずね、工科大と歩むまちづくりというのはまとめられたものはもう既に走っているものをまとめたという経過が基本的にあって、今課長の答弁されたことは3月議会で前任の課長が答弁されたこととほぼ符合してます。してるというふうに思いました。

それで、今度まちづくり委員会というものを、その振興計画を協議する委員会として1つ考えているというのは1つ新しい打ち出しだったと思うんですけども、それはすばらしいなと思いました。ちょっとこううまくこれ言えてないんで、私自身が今の答弁に対してちょっと正確にそこの私の思いと差が示されないんで、次の質問にちょっと行きながら一定整理をしたいと思います。

次の質問ですけども。その協議の場は先ほど都市計画マスタープランにうたわれているまちづくり協議会のようなものですよ。まちづくり協議会でしたっけ、それで検

討するのがふさわしいのかなと思ってるというふうなことでしたけれども。私は今ないものの中で検討するよりも、既にもうあるものの中でとりあえず検討してはどうかというふうに考えます。

そのあるものを使って検討するという意味で2番目の質問ですけれども、連携協議会がもう既に香美市と工科大の間であり協定も結ばれているということなんですよ。これを生かしませんかというのが2番目です。このような協議、検討を行う場としてここへも書いてますけど、まちづくり委員会は当面ちょっと使い勝手が悪いということであっても、これまでである意味長年香美市と続けております連携協議会が応募団体として提案書を策定しまして、国のそういう施策に対して応募をし採択されて、高知工科大学総合研究所マテリアルデザインセンターの山田晃男研究室が調査の実施を担って、平成19年3月にまとめられた大学・人材との連携による合併都市における都市再生計画検討調査報告書にうたわれているまちづくり協議会が既に定められているわけですよ。これはもうその連携協の中で話されたことですから、もうそれはそのままいけるのかなと。そして、その中で予備的な協議とか検討、だから組織が予備的なです。全体を話す手前にもうちょっといろんなものを整理する会議として、最適の組織だというふうに考えるわけですね。そこで大学・人材との連携による合併都市における都市再生計画検討調査報告書とその連携協議会での議論の俎上にのせて、生活環境整備の視点を持った検討の必要性の核にこれはやっぱり要るなど、周りにいろいろ学生から聞いても、例えばツタヤがあったらいいなあとかマクドナルドがあったらいいなあとかファミレスがあったらいいなあとか、大きく言う人はイオンがあったらいいなあとかいう人もいますけども。そういうところまでいなくても、生活環境の整備に視点を持った検討の必要性の確認と予備的な協議にその活用を提案して、その連携協議会の理解も得て、みんなの理解も得て予備的な協議をして本格的な協議、検討に備えるとともに、大学から市民に向けての連携も含めた大学関連の情報を定期的に流すニュースレターのようなものをその広報紙にちょっと挟んでいくようなことがあれば、また今その振興計画の後期版にまとめられている「高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進」にプラスして、よりその実効性を高めることになるんじゃないかなというふうに考えるわけですよ。だから、その①のようなことを検討する予備の本格的に検討する前の検討委員会として連携協議会の中でそれを1回俎上にのせて、そして、そのことの進捗も含めてニュースレターというようなものがあればと、これは申しわけないです一問一答ですけども、2つの質問みたいになってますけれども、そのことについての見解をお聞きをしたいと思います。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えいたします。

香美市・高知工科大学連携協議会において、都市再生検討調査報告書にうたわれているまちづくり協議会について、まちづくり委員会への予備的協議の場として検討をしてはどうかというご質問でございますが、連携協議会は情報交換や施策を見出すことを目

的としており、今後連携協議会でも次期振興計画の策定について協議していきたいと考えており、その中でご質問の内容についても協議できるのではないかと考えております。

次に、ニュースレターなどの活用による情報の発信でございますが、現在工科大学ではホームページや地域連携機構のフェイスブックページなどを活用し情報発信が行われております。また、高知工科大学のニュースレター、フライングフィッシュも定期的に発行されており、研究成果や大学、学生のさまざまな取り組みや地域活動などが紹介されております。連携協議会の内容についても公表できるものはこうしたものを通じて紹介できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（比与森光俊君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 実は私は答弁をするつもりはなかったんですが、ずっと山崎議員のご質問をお聞きをしまして、まちづくりとか地域づくりとかいうものについての思い、自分の考え方を少し述べさせていただきたいと思っております。

ずっとご質問をお聞きをしまして、神母ノ木地区の状態、そうしたものを憂う中での工科大との連携を模索をしたいという思い、そうしたものも当然あると思います。私もずっと地域づくりを携わってきました。この仕事をする前は地域の中での地域づくりを、それをしていく上にはやはりその地域にあるものを利用しながら、そして、それを生かしながら地域づくりを最大限やっていく、そうした思いがまずなければならないし、僕はそういう意味では神母ノ木地区、片地地区には工科大という大きな材料があるわけです。そうしたものをどう生かしていくのかということのは、やっぱり地域の方、山崎君は地域のリーダーでありますので、やっぱり山崎君が地域の中で地域の人たちとどう連携をしていくのか、どうこれを生かしていくのかということをもまず考えなければ、行政に全てそうしたものを委ねてくるということについては、行政は全般のやはりまちづくりをしていかなければならないわけです。片地地区もそうでありますけれども。その前に山崎君は地域のリーダーとして、やっぱりそこできちっと自分たちの地域をどう生かしていくのか、どうつくっていくのかということをやったりももっと僕は考えてもらいたいと、ここで訴える前に考えてもらいたいと私は常々思っています。私はそうした方向で今まで地域づくりをしてきたつもりです。細々ながらでございますが、山の中ですのでやることはしれてますけれど。そうしたことが地域の方を巻き込んだ地域づくりができてくるのではないかと、それが地域の方々が納得できる地域づくりができるのではないかとそんなふうに思います。蛇足です。私の思いだけをお答えさせていただきました。済みません。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。市長の答弁をいただきましてありがとうございました。

私もその市長の問いかけに対しては細々ながらですけども、十分でないかもしれませんが、やれる範囲での努力はさせていただいているというふうに思っています。

足りないかもしれません。その足りない分については何回も、随分前ですか議会でみずから反省もしですよ、もうちょっと何とかできんのかなという思いも一定述べさせていただきました。ただ、別に言いわけをするわけじゃございませんけれども、言いわけに聞こえるかもしれませんが、大学というものはある意味公のものでして、その波及効果については確かに神母ノ木の話をしてますけれども、商店街のことでもありますとかいろんなことがありますので、1つその連携協を契機に何とかセルモーターみたいなものが回せないかなということで提案をさせていただいているものでございます。それについては市長もよく理解をさせていただいているというふうには思いますけれども、そういう思いでございますので、私の努力の足りないところは足りないところとして、また提案についてもお耳を貸していただければとこのように思います。

元へ戻りますけれども、そのニュースレター、広報については、ホームページ、フェイスブックというふうなお話、それからフライングフィッシュもありましたけれども、ここで私が言ってるのは、市民の方により広く、これ全部ね割と限られた今の現状ではツールだというふうに私は思ってますので、ぜひそっちのほうに向けての発信ということで、もう一度考えていただければというふうにも思います。そして、今度の振興計画の策定の中でこの提案についても、提案というか大学・人材との連携による合併都市再生計画検討調査報告書の内容についても、検討の俎上に上げていただけるというふうな理解でいいのか、1点そこを確認させていただきたいと思えます

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

この連携協議会で協議することが予備的協議となるのかどうかということについてはちょっとわかりませんが、連携協議会の場ではさまざまなことについて協議をしておりますので、この内容についても検討することはできるというふうには考えております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。ぜひそのように取り扱っていただければというふうに思います。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。これは振興計画と都市計画マスタープランの関連性でございます。

どちらもまちづくりというものに関する、まちのその骨格をつくるという意味に関する大きな計画でございますけれども、なかなか両方とも同じ方向に向いているというふうにも見えるし、なんか両方がそごしているようなふうにも見えるし、そこがどうもうまく自分の中で整理できないんですよ。だから能力不足でそうなのかもしれませんけれども。その件も含めて今回ちょっと少しそのマスタープランと振興計画についてお尋ねをしてみたいと思います。

振興計画というのはご存じのように10年間の計画でございますが、マスタープラン

というのは何年間の計画か。目標年次は示されていますけれども、なお確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

○副議長（比与森光俊君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 山崎議員のマスタープランは何年間の計画かということについてお答えをさせていただきます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2によりまして「市町村の都市計画に関する基本的方針」として定められています。運用指針、この中ではおおむね20年後を見据えた都市像を描き作成するとしています。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） そうですね。おおむね20年後を目指すということで。はい。確認ができました。

②番に移ります。

マスタープラン、これ見直しについてもこの本文の中で、「土佐山田町都市計画マスタープランは、中長期的な計画です。そのため、社会経済や地域の変化や整備の進捗などを把握しながら、計画の管理をしていくことが重要です。したがって、一定期間を経た後、再度、住民参加・参画による計画の見直しを実施します」というふうに、このようにうたわれております。この中で例えば社会経済や地域の変化、社会経済については3.11もあったり、かなり大きく変動してるというふうに私には思えるわけですが。そして、マスタープランが策定されて10年目ぐらいになると思います。これまでに20年の計画で10年ということは半分ですね。これまでに見直しが行われているかは知りませんが、今行うべきだというふうには思うわけですね。既に行っていた場合には、いつ見直しを行ってどのような見直しを行ったのかということについてちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

○副議長（比与森光俊君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。お答えをします。

土佐山田町都市計画マスタープラン、これにつきましては作成から見直しは行っていません。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 見直しを行っていないということなんで③、次の質問に移りますけれども。

これからするのかどうか、まず見直しを行う必要性についてまずお尋ねをしましょうか。

○副議長（比与森光俊君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。お答えをします。

香美市振興計画、そして高知県の区域マスタープラン等との大きな不整合が生じる場

においては見直しは必要と考えております。また、県の区域マスタープランにつきましては、一定の見直しも行われてきた経過がございます。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 不整合が生じる場合と、県は平成23年でしたっけね見直し、平成23年3月に素案という形で出てますけど。不整合というものがなければ、ちょっとさっきちゃんと聞いてないかもしれませんが、振興計画の見直しの際には見直すということだったですかね。ちょっと確認をさせてください。

○副議長（比与森光俊君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。お答えをします。

基本的な方針、今香美市振興計画第2次の後期をやっていますが、その中で今の基本方針がどれだけふぐあいが出てくるかという視点についてはまだその判断はしておりません。次の振興計画時に盛り込んだ施策が今の基本方針から逸脱するケースがあれば、また見直しの必要は出てくると考えております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ③番目に移ります。

ということはふぐあいが生じるというふうには、これ原課なのかな、判断されたときには見直しをされるというふうにお聞きをしたわけなんです。その場合はどのような体制で、どのような場をもってされるのかをちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

○副議長（比与森光俊君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。基本方針の変更が必要となりましたら説明会の開催、住民参加による意見の聴取、法律に基づく手法により行っていきたいと考えています。体制としましては、プロジェクトの立ち上げから前回策定された経過の確認と検証を行いながら進めたいと考えています。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。わかりました。それでは、その次の質問に移ります。

④番目ですけれどもね。

この都市計画マスタープラン、土佐山田町時代に行ったものですが、この地区別構想です。この地区別構想については、地区単位で検討することによって住民の意見を具体的に反映させやすく地区の特性を詳細な構想にすることができるということで、ワークショップ形式で小学校区を単位に行ったものでした。自分も参加させていただきました。そして、その参考資料の中では、その位置づけについて全体計画の策定の参考としましたというふうなことで、いわゆる住民参加、参画というところの大きな肝になっているものだと思います。これをそのまま実施するのかどうかについては別問題ですが、何か今の地区別構想を見ると、なんかそごしてるなという気はせんでもないですよ。ただ、それが参考ですから大きなものにはなっていないというふうな意見も一定それも理解をするわけ。だからこれ、そういうそごがあれば見直しをする

ということとうまくつながらないわけですが、でも。地区別構想についてその扱い、ちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

○副議長（比与森光俊君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。法的には地域別構想でございます。地域別構想については、全体構想に示された交通体系の整備の考え方、そして土地利用の方針とともに自然的環境の保全、良好な都市環境の形成など地域の実情、住民の合意形成に応じて策定されるものと考えております。地域設定はせつかくつくったマスタープランがございますので、継続性を考慮しまして現状のマスタープランに沿ったものと考えていきたい、そんなに思っています。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） これ推進のためのさっき話、ちょっと政策企画財政課のほうで出ましたよね、まちづくり協議会みたいなもので。これを推進するとは読めないんですけど、地区別構想を推進するとはこれプランを読んでも読めないんですけども、そうじゃないかもしれませんが。今の答弁を聞いてもちょっと私の理解力が足りないのか、ちょっとうまく理解できない部分があるんですが。それはそれとしてもうちょっと端的に聞くと、何かそごがあってマスタープランを見直すときに、同じような手法で同じような地域別構想、これはこっちのマスタープランには地区別構想で、こっちの都市計画には地域別構想となってるんでね。どっちが正しいかなと、今の課長のほうの答弁ではこっちのほうが良いということだったんですが。その扱いについて同じような形で住民の意見を参考にしながら全体計画をするときに、このようなワークショップ形式じゃなくても地域別構想を立てて、全体像をこうやっていこうとするのかという、その手法についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○副議長（比与森光俊君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。都市計画のルールづくり、基本的には法に基づくルールづくり、秩序という部分でございます。あくまでこういうまちであってほしいという構想は、やはり法律に囲われた中で基本的な方向が定められると思っています。したがって、1地域の実情が全て都市計画のまちづくり計画に反映されるというスタイルではなく、あくまで施策や振興の事業は振興計画の中にございます。振興計画に追わえていく基本的な考え方がこのマスタープランでございます。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） それでは、最後の質問に移りたいと思います。

これ読むまでもないんですけども、ということは、どちらかというと私の理解が正しいか正しくないか端的に言っていただければいいんですけども。いわゆる総合計画、振興計画よりも広域の都市計画マスタープランのほうがいろんな意味でまちづくり全体に関しては上位計画という言い方が正しいかどうかわかりませんが、そっちのほうになるのかなというふうに私には聞こえるわけですが、そこの辺の私の認識に

ついてちょっとご教授をいただければと思います。

○副議長（比与森光俊君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 少し説明が逆転したかもしれません。都市計画の運用指針では、県区域マスタープラン、そして地方自治法に基づく市町村振興計画、これに即したものが望ましいというのが土佐山田町都市計画マスタープランで、香美市振興計画は上位計画として策定をされています。香美市の振興計画で盛り込まれた施策から逸脱された基本方針とはなっていないと考えております。その施策も事業計画との中で優先度が生まれるというような格好にはなろうかとは思いますが。

○副議長（比与森光俊君） 山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ちょっともう少し自分も理解に努めたいと思います。ただ、都市計画法というのはね、昭和43年でしたかね、それで振興計画というのはどっちかという後というかなそんな感じもしますので、ちょっとそこら辺の理解についてはもう少し研究もしてみたいと思います。

以上で質問を全て終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（比与森光俊君） 10時30分まで休憩とします。

（午前10時14分 休憩）

（午前10時29分 再開）

○副議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、中小企業金融支援についてであります。この件については、平成20年、平成21年と12月議会にてお尋ねした経過がございます。最終的に市長より検討する旨のご答弁をいただいたところではありますが、通年にわたる予算を要すること等、政策として結局日の目を見ることはありませんでした。

私が中小企業支援について質問を行う背景は、国の中小企業予算に見えるように第1次産業支援と比較して中小企業対策が貧弱と言わざるを得ず、そうであるなら自治体の主体性を発揮した施策展開があつてしかるべきと考えるからであります。本年3月末にて金融円滑化法は終了し、条件変更した案件や借りかえ等、金融機関が一定柔軟に対応してきた融資について厳しい側面が出てくる可能性がございます。また、今日的課題として、アベノミクス、円安などにより物価高騰、業者にとっては仕入れや原材料価格が上昇し始めてまいりました。そうなれば製品価格への転嫁もままならない中小企業にとっては利益を減らすこととなり、おのずと融資要求は高まってまいります。

本市は高知市、南国市、四万十市のように独自の融資制度を持っておりません。安心実現の高知県緊急融資は現在も融資要求に多く利用されております。そのような状況下、

本市の事業所数は経済センサス調査では、民営で約1,350事業所であります。事業所が減少していかないためにも、事業主、従業員を含めて本市の定住という点からも有効な施策を打つことが大切と考えます。起業するにしても国メニューのものには取り組んでおりますが、なかなか成果を出せていない面もございます。やはり地域ニーズに合った独自施策として取り組む必要性を強く感じるところであります。

そこでお尋ねします。

1点目として、安心実現のための高知県緊急融資セーフティネット保証（5号）は市町村の認定を要します。昨今の申し込み状況についてお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎龍太郎議員のセーフティネット保証（5号）への申し込みでございますけれども、平成24年度89件、平成25年度は8月末までで36件でございます。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 少し関連して伺いますけれども、国の原材料価格高騰対応等緊急保証制度を活用したメニューが県の安心実現の緊急融資であります。今日的課題として、原材料価格上昇など先ほど述べたようにしているところでありますが、借りかえなどを含めて融資要求が強まってくると私は考えております。そんな点について、所管課として金融機関とか金融関係とか商工会などとかそういう意見交流とかそういうことをすることはございますか。その点についてお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 済みません。通告になかったのでお答えできません。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。保証料に対しての一定の補助についてであります。

平成21年当時の課長のご答弁は、財政的な面にてご理解くださいと大変きれいな否定的答弁であったことを覚えております。市長の再度検討の方向まで最終的にはこぎつけたところでありましたが、小さい自己資本で経営する中小業者にとって、融資を受けて事業資金を確保することは極めて合理的な方法であります。そこで問題になるのは金利であります。利益の中から金利分を支払うわけでありますから、金利は低いほどよいのは自明の理であります。財政的な面、行政として心配されての以前の行わないという決断であったと思います。しかし、私は政策の優位性、少しでも本市の事業所の多くの方に政策の恩恵が及ぶ保証料補給に対して、4年越しの再度の見解を求めます。ちなみに、高知市、南国市、四万十町に続き室戸市も近年始めたとのことでもあります。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

現在の状況、今後の財政について不確定要素が非常に多い中、また、合併特例債等もあと2年を残すというふうな状況の中で、この永続的な債務につきましての予算化は困難であると考えております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 予測された答弁でございました。ただ、そこで引っ込むわけにはいきませんので関連して伺ってまいります。

先ほどの答弁では永続的ということと、それから財政不足等の要素でいうことを言われました。せんだっての監査のお話では、現在のところ将来の負担比率、市債と基金の状況を踏まえては健全という指摘もございました。確かに合併後10年後の一本算定に向けてということもございますけれども。ただ、私は先ほどから言っているように、中小業者に対しての施策が、第1次産業に比べては国も含めて市もどうなのかということも申させてもらいました。やはりその点で申したときに、どこまで所管課として調査されてできないという判断をされたかというのが疑問符が残るところであります。調査されていると思いますけれども、私はここでいろいろ調べてみたところで、やはり今4つの市と町が取り組んでいるということでは、やはりそういう要求に基づいて行政が判断された。そして、以前も申しましたけれども、やはりその市が財政的に豊かかといったらそうでもない状況を見たときに、やるやらんというときに財政指標を出してくる。そして、永続的にということと言われることについてはいかがなものかと思っております。

そこで、少し伺いますけど、保証料率は以前の提案では保証料大体平均で0.3%ですか、その中の0.1%を保証するというところで、どの程度まで担当課として調査されて永続的にできないという判断になったのかお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。今回89件、平成24年度の例でございませけれども、12億3,500万円の申込金額がございませ。1件当たりの平均でもう単純に割りますと1,400万円程度の貸し付け。貸付利率2.22%、例えばこれ10年物でございませけれども金利負担31万800円、そして保証利率が0.25%で3万5,000円、合計34万5,800円の利息と。そのうちの保証料の0.1%を市が負担をするというご提案でございませけれども1万4,000円、利息全体の4%でございませ。

以上のようなことから、それ以外の施策、例えば商工会の指導員による経営改善等のほう、いわゆるそれに相談がかけられるようなそちらのほうへの事業補助金等を市のほうとしては予算化をして事業化をしておると、そちらのほうにぜひご相談をしていただき、よりよい経営をしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 先ほど金額の調査等も含めて答弁がございましたけども、実際私は以前は0.1%ということにこだわって言いましたけども、さまざまな保証協会にも問い合わせもしていろいろな交渉事にも参加している中で、もちろん保証協会のシステム自体がなかなかややこしい部分もあって、市がやると言うたときにどういう提案があるかということでご相談してるといふ現状がございます。

だから、その部分で先ほど課長は商工会との経営改善に向けての事業補助金と、これは新たにそういう補助金を設けるわけじゃないんですよね。実際のところ、現実的にやっているわけですね。だから、この私の提案としては何もしないということによろしいのか再度伺います。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。平成21年度と同様でございます。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 平成21年度と同様ということではありますが、実際少し角度を変えて聞きますけども、せんだって観光協会の関係で2,000万円の無利子の貸し付けの話で、私は討論の場でも言わしてもらいました。やっぱりいまだに市内業者の中でくすぶっているのは、最長17年ということでも市が貸し付けたということでも担当課長としては鋭意努力をされてるといふことがありますけど、そのような声が現実問題あるというときに、他施策としてやはり中小業者支援に金利補給とかそういう部分について丸っきり考えないというそのレベルについてはどうかと。以前答弁いただいた前任の課長は、やはりその部分でどういう選択肢があるかということについて動いたわけですので、やはりその点から言うと予算の範囲内とよく言いますよね、本市の場合は、予算を設定してその範囲内で制度構築に向けてという努力について研究ぐらいいはしてみないのかと、これくらい要るのでやらないという木で鼻をくくったような答弁じゃなくて、その点について再度伺います。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。商工観光班の中へ私も入りまして十分検討した上での答弁でございます。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次に、3点目に移ります。

前段で申し上げた本市には独自の融資制度はございません。課長いかがでしょう、本市で起業してくれるのは大変ありがたいと私は考えますが、課長も同じ意見だと思います。住居地を求めて来られる方、それもありがたいわけではありますが、事業を興すということは地域経済の側面、雇用の側面、税収の側面、さまざまな面で本市が事業所、企業数が増加していくまちを目指す、その視点は大切と考えます。

そこで伺いますが、起業された方にその利子に当たる分を何年間か負担する、そのことで本市への事業所の定着につながり、産業創出の点からも有効と考えますが、利子補

給への見解を求めます。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

新たに創業される方につきましては、高知県中小企業等融資制度の中で創業等支援融資というところがございます。こちらにつきましては、上限1,000万円でございますけれども7年以内で貸付利率2.07%、また保証料率は0.1%となっております。こちらのほうをお勧めしたいと考えております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） もちろんその点についてわかってます。それをお勧めするレベルじゃなくて、独自施策としてやはり利子に対しての補給を行うというその観点先ほどの保証料補給と同じような見解のご答弁というふうに捉えたわけですが、他市の例では、借入額の500万円を限度として3年間利子率の1%を補給するというふうな制度もございます。やはり市内中小業者に喜ばれて大変使われておるといふことあります。保証料補給はもうだめということでありますので一旦は引っ込めますが、本制度をやはり私どもは独自の施策として利子補給を再度求めますが、起業者に対しては効果は大きいと思っておりますが、ご答弁を求めます。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。先ほど答弁の中でもお話しいたしましたが、やはり永続的な債務というふうな観点から見ますと、その予算を組み立てていく上で非常に不確定な要素の中で困難であるというような形で考えております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 先ほど言い抜かったかもしれませんが、利子補給というのは、制度によって他市の例では3年間という期限つき、そして、実際のところは期限をどうするのかと。もちろん融資要求はさまざま出てくるので予算としては上がってくるわけでありまして、そう毎年毎年何百件も香美市の中で事業を起こされる方はおられませんので、私はその点は有効と思っておりますが、再度の答弁をお願いします。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。期限つきでありましても、毎年毎年継続される例えば申し込みにつきまして、永続的にその債務が発生するという点では同じと考えます。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） この件については完敗ということで次へ行きます。ただし、次へつなげていきます。

2点目の証明書の自動交付機についてお尋ねします。本質問は市民サービスの充実という点からお尋ねするものです。

本市証明書等発行の窓口業務は、住民対応についても一定の評価を耳にするところで

あります。ただ、データ上は窓口業務にかかわる人員の60%の仕事量が証明書発行に費やされてるとのことです。市民の皆さんは忙しい中各種証明書を必要とする場合、仕事の時間を割いて市役所へ来ている現状があります。休日の土曜日、日曜日に最寄りのどこかで証明書をとれないかと数人の方に聞かれました。そこで調べてみますと、都会のほうを中心に証明書自動交付機が各行政機関等に設置されており、結構な頻度で利用されているということがわかりました。また、交付機での手数料は窓口より1通50円ほど安く設定しているところもありました。金額のみならず平日、休日にも長時間にわたり利用できる利点があります。現在は住民票、印鑑証明書以外にも戸籍関係全般、市民税等の証明書までとれるようになっています。

そこで1点目の質問であります。

本市の場合、証明書発行に係る人員、手数料収入はいかほどになるのかお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 山崎龍太郎議員の証明書自動交付機についてのご質問にお答えいたします。

住民票や印鑑証明などの証明書発行事務につきましては、市民保険課の市民係の窓口業務として行っておりますので、届け書の受け付け、戸籍の記載などとともに市民係全員で当たっており、担当している職員数は6名でございます。

手数料収入につきましては、平成24年度の決算では戸籍手数料が689万9,750円で、住民票などの証明手数料は585万300円、合計で1,275万50円となっております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 戸籍関係、住民票関係についてはお示しいただきましたけど。少し確認しますけど、税金で所得証明とか所得課税証明とかこれは税務課になるのかわかりませんが、それは手数料収入じゃないわけですか。300円とか350円とか要りますよね、税金の部分の証明書。

○副議長（比与森光俊君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。ご質問にお答えします。

税の証明書も手数料にはなりますが、当課の担当ではありませんのでこちらでは把握しておりません。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 私の通告では、現在の証明書発行に係る人員、手数料収入、市税等の所得証明などは前段で言いましたよね、現在は税金関係の証明も自動交付機で出るといって言ってますよね。この通告によればその部分の収入についての報告があつてしかるべきですが、それはないということですか。

（市民保険課長、山崎泰広君、自席にてうなずく）

○12番（山崎龍太郎君） わかりました。それでは報告をしてくれないということ

ですので2点目に移ります。

好むと好まざるとによらず、本市も行革の名のもと職員数は減少しております。どの課においても人員不足を嘆いております。臨時職員に頼り、指定管理、委託の方向、そして機械設備の充実にて困難な部分はおのずと解消しなければならない方向であります。そうであるのなら、証明書自動交付機は検討すべき1つの方策ではないでしょうか。市民にも通常の銀行ATM操作ができれば、必要なカードと暗証番号があれば証明書が出てきます。設置自治体がふえている中、将来を見据えての、そして市民サービスの充実という点から考えての見解を伺います。機械の金額の高い安い、システムの問題等もあるかとも思いますが、その点も踏まえてお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 自動交付機の設置をすることにつきましては、ご指摘のように住民サービスの向上につながるものだとは思いますが、費用対効果の面から導入は難しいと考えております。

導入費用につきましては、取扱業者に問い合わせてみますと自動交付機には幾つかのタイプがございます。それで金額を聞きますと、約1,500万円から2,850万円が必要になるということでした。これは機器やシステム構築などでそういった費用がかかるということです。このほかに戸籍住基の連掲データの改修などの費用が発生するというご事情もございます。また、稼働していく上では保守料などのランニングコストがかかってくるということもございます。利用に当たっては事前に登録することや住基カードとか専用のカードが必要になることから、利用者に一定の条件が課せられるために飛躍的に利用が伸びることが考えにくいこともあり、現在のところ自動交付機の設置には消極的でございます。なお、現在、高知県内では導入自治体はございません。過去においては一例だけ、平成14年から約5年間高知市で国のIT装備都市研究事業の一環で無償貸与されていた自動交付機でのサービスを行っていたことがありましたが、機器の老朽化や利用数の減少などから廃止をしたということもございます。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 費用対効果の側面ということ、ただ私が調べたところではもう少し安くいくんじゃないだろうかというふうに考えたんですが、課長のほうで調べたらそれぐらいの金がかかると。ただ、どうでしょうかね、先ほど6名の方が市民保険課の部分では窓口業務にかかわられているということで、実際のところは戸籍関係、住民票関係で約1,300万円弱の収入があるというそういう分析ですわね。私が前段に言ったように、やっぱり60%の仕事量はその証明書発行業務にかかわっていると、ほんで、言ったように流れの中でやっぱり人が減っていつていると。やっぱりそういうところの視野も含めて、検討されての。現在のところですが、やはりどこまで私どもは人が減るということはだめだというふうな通常の見解を持ってるんですけど、実際のところはやはりそうやっていくときに1つの選択肢にならないのかどうなのかということ

はいかがお考えでしょうか。

○副議長（比与森光俊君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。将来について事務の改善とかそういった視点で考えたときには、選択肢の1つとしてはなり得るものだとは考えております。しかしながら、現行の費用をもってすると導入にはいささか疑問があるというところでございます。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 続きまして、生活保護の住宅費についてお尋ねしてまいります。

本件につきましては、以前かなり突っ込んだ議論がなされた経過がございます。しかしながら、何かかみ合っていないような答弁であったと感じたところでありました。当時の見解は、住宅は足りているので特別基準を設ける考えはないというものでありました。しかしながら、いろいろと相談や話を聞く立場から申せば、調査もしていない中で住宅は足りている、そのことは特別基準を設ける考えがないことを前提としていると言わざるを得ません。常識的に考えた場合、人が1人ふえたらさまざまな手当等はふえてしかるべきと考えます。また、本市の場合、被保護者の8割が単身世帯であるとのことでありました。

そこで1点目の質問に入っておりますが、本市は3級地であり住宅扶助基準は2万6,000円であります。ひとり世帯でも複数世帯でも同額が現状であります。以前の答弁は、その家賃レベルの住宅事情もつかんでいないのに、多くの方がその範囲内の住宅を利用しているからということでありました。私が聞きたいのは、2万6,000円以内の住宅の件数がどれだけあって、あいている物件がいかほどあって保護の申請のあった方に住宅を紹介できるか、また、高額な家賃にて生活費を圧迫している方に低廉な、しかし、憲法第25条生活保護法の原則にのっとり住居を提供できるかという点であります。住宅事情についてお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 山崎議員の生活保護の住宅費についての1点目、本市基準2万6,000円以内の住宅事情はというご質問にお答えをします。

本市基準2万6,000円以内の市内の賃貸住宅については、なかなか情報は得にくいとは思いますが、あいている住宅が全くない状態ではないと考えております。この実態については調査はしておりません。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） あいている状況は全くないではない、調査はしてない、非常によくわからんような答弁でございますけども。実際今あいている物件って課長の範疇でどんだけつかんでますの、現実問題。あいている状況が全くないではない、少しはある。それは、先ほど私が聞いたような住宅を必要とする申請者が来られた場合に提

供できる物件があるということでしょうか、再度伺います。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 行政が賃貸住宅の全部をつかんでいるわけではないですし、あっせんもできないというように考えております。実態調査はしておりませんので全体のことはわかりませんが、あいている住宅はあるのではないかとこのように感じております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） くだいようですので、これ大事な視点ですので聞きますけども。あいている状況があるのではないかと、この特別基準というふうな設定の中で住宅事情を設定しているわけですので、前回同僚議員が聞いてから調査もしてないという、それは現実ですので。ただ、実際のところケースワーカーの方々が、あっせんという言葉は言い方が悪かったと思います。紹介とかならないかと思いますが、実際はそういう部分で困窮している方の住宅の保障も踏まえて、なかったからうちではだめですよ、よそへ行きなさいという、そういうレベルは非常に寂しい行政です。やはりその部分でこういうところが福祉事務所としては住宅をつかんでいるんですよと、行ってみたらどうですかというふうなことはあつてしかるべきですが、そういう事務はされてないのでしょうか。実際のところはやはりあるであろうという認識では、私は福祉事務所の態勢としてはまずいと思いますが、再度の答弁を求めます。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 行政が先ほどもお答えをさせていただきましたが、ここにしなさいというように指定をして入居をしてもらおうということにはならないと思いますので、やはり個人個人で見つけていただきたいというように感じております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それはいいでしょう。ただ、ケースワーカーの方々が、実際のときにそういう申請に来た方が住居がないというときにはどういう対応をされますか。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 恐らく業者とかいうところに行けばそういった物件があるかもしれませんが、恐らくそういった業者にはないろうとは思いますが、社協とか住宅を紹介してくれる個人の方とかいうところに相談をかけてというように考えております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そしたら、前回の議会でも生活保護については聞かしてもらったんですけど、住宅がないという方に関しては実際、そしたら、探してから来いというスタンスですか。その点を確認します。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 基本的には個人個人で見つけていただきたいというように考えております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それが前議会で聞いた窓口での申請のときに、そのときには追い返すようなことはないということを言われてんですけど、逆に言うたら、結論から言うたら追い返しているんじゃないかというふうな感覚にもとれる。まあけどこれは実際きょうの部分じゃありませんので、実際のところ。ただ、課長が先ほど言った答弁では業者にはないということを言われましたね、その点を業者のところへ行ってもないであろうと、不動産業者ですね。そのことについてお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 不動産業者には全くないとは思ってはおりませんが、なかなか2万6,000円以下のあいている物件は少ないというようには考えております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 大変このことを確認するに堂々めぐりしたわけですが、業者のところへ行ってもあいている物件はほとんどないであろうということは確認がとれました。

2点目に移ります。本題であります。

世帯員数、世帯員の状況、地域の住宅事情により特別基準の設定は、福祉事務所の判断で行うことであり裁量となりますが、住宅事情は被保護者に紹介できる物件がほとんどない状況であります。本市は8割の方が単身世帯ですので、その方々の2万6,000円は国基準ですので動きません。しかし、残り約2割の複数世帯の方々は、国からの通知では6人世帯まで1.3倍ですから3万4,000円まで、7人以上の世帯では4万1,000円まで上限額を持っていくことができます。そのことに早急に手だてを打つべきでありますが見解を伺います。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） お答えします。

ご存じのように本市はそういった特別基準の設定は行っておりません。一昨年、平成24年の第1回の定例会で前所長が答弁をさせていただきましたが、私も同じような答弁になりますけれども、現状の基準で運用していきたいと考えております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） どうして現状の基準にそこまでこだわらねばならないのかというがに私は疑問符があります。実際のところはそういう住宅事情、やはり世帯員数、世帯員の状況等もお示した中で、高知県では高知市と枝川地区が2級地、3級地でありますけどやっています、実際のところ。そのことによってやはりその被保護者のさまざまな部分を守れているというふうに私は感じております。やはりその視点でなぜこだ

わるのか、財政的な部分なのか、それとも被保護者の状況にやはりそこまで考える必要性を思っていないのか、その点についてお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 生活保護世帯以外の世帯の方々も1万円台を含む保護基準の2万6,000円以内の賃貸住宅で生活をされている方も多くいると思っております。そのような方々との整合性も考慮すべきと考えます。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） その方々との整合性は考える必要性があると私は思いません。実際生活保護者の方と、そして2万6,000円以内でそれはもちろん頑張っておられる市民の方も諸事情でおられます。ただ、逆に言えば、その方々は生活保護の今捕捉率は実際は十数%しかありませんわね。生活保護を受ける権利を有するけど、さまざまな事情等で生活保護じゃなくて頑張っておられる方、それは2万6,000円以内の方にそういう方がおられるでしょう。それを本来支援していくのが福祉事務所の部分であって、実際のところは。支援していくとは言い方がおかしいですが。その方々が頑張っていることは認めるけども、どうしてもだめになって、だめというか生活保護に頼りたいと来たときの場合に、そこでその方々との整合性というが私は違うというふうに思います。だから、その部分で1万円に住まわれている方がおるからと言われてますが、そしたら、生活保護の方々は1万円の家賃のところでは我慢しろと。風呂はない、トイレは共同と、そういうふうな環境でおりなさいよということは、福祉行政の後退だと思いますがいかがでしょうか。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） ちょっと意見がかみ合わんというかちょっと違うように自分は思います。1万円台で生活保護世帯以外の方々に住みゆうるので、生活保護も1万円台の人と同じようなところに住みなさいということではないと考えております。保護基準というのは、基本は8,000円ですが毎年国から基準について決定になってきております。この基準が2万6,000円ですので、全体としてこういったそれぞれの1級地、2級地、3級地ということで地域が違うわけですが、うちは2万6,000円以内の地域であるというように私は考えております。その基準以内で住まれている生活保護世帯以外の方々もいるわけですので、その2万6,000円を上げるとなると、やはりそこで自分は生活保護世帯以外の方々との整合性がとれないのではないかとこのように考えます。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それこそよくわからないんですが。だから整合性がないということ、憲法第25条で健康で文化的な最低限の生活をというレベルのことをうたわれていることはもちろんご承知のことだと思いますけども、やはりその部分で市民全体のレベルで見たときに、やはり私は2万6,000円という部分の最低限のレベル、そ

れはもちろんひとり世帯でも、ひとり世帯でその基準が上がるわけありませんので。ただ、複数世帯になったときに、6人の方がひとり世帯と同じようなワンルームで2万6,000円ということはおかしくない、私はおかしいと思いますけど課長はおかしくないというふうに思いますか。その視点からお答えを求めます。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 世帯によって2人世帯、五、六人の世帯がいるかと思いますが、必ずしも家賃が高いからといって広いとは限りませんので、それぞれの家庭がそれぞれの状況に応じて、それぞれのところに住んでいるというように考えております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） もちろん住居の新しい古いで家賃もあるでしょうが、基本的に家賃が高かったら間取り等も広うなるというが、古い同じような物件であればそれはどう考えてもそうでしょう。それをそうじゃないというふうなところについては、私は違うというふうに一般的な解釈のことを申しました。

先ほど1人でも6人でも2万6,000円同じ基準、極端に言うたら家族が10人であっても同じ基準。そういう状況について実際住宅の部分でも私は改善の余地があると思いますけども。どうでしょう。そこら辺のことを調査もしてないというレベルの、実際やる気は今ないというように言われましたので、政策としてね。せめてその空き状況とかね、そういう不動産業者にはないであろうと余りね、ほとんど。そういう状況についても漠然としていることについて調査ぐらいは始めていきませんか。何かしないことを前提に考えている。前段に申しましたが、そういうふうに受け取れてたまりませんが、やはりその点調査ぐらいは始めていくという見解を聞きたいのですが、いかがでしょうか。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 調査をして情報を行政が持つということになると、そこからこういうところがありますという結局あっせんにもつながってきます。それやったらうちも手を挙げるがやにというところもあろうかと思うんです。やはり行政っていうのは、そういうところまではちょっと踏み込めないのではないかとしようには考えております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 違うでしょう。あっせんとかじゃなくて、やはり住宅に困窮している方が申請者として来たときに、どこそこの不動産業者へ行ってみなさいやという情報収集を福祉事務所がしなくてどこがしますの、実際のところ。そうじゃなかったら、その人がずっとホームレスを続けるわけですか。それはやはりおかしいんじゃないのでしょうか。やはり私はそういう視点からも、調査は住宅事情について現時点ではやらないということですので、それ以上の前向きな答弁はもらえないと思いますけど、

調査はして、ケースワーカーの方々は日ごろ苦勞されてますわねそういう中で、やはり不動産業者とかになると接触するときもあると思います。そういうときに情報提供を求めることから始められたらいかがですか。その点について再度伺います。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 情報の収集も必要かとは思いますが、今のところは考えておりません。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） その通知を読んでみます。住宅費に係る部分のオの項です。

「保護の基準別表第3の2の厚生大臣が別に定める額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額（7人以上の世帯については、この額にさらに1.2を乗じて得た額）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない」ということを書かれています。だから市町村の裁量でしなさいよと、そういう状況であったら。

ここで読み取れるのは、この3つの要因でやむを得ないと認められるものについて、所長の答弁では、やむを得ないという状況じゃないと、だからしなくていいと。私はやむを得ない状況に来てるということなんですわ。だから、それについて相入れないところはありますけれども、実際のところはそのやむを得ない状況判断が福祉事務所としてできてないんじゃないかということ指摘しているわけです。この国基準で示されて、通知まで出されている部分について真摯に受けとめるということについて再度の答弁を求めます。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 今後考慮の枠に入れて考えてはいかないかんかもしれませんけれども、現在の状況では完全にはない状態ではないと考えておりますので、やむを得ない状態にはないというように思います。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） これ以上言っても無理かもしれません。完全にはない状況ではないということ調査もしてないのにどうして断定できるかというのがそれがすごく疑問です。だからそれやったら調査をしなさいやと、私に断定してくれるんやったら。完全にはない状況じゃないと、完全にはないということを証明していただきたいということですが、それについてまた聞く機会があると思いますが、証明していただけるということをお約束ください。完全にはないという状況。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 完全にはないかあるのかということの証明は悉皆調査をしなければならぬと思いますので、そういったことはできませんので、そういった

証明はできません。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 証明はできないと。それやったら客観的情勢のもとでの制度を運用するという立場に立つんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

（福祉事務所長、岡本明弘君、自席から「そのとおりです」と発言する）

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そのとおりというがはこの特別基準を設定するということですか。そのとおりということは私はそういうつもりで聞いたんですが、いかがでしょうか。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 客観的な状況の判断においてこの特別基準は適用しないということです。運用の範囲内ということだと思っております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 今回は一番所長が前向きになったところは、今後考えないわけではないというところでもう終わります。

最後の質問テーマに移ります。ふるさとまつりへの参加についてであります。

第42回フェスティバル土佐ふるさとまつりが鏡川みどりの広場で開催されますが、本市は参加を見送ったと伺いました。毎年継続して参加したところではありますが、出店しないと寂しい気持ちがいたします。近年1小間を半分が土佐打刃物、半分が香北・物部の物産を販売していたと記憶しております。香美市観光協会へ委託されている分野とは思いますが、諸事情が何かわかりませんが、たくさんのお客さんが来るイベントからの撤退は観光行政の後退と考えます。その背景等についてお尋ねするものであります。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎龍太郎議員のふるさとまつりの出店に至らなかった背景についてお答えいたします。

本年度における一般社団法人香美市観光協会の状況はもうご存じのとおりでございます。全ての事業を見直し、収支予算計画や人的配置を十分に検討をした上で、今回このふるさとまつりには出店に至らなかったという報告をいただいております。

現在のような状況の中で、一旦立ちどまり足元を見直すことは決して観光行政にとって後退に当たらないと担当課では捉えております。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） このイベント自体がもともとなかなか採算ベースに乗りにくい、高い小間料等もあって、そういうイベントであったというふうに記憶しておりますけれども。一旦立ちどまるということについてはそれは否定するわけではありませ

んけども、以前は市がずっと継続して小間料も応分負担しながら払いながらやってきたわけですね。実際その部分で市から補助金を出して観光協会にやってもらうということでやってもらってたわけですけども。実際のところ、その部分でこの事業はやってもらいたいのので、別途そのイベントに対する小間料、もちろん収益を上げるわけですので実際その部分は積算せんといかんとおもいますけども、そういう発想で若干の委託料を観光協会に別途出してやると。もちろん観光協会に1,100万円の市から補助金を出してる部分にそういう部分は積算されてなかったと思いますのでね、そういう発想にならなかったのか、その点を確認します。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

収益発生事業につきましては補助対象外でありまして、これらへの事業の参加につきましては一般社団法人が独自に判断をするものでございます。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） もちろん収益が発生します。ただ、出店してる業者からいったら、一定観光協会に対して手数料等を払いながら出店してた。寂しい限りやというふうな業者の声も聞いたところでもあります。そこで、前段に言った一定の普通のイベントよりはかなり高い小間料の設定がありますわね。そういう部分でその部分をまともに出たら、逆に言うたら赤字を食らう可能性があるようなイベントなんですわ。そのときに市から一定の別途の補助等が考えられなかったかということ再度伺います。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

平成24年度の実績によりますと、これはこのふるさとまつりは企業が主催をしているイベントでございまして出店使用料が26万2,500円、1小間です。観光協会の利益が物販等で5万6,000円。また、先ほどお話にありました2分の1のスペースで出店をされておりました刃物業者さんは、出店使用料をいただくから売り上げから1割負担として3万8,000円のみをいただき、収入の合計は両方で9万4,000円、16万8,500円の赤字事業でございます。今後このような計画をする場合、今回事業の見直しをしましたが、当然一定のスペースを使用する事業者に対しては、応分の負担をいただくというようなことも含めまして予算計画を立てることが必要という指導をしております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 指導はわかりました。実際それはしてしかるべきかと思いますが、実際のところは市がやってるときは同じような状況が生まれたときはその部分は市が出していたわけですね。観光協会に今はその事業も含めて委託しているその16万円何がし、この数字も大体私のほうではつかんでました。刃物業者の関係の部分

はね。実際のところ赤字やからといって、そしたらその部分をそのままに放置していいかというのが私の見解なんですわ。それはやっぱり市がやっていたときには市が持ち出しても参加してましたわね。だから、観光協会やったからそれを見直して今は立ちどまると。来年から、それは次の話題になりますけど、その部分は私はやっぱり採算ベースがとれないんやったら補填してしかるべきじゃないかと、平成24年度実績の場合でもね。それは今まで視察してきた他市なんかの場合も、各事業ごとに幾ら、もちろん収益が発生しない事業のほうがほとんど別途補助金等を出してますけれども、実際のところね。収益が発生しても当初からなかなか困難性が強い部分に対しては、やはり一定のレベルは考えるべきじゃないというのが私の見解ですがいかがでしょうか。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

例えば1つの例を申しますと、同時期に開催される刃物まつりにおきまして1小間当たりの使用料は2万5,000円でございます。10分の1以下でございます。一般社団法人といたしましては当然収益を考えていかななくてはいけない法人でございますので、当然その取捨選択、使用料の高低によりまして収益がいくかどうか、その辺は当然考えていくべきというふうな形で捉えております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） ということは、市がふるさとまつりへ参加していたときとの感覚と、観光協会に委託してからの感覚とはもう180度違うということで受け取ります。

最後にその今後、全てに先ほど課長が判断された方向でもう来年度からもその方向性はないのか、それとも検討課題の1つなのか、その点を最後にお聞かせください。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。先ほどもお話ししましたが、法人である以上は収益も含め費用対効果を十分に検討した上で事業の取捨選択をするべきと考えます。今後につきましてもそれに基づいての選択があろうと考えております。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 最後に伺いますが、その部分に対してももちろん法人ですけども、そういう部分であるときに事業別の個々のその補助金的な部分、その事業に参加する部分のところですかね、それは考えないということよろしいでしょうか。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 現時点では、個々の事業に対しての別途補助金は考えておりません。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 最後の最後ですが、それ自体が本市がそういう集客できるイベント、刃物まつり等はもちろんやっておりますけれども、そういう部分で高知市内で

大々的に開かれるふるさとを懐かしむそのイベントへ出ないということが、香美市観光協会という見方というより香美市という看板をかけてますのでね、香美市という看板をかけている中で、観光行政が後ろ向きに行っているという捉え方じゃないですか。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。一般社団法人化をなぜしたのか、原点に立ち返っていただければおのずと答えが出てくるものと考えます。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。総括方式で質問を行います。

まず、最初に、県道前浜植野線の拡幅の問題についてお尋ねをします。

県道前浜植野線は本市と南国市を結ぶ唯一の県道であり、国道32号にも通じているところです。道路拡幅の要望のある場所は西本町5丁目と栄町との境界であります国道195号から北に香長中央病院前までの区間であります。この区間は道路を挟んで両側に道路に面していっぱい建物が建ち、車の通行に大変支障を来しておりましたが、昨年道路両側にあった建物が取り壊され、今は更地となった関係で空間が広がった感じがあります。しかし、道路の幅員が接続地点から言えば1.5メートルほど狭くなっているのが実情です。通行量とも考え合わせ、現状を行政としてはどのように認識しているのか1点お尋ねをします。

現在、道路の西側の土地については、建物解体後一部は売地となっています。この要望区間の土地については、私の知るところでは持ち主が2名のようにありますが、それぞれ更地であります。この道路拡幅を実現するには、こういう更地である今が最もよいチャンスではないかと思うわけであります。地元の方、歩行者、自転車並びにバイク利用者からの拡幅の要望は強くあります。この機会に、道路に接する土地の一部を県に購入していただいて道路拡幅をしてほしいと強く県のほうに働きかけてはどうか、行政の対応を伺います。

次に、住宅リフォームについてお尋ねをします。

住環境の整備や地域経済対策などを目的として住宅リフォーム助成制度の増設が進み、全国の自治体の3分の1近くまで広がっています。本市も平成24年度から1,000万円の予算をつけて住宅リフォーム補助金制度として実施をされております。本市の場合、市民の生活環境の向上と市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を促進するため、市内の施工業者を利用して自宅の修繕、補修工事等を行う市民を対象に、工事費の20%、最高限度額20万円を補助する事業でございます。この事業は市民から大変喜ばれ、地域経済の活性化にも大きく貢献していると言われております。地元業者への発注を条件に施主に行政が補助を行い、地元業者が施工する、そのことで住宅関連産

業を中心に地域循環型経済の活性化に結びつき、導入初年度の平成24年度には工事高の総額は7,500万円を超え、経済波及効果も7.61倍となっております。制度2年目の今年4月からの申し込みは、市民に制度の中身が周知されたこともあり7月19日までに早くも予定額1,000万円に到達したと聞きます。いかに市民の間に、また本市に必要な事業であるかが伺えます。行政としましてこの2年間を通じて振り返り、この事業の効果をどのように評価されているのかをまずお伺いをします。

昨年度は補助件数は66件となっておりますが、この事業の補助対象の業種は大変広く網羅していると思われませんが、2年間を通じてどれだけの業種がかかわったか、また施工業者数はどれほどになるのかお尋ねをします。

平成25年度の事業は、7月19日に予算額に達して申し込みを終了したと聞きますが、7月19日以後の希望者や申込者はあったのかどうかお尋ねをします。

経済波及効果は本市でも7.8倍ぐらいとなり、地域経済活性化に大きく貢献していると思われませんが、この事業に関するこれからの対応、見通しについて1回目お尋ねをします。

○副議長（比与森光俊君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 片岡守春議員の県道の拡幅に関してお答えをさせていただきます。

現状認識ということで1点目、県道の改良が困難であること、今までそういう状況、同時に通行に支障があることで大型車両の通行規制や前浜植野線迂回路道路として国道195号を併用し、JR高架橋にてあげばの街道へ連絡されています。隣接の家屋撤去の現状から、土地所有者の方々へのお願いとともに道路機能の向上のためにも改良計画に理解を願う最適時と認識をしています。

2点目の拡幅について働きかけてはということにお答えします。連続する道路機能や利用の状況から、車線において2車線化の計画はありません。管理する高知県中央東土木事務所と協議の中で一定の拡幅が可能かと、その相談には既に調査の対応を行っていただきました。現在建物の撤去された部分については拡幅案を計画されたとの報告がございます。しかしながら、関係者の理解が必要であり、これからも県とともに改良計画の推進に努めていくように考えております。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 片岡守春議員のリフォーム補助金に関する質問にお答えいたします。

まず、1点目の効果と評価についてでございます。7月19日に募集を締め切った後、この制度を客観的に評価するために平成25年度のリフォーム申請者72名に対しアンケート調査を実施し、8月末現在で60名の方から回答をいただき、その結果に基づき2年間の効果について分析を行いました。その概要について説明させていただきます。なお、効果についてはこの事業の目的であります地域経済の活性化、生活環境の向上の

2点を指標として評価しました。

まず、補助金額に対する総事業費は平成24年度が7.6倍、平成25年度が6.1倍、平均で6.8倍となっています。

次に、このうち補助金により誘発された直接効果額であります。これは補助金があることによりリフォームを実施した方の事業費で、補助金がなくてもリフォームをする予定であった方の事業費を除いたものでございます。この事業費の補助金に対する倍率が平成24年度で約4倍、平成25年度で約3倍、両年度平均で約4倍となりました。また、参考数値とはなりますが、これに伴って発生した経済波及効果はこの効果額の1.5倍程度と試算しております。

済みません。ちょっと1番に戻しまして抜かっておりました。また、アンケートでは、補助金があることで踏み切れた、安心して暮らせる、感謝している、よかったなどの多数の意見も寄せられており、本事業があることによりリフォームができた方も多く、評価する声が多いことを踏まえまして生活環境の向上に本事業が役立っていると考えています。

次に、2点目の質問でございますが、かかわった業種と施工業者数でございますが、施工業者数につきましては、平成24年度が延べ43社、平成25年度が延べ31社となっております。なお、業種については、塗装業、内装業、電気など数多くの業種がかかわったと推測しておりますが、その数までは把握しておりません。

3点目の7月19日以降の希望者数でございます。7月19日以降10名程度の方から問い合わせがありました。

最後に、今後の対応でございます。効果と評価については前段で説明させていただきましたとおり大きいと判断しておりまして、本制度については継続の方向で検討をしております。

以上でございます。

○副議長（比与森光俊君） 昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続行いたします。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 道路問題については課長のほうから大変前向きな答弁をいただきました。もう時既に県のほうと本市との協議会というようなものの中で打ち合わせをされて前に進んでいるという答弁ですので、今後の進捗状況を期待するものです。

住宅リフォームの問題についても継続という答弁をいただいたわけですが、本議会においては議会に対する陳情、それから門脇市長宛ての申込書、こういうもんも発せられておるわけです。どっから陳情が出てくるかということになれば、市長への申し

込みも同じところから出てるんですけど、香美市商工会会長と工業部長さん、それから高知県建設労働組合香北支部支部長国吉さん、それから香美郡民主商工会経営対策部部长門脇紘通さん、こういう人から非常にこの3つの事業体からの継続の要請ということは、香美市全体の中小企業を網羅しているというように私は思うわけです。そういう要望の中で英断をしていただいて継続ということで大変多くの業者さんが喜ぶであろうと、また市民もこれに期待しているということでスムーズな進行をお願いするものです。

また、課長の答弁において、アンケート調査を実施することによって事業を検証していただいたと、波及効果も十分あるという答弁でございましたが、これについても非常に僕らが予想してなく、そういうことまでしてくれてるかということでは敬服するものです。今後もこの手法を大切にしてお応えしていただきたいと思っておりますけれども、この1点についてご答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

事業を継続していく上で、やはりその事業効果というものを正しく客観的に評価して、その施策についてどうするかということを決めていくということが非常に重要だというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 以上で終わります。

○議長（西村芳成君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切に、その思いを真つすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、介護・医療・健診（検診）について、それから、2つ目の項目として林業政策に関してお伺いをするように通告をしておりましたけれども、昨日同僚議員の質問がありまして、担当課長から丁寧な答弁をいただきましたので、今回は取り下げをさせていただきます。また、次回調査研究をいたしまして質問させていただきたいと思っております。それから、次に鹿の被害対策、それから災害等に関しての3項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、介護・医療・健診（検診）についてお伺いいたします。

1点目に、介護に関してですけれども、介護保険では通所介護や訪問介護などのサービスを利用するには利用料として1割の自己負担が必要になります。その1割の自己負担分はサービス提供事業所によって、その都度あるいは1カ月まとめて支払うようになっています。しかし、住宅改修をする場合は、まず利用者が全額自己負担し、その領収書を添付して申請の請求手続を行います。その後保険給付分として差額の9割が返って

くる償還払いの方法をとっています。この償還払いの方法では、お金がないと家に手すりをつけたくも、何か福祉用具を購入したくても制度を利用することが難しくなります。私はこれまでもこのことについて利用者の負担軽減のため、初めから1割の支払いで済むように受領委任の方法に改善するよう求めてきました。昨年の課長答弁は、受領委任払い制度の導入は、1つの事務の中に2種類の支払い方法が混在することになり、事務が複雑化、煩雑化することが考えられるので、償還払いの方法で継続していきたいとのことでした。しかし、一旦全額を支払うことが困難な状況の方もおいでます。お金がたまるまで待っていて介護度が悪化するようなことにもなれば、憂慮すべき事態になってしまいます。この受領委任の方法は国保の高額療養費でも実施しています。受領委任方式に改善することにより利用者の負担が軽減でき、心配なく治療ができるようになっていきます。介護保険においても国保の高額医療費と同じように利用者の負担が軽減でき、安心して在宅生活ができるようにすべきと考えます。

ここで少し事例をお話いたします。歩行が不安定で自宅に手すりを取りつけないという方がおられました。十数万円の工事費を一旦全額負担しなければいけないと知り、その費用を捻出することができないため手すりを取りつけることを諦めたという出来事が実際にありました。安全な生活のために手すりが必要な方にとってそれを諦めるということはどれだけつらかったか、その心情を察して余りあるものです。このようなことが起こらないために、住民サービスという視点を大切に、その方々にとっての必要性、重要性等を再検証していただき、早急に受領委任方式に改善してほしいと願うものです。ちなみに近隣自治体では、高知市の場合議会の中で岡崎市長は、一旦全額を払うことは低所得者の負担になっているとの認識を示し、住宅改修費を受領委任方式に改善しています。同じく越知町や黒潮町、須崎市、南国市でも受領委任方式にして利用者の負担軽減を実現しています。住宅改修の目的は、介護を必要とする方が自宅で安心して生活できるよう自立を支援するためにあります。このような工事を行うに当たり利用者の負担をできるだけ軽減し、さらに利用しやすい制度にしていくために本市でも早急に改善していただきますよう、さきの議会に引き続き重ねて求めます。見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 山崎議員の住宅改修費の受領委任制度の実施ということについてお答えをいたします。

事例にも述べていただきましたが、住宅改修については最大20万円の一時的自己負担という状況が出てくる場合があります。おっしゃられますように、低所得者につきましては大変負担感を生じている場合があるかと思えます。今後実施をしています他の自治体も参考にしながら担当とも検討しまして、来年度からの実施に向けて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 来年度から実施に向けて検討するっていうことでお聞きをしましたがけれども、来年度からもう実施をするということで捉えてよろしいでしょうか。検討するって言われたんですが、来年度から実施するということでもよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。実施に向けての検討ですので、来年度から予定したいとは思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） ぜひ来年度から実施をできるようにしていただきたいというふうに思っております。現に困っている方がおいでたということは課長もよくわかっているかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、②番の質問に移ります。

福祉用具の購入に際しても、先ほどの住宅改修費と同様に償還払いの方法をとっています。福祉用具によっては高額なものもあり、購入時の全額負担が厳しいとの声があります。先ほど紹介いたしました黒潮町では、住宅費とともに福祉用具購入費についても受領委任方式を取り入れています。本市も受領委任方式に改善して、利用者の負担軽減を実現するよう求めるものですがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。福祉用具の購入に際しましても、今回住宅改修費のほうの受領委任制度を検討していきますので、それにあわせて検討していきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。検討をしていただけるということですので、この点については質問を終わります。

では、3点目の質問に移ります。

高齢者生活福祉センターこづみの管理契約が本年度末をもって契約終了になります。この管理指定業者は介護支援サービス提供事業者として通所介護と訪問介護のサービスを提供しています。このような重要な業務をしている業者との契約が期限を迎えることについて、「続いて引き受けてくれるか心配」とか「投げ出されたら物部から介護サービスがなくなるのでは」と心配する声があります。担当課長もご存じのように、中山間地域では介護サービスの提供は採算がとれず厳しい経営状態にあると聞きます。そのため、県は中山間地域介護サービス確保対策事業を創設し、一定の条件を満たせば事業者への補助を行っています。しかし、今でも物部町は訪問介護の事業者が入らないと聞いています。仮に住民の皆さんが心配されているようなことになった場合、介護保険料を支払って必要なサービスを利用できないという、保険料あって介護なしの状態になってしまい深刻な事態になってしまいます。今後のことについて話し合い等も行われているかと思っておりますが、現時点で報告いただける範囲で結構ですので状況をお聞かせいただけ

ればと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。こづみの指定管理につきましては、来年度末が3年間の指定期間となっております。現在来年度以降の指定管理について協議をしております。物部地域唯一の介護サービス事業所としまして、デイサービス、ホームヘルプサービスの介護サービスを担ってきていただいております。地域が広く集落が点在してサービス効率が悪い中ではありますが、奥地のサービスの確保という点では確保していかなければならないというふうには思っております。現在協議中ということで、今のところ具体的にお話しできるところにはまだ至っておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 協議中ということで協議の状況を見守っていきたいと思いますが、介護保険制度が導入されることによって、それまで自治体が責任でサービスなんかを確保してきたところがあるがですけれども、今回介護保険制度になってからはそういったサービスが事業者に丸投げされてきてるっていう現状があります。でも山間地ではなかなか丸投げされても採算がとれないっていうことで、事業所がそこに入らないっていう状況があったりしますので、ぜひそういう危機感を持ってね、やっぱり山間地でも安心して在宅生活ができるんだっていうところの住民への安心感っていうものを考えて、そのサービスをきちんと確保していかなければならないんだっていう思いで、ぜひいい方向で話が進むようお願いをしたいと思います。

済みません。お願いになりますが次の質問に移ります。

次に、医療ですけれども医療に関して大柝診療所のことをお伺いをいたします。

8月8日付の高知新聞に「県内有床診療所ピンチ」と題しての記事が掲載されておりました。その内容は、入院用ベッド1から19床の有床診療所に管理栄養士の配置が義務化されるというものです。県内には98の有床診療所があるそうですが、郡部などでは管理栄養士を募集をしても応募のないところもあり、相当数の診療所が管理栄養士をまだ雇っていないとのことでした。この記事を見られた方から、「大柝診療所はどうなるだろう。今後入院ができなくなるのでは」と心配する声がありました。大柝診療所は山深い物部で唯一の医療機関であり、入院機能もあるため地域住民の大きな安心にもつながっています。診療所が無床化になれば地域医療の崩壊にもつながりかねず、本市にとっても大きな問題であると思います。9月の広報には、管理栄養士を看護師の募集の件が掲載されておりましたが、応募の状況はどうだったんでしょうか。今後のめどとともにお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。9月の広報に載せて看護師並びに管理栄養士の募集をいたしております。看護師さんにつきましては、4月から新聞やハローワ

ーク等で募集をかけていましたが、応募があっていないのが現状です。それで、新聞等を見ますとやはり募集欄には看護師等の募集も多く載っておりますが、なかなか厳しい状況だとは思っております。それで、募集の記事を広報へ載せた後、本日朝ちょっと聞き合わせをしてみました。現在のところ看護師2名、管理栄養士2名が応募をされておるといことは聞いております。今後面接等も行われていくと思っておりますけど、今後状況を見守りたいと思っておりますが、管理栄養士につきましては募集がパートタイマーということで正職という形ではございません。ですので大柘診療所1カ所だけの仕事場ということとは考えられませんので、そんな中で厳しい応募といいますか採用の条件として厳しい面がございますので、管理栄養士につきましては、なかなか今後面接の中でどうなっていくのかということは難しい状況もあろうかと思っております。今後管理栄養士さんにつきましては、状況を見ながらリタイアされた方とか、あと施設を掛け持ちで兼任できるとか、そんなことも研究しながら、また何とか採用のほうに向けて検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 看護師さん、それから管理栄養士さんの応募があったっていうことでちょっとこう安心をしたところですけども、栄養士さんのほうはパートということで厳しいというようなご答弁だったかと思うんですが。まだ、まだと言ってももうはや来年になりますので、何とか栄養士さんを確保して、県の栄養士会なんかにも問い合わせをするとかっていうこともあると思うんですけども、何とか確保をしていただきたいというふうに考えます。ちょっと状況を見守っていききたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

次は健診（検診）についてですけども、健診（検診）は市内各地に設定された会場で現在は実施されています。その中で物部町は本市の面積の半分以上を占め、広大で急峻な地形であるにもかかわらず、物部町での健診（検診）は奥物部ふれあいプラザだけとなっています。このことについて多くの方々から不満の声があります。しかし、本日の質問は会場数のことではなく、奥物部ふれあいプラザで行われる健診（検診）の課題や問題点について住民の皆さんからの声をお届けし、担当課の所見をお伺いいたします。

健診（検診）の実施に際し改善を望む声の1つは、住民、特に高齢の方への心遣いが欲しいという点です。ある方は夏の炎天下のもと腰かけるところもなく日よけのない中で健診（検診）の順番を待っていたところ、気分が悪くなり、健診（検診）を受けずに病院に行ったということでした。今年は例年になく猛暑続きで、あの暑さの中、外で順番を待たれておられる方にとっては大変な苦痛ではなかったかと察します。健診（検診）を受けられる方の中には、高齢の方や体の不自由な方などもおられたのではないかと思います。物部村当時は地域ごとに行われていましたが、現在は1カ所にまとめられて行われています。そのため、道中が遠いことなどからできるだけ早く行って順番をと

り、できるだけ早く済ませたいと思うそうです。これは理解できる心情ではないでしょうか。炎天下の中、順番を待って並ぶという方法を改善できないものでしょうか。もし不可能なら、待っている方の日よけを設置するとか、金融機関などのように順番待ちの番号札を発行し、室内で待機していただき、順番が来たら呼び出すなどの対応はとれないものでしょうか。そして、真夏に行われている健診（検診）を春や秋などもっと気候のよいときに変更することは不可能でしょうか。また、乳がん検診などは時間で受け付けが行われていますが、公共交通機関がないなどの理由により、同じ地域の方々が乗り合わせてくるケースが多くなっているそうです。この場合の問題点は、乗り合わせて来た方々の受付時間がまちまちになっているということです。せめてその地域、集落ごとに同じ時間帯に固めてほしいとの声がありました。また、胃の検診に際しての問題点は、検診後に調理室の横の部屋でみそ汁をいただきますが、椅子が机と一体になった可動式になっており、怖い思いをすることがあるということです。私も実際に見てきましたが、お腰を浮かすと椅子が机の中に戻るようになっているため、よほど気をつけて座らないと椅子に座り損ねて転倒する危険性があると感じました。実際に座り損ねて尾てい骨を強打したという方もおいでるそうです。

以上、何点かの問題点、課題等について申し上げましたが、認識と今後の改善等について見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君） はい。健診（検診）についての問題点、課題ということで何点かのご指摘をいただきました。済みません。多くありましたのでちょっと答弁が抜かっておいたらまたご指摘いただきたいと思います。

夏の炎天下でぐあいの悪い方が出られたということでございます。健診（検診）自体がやはりがん検診、特定健診等を含めまして年間通して実施しております。それで、健診（検診）を行ってくれる事業所といいますか県下では総合保健協会が1つでございまずので、やはり県下一円の健診（検診）日程等を調整して来てもらっております。なかなか日程等につきましてもこちらの希望を提示をしても全てえい方向に調整されるということではなくて、なるだけ指摘を受けたことにつきましては、これまでも対応してきておりますが、なかなか全てということにはいかないのが現状です。今後もしもご指摘いただいたことにつきましては、担当のほうとも検討をしてみたいと思っております。

それで、待合とか番号札につきましては、朝の健診会場バスの開館時間等も関係してきます。その辺もまた担当のほうとは話し合ってみたいとは思っています。

それから、乳がんのほうで同じ地区をまとめていただきたいというふうなお話がありました。こちらのほうを受け付けてその乳がんの検診日程の割り振りをするのに、やはりどの地区の方が一緒に来るとかということまで、細かいところまでなかなか把握はできません。それで、やはりそういう都合が悪い日程等に割り当てられましたら、お電話等でご連絡いただけたら変更できる限りは変更を現在もいたしておりますので、また手

間にはなりますがお電話いただけたらというふうに思っております。

そんなところでしたでしょうか。済みません。一度これで終わります。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 健診（検診）のほうは年間を通してその業者さんというかね、健診センターのほうで県下でやっているのなかなか希望が通らないっていうことでした。順番を待つて並ぶっていうことで、先ほど順番待ちの番号札を発行してっていうふうなことをちょっと提案させていただいたんですけれども、それは今後検討をしていくということだったと思いますが、ぜひこういったことがありますので、いい方向で検討をしていただければと思いますが。それと、乳がんのほうについては、割り当ては電話をしていただければ変更ができれば対応するということでした。そういったこともまた対象者の方にお知らせをしていただきたいと思います。それと、胃の検診時の椅子の件ですけれども、椅子が机と一体になっているというところで、これについてはどういったふうに考えておいでますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） ふれあいプラザの椅子につきましては、机と一体化した足に椅子がついてばねで動くような仕組みになっておったかと思えます。危険性がありますので、それが簡単に取り外しできるものなら取り外して丸椅子等への対応にしたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） では、まだそしたら見に行っていないっていうことですかね、その椅子のことについては。今報告したところですが、ぜひまた見に行っていた方がいい方向に、危険性のないように改善をしていただきたいと思います。

今回この質問、幾つかの問題点、これ改善を望む声ということですので、ぜひ来年はね、こういったことが1つでも改善、1つでもといたらあれです、全部を改善していただきたいと思いますけれども、改善をしていただけるように取り組んでいただきたいと思います。その点、来年に向けてということで改善についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） ご指摘いただいたことにつきましては、担当のほうとも相談させていただいて、できることについては改善をしていきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、以上で1点目の介護、医療、健診（検診）についての質問を終わります。

次に、鹿の被害対策に関してお伺いいたします。

6月の広報には「森を畑をシカから守れ、食害から10年」と題して特集記事が掲載されておりました。鹿被害の深刻さや本市の取り組み、ボランティアによる防護柵設置などが紹介されておりました。全国的にも鹿の食害が大きな問題となっており、森林や農林

業に甚大な被害が出ていることは新聞等でもたびたび取り上げられています。本市では、平成5年ごろから物部を中心に鹿がふえ始め、現在では土佐山田町の中心部を除く全域での生息が確認されるほどになっています。特に三嶺周辺では、まるで鹿牧場といった状態でその被害は10年ほど前から顕著となり、今や植生は崩壊寸前となっています。鹿がふえた原因には狩猟者が少なくなったことや地球温暖化による環境の変化などが挙げられているそうです。鹿による被害はユズやヒノキなどの樹皮剥ぎ、野菜や幼木への食害などですが、鹿は集団で行動するため壊滅的な被害となります。また、自然への影響も大きく、食害に遭うことで根茎が枯れ、大雨の降ったときには土砂災害、土壌侵食の原因となり、物部川濁水の要因の1つにもなっているとのこと。

本市では、これまで鹿を適正頭数まで減らすことを目的として、鹿の捕獲や狩猟免許取得への補助、被害防護柵購入費補助など積極的な対応を行ってきました。また、鹿は狩猟の際に周辺の市町村に逃げ込み、再び戻ってくることも考えられることから、平成19年度からは周辺の市町村と連携した一斉捕獲も行っていますが、十分な成果が得られていないとのこと。

このような状況の中、国は3年間の集中対策期間として鳥獣被害対策事業を拡充しました。本市も7月から捕獲報奨金を上乘せして捕獲を呼びかけています。鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業のこれまでの実績をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 7月から始まりました鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業でございますけれども、8月末までの2カ月間の実績は鹿76頭、イノシシ10頭となっております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 実績は鹿が76頭、イノシシが10頭ということですが、これが入ったことによって去年と比べてはどうですか。ふえているんでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

この事業は今年からですので、4月から8月の通常の捕獲頭数なんですけれども、今回のこの鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を含みまして、今年は4月から8月末までで鹿625頭、イノシシ78頭、昨年は同5カ月間の捕獲は鹿725頭、イノシシ62頭と、イノシシにつきましては何割か増になっておりますけれども、鹿は100頭少ないような状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 昨年に比べてはちょっと少ないということですが、この報奨金を上乘せしたということではちょっとふえるかなあというふうにも期待したわけです。まだ2カ月余りで始まったばかりということですのでけれども。この鹿は学習能力というか

ね、そういったものが高いというようなことも聞いたんですが、すれた鹿がふえたって
いうふうなこともお聞きするわけですが、これ3年間この捕獲報奨金を上乘せと
いうことでそのまましていくのか、この実績を見て後どうなるのかっていうことはある
かと思いますが、その後、そのあたりでちょっと今後の見通しとしてはどんなものでし
ょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。昨年度香美市におきまして鹿2,000頭
の捕獲をしておりますけれども、今回のこの鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業におきま
しては、この8,000円の上乗せ分国費分でございますけれども、国費をいただくた
めにさまざまな要件がございます。いわゆるまず写真を撮ること、個体に対してスプレ
ー等で捕獲日時を記入する。またそのような形で時間を非常に山の中でとっているとい
うふうな形が現状でございます。そういうふうな時間があればもう1頭とれたんじゃな
いかっていうふうなことも猟友会の皆さんからは聞いておるところでございます、今
後につきまして、また機会がありましたら国のほうなどにいわゆるこの8,000円の上
乗せ分の条件の緩和等をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。わかりました。

狩猟される方は、なんかもうこの時期はダニが多くて困うてしなければならないとい
うふうなことなんか聞いて、狩猟者の方も頑張っておられるかと思いますが、そうし
た手間がかかるとなるとやっぱりその手間にかかる時間をもう1頭とるというふうなこ
とで駆除をしていただければというふうに思います。

次の質問に移ります。

8月11日付の高知新聞には、環境省が初めて鹿の生息数の将来推計値を出したことが
掲載されておりました。その内容は、捕獲率が現状と変わらない場合2025年度には
北海道を除く全国で2011年度の2倍近い500万頭までふえるとの推計結果を公表
したというものです。捕獲率を2.2倍にした場合は171万頭に減り、2.9倍にすれ
ば84万頭になるとのことですが、狩猟免許の所持者数は1989年度の約29万人か
ら2010年度には約19万人に激減し、そのうち60歳以上の割合は約12万人と6
割以上を占め、高齢化が進んでいるとし、集団で大規模捕獲する業者の認定制度など対
策強化を検討しているとのこと。

そこで、四国森林管理局が自衛隊の協力で大規模な鹿駆除を計画していると聞きました。
私は狩猟されている方から、鹿はあっちこっちへと逃げ込むので、自衛隊の方々に
ネットを張ってもらい、そこに追い込むなどして一斉に捕獲する方法を考えないと、今
のやり方ではなかなか減らせないのではないかとの声を聞きました。今回の自衛隊協力
の計画はどのような内容なのでしょう。また、自衛隊としてどこまでかかわれるもの

なのかも知わせてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

自衛隊によります捕獲作業支援につきましては、国有林の管理者であります四国森林管理局に高知県を加えた事業主体として現在検討がなされております。いわゆる自衛隊につきましては、自衛隊法に基づく偵察、調査、また自衛隊内の情報伝達と非常に限られた中での支援となると予想されております。先ほどお話のありましたネット張りや追い込み等は不可能であるというふうな形でせんだっての打合会で説明がございました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 自衛隊が行う内容っていうのは非常に限られているということでしたが。前にたしか北海道で自衛隊の協力で鹿の捕獲事業を行ったっていうことがあったかと思うんですけども、そのときにちょっと新聞か何かで私も見て後それをちょっとネットで見てみたんですけども、2011年に2月8日から10日まで北海道のほうで自衛隊と協力して捕獲事業を行ったっていう分ですけども、その中では自衛隊の方を含めて120人体制で車両が20両、それからヘリコプターが2機出動して行われたようですが、3日間の捕獲頭数が28頭だったということで、それに対して28頭っていうのはどうかというようなコメントなんかも載ってたんですけども。ヘリコプターなんかも使ってそこに鹿がいてそれを地上にいる方に連絡をしてっていったらヘリコプターの音に反応するんじゃないかとか、本当にこれでとるんだろうかっていうふうな心配をするわけですけども、大体この方法でどれぐらいこう捕獲ができるというふうに見当をつけているのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 北海道での捕獲に関しましては、私のほうもちょっと調べてみましたが、いわゆるスノーモービルを使いまして、冬にいわゆる偵察を兼ねたものとして一定鹿の追い込みが図られたということで捕獲につながったようでございますけれども、三嶺山系ではスノーモービルの使用は不可能、またヘリコプターによる偵察、せんだって自衛隊が一度飛ばしたようでございますけれども、鹿を発見するとすぐにもう木の下に隠れてしまい二度と出てこなかったというふうな状況でございますので、なかなか今回その自衛隊にご協力いただいても捕獲に結びつくかどうかっていうのは非常に未知数な部分が多いと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） なかなかどれぐらいとるかっていうのが非常にわからんわけですけども。そしたら話し合いがされたということですが、今後いつ実施するかということに関しては聞き漏らしたのでしょうか。ちょっとどういう今後の予定についてお聞

きをいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 11月に一度試験的に訓練を兼ねましてやりまして、また来年3月、いわゆる冬の雪の時期を越して3月に実施を予定していきたいというふうな形で事業を計画をされておると聞いております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） わかりました。その状況を見てということになるかと思いますが、もうちょっとこう捕獲ができる方法を考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。今までなかなかすれた鹿、そういったヘリコプターの音で反応するというのであれば、何かもうちょっとこう一斉捕獲できる方法を考えていかなければならないんじゃないかというふうに感じます。また、この結果を見てみたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

災害等に関し備えと事後対策についてということで、現在、市が指定している避難所は旧3町村で指定していた避難所をそのまま引き継いだ形になっていると聞いていますが、市民の方から避難所としてその場所や建物の構造上、避難場所として適当でない箇所があると聞きました。このことは平成23年6月議会でもお伺いいたしましたが、このときの担当課長の答弁では、本年度地域防災計画の見直しを予定しているもので、この作業の中で現在の避難所が適切かどうか調査をしていきたいとのことでした。平成24年度には避難所現況調査業務委託事業の予算が計上されていましたが、現況調査の進捗状況と対策についてお聞きをしたいんですけれども、その対策として防災基金を活用して、避難所の耐震化や段差を解消するスロープなど、必要な備品の整備などの検討についても対策の中ということで、この点についても見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。山崎議員の災害に関してにお答えをいたします。

避難所の現況調査につきましては、平成24年度の繰越事業として、指定避難所が地震、風水害、土砂災害等の災害発生時に避難所として利用する際の問題点や課題を明らかにし、避難所としての機能をどの程度有しているか総合的に検討するために実施を行いました。委託期限が本年7月末であったため、成果品の納品及び検査を本年7月31日に実施した次第でございます。

避難所によりましては古い集会所が指定されておりまして、十分な耐震性のない建物や急傾斜地崩壊危険箇所等の避難所としては適さない場所にある避難所も指定をされていたのが現状でございます。この調査結果につきましては、本年度中に内容を精査をいたしまして、避難所等の見直しも含め今後の災害対策に反映させていきたいというふう

に考えております。

なお、基金の活用につきましては、現時点では全くの白紙の状態でございます。活用につきましては、当課だけでなく教育分野や福祉分野等多くの分野での活用が考えられますので、今後財政担当課にて調整が図られるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 避難所のことについては対策はこれからということでしたので、では次の質問に移ります。

2点目ですけれども、平成24年度の主要な施策の成果説明書には、台風や集中豪雨などの自然災害が原因で裏山が崩れる等のがけ崩れにより危険にさらされる住家の安全を図るため、復旧工事を行ったり近い将来崩壊する可能性があるがけについては、予防工事を行うことにより住民が安心して暮らせる環境を整備することを目的に、がけ崩れ住家防災対策工事があると記載されています。このような災害等により被災し、その復旧工事あるいは防災工事などを施工するに当たっては、工事の手順上測量、設計見積もり、入札等を経てから工事に取りかかることとなりますので、どうしても時間がかかるということになります。しかし、被災された当事者の皆さんは復旧工事が完了するまで落石や再度のがけ崩れ等の危険にさらされながらの生活を余儀なくされてしまう場合があります。現実にこのような不安な思いを長期間経験された方もおいでと聞いています。

このような事態を解消できる方法はないものかと改めて平成24年度の主要な施策の成果説明書を見直していたところ、「復旧工事が施工できるまで数ヶ月の期間があり、崩土が生活に支障を来す場合もあり、最小限の崩土の取り除き等施工できる制度づくりが必要と思われる」との記述がありました。住民の安心安全な生活のために、この制度の構築を早期に検討すべきではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 山崎晃子議員の災害に関連して、がけ崩れ住家防災対策事業と解してお答えをいたします。

制度については香美市地域活性化総合補助金において補助できる仕組みがありますが、負担金事業との整合性から関係各課との調整中で、予算化及び予算消化されて執行がされていない現状です。なお、主要施策の課題項目の中で説明が十分でなかったことをおわびいたします。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 災害が起こって施工できるまでにどうしても2カ月とか3カ月とか、長い場合は1年近くもかかる場合もある、入札等の関係でそういったことも出てくる場合もあると思うんですが。そこで、やっぱり不安な気持ちでずっと生活をして

いくというところで、こうした制度があると本当に住民の方が安心できるんだということで、私はこれが本当にいいことだな、早くこの制度づくりをしていただきたいなあとというふうに考えて質問をしたわけですが、そうではないというご答弁だったと思うんですけれども。そしたら、その間のこういった不安な要素を取り除くための応急措置としては、ではどういうふうに工事が着工するまでの間、どういうふうな対応ということになるでしょうか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。2度目のご質問にお答えをさせていただきます。

この事業も個人の財産施設は、原則個人で守る物の中で申請による負担金事業にしています。事業としては県事業との併設で財源的にも限りがあります。崩壊の一時的な取り除き、また仮設対策は個人にてお願いをし、危険であれば生活の中で可能な部屋の移動、避難をお伝えしております。また、今までの実績の中で事業申請、崩土取り除きも全て設計上はできます。ただ、個人のその通路の利用とか排水の処理の手法とかいろいろ起因した原因が違いまして、一定仮設的なもので事足る場合、もう既にやってくたさる一時処置が済んだ状態で現地に確認に行くときが多々あります。そういうことを公平性を保つ中で一時的な処置は何とか個人のほうでお願いしたいと、そういうお願いをしたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） もう個人の財産なので個人でということだと思っておりますけれども。

そしたら、一時的に何かの形でできる場合にはするということになるかと思うんですけれども、そうでない場合、工事に始まるまでの間にちょっと石が落ちてきそうなのをちょっと食い止めるための工事っていうものも、がけ災の場合にはその4分の1が自己負担で、あと4分の3が補助ということですが、そういった一時的なものに対しても、それも含めその4分の1の負担でできるとか、そういったこう制度ではないというふうに思いますけれども。そういったことに対応できるような制度というか、そういうことはちょっと考えられないのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） ご質問は崩壊のあったままで工事設計ができるかということだと思いますが、それは申請可能でございます。ただ、個人の生活の中でどうしてもその崩土の一部は取り除きが必要であったり、またつえてくるおそれ、これについてはやはり一定期間が必要という中で放置はできません。測量のときに市役所としてもできるお手伝いはしております。しかしながら、全てが公費で事前の対策までをやるにはできないということで今回その制度は適用してないのが現状でございます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 状況的にはわかりましたが、そういう事例というかそういう

ことも今後出てくるんじゃないかとも思うので、また状況に応じてですよ、高齢の方であったり、障害を持たれてる方であったりといった場合にはできないというふうなこともあったりするかと思っておりますので、また状況を聞いていただいて、対応できるところはしていただきたいというふうに考えますが、恐らく聞いてもなかなかできないということになるかと思っておりますが、そういった思いがありますので、またご相談に乗っていただければというふうに考えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で、香美市の直面するさまざまな課題につきまして一問一答形式で質問を行います。

まず、米軍機の低空飛行訓練に関してお聞きをいたします。

今年4月から5月にかけて、本市では低空飛行訓練が夜間にも及び集中的に繰り返されました。ドクターヘリや防災ヘリも飛ぶ空域で、予告もなく軍用機が突然やってきて危険な訓練を行うなど通常は考えられないことです。航空法では日本上空を飛ぶ飛行機、民間機、自衛隊機、米軍機全てに航空法に基づく飛行計画、フライトプランの提出を義務づけております。訓練情報の事前通知につきまして、6月20日付の地元紙の報道によれば、6月19日の衆議院経済産業委員会におきまして米軍側から事前の情報提供があり、日本政府が米軍機の飛行計画を把握していることを公式に認めました。しかし、国土交通省は、米国との信頼関係があるので自治体への提供は控えたいとしており、防衛省としても自治体に情報提供を積極的に行うつもりはないとしております。1999年1月の日米合同委員会では、在日米軍による低空飛行訓練は戦時即応体制を維持するため必要な技能だとしており、純然たる軍事訓練を行っているわけです。同時に、安全性を最大限確保し地元住民に与える影響を最小限にするとして、原発施設や民間空港を回避し、騒音被害への配慮、人口密集地や学校、病院等の建造物に妥当な配慮を払うこと、低空飛行訓練の際には日本の航空法の最低高度基準を用いることなどが合意事項となっております。

そこで、1点目にお聞きいたします。

こうした日米合意にもかかわらず、米軍機は原子力施設の上空をたびたび飛行し、今年の3月には伊方原発の上空でも米海軍のP-3Cが飛行するのが目撃されています。そのほか最低高度違反や夜間の爆音、墜落など、合同委員会の合意も航空法も守られない飛行が常態化し、日本でありながら日本の刑法及ばない日米地位協定など異常さが際立っています。日米同盟を何より優先し危険な訓練も野放しにする、住民の安全を顧みない政府のやり方はおかしくないでしょうか。今、日米同盟のあり方そのものが問われていると思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど大岸議員から質問の内容がございましたように、米軍機の低空飛行等につきまして国法との照らし合わせ、そうしたものの矛盾点、そうしたお話があったわけがございます。新聞も見せていただきました。こうした中で、特に国のとった今回の姿勢というものがこの新聞にもあらわれております。日米同盟の中でどのような決め事、あるいは申し合わせがあるのか私は存じませんが、その情報がルート上にある自治体に提供がないのはやはり国として不誠実であり、また迷惑を受けております自治体はそうしたことに対して国に対しての不信感を抱かざるを得ないというふうに私は考えます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） ご答弁をいただきました。私もせめて日米合意事項に違反していることを指摘してやめさせる外交力が要るのではないかと思います。また、米軍のフライトプランを事前に把握しながら自治体に情報を伝えないことについて沖縄国際大学教授は、結局日本政府が一方的に米国に配慮している可能性がある」と新聞紙上で述べておりますように、抑止力として米国の軍事力を頼みにつき従うだけの外交でいいのか、それが問われていると思います。市長のご答弁は自治体の首長として当然のご答弁であったと申し上げまして、次の質問に移ります。

6月議会の同僚議員の質問に対しまして、市長は市民の生命と空の安全を守る立場から、県や他の市町村とも連携して訓練中止を求めていくことや訓練開始前の情報を求めていくなどのご答弁がございました。訓練の事前情報についてですが、スクリーンをごらんいただきたいと思っております（スクリーンを示しながら説明）。

これはオスプレイの配備に伴いまして米軍が緯度と経度を含め飛行ルートを初めて示しました環境レビューをもとに位置図化したものです。ご存じのように、米軍は日本列島をピンクとかグリーンとか7つに色分けしまして、訓練ルートを設定しておりますけれども、その中のご存じのとおりオレンジルートの図です。ルート直下の自治体名がございしますが、例えば徳島県でしたら三好市とか那賀町とかですね。それから、高知でしたら香美市もそうですし、大豊町なども入っております。この自治体名ですけれども、米軍の示しましたルートをグーグルアースとか目撃情報に基づいて地図に落としたものでございます。飛行ポイントにありますこの①とか③とかのこういう数字ですけれども、この丸に囲われました数字は進路切りかえ地点です。これはしんぶん赤旗の分析によるものですが、こういうふうにルートは示されておりますけれども、しばしばこのルートを外れたり、もとよりルートとしていないところの飛行が目撃されております。述べましたように、事前の訓練情報の提出を防衛省は主体的に行わない旨の考えを示しておりますので、それを改めさせることももちろん要りますが、市独自の情報収集で実態をつかんで機敏に対応することが大事です。目撃情報などに基づく記録に沿って関連市町村と連携をとり、危険な訓練を中止するよう求めていくことがより効果的だと思います。この間、その対応につきましてどのようにされてきましたのかご答弁をお願いをいたし

ます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 2点目のご質問にお答えをさせていただきますが、市単独でこうした情報収集につきましての対応というところまではいってないかもしれませんが、しかし、通常米軍機の低空飛行訓練の情報収集等につきましては、米軍機と推測される機体が飛来をした場合、定められた様式に基づきまして、時間、場所、飛行高度、飛行音等につきまして県の危機管理・防災課に報告を行っております。また、県のほうはこの情報を受け、防衛省の中国四国防衛局、そして高松防衛事務所、自衛隊高知地方協力本部等に情報の報告を行っておるということでございます。

そういうことで今後の対応としましても、こうした事態が発生をした場合には、県あるいはまた関係飛行ルート上にあります市町村との連携も密に図りながら、この飛行訓練に対する対応策といいたいまいしょうか、そうしたものについての協議もしていく必要があると思います。なお、5月には平成24年には2回ですが、本年の5月に2回この中止要請を県のほうでしていただいておりますが、5月の中止要請以降訓練回数は減っておるということでございます。7月と8月には本市での飛行訓練は確認をされておられません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） はい。今、私説明しましたように、なかなか情報をよこしません。ですので関係住民、その直接被害に遭っている方々からの目撃情報というのはとても重要な決め手になると思います。本山町なども国が音の大きさをはかるものを設置しておりますが、職員さんも張りついてやっております。そういうことで物部支所管内、場合によっては香北支所管内で迅速な情報収集に努め、機敏に対応できるよう危機管理体制を整えることも必要ではないかと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） なお、そうしたことも研究の1つのテーマであろうというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

本山町では、町長が低空飛行訓練中止を要請するため、小さなお子さんを持つ母親ら22名の手紙を携えて東京に向かいました。手紙には、低空飛行訓練の爆音を聞くたび子どもがおびえ泣く、大人でも怖い。特に夜間はやめてほしい。家じゅうに響く轟音は体験した者でないとわからないなどなど平穏な暮らしを脅かされる様子が赤裸々につづられております。こうしたオレンジルート下の市民の声を受けとめ、最も効果的に政府に届け、是正させることができるのは国会議員ではないでしょうか。県選出の国会議員

に訓練情報の事前通知を全て自治体によこすこと、低空飛行訓練を中止させること、ドクターヘリとの衝突も心配される危険な訓練が日本でできる背景には、日米安全保障条約の法体系の中に米軍特権を許す航空法が米軍機に対しては適用されない航空法、免責がございまして、そういう特例法が。その特例法の撤廃、また、せめて1999年の日米合意を確実に守ることなど、こういうことを強く国会議員を通じて要請すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。この問題だけではなく、通常、国会議員の先生方と面談をする機会があるわけですが、そうした場合にはさまざまな本市の持つ課題、またさまざまな問題点、そうしたものの要請、要望も行っております。また、こうしたこの問題につきましても機会ある中でこのことについてはまた要請、お話しもさせていただきたいというように思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 以上で低空飛行訓練については終わります。次の質問に移ります。

教育に農業科をとという質問でございます。

今年5月5日子どもの日の日本農業新聞に、「農の教育力はスゴイ」という書き出しで小学校に農業科を設けた福島県喜多方市教育委員会の取り組みの記事が載っております。農業作文コンクールに応募された子どもたちの作文を読みましたが、その成長ぶりは感動的でさえありました。喜多方市教育委員会では2007年に農業科という科を設け、2011年度からは市内の小学校全17校で授業を展開しております。

スクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。さっきの資料がスクリーンでとても見えにくかったですので、皆様のお手元にそれぞれお配りしているのをごらんください。

こういうふうな機構に農業科というのになっております。子どもたちを農業委員会のメンバーであるJA、県の農林事務所、農業普及所、市の農林課や地域の農家の方々がサポートしております。喜多方市の教育委員会の方に電話でお聞きしますと、土地を貸してくれたり、学校農園ではないよう子どもたちを指導してくれる地域の農家の方には本当にお世話をかけておりますが、皆快く引き受けてくれていると大変うれしそうでした。農業科は種をまき、苗を育て、植えつけをし、水や肥料の管理、除草、収穫、調理、加工という一連の活動を通して学習を進めていきます。徐々に成長していく作物は児童にとってかけがえのないものであり、作物の命は児童の手に委ねられるという体験型の学習で、児童はその中で社会性や根気強さ、主体性や学習意欲を培っていきます。また命の大切さも学びとります。小学校3年生から6年生までそれぞれの学年に応じた目標が設定され、副読本を使って年間35時間の授業という本格的な農業実践の教科です。

そこで1点目にお聞きいたします。教育長にはあらかじめ子どもたちの書いた作文の一部ですとか授業に使われる副読本の一部をお渡ししておりますのでお目通ししていただいていると思います。この農業科の取り組みや教育効果についてどのようなご所見をお持ちかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員の喜多方市教育委員会の取り組みや教育効果についての見解をというご質問にお答えいたします。

この喜多方市の取り組みは本当に素晴らしいと思います。喜多方市では総合的な学習の時間35時間を使って、なすことによって学ぶ精神に基づき、農作業の実体験活動を重視した教育を展開し、子どもの育成を図っているようです。最近子どもたちの経験が足りないと言われることの多い中、体験を通して自分で農作業を行いながら学ぶ学習はとても大事だと思います。特にこの喜多方市のように、作物の成長、そして農業、食にかかわり切る取り組みそのものがとてもすばらしく、教育効果は大岸議員が述べられたとおりとても大きいと思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 教育長と 생각이共有できましてうれしく思います。お聞きした上で次の質問に移ります。

本市でも学校農園や畑を借りたりして農の体験が子どもたちがする機会はあると思います。一過的な体験だけでなく、ぜひ教科として本格的に系統的に学ぶことができないでしょうか。この農業科につきましては、周囲の大人や団体も総動員してやるだけの価値と魅力のある取り組みではないかと思います。本市の教育に取り入れることについて見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。本市の小学校にも取り入れることができないかというご質問ですけれども、本市でも小中学校10校中8校が学校の敷地内や貸していただいた農地あるいは農家に出向いての農作業体験学習を行っています。複数回答になりますけれども、米づくり、モチ米づくりが7校、野菜、サツマイモ、ジャガイモ、イチゴ、ソラマメとたくさんありますけれども、この野菜づくりが6校、ユズの収穫が2校です。また、本市でも栄養教諭を中心に行われる食育や、喜多方市と同様に生活科や総合的な学習の時間などで食についての学習も行っています。子どもたちが実際に農作業を体験し、食について学ぶことや食物を育てる大切さや苦労を実感すること、自分で育てた作物を調理して食べることはとても大切なことと考えていますし、これからも推進をしていきたいと思っています。

先ほど述べられましたように、喜多方市と同じように長いスパンで作物の成長を見届けながら食のことについても触れ、似た活動をしている学校もありますし、その半面、一過性とおっしゃいましたけれども、例えば米づくりだったら植えるときと刈り取るとき

と餅つきと、体験的なもののエキスマイなどところで学習している取り組みもあります。どちらかというところ、この喜多方市のように植物の育ちを追跡しながらその中で多くの人とかかわり、農業の楽しさ、そして大変さも含めて実感しながら育ててほしいと思います。

農業科ってしていますけれど、喜多方市は農業地域であるという特性を生かして、そこへ焦点を当てていると思います。香美市も非常に似た農業地域でもありますので、農業についてはこの喜多方市のようなものを取り入れて、総合的な学習の時間35時間ぐらいできることは、今もそういう形でやっていますのでそれを充実したいですし、香美市の場合は林業とか伝統産業とか、そして香美市ならではの文化とか切り込みたいところも幾つもありまして、そのあたりを構成しながら総合的な学習の時間を使って深めていきたいと思っています。農業は大事にしたいです。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 教育長にご答弁いただいたとおりだと思います。香美市はやはり1次産業で生きていかなければならない市として環境がとても似ている、それで協力も得られやすい環境にあると思います。教育長のご答弁では、本市の実態に合わせて今やっておる教育をさらに充実させて林業にも切り込んでやっていくというふうなことでございますので、ぜひそういう方向で子どもたちに、なすことによって学ぶ教育を定着させていただきたいと思っています。今後に期待をして次の質問に移ります。

○議長（西村芳成君） 大岸君、ちょっと待ってください。

暫時休憩いたします。

（午後 2時24分 休憩）

（午後 2時38分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続行いたします。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。地球温暖化対策についてお聞きをいたします。

今年には経験したことのないような猛暑の夏でした。暑さで亡くなれた方もおられ、日本列島を2つに分けて猛暑と豪雨、竜巻などの災害に見舞われました。農業や漁業にも異変が起きております。地球温暖化はいよいよ深刻な事態です。温暖化防止の取り組みを行政だけでなく全市的に知恵を集め強める必要があります。今回ごみ処理問題を中心にお聞きをいたします。

まず、最初にごみ処理問題の前にお聞きをしますが、この夏熱中症で救急搬送をされた方は何名でしょうか。年齢層がどうなっているか、また学校での温暖化対策、熱中症対策についてお聞きをいたします。熱中症対策につきまして、私はクーラーの設置なども普通教室につけるように求めるつもりでございましたけれども先日の織田議員のご質問

に答弁がございましたので、それ以外でありましたらお答えください。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 大岸議員の地球温暖化対策の中の1つ目前段、熱中症で救急搬送された方は何名か、年齢層はどの質問にお答えをいたします。

今夏、熱中症の疑いで救急搬送された方は17名となっております。年齢層は乳幼児（7歳未満）1名、少年（7歳以上18歳未満）2名、成人（18歳以上65歳未満）5名、高齢者（65歳以上）9名となっており、半数以上が高齢者となっております。

なお、この数字はあくまで救急隊が傷病者本人の訴え、症状、状況等から熱中症の疑いがあると判断した傷病者数であり、必ずしも医療機関の発行する傷病者収容証の傷病名、いわゆる医師の診断名と一致するものではありませんのでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 大岸議員の地球温暖化、熱中症対策についてお答えします。

まず、熱中症につきましては、香美市の小中学校におきまして、児童生徒に対しましては以下のような指導、配慮をしたりしております。まず、休み時間におきましては、水筒を持参させ水分補給を小まめに行うようにしております。そして、授業中ですが、基本的に扇風機を回して風通しをよくする。次に、例えば気分が悪いとかそういったときにはすぐに教職員に申し出るように声かけをし、熱中症を未然に防ぐよう指導しております。屋外に出るときにつきましては、帽子を着用させ場合によっては水筒を持参させる。最近では運動会のシーズンでございますが、運動会等の練習につきましては帽子を必ずかぶせる。それから、日陰に児童生徒を集めて指導、説明する。途中で給水タイムをとる。そして、テントを張り日陰をつくる。そして、運動量と運動時間を考えて運動させる。そして、保健室におきましては氷、冷水、お茶、スポーツドリンク、塩等も準備しております。

このような配慮のもとにいろいろ行っておりますが、実際のところ熱中症も起こっております。体育館での運動会練習中に6年生とか5年生、それぞれ児童生徒が熱中症というか気分が悪くなって病院で治療を受けたという事実もございます。いずれも大事に至っておりませんが、年々暑くなっておりますので熱中症を未然に防ぐための方策や児童生徒の丁寧な見とりが大切だと考えております。また、気温が非常に高い場合におきましては休み時間に、先日織田議員にお答えしましたようにエアコンが整備されています図書室へ一時避難するとか、そういったこともやっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 消防長にお聞きをいたしますが、熱中症で救急搬送された

方は17名、これが例年に比べて多いか少ないか。それから、年齢層をお聞きしましてやはり高齢者の方にもうちょっと偏るのかなと思いましたが少年もいらっしやったということで、これは例年もこういう傾向でございましょうか。その点をお聞きします。

それから、続けて次長にお聞きして構いませんか。熱中症対策については万全の体制、大変現場において気をつけてくださってる様子がよくわかりましたが、私はしばらくよー行ってないんですけども中学校の体育祭の際も生徒が座るところのテントはありますか、設置をされておりますか。それから、やはり図書室に避難をしているとのことですが、保健室にクーラーはどうでしょうか。保健室には私はクーラーが必要かと思うんですが、その点お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 大岸議員の質問にお答えをいたします。

今年を含めまして過去3年のデータでございすけれども、2011年が25件です。それで少年の数は1名となっております。2012年が搬送人員が9名、少年の数は2名となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

今現在、体育祭のテントにつきましては、現在香北中が済みましたがその時点ではテントを張っております。鏡野中もその他学校につきましてもテントを張っておるといふふうに思います。それと、保健室につきましてはエアコン整備済みでございます。エアコンを整備しております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

太陽光発電システムの普及の促進と拡充をするご意向はどうでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。大岸議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電の普及につきましては、香美市地球温暖化対策地域推進計画に公共施設や一般家庭への導入が求められております。これを受けまして、平成24年度より一般家庭に対する設置補助金を創設いたしまして本年で2年目となります。また、公共施設におきましても今後整備が予定されております香北支所、それから宝町体育館にグリーンニューディール基金を活用しての設置を現在要望をしているところでございます。太陽光発電につきましては、施設の規模や設置場所などの設置条件に合わせたシステム規模の設定が比較的容易であると言われておりまして、また設置に伴う周辺への影響も少ないということから一般家庭でも手軽に設置でき、かつCO₂の削減にもつながってくるというふうに思っております。また、現在の原子力発電所の停止に伴う電力不足をクリ

ーなエネルギーで賄えるということも言えるのではないかというふうに思います。また、災害時には緊急用の電力としても活用することも可能なことから、今後も普及を進めるとともに、担当課としましては、補助制度が継続できるよう引き続き予算要求をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 現在の担当課の太陽光発電システムの普及についてのご見解をお聞きいたしました。議会でもこういう質問もよく出るわけですが、一般家庭へのその普及につきまして補助額を今以上に増額するというふうな計画、ご意向はございませんでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。現時点ではまだ未定です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 未定でありましたらぜひともご検討をいただきたいと思いますが。ソーラー発電の設置は市内でも徐々に広がってきております、皆さんもそうお感じのことかと思いますが。また、節電も行われておりまして意識的に、今年ほど暑くても電力不足の話聞きませんでした。エネルギー問題に対する市民の意識が原発事故以来いやが上にも高まっていることのあらわれではないでしょうか。単なる補助事業としてだけではなくて、エネルギー政策の転換を図るそういう観点が必要かと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。現在、今までは原子力発電所に依存しちよったケースがかなりあったと思うんですけれども、今原発がとまっている状況の中から、火力発電等でなくそういった自然エネルギーへの転換は非常に大事なことやというふうに考えております。また、太陽光発電を設置することによりまして、必然的に家庭内の節電という意欲が高まってくると聞いておりますので、効果は発電以上のものも出てくるのではないかというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

ごみ問題にここから移ってまいりますけれども、香南清掃組合で処理されております焼却ごみの量と処理費用についてここ5年間の推移をお伺いします。組合全体と本市とに分けてお願いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 焼却ごみの量と処理費用につきましては、本日配付させていただいております資料のほうをごらんいただきたいというふうに思います。

まず、ごみの量でございますが、上段になります、本市につきましては毎年わずかではございますが減少しておるような状況でございます。要因としましては人口の減少によるものも影響していると思っておりますが、人口の減少率よりごみの減少率のほうが若干ですが上回っておりまして、これは分別収集の成果及びごみの減量化に対する住民の皆様のご努力の成果ではないかというふうに考えておる次第でございます。

次に、処理費用でございますが、香南清掃組合の決算額と3市の負担額を抜粋させていただいております。組合の決算額につきましては、地方債の償還や老朽化した焼却炉の修繕費等により年度で大きく数値が変動しますので、単純に年度ごとの比較はできません。なお、平成22年度からは新規施設の建設に伴う経費及び基金の積み立てが始まっております、決算額及び各市の負担も大きくなっているような現状でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） ごみの分別がだんだんと徹底されてきているということにより傾向かと思っております。この下段にあります構成3市の負担金の合計、積立金も除きまして約7億3,600万円、それで香美市の分が約1億8,900万円。やむないこととはいえ、ごみを燃やすのになんか税金がこんなにつき込まれているのかと思うと、本当にごみのまだまだ減量化を図っていかなければならないというふうに、ただよく頑張っているなという思いはいたしております。

次の質問に移ります。

焼却炉建てかえについての現時点での議論、規模や予算、用地取得の見通しなど計画の内容についてお聞きをいたします。この問題では市民に情報を公開し、政策決定の要所所々に市民参加の場を設ける必要があるのではという観点からもお聞きをします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えをします。

焼却炉の建設につきましては、香南清掃組合のほうで事業を実施しておりまして、担当者のほうからこれまでの経過等につきましてご報告をいただきました。

まず、議論につきましては、老朽化した焼却炉の建てかえに伴い、平成22年8月から現施設北側用地、これは香南清掃組合が以前から所有していた用地でございます、こちらに建設すべく周辺施設の5地域と交渉に入り、平成24年9月に全ての地区からご理解をいただき、また、それと並行して平成23年6月に地元代表2名、構成3市の副市長、環境担当課長、学識経験者2名の計10名による香南清掃組合建設検討委員会を設置し、現在に至っております。

そして、この検討委員会では、焼却炉の形式等さまざまな検討を重ね、将来は人口減、ごみの量の減も含め現在の80トン焼却炉2基を60トン2基として規模を縮小し、建設経費や周辺の排ガス量の削減も考慮しております。また、炉形式はストーカー炉とし、建設検討委員会から組合長に提言を行っておるような現状でございます。

その後、発注入札制度につきましても、環境省及び国土交通省が推奨しております総合評価方式を採用し、平成24年11月に総合評価審査委員会を設置しました。なお、委員につきましては、落札者決定後の公表としており、現時点では公表されていないということでございます。

総合評価の流れとしましては、平成25年6月3日に入札公告を実施しており、現段階では技術提案書を8月30日に受け取り、基礎審査を行っている状況のことです。今後は順次入札書の提出を願い、技術対話などを実施するなど最終12月から1月ごろに開札し、落札候補者を決定し、その後議会の議決をいただき本契約になるとのことでございます。なお、予算につきましては、入札の関係上公表してないとのことでございます。

市民の参加につきましては、建設検討委員会で焼却炉を熟知している2名の地元代表に参加をいただいております、今までの周辺地域の経過や周辺の焼却炉のあり方などを含めご意見をいただき、新焼却炉建設に取り組んでおるとのことでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） もうおおよその枠組みが決まっていることを今お聞きをいたしました。それでこれまでの80トン掛ける2基を60トン2基と、大型化の解消に向けていっていることは私は正解だと思います。

その建設検討委員会があるとのことですが、こうした炉の新設のときに情報を提供して、ごみ処理のあり方について一緒に検討してもらおうとかいう方法はどうでしょうか。専門の詳しい方がいらっしゃるということなんですけれども、さっきご答弁のありましたごみの排出量の増減とか、それに伴う処理経費の増減などを皆さんに可視化すればごみの分別の意味が見えて、また減量化にさらにつながっていく、焼却炉の寿命にもつながっていくのではないかと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。事務のほうは香南清掃組合のほうで進めております。今回につきましては既にこういった形で進められておりますので、次回の建設時にはそういったご意見が反映できるように、今回いただきましたご意見におきましてはお伝えしていきたいというふうに思っております。

なお、焼却炉が80トンから60トンということで、これは2基なんですけど規模が縮小しておりますけれども、この60トンの根拠につきましては現在香南清掃組合で処理しておるごみの量が1日60トンあるということでございます。当然施設の修繕等も必要になってきますので、それに対応するためには少なくとも現在のごみの量の60トンを1基で賄える規模の焼却炉は必要であるということで、この60トンになったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

全市的に分別収集がもう徹底されておりますでしょうか。合併後大分まだ旧の3市町村が整っていないという現状があったのですが、それはもう整っておりますか。それから、事業系ごみの分別、処理はどうなっておりますでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

ごみの分別収集につきましては、大方は問題なく分別、収集が行われております。しかしながら、昔とは異なり分別が多種にわたっていることから、市民の皆さんからは時折分別に対するお問い合わせや各ステーションでの入れ違いによる未回収品への苦情など少数の方ですがご意見等をいただいております。こういった方々につきまして、分別の趣旨を説明しご理解をいただいておりますような状況でございます。

また、事業系の一般廃棄物につきましては、各事業所が収集委託社との契約にて処理を実施しておりますが、一部の事業者におきましてこの一般廃棄物の中に産業廃棄物が多く混入されていた事例がございまして、平成24年度に香南清掃組合とともに各市町村が事業所に対し指導を行った経緯がございまして。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） その事業所のごみ、ちょっと予想したとおりでした。可燃ごみじゃない、産廃が混じっておるとかいうふうなこともひょっとしたらあるやもしれんと思って聞いたことですが。

4問目と同じような意見になるんですが、市内の事業者の方々にも温暖化対策としてごみの排出について考えていく場の提供というものは提案できないものでしょうか。例えば、今香美市に企業人権連という人権問題について考える協議するいろんな取り組みをしておるのがありますけれども、そういうふうな機構の枠組みに乗っかって、このごみ問題や温暖化対策について協議をする場ができないものか。私は協力は得られると思うんですね。それから、事業体ですので個人レベルよりも効果は大きいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。十分それは可能な取り組みではないかというふうに考えます。また、生涯学習振興課のほうとも相談させていただくとともに、実際ごみを扱っております香南清掃組合の職員の方に来ていただきまして、ごみの現状とかを講演してもらうことも十分可能やと思いますので、将来に向かってちょっと検討してみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

今後ごみの減量化を香美市としてどのように進めていくご意向でしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。ごみの減量化、本当に難しい問題ではあると思います。けさ、偶然にもテレビの中でこの京都市の取り組みが紹介されておりました。これは「生ごみ3キリ運動」といって「食べキリ、使いキリ、水キリ」、こういったことを京都のほうは推し進めておるとのことでございます。ごみの分別や減量化につきましては、市民の皆様のご協力があってこそ実現可能となるものでございまして、お問い合わせがあった場合は分別方法につきまして詳しくご説明させていただくことや、ごみステーション現地では、地域住民の方々と一緒に分別作業を実施しましてご理解をいただいております。また、以前に全戸配布しました「押しの手」の活用や生ごみ処理容器設置事業費補助金の継続、また、香南清掃組合構成市町村の南国市、香南市、香美市、そして香南清掃組合、この4つの自治体等が連絡協議会を設置しておりますが、この協議会等でも構成市町村の中でごみの減量をどう進めていくか引き続き検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 京都市の取り組みに注目されていることも伺いをいたしました。

今の現状を考えましたときに、ごみの処理につきましてこういうことだと思うんです。組合議会が組合議会、市の担当者、こう別個別個に行われている。一堂に会してごみ問題についてという場が今現在ないんですね。ごみの減量化というのは各家庭の協力なしには絶対できません。そういう家庭、それから組合議会、市の担当者、香美市の婦人会さんなども非常に熱心に環境問題に取り組まれております。そういった団体の代表の方とか、あるいは環境教育も兼ねまして生徒の代表など集まりまして、一度ワークショップを持つことを提案いたします。いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。ごみの処理につきましてはこの香南清掃組合に焼却場があるわけですが、先ほど申しましたように構成市町村の中で、担当者レベルではございますが話し合いを持っておるような状況でございます。その中、そういった婦人会や小学生等を対象にしたワークショップ等はどうかということですが、現時点ではちょっとまだきょう質問をいただいたばかりですのでお答えはできませんが、また検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

ごみの減量化の一環として市主催のイベント、先日の一般質問では180件ほど市の関連しているイベントがあるということですが、そうしたイベント等でリユース食器を活用してはどうでしょうか。今スクリーンに映っておりますのがその現物です（スクリーンを示しながら説明）。これは100回以上使用が可能です。使い捨てではありません。こういうものがありまして、このリユース食器のシステムは1990年代からドイツのサッカー場、それからイベントで利用が始まりました。日本でも2002年ごろからお祭り会場やサッカー場等での使用が始まっておりまして、この前の東日本大震災でも30万個が避難所に貸し出されております。それで活用をされております。

そして、次の（スクリーンを示しながら説明）これですけれども、これはちょっと字は見えにくいですがご説明をしますと、上段でいきますとオレンジのグラフですが、エネルギーの消費量が左側が紙コップの負荷です。それでリユース食器を使いますと1回目はこのように紙コップよりずっと消費量が多いですが、2回、5回、10回と使っていくうちに負荷が減ってきまして、6.3回のリユース食器の利用で紙コップの負荷を下回る。例えば下段のピンクの分はCO₂の排出量ですが、これが紙コップに比べまして2.7回のリユース食器の使用で紙コップの負荷を下回るということで、こういう取り組みをしております。これ確実にこういうふうの効果があることがわかっているわけですが、これが積み重なっていきますと環境への負荷を大幅に低減できます。この方式を一部からでも本市でもどこかから取り入れることはできないでしょうか。ちなみに四国で徳島県上勝町と、それから香川県で導入をされているようであります。会員制になっております。リユース食器の利用についてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。リユース食器のことについてであります。リユースではございませんが市内の一部の保育園でのイベントなどで食品を販売する場合にマイ箸運動、また物部川交流推進協議会関連事業では、マイ食器の持参等の取り組みが実施をされておると聞いております。リユース食器の使用につきましては、自前でリユース食器を準備したらマイ食器ということになるでしょうかね、それか事前に何らかの形で実行委員会等が確保してる場合なんですけれども。不特定多数が利用することから、洗浄や保管方法といった衛生面に特段の注意が必要となってこようかと思えます。また、食器の導入方法や回収方法によってコストの負担が発生するというふうにも考えます。そして、自前で洗浄する場合、回収や洗浄に人手を要することも考えられます。それと、衛生面で保健所との調整が必要となること等も考えられます。また、先ほど大岸議員のほうから紹介もありました専門にリユース食器を扱う業者からレンタルした場合につきましては、別途費用の負担が生じることとなろうかと思えます。ごみの減量の視点からはリユースは有効な手段でございまして、県外ではリユース食器を専門に扱う事業者も登場するなど、今後はリユース食器の活用が進んでくるのではないかとこのように推測をいたすところでございます。

本市での活用につきましては、イベント主催者の判断となりますが、新たな費用の負担や使用済み食器の回収方法等に検討を要するのではないかというふうに考えます。イベント等には本市でも多くの課が携わっておりますが、本日ご質問をいただいたことによりまして、市職員におきましてもこういった取り組みがあることを知るきっかけとなったのではないかというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 確かに課長にご答弁をいただきましたような懸念事項もありますけれども、リユース食器にすぐに導入に結びつかない場合は、例えば今おっしゃったようなマイカップ、マイ箸、マイプレート、こういうイベントに持っていくというこういうことの推奨をくせづけていくのもそれも簡単にできる方法ではないかと思えます。これ、上勝町でも大変ごみを細かく分別しまして、あそこはもうゼロ・ウェイストアカデミーということでやっているわけですが、分別をしてごみを減らすことで経費は余り変わらないそうです。けれども環境への負荷が全く違うんだと、低減されるんだと。そのことによりましてお金が生きてくる、そういうふうな捉え方をされていると思えます。リユース食器、お金もかかります。運んで来る車で洗浄するようなそういう機能のついた車もございます。それでイベント等でそうやってマイ箸とかマイプレートを持って来てやった場合、その負荷がこれぐらい低減するんだよというようなことを可視化して皆さんに呼びかける。それから、場合によってはそういう持って来た食器のコンテストなどをやってみんなが楽しく取り組めるようなね、それで意識づけをしていく、こういう方法も考えられると思えますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。確かにそういう方法も考えられるのではないかというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 提案いたしましたので、今後の取り組みに期待して次の質問に移ります。

拡大生産者責任の制度化についてでございますが、製品に対する生産者の責任を廃棄物処理の段階にまで拡大する考え方です。もう課長はご存じだと思いますけれども、OECDが提唱した概念であります。この制度化につきましては、以前本議会からも国に意見書として上げた経緯もございます。ごみ問題を、出たごみをどう処分するかという出口の問題ではなく、ごみをもとでどうなくしていくのかの入り口の問題として捉える考え方です。これが徹底されましたら、ごみ処理にかかる市の財政負担はぐんと減り、ごみが少なくなります。国は2000年に従来の大量生産、大量消費、大量廃棄による浪費型社会を見直すとして、循環型社会形成法を制定して13年になります。しかし、いまだに法整備が進んでおらず、最近の調査でも一般廃棄物の排出量が増加の傾向に今あるということでございます。この夏、私たちに突きつけられました気候変動による深刻

な影響を考えたときに、ごみの発生抑制は喫緊の課題であります。政府に拡大生産者責任の制度化の徹底について強力に申し入れる必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。拡大生産者責任の制度化ということでございますが、1997年4月から施行されました容器包装リサイクル法は2008年4月に見直されましたが、依然として事業者の負担に比べ市町村の財政負担や地域住民の負担が大きく、ごみの発生抑制や再使用の促進など循環型社会を実現するための効果は十分ではないというふうに言われております。持続可能な循環型社会を築くためには大量生産、大量消費、大量廃棄、大量リサイクル型の経済社会を見直し、廃棄物の発生の抑制、再使用を優先する社会を築くことが必要であるというふうに考えます。そのためには生産者が生産過程でごみとなりにくいような製品をつくり、使用済み製品の回収、資源化まで責任を持つこと、つまり処理、リサイクル費用の全てを製品価格に含めた拡大生産者責任の導入は有効であるというふうに考えます。また、使い捨て容器にはデポジット制度を導入することで対象となった容器の高い回収率が期待できますし、またポイ捨てや不法投棄の防止、また市町村が処理するごみの減量化にも極めて有効な制度ではないかというふうに考えます。国への要望につきましては、多くの市町村が意見書により制度の法制化を求めています。先ほど大岸議員のほうからも本市議会のほうでも、以前に意見書を提出した経緯があるというふうに聞きましたが、また、今後も議会のほうからも意見書をご提出していただければというふうにも考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） ごみ問題の最後の再質問として、CO₂削減の先進地となる目標を持って取り組んでいただきたいと思いますのですが、担当課の熱意をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） CO₂は通告あるろうかこれ、通告にないろう。大岸議員、通告にないろう。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 総括と混同しておりました。失礼しました。

次の質問に移ります。

地域交通対策の質問です。地域交通対策検討委員会の中間答申を受け、本市の生活交通対策が順次具体的になっていくものと思われまます。私はこの間の調査や市民の皆様からお聞きしました声をもとに以下にお聞きいたします。

まず、中間答申を受けて物部町にエリア型デマンドバスを購入するための予算が今年つきました。来年度から試験運行されるとの説明も受けました。市営バスにつきましては合併したときに一度再編されましたが、地域の方々からさまざまな声があり、前倒し

をして見直されることとなり今に至っています。最初の再編から随分時間がたっておりますが、今回どのような庁議を経られての結論でしょうか。他の空白地域対策が示されておらないのはなぜでしょうか。また、将来の地域交通対策をどのようにイメージされているでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 大岸議員の地域交通対策につきましてお答えいたします。

平成23年11月28日に設置されました香美市交通対策検討委員会では、平成24年11月27日に中間答申を、平成25年3月29日は最終答申を取りまとめ、市長に答申を行っております。11月の中間答申の中で示されました土佐山田町内の繁藤小中学校、佐岡小学校の統廃合に伴う対応は、統合が間近に迫っていたことから早急な対応が必要となり、佐岡線の新設、西又線、不寒冬線の路線の見直しを行い、本年4月からの運行につなげることができました。この見直しでは土佐山田町内の全ての路線で市役所までの乗り入れを行うこととし、住民の利便性の向上もあわせて図っております。また、物部町では、地域からの要望のありました仙頭大橋南詰までの運行、児童の負担となっておりましたスクールバス混乗路線の廃止、香北町では千萱線の運行時刻の変更と白川線で見直しを行っております。その後新設されました佐岡線におきましては、大岸議員のほうにもお世話になり、フリー乗降区間の設定を行い、住民の利便性の向上につなげております。

本年3月に提出されました答申では、手前に申しあげました路線の新設見直しにつきましては実施済みとなったことから削除されておりますが、交通空白地対策として、土佐山田町におきましてはデマンド型乗合タクシーが、物部町及び香北町の一部ではエリア型デマンドバスの導入が示されております。答申を受けた内部協議では、物部町の空白地対策と示されましたエリア型デマンドバス方式が地形的に山間部が広範囲に及び、かつ谷間に集落が点在する本市の地理的な問題にもマッチするのではないかとこの結論となり、他の地域に先駆けて、本市で最も交通空白地対策が求められております物部地区におきまして試験的に導入し、検証を行うこととしました。このシステムは高知県内には事例のない取り組みであり、試験運行により需要状況や運行上の問題点の改善が図られれば、他の地域の交通空白地対策としても有効ではないかというふうに考えたことによるものでございます。将来的には地域の状況の変化にもよりますが、本市の空白地をエリア型デマンドバス方式で補完することができれば、極めて有効な方法となるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 経過についてお聞きをいたしました。学校の統廃合にあわせてということと、それからご要望の強かった物部地域から試験的にということをご

いました。物部町だけでなく空白地域の人たちは交通対策を心待ちにしておられます。病院通いを控えなければならない高齢者の方もいらっしゃいます。免許証を返納された方がおられます。市バスが全ての空白地域に、あるいはデマンドバスであれ一斉に入るのそれは無理かもしれませんが、これだけの年月を経ておりますので、何らかのやはり代替案は示されるべきではなかったでしょうか。中間答申でも空白の路線はほぼ網羅してデマンド式乗合タクシーなどの提案がされておりますよね、それがなぜほぼやはり網羅する形で今回実施することにならなかったのか。試験運行も見ながらということではないかと思うんですけれども、それにしてもやはり時間のかかり過ぎではないかと思ったところです。これに関してご答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 答申が今年の3月29日に出されまして、それから6カ月になっておりますが、その期間が非常に長いというふうにとらわれればそれまでですけれども、担当課としましては物部町に初めてエリア型デマンドバスを導入するわけですけれども、ここでまず実証実験を行い、この方式がいいということになれば、この方式を全市的に広げていくような取り組みにしていきたいというふうに考えて、現在事務処理を行っているような状況でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 私はここ数カ月が長いと言っているわけではございません。この見直しに当たりまして、合併後一度再編があって、それで経過を申しましたようにいろいろな声があって、前倒しをしてこれじゃいかんということで見直しをするということで今回の地域交通対策検討委員会になったんですね。長野県の木曾町にも視察にも参りました。その長野県などではずっとこう検証を重ねて重ねて何年か、香美市も合併時から言いますともう何年も経過しておりますので、この間に交通の空白地域の対策というのは最も力を入れてされるべきではなかったと思うわけです。それがあれば今回のように、こちらはあるけれどもこちらはまだ全くないよということにはならなかったと思うんですね。整わなくても何らかの代替案が示されてしかるべきではなかったかと思っの質問でございます。これに関してお願いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。代替案といたしまししょうか、先ほども申しましたようにエリア型デマンドバス方式を将来的に導入につなげていきたいというふうに考えております。この事務に関しましては、現在物部で実証運行すべく作業を進めておりますが、あわせて他の空白地域にも導入できるよう担当者のほうにおきましては検討をしておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） ぜひ物部地域の例を見て、また次にということではなくて

個別にでも要望の強いところから手直しをしながら、順次整えていっていただきたいと思いますが。さっき課長に触れていただきました佐岡線のように、ここをフリー乗降にしたかどうかとか、これももともと地域の皆さんからそういう声があって届けたものでございますけれども。ほかにも心待ちにしている地域がありますので、少しずつでもそれを入れながらということにはならないかということでございます。地域交通対策につきましては、利用される市民の方が利便性を実感できなければ意味をなさないと思うんですね。手直しをしながらニーズに応じていくということについてはいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。現在検討しております物部地区におきましても、そのまま実施できるわけではなくそれにおいても、随時見直しをかけてきれいな形にしていく必要があるかと思っております。他のエリアについてもそうですけれども、まず1つ基本的な形が実証できないと、なかなかエリアを広げていくことがやりにくい面もあります。またその他の地域におきましては、物部地域とは別に導入に当たって検討しなければならない課題もありますので、そういった面につきましても、あわせて検討をしていっておるような状況でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

市として関係住民の意向調査が十分だったでしょうか。これにつきましては、議会報告会である地域に伺いましたときに、私はその地域交通の答申について説明をする係を受け持っておりました。その地域の方から市バスに乗りに行くのに幹線路に行くのにタクシーで行かんといかんと。この路線は60年も変わっておらんが、乗ったことがあるのかと叱られてしまいました。ほかにも声として、「市バスは通っているけれども、おりてから後病院だけでなく買い物、年金を引いたりするのに歩くのがしんどくてついタクシーになる」、こんな声もお聞きをしております。意向調査で思いますのは、以前安芸高田市に調査に行きましたときも、各エリアの隅々中学生の部活の帰りの時間まで調査して、そのニーズに合った運行計画が立てられておりました。今の現状を見て、本市では市民のこういう思いが伝わっておりますでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えします。

意向調査は十分であるかということでございます。十分であるかどうかの判断は難しい部分ではございます。決して十分に意向調査ができておるとは思ってはいません。ただ、平成24年度にこの検討委員会の資料として活用するために、土佐山田町の新改地区と佐岡地区の21の自治会長さんのほうにアンケート調査は実施をしております。また、平成23年度に実施されました集落調査の結果等も参考とさせていただいておるほか、適宜自治会等からのご意見、要望も伺っておるような状況でございます。来年の4月から物部地区におきましてエリア型デマンドバスシステムの試験運行を行うというこ

ととしておりますが、委託事業者や利用される住民の皆様からの情報に努め、今後の運行に生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 新聞等を拝見してますと、買い物難民対策として始めた交通対策が市民の皆さんからとても喜ばれていると、どこの地域でも喜んでもらっているというところは、徹底したニーズ調査から始まっているというふうな記述もございました。私はやっていないと言うつもりはないんですけども、この市民のニーズ調査、意向確認からまず始まっていただきたい。これを丁寧に急いでいただきたいと思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。今後導入が予定されております空白地に関しましては、また改めて意向調査等もする必要性も出てこようかと思っておりますので、その際はまた検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

私は今回の質問に当たりまして、香北地域のその各路線を車で走って市バスの路線を確かめてみました。感想としまして、エリアからエリアまでがとても距離が長いと感じました。これは中間答申にもこのような記述もありましたけれども。それから、また以前いただきました資料で各路線の平均乗車密度というのを見ますと、エリア型デマンドバスや乗り合いタクシーの活用、あるいは福祉タクシー制度の充実をもって代替するなど財政効率も住民ニーズも満たすという方向は考えられないでしょうか。これは他の地域にも言えることではないかと思えます。いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えします。

そのとおりであるというふうに思います。しかしながら、定時、定路線で運行しております市営バスにつきましては、小中学生が通学バスとして多く活用しております。通学の足が別の方法により確保できれば、利用者があるときにのみ運行するデマンド方式が空の状態での運行がなくなることから、財政的にも負担が少なく有効ではないかと思えますが、現時点では定時定路線と並行して運行せざるを得ない状況であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 人口動態等もあろうかと思えます。今後はその方向を見据えての検討が必要ではないかと思えますと申し上げまして次の質問に移ります。

これまで本会議の質問等でも地域交通対策は福祉タクシー制度もあわせ検討するとの

答弁がございました。検討委員会の中では、この福祉タクシー制度もあわせて協議することについてどのように話し合われたのでしょうか、お伺いします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

今回の地域交通対策検討委員会では、平成18年度から平成20年度にかけて開催されました最初の地域交通対策検討委員会での基本方針にありました財政状況に配慮した交通のあり方、交通弱者への福祉的な交通のあり方という両視点に配慮し会議が進められました。福祉タクシー制度につきましては、検討委員会の中で議論もございましたが、現時点では財政的な処置がないことから、検討委員会の中では財政的に将来にわたって持続可能な方法での検討すべきであるとの結論となり、具体的な検討には至りませんでした。しかしながら、公共交通だけで市内全てを補完することは困難でありますし、体の不自由な方には自宅まで送迎してもらえる福祉タクシー制度は極めて重要な移動手段であるというふうに考えます。今後本市の公共交通システムの拡充に伴い、見直しも含めて検討がなされる予定と聞いておりますが、制度の見直しには市の財政負担も考慮し、慎重な議論が必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 財政負担につきましては後で述べますけれども、同じ地域交通対策、交通弱者対策を話し合うのになぜ課を分けるのか。融合させて検討するのがより合理的ではないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。検討委員さんの判断でございますので、これ以上は申し上げられません。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

ずっと言い続けてきておりますけれども、福祉タクシー制度と通院バス料金助成制度は、手続が複雑で高齢者や障害のある方々に負担となっております。そして、その上補助額が少ない、もっとシンプルに身分証明の提示で済むとか回数券や対象者に渡す方法などにできないでしょうか。合併後助成額が縮小されたままです。この助成額の増額もあわせ改善を求めます。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 大岸議員の福祉タクシー制度等の改善をということでございます。

本年1月に教育厚生常任委員会がございまして、補助金の事務手続がめんどいというご指摘をいただいております。そのときにご返事させていただきましたのは、福祉タクシー制度、また通院乗り合いバス制度、両方を申請しておる方がおいでますので、やは

りそこで1年の利用券、利用の回数が36回と限定されておりますので、そちらのほうを両方申請しておりますとバスやタクシー事業者のほうでそれが確認できないということで、現在のところできないということでお話をさせていただいております。これを改善するということにつきましては、現在通院乗り合いバス制度のほうが利用者も少なく補助額も少ない状況であります。それで、どちらか片一方だけの申請にすれば事業者さんとの相談もできるかとは思っております。その辺を今後検討をしてみたいというふうには思います。それと、金額につきましては1,000円の基本料金とその後超した分の2分の1を補助ということにしておりますが、これにつきましては現在公共交通体系のほうで物部町地区におきましてエリア型デマンドバスの導入が始められますので、この導入とあわせまして福祉タクシーとの金額的な調整も図っていきたいとは思っておりますが、やはり公共交通として今回創設されましたエリア型デマンドバス、やはりこれを主体的に利用していただいて、将来的な永続的な交通体系というものにもしていかななくてはならないと思いますので、今後適用条件また費用面、条件面等は検討を庁内でしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 今のご答弁はちょっと納得いきません。地域交通対策検討委員会のほうで交通対策が進んでいるので、そちらのほうを使ってくれというふうなご答弁だったかと思うんですけども、福祉タクシー制度とそれとは一緒にならないと思うんですね、それぞれ用途が違います。どうしても、バスもあるけれども今も前段で申しましたがタクシーを利用しなければならない場合が本当にあるわけです。それから、補助額につきましてはですが、もうずっと言っておりますが片道の料金から1,000円を引いて残り半額といいますと、もう本当に手続きが面倒でこれぐらいだったらもう申請しなくていいやという方がたくさんおられるわけですね。せめてこれを往復から1,000円引いてとか初乗り料金にするとか、あるいは申しましたチケット制にするとか、そこは考えんといかんのではないでしょうか。もともとこの2つの制度は高齢者とか障害者を応援する制度です。できるだけこうした方々の負担にならない制度にすべきではないでしょうか、再考を求めます。少ない年金でタクシーを使って病院や買い物に行かれる、2回のところが仕方なく通院が1回になる。高齢者や障害のある方々の難儀を受けとめる姿勢を示していただきたいですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。福祉タクシーにつきましては現在利用をさせていただいております。言われますように、福祉的な面でやはりバス等を使えない方について利用していただいております。その今回のエリア型デマンドバスが入りますが、やはりその福祉タクシーを利用されている方の中にもバスでこういう空白地へ入りますと利用できる方がおいでだと思います。また、料金的にもデマンドバスのほうが安価で

済む場合もございますので、やはりそういう方につきましてはデマンドバスのほうを主体的に利用していただくという方向で、やはり公共交通を利用して継続して交通体系が続けていけるようにしていただきたいという思いでお話をさせていただきました。それと、バスが使えない方につきましては、やはり条件面と費用面を設定して検討したいということでございますのでよろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） そのデマンドバスを利用できる方についての今お話ではございませんので、そこから漏れていかれる方々の本当の交通弱者、皆さんそうですけれども交通弱者の話をしております。費用負担についても本当に考え直さなければいけないと思います。

ちなみに、ずっと以前に議会で出ました資料をちょっとご紹介しますと、この福祉タクシー制度が通院タクシー料金助成事業というふうに合併後始まっておりました。その平成17年の実績が旧3町村合計しまして187万2,520円です。平成18年度、合併後になりますと75万7,670円です。平成19年度が68万1,980円、平成20年度が66万2,375円、平成21年度になると74万6,000円。この額を比較していただいてもわかるかと思うんですが、制度が後退してしまったということなんですよ。これでいいのかということをお願いしているわけです。この助成額についての検討を再度約束していただきたくお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 現在、福祉タクシー制度の助成金につきましては、平成24年度は130万円ぐらいになっておるといふふうに思います。合併前の平成17年につきましては180万円ぐらいということでございまして、この時期の制度の状況といいますのは、やはり物部町地域では初乗り運賃で超す分を2分の1だったと思います。そういう条件面も含まれておることとは思います。今後この物部地区のデマンドバスの導入にあわせた形で調整をとっていかなくてはならないといふふうに思っておりますので、その辺デマンドバスの利用もしていただきながら、それに利用できない方の交通手段としての福祉タクシーということで検討をしていきたいとは思いますが、やはり金額的にも検討はしていかなくてはといふふうには思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 物部地域のデマンドバスというふうに何回も出てきますけれども、ほかの地域にも困っておいでる高齢者がいらっしゃいますので、香北も土佐山田町もですね。そういった全市的な視点でななおご検討いただきたいと思います。

次の質問に移ります。

交通弱者にとりまして、移動手段はライフラインと同じです。生活の質にかかわってまいります。同時に、山間地に住まいされる方々は日々の暮らしの中で山や水源地を守

っておられる方々です。移動手段の確保はライフラインの保障という理念が生かされておりますか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

山間部に住まいされる方が山と水の守り手であるということは認識をしております。本市におきましても移住対策や集落対策を通じ、そういった地域にお住まいの方々の集落が少しでも活性化できるよう取り組みを進めております。交通対策も山間地に住まいする住民の方が生活する上で極めて重要な対策の1つであると認識し、今後も集落の維持活性化に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 市民のライフラインの保障は行政の第一義的な仕事です。それが長野県木曾町まで議会と執行部が足を運んでじかに学んできたことではないでしょうか。地域交通対策は、この理念から出発するのであればおのずと財政もついてくると思います。以上を申し上げまして次の質問に移ります。

介護保険の質問でございます。

社会保障制度改革国民会議がまとめました最終報告が示されました。秋にも具体的な内容がわかるようになっておりますけれども、どれを見ましても医療、介護、年金、保育が改悪のオンパレードです。わかっているだけの情報をもとに市民の皆様から心配の声をいただきましたので、介護保険についてお聞きをいたします。スクリーンのほうをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

この上が現在のシステムでございまして、介護保険対応の方、要介護者についてはその上の端ですが、ここですが、人員基準、運営基準のある介護サービスを受けております。そして、その下の予防給付、これ要支援の方ですが、この方も法定のサービス類型、訪問介護や通所介護等を受けております。ここにも基準がちゃんとございます。そして今、それ以前の見守りの必要な方につきましては、地域支援事業で市町村が中心になって行っておりまして介護予防や相談事業を行っておりますけれども、これには人員の基準とか運営の基準がございません。今回の改定はこの予防給付の方々、要支援1、2をこの地域支援事業に持ってこようという話で、人員の基準、運営の基準がない事業に、市町村にさっき同僚議員から丸投げという言葉がございましたけれども、そういう状態になってくるように心配がされております。市町村が運営する事業となりますと、自治体によってサービスの内容に格差が出てくること、また利用者の負担増が心配をされております。全国で約150万人が対象となっておりますが、本市におきましてわかる範囲で結構ですが対象者数をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 介護保険につきまして1点目の予防給付の対象

者はということですが、現在要支援1、2でサービスを利用しまして国保連合会のほうに予防給付として費用を請求している人数が該当すると思いますが、毎月約300人というふうになっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 毎月約300人の方が影響を受けることがわかりました。次の質問に移ります。

市町村で事業計画を立てることになるかと思いますが、今受けております現在のサービスを維持できる見込みでしょうか、見通しについてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 現在この要支援1、2の方が利用しています予防給付につきましては、訪問介護、デイサービス、福祉用具の貸与が多くを占めております。現在は全国一律でサービス内容が決まっているところですが、移行後は市町村が実情に応じて決められるという案を示してきておるところです。今後ですが、この改正案の内容等も詳細を見ながら検討していかなくてはならないと思いますが、実質そのサービス資源が地域にあるかどうかというのもまた検討といたしますか見きわめながらしていかなくてはならないと思いますので、今後の課題になるかと思っております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） もしこれが今わかっているような内容のまま実施をされるとなりますと、本当に私は不安を覚えます。課長、いかがでしょうか。報道によりましてはボランティアに頼むような構想ですとか、それから地域に頼むようなその構想なんかも浮上してきておりますが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 一律といたしますか示されているようにボランティア等の活用も大事かと思いますが、やはり現状でボランティアさんが見守り等にそんなにおるわけではございません。ですので、ある程度はやはり有償ボランティア等の方策も考えていくようなことにはなるかというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 課長おっしゃいましたように、本当に不確かなといいますが不確実なボランティア頼みでやりましても、本当に現実問題として大変だと思うんですね。何か今からそういう有償ボランティアを育成するとか人員を確保するとか、まだそこまではいっておりませんか。もう少し内容がわかってからということでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。情報として市のほうもやはり県からもそんなに来ておりません。新聞紙上等でいろんな情報誌で見る程度でございます。今後詳しい内容は秋に具体的には出されて国会には来年の春ということになっておりますので、

詳細が順次決まっていくことと思いますが、その辺を見ながらということになるかと思えます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） これから具体的に国会に法案も提出されるということですが、これをやっていかなければならない市町村から本当に声を上げていかなければ、多くの要支援者が大変な事態になるんじゃないかと思っております。議会としてもそういう意見書等を上げれるように私も頑張っていきたいと思えます。

以上を申し上げまして次の質問に移ります。

介護サービスの利用料が年収に応じて1割から2割に引き上げられるとの情報もありますが、本市で想定される該当者は何名でしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。利用料が2割になる該当者数ということですが、年収ですがご夫婦で年収約36万円（後に「360万円」と訂正あり）、単身では約280万円以上の方が引き上げられるのではないかというふうには…。

（13番、大岸眞弓君、自席から「夫婦で36万円ですか」と発言する）

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 約360万円ですね。

（13番、大岸眞弓君、自席から「36万円とおっしゃったんで」と発言する）

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 済みません。360万円です。単身で約280万円ということが言われております。市のデータとしましては年収でのデータとしてはありませんので、税務課のほうの課税所得のデータですので、集計の仕方ありませんのでちょっと把握ができないところです。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

私はずっと教育厚生常任委員会に所属をしてやっておりますが、この委員会の質疑の中でも、その制度への不信から保険料が納入されないという事例が幾つかございます。保険料が納入されないということになりますと、本当に制度の根幹にかかわる問題だと思うのですが、今回のこの国の示した改正案は一層の市民の不信を増幅させるものではないかと思えますが、課長ご自身はこの制度の改定についてどのようにお感じでしょうか、ご見解をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。現在の介護保険制度におきましては、一律にサービス内容等、価格も決まっております。これが地域支援事業、市町村の事業に移行しますと、やはりその市町村によりサービス資源等にもよって差が生じる面もあるかと思えます。社会保障審議会等でもその委員さんの中でも、やはりサービス内容に格差が生まれるのではないかということも言われておる委員さんもおるようですし、利用者間におきましても制度から切り離されるという不安も持っておるようです。これ

まで要支援1、2の方につきましては、介護予防として行ってきた給付でございますので、市町村事業に移行されましてもやはり予防の観点、支え合いの観点を持ったサービス提供を考えていかななくてはならないと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） この介護保険の問題につきましては、多くの高齢者の方が不安を抱えておられます。市としてできるだけ要介護者、要支援者の不安を解消できますように、今後補完する制度を設けるなど自治体として努力を求めまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

大岸眞弓君の質問が終わりました。

次に、7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番、爲近です。通告に従いまして一問一答にて行います。

まず、自治会支援について質問をいたします。先月議員研修をしてきました鳥取県日南町におきましての地域活性化対策を紹介をいたします。

町内全32自治会を7つの地域に分け、7人の支援員に国の制度で年間54日働いてもらい、見守りや活性化に向けての取り組みを実施しています。本市においては2人の支援員が6つの自治会を担当して支援体制をとっています。支援員のいない地域においても自治会長等との連携により見守りや集落維持活動、また活性化に向けた取り組み等必要であり、この日南町の取り組みを参考にしていく必要があると思っておりますが見解を問います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 爲近議員の質問にお答えいたします。

自治会支援ということでございますが、本市では先ほど議員からもご紹介がありましたように、現在2名の支援員を集落の維持が困難となりつつある地域に配置しております。また新たに年度内に庄谷相、拓、中谷川地区に配置する予定としております。支援員につきましては、本市のように専属で支援を行う支援員と自治会長や地域の実情に詳しい方を活動日数等を定めて集落支援員として任命する方法がございまして、日南町の場合は後者のケースであるというふうに思っております。年間稼働日数は54日以内というふうに規定されておるようでございます。

さて、本市の地域支援員の考え方でございますが、基本的に現状の中で自治会活動が可能な自治会におきましては、現状で活動をお願いしたいというふうに考えております。理由としましては、自治会活動が可能な自治会にまで支援員を配置すれば、逆にその自治会の足腰を弱らせてしまうことにもなりかねないと思うからでございます。しかしながら、過疎高齢化の進む本市におきまして、水源地管理や生活道の維持管理等におきまして、自治会活動を部分的に支援する取り組みも今後は検討する必要もあるのではない

かというふうにも考えております。全国的にはこの日南町のようにさまざまな導入事例もございますので、今後調査研究も行いまして、必要ならば視察等も実施して研究してみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 部分的に支援も検討するというようなお答えをいただきました。

物部町においては以前は自治会に対して応分の補助金もありまして自治会長もできやすい環境もありましたが、高齢化も進み、そしてそういう要因もあって自治会長をやってくれる人がなかなかできにくく、また実際いないところも発生をしております。そういう面でぜひその支援員というものは重要と思います。やっぱりその中で支援員のいるところといないところとの格差というもんもできてくるとは思います、どう考えるでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。現状では自治会活動が困難となった自治会等を中心に専任の支援員を配置しておるような状況でございます。先ほども申しましたように、できる限りやはり自分たちの中で自治会活動ができていくということがこれが一番理想でございますので、できるうちはやっていただきまして、どうしても困難となった場合は、また個別にご相談していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 2番へ移ります。

本市の地域防災計画において公会堂や集会所等が避難場所となっておりますが、大変古い建物もあり耐震診断が必要と思われれます。調査をして耐震性がないとなれば改修、補強を考えるか新築にするのか、自治会は判断をすることになると思います。いつ南海地震等が来て、集会所が使いなくなるかわかりません。これは早急に耐震調査はやるべきと考えますが、どう考えるでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。今回の避難所の調査にもかかわってることと思いますが、平成24年3月に見直ししました地域防災計画では、避難所につきましては旧3町村の避難所をそのまま引き継いでおるような状況でございます。避難所につきましては、先ほど山崎議員のほうからのご質問もありましたように、平成24年度の繰越事業としまして、本年7月末を調査期限としまして、委託事業により現況調査を実施いたしました。調査項目につきましては、施設の建築年月日も入れておりましたが、昭和56年以前に建築された集会所等につきましては、現在の建築基準法の耐震基準を満たしていないと考えております。現在調査結果の内容を精査をいたしており

まして、耐震基準を満たしてない場合や危険地域に位置する避難所につきましては今後どのような位置づけにするのか、指定の見直しも含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） その調査結果をもとに早急な指導というものをお願いしたいと思っております。

3番目に移ります。

この避難場所とされております公会堂や集会所に避難をすることを考えれば長期の滞在も出てくると思いますが、そうなれば風呂かシャワー室が必要と思いますが、どう考えるでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 各地域にあります集会所等につきましては、台風等の風水害や地震発生時には地域住民の避難場所として周知されておりました。避難時には安否確認など一時的な避難場所として現在集会所等を指定しているような現状でございます。一定この市の指定につきましては、先ほど申しましたように見直しを行う予定でございますが、地震等の大規模災害発生によりすぐに自宅に戻ることができない場合、避難生活を余儀なくされることが予想をされます。そういった事象が発生した場合には、被災地から安全な場所に避難していただくこととなります。そのような被災者の方には風呂、シャワー設備を備えた避難所に避難していただいたり、あるいは仮設入浴施設の整備や避難所から風呂、シャワー設備を備えた施設への送迎、または個人で通っていただくというようなことを考えております。また、数カ月以上の長期避難が考えられる場合におきましては、入居可能な市営住宅への入居、民間賃貸住宅の提供、確保、また応急仮設住宅の建設により対応していくこととしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 集落にあります集会所や公会堂、集会所補助金を活用して風呂やシャワー室の設置、そういうものを考えていくことは可能なのでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。その補助金につきましては、地域の方に委ねられておりますので、そういった施設の整備も可能であるというふうに考えます。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） この補助制度を使う場合、地元負担が4分の1ということですが、かなり重たいという面がありますが、県や国の補助制度の中には上乘せとか該当するものなどはないのでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 現在のところ私の知り得ている範囲の中では、既存の施設の改修に対する補助はちょっと記憶にございません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 集落活動センターにおいて、その見守りとか防災の面でこの制度を利用してそういう風呂とかシャワー室を備えた拠点をつくるというような考えは、その範囲として可能なのでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 集落活動センターにつきましては、施設の整備も認められておるわけでございますが、その地域がどのような活動をしていくかということで計画を立てることも必要となります。また、施設の整備につきましては、県等のご意見等も伺う必要もあると思いますので、また具体的な計画が定まりましたらご相談いただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 次に移ります。

次に、山林の境界明確化早期対応策について質問いたします。

本市においては、地籍調査の進捗状況は十分とは言えません。そんな中で2009年より開始されました国の事業があります。ヘクタール当たり4万5,000円の助成があり、地主の負担もなく境界の明確化が図れるということで、本市の2つの森林組合にとっても重要な事業として評価しておりまして、今後に期待が高い事業ですが来年度以降を不安視する声があります。ぜひ継続してほしい事業ですが状況をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 爲近議員の現在の境界の明確化による国の制度の継続についてでございます。こちらにつきましては、森林組合が県から直接補助を受けて現在実施をしている事業であります。現在の財源が震災の復興財源であったということで、平成26年度からは事業は取りやめの方向という報告をいただいております。

今後の境界確認につきましては、地籍調査の山林境界調査及び森林整備地域活動支援交付金で対応をしていきたいということでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 佐々木課長の答弁によりますと、考えますと今までのペースがかなりダウンするんじゃないかと思われまして。これにかわるような事業とか、名目が変わっても同等の補助等が得られる事業の創出に向けての働きかけが必要ではないかと思っております。関係者の要望を国に届けることが重要と思っておりますが、どうお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。既に森林組合ではそれには取りかかっておりまして、県のほうに対しての要望等につきましても随時行ってるような状況でございます。県も現在国に対しましてこれにかかります新たな財源の確保及び新たな事業についての創設をお願いしてるというふうな返事をいただいております。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 山林所有者も高齢化が急ピッチで進んでおりまして、境界がわかる人が動けるのが10年もない、5年ぐらいじゃないかと感じています。早くこの境界の確定をして地籍調査につなげるような体制をとるべきだと思いますので、ぜひ国等へ向けての要望をしていただけるように期待をいたします。

次に移ります。

議員研修をいたしました日南町においては林業再生戦略を加速をさせています。国際的な評価が高いFSC認証を取得して海外市場を見据えた取り組みをしています。町内に住みついたIターンやUターンを含む転入がこの4年間に555人を数え、若い力の林業を中心とした分野への参入が顕著になっています。日南町では、生き残りをかけて平成17年に間伐材を製品化する集成材製造工場を立ち上げたことにより製品販売が確保され、素材生産は4万立米から現在10万立米と目覚ましい増加が見られています。国の政策においても国内産材の活用施策、原木の自給率の向上、地球環境対策など山林に対する大きな変化の中、多くの促進対策ができ上がってきていると捉えています。一定規模以上の山林所有者にあっては経営意欲が極めて高い状況であります。小規模な所有者や不在村の小規模所有者にあっては経営意欲が低下しており、所有権を放棄したい人が増加してきていて、必要な間伐作業も行われていない状況もあり、不在村の所有者や所有境界の不明等管理の不十分さがあらわれ、事業推進上で支障となっております。現在の問題点として町内で地籍調査が進められていますが、多大な日時を要する中で高齢化により境界を周知した人の減少によってその作業すら困難になることが想定され、山林の所有境界の不明確が重要な課題となっております。そんな中でも間伐材利用はこれまで以上に促進計画を立ててやっつけていこうとしています。そして、日南町は地域再生計画の認定を受け、製品販路、素材生産体制が整ってきています。今後森林・林業再生プランの中で施業の団地化が図られるよう林地の集約化に向けた取り組みも重要となってきます。そこで、町や森林組合、NPO法人など林業関係者や鳥取大学にも協力をもらって山林の所有や利用の実態を把握し、町内者と不在村所有林地の活用がスムーズにできる方策を研究検討するための研究会を立ち上げ、不在村所有者への情報発信なども取り組もうとしております。本市においても林業を振興する上において境界明確化が重要と思われませんが、この日南町が取り組むNPOを主体とした研究会を参考にした取り組みや立ち上げが必要ではないかと考えますが、見解を問います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず、日南町での取り組みも1つの方法だと考えております。

国におきましては、この森林・林業再生プランを法制面で具体化するに当たりまして既にこの取り組みがなされておりました、所有者が不明な場合、その私権の制限を含め適正な間伐作業や作業路の設置を可能とする特定所有権、特定使用権を設定できる法律が既に平成24年4月1日に施行をされております。

現在、森林組合が実施している事業では、ほぼ全ての所有者の了解が得られているという報告をいただいておりますけれども、今後この法に基づく措置が必要な場合も出てくる場合もあると考えます。その場合は法に基づき粛々と対応することが可能であると。既にこのような国による法制化がなされた現時点におきまして、研究会の立ち上げは特に必要ないと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 課長は必要ない、順調に行くと言われましたが、非常に進んでいる日南町においてもかなり固有財産の取り扱いという面で難しい面もあり、またその砂防工事なんかにおいてもなかなか亡くなった人からの登記ができてないとか、所有権の問題で苦労している面も聞かされております。ぜひ関係機関が知恵を出し合って、そういう面、また林業経営に支障が起きないような対応がとれるような検討といいますかそういうプロジェクト等を考える必要はないのでしょうか、もう一度お願いします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 今回の議会ではほかの議員さんのご質問にもお答えいたしました、森林・林業再生プランの実践事業におきまして、全国で5つのモデル地区に選ばれたこの香美地区でございます。日南町におきましての方向とは若干方向性が違いますけれども、我が香美地区におきましてもなかなか先進的な取り組みがなされているものと考えております。当然森林法の一部改正でございますので、砂防等のダム等に係るものではございませんけれども、いわゆる路線網の設置及び間伐が可能であるという形になりますと、いわゆるそういう使用権、所有権が一定特定ですが設定できるということによりまして、間伐等が先行して実施できるというふうな法律でございますので、その辺を十分活用しながら事業の推進を図っていただきたいと思いますと考えております。ただ、当然所有者がある場合は当然そういうふうな周知をして合意形成のもとやっていくのが基本的なことでございますので、その辺につきましても十分に配慮していただきながら事業を進めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） これで質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 爲近初男君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。本日はこれで散会します。

お諮りします。一般質問は全て終わりましたので、9月12日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、9月12日は休会とすることに決定しました。次の会議は9月13日午前9時から開会をいたします。
（午後 4時20分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 5 年 9 月 1 3 日 金曜日

平成25年第3回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成25年9月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月13日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	18番	竹内俊夫
7番	爲近初男	19番	前田泰祐
8番	千頭洋一	20番	山本芳男
9番	織田秀幸	21番	比与森光俊
10番	小松紀夫	22番	西村芳成
11番	依光美代子		

欠席の議員

17番 石川彰宏

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	山中俊明	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	高橋由美	上下水道課長	岡本博章
管財課長	柳本隆司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	野島恵一	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消防長 寺田潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横谷 勝正 農業委員会事務局長 西村 博之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美公 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

- 議案第 54号 平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 55号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63号 平成24年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 64号 平成24年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 65号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 66号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 67号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 68号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 69号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 70号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71号 香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 72号 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 議案第 73号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 75号 香美市防災対策基金条例の制定について
- 議案第 76号 香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 議案第 77号 財産の取得について
- 議案第 78号 香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について
- 議案第 79号 香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成25年第3回香美市議会定例会議事日程

（会期第10日目 日程第4号）

平成25年9月13日（金） 午前9時開会

- 日程第1 議案第 54号 平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第 55号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第 56号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第 57号 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第 58号 平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の認定について
- 日程第6 議案第 59号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第 60号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第 61号 平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第 62号 平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第 63号 平成24年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定につ

いて

- 日程第11 議案第 64号 平成24年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第 65号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第 66号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第 67号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第 68号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第 69号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第 70号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 71号 香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 72号 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 73号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 74号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 75号 香美市防災対策基金条例の制定について
- 日程第23 議案第 76号 香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第 77号 財産の取得について
- 日程第25 議案第 78号 香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について
- 日程第26 議案第 79号 香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結について
- 日程第27 陳情第 1号 住宅リフォーム補助金制度の継続を図ることの陳情

会議録署名議員

14番、片岡守春君、15番、竹平豊久君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） 改めておはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。17番、石川彰宏君は、入院のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第54号、平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第55号、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第56号、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第57号、平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第58号、平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第59号、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第60号、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 8、議案第 6 1 号、平成 2 4 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9、議案第 6 2 号、平成 2 4 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 1 0、議案第 6 3 号、平成 2 4 年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 1 1、議案第 6 4 号、平成 2 4 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 1 2、議案第 6 5 号、平成 2 5 年度香美市一般会計補正予算（第 2 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 1 3、議案第 6 6 号、平成 2 5 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 1 4、議案第 6 7 号、平成 2 5 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 1 5、議案第 6 8 号、平成 2 5 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 1 6、議案第 6 9 号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第70号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第71号、香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第72号、香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第73号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第74号、香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番、山崎です。

この条例のほうは長期滞在と貸与の規定を利用されていないということで除くということですが、その別表のほうですけれども、そういうことで食事代とかがこう前回の分は細かく分かれてたんですけれども入ってないということですが、これはもう食事代込みということかと思いますが、ちょっとそういったよう記載がないということと、それから、特別料金の規定もないわけですから、もっとそういったことをもう特別料理はしないということなのかもしれないですけれども、そういったことでちょっとこう不備というか、もうちょっとこう丁寧なというかわかりやすい記載があってもいいのかなというふうに思いましたけれども、その点についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

今回の条例改正別表の部分につきましては、今までの部分が余りにも細かく規定をしすぎて縛られすぎてたということで、いわゆる上限を若干上げることによりましてそれまでの間でさまざまなプランが組み立てやすいような形で、一応ピースフルセレネのほうの料金表等を参考にいたしまして今回提案をさせていただいたものでございます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第75号、香美市防災対策基金条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番、山崎です。

そもそも論みたいなお話になるかもしれませんが、この防災対策基金条例第1条に香美市における防災、減災事業の加速化を図り、災害に強い地域社会を実現するため、香美市防災対策基金を設置する。第2条、積み立ては、平成25年度において特例的に削減された香美市職員の給与総額相当額その他のもので、一般会計歳入歳出予算で定める額とするということで、実際本補正では1億円という額が具体的に出てるわけですが。そういうことになりますと、現時点では1億円以上にはふえる可能性は、まあ利子とかあるかもしれませんがね、それは別途本会計のほうに入ってくると思いますけれども。だからそういう状況の中で細部説明も見ますと、本年度を参考にした例は書いてますけど、実際のところはそれなんかは一財とか必要があれば財政調整基金でやる事業であってこの条例そのもの、他市等はやってますけど本市の状況を考えたときに必要やったかなあという部分も思うんですわ、実際。まあ目的としてやることは明確化したと言われてたらそれまでかもしれませんが、じゃあその制定に至った経過について、どういう経過であったかということについて説明願います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

経過でございますが、6月議会でも議論をいたしましたけれども、国が防災、減災に充てるために国家公務員の給与を下げて、それを減災、防災に充てるということで地方に対してもそれを求めてきたという経緯がございます。その国のほうは給与削減分を地方交付税の事業額、その部分を差し引いたもので交付するというところでございまして、市としてもそういう事情はあることから給与削減についてどうしても実施せざるを得なかったという事情がございます。それで、この削減された分は各地方公共団体が防災、減災に使う原資として使われるという目的がございましたので、香美市としても南海地震対策、これから本腰を入れてやっていかなければならないという事情もございまして、そういうことから今回その削減になった部分、給与削減になった部分について、その経緯からいってこういった防災対策に使う基金を制定するということに意義があるのではないかと。また、これからそういう防災に取り組む上でそういう財源が必要になってくるということで今回提案をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連。

説明はわかりましたけれども、実際1億円というお金でそしたら何をするのか何ができるのかは一般質問等でも明らかになった部分もありますけれども、今後の課題というところがあるんですわね、実際のところはね。だから、そういうときにそしたら第2条ではもう基金としての額は固定されてると、これからふえる可能性っていうがは実際現時点では今のところではないですわね、実際のところは。給与総額相当額プラスアルファで1億円と切って。だから、その部分で今後将来的にその額が何らかの部分でそれに入っていくという要素はあるのかということについて確認しておきます。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 本年度におきましては、職員給料と議員報酬の削減分及び一般財源から1億円ということでございます。今年度以降につきましては、その防災対策どれぐらいの事業費になってくるのかそういうところもございますけれども、そういった対策の大きさによりまして基金を1億円から積み立てるということもまたあるかとは思いますが。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 最後です。

そしたら、この第2条の読み方を私は基本的に香美市職員の給与総額相当額その他のもので、一般会計歳入歳出予算で定める額とすると書いてるがですけど、これっていうのは別途基金としてどんどん積み上げていくということはこの文章でも可能ということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） はい。そのように理解していただいて結構です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） ちょっとお尋ねしたいのですが、こういった性質の基金というものはおのずから使い道が限られてくるといいますかね、防災、減災対策事業というのはほかにもたくさん一般会計のほうで補助金もあってやっておりますわね。それで特別にこういう枠をつくって、まあちょっと説明書のほうにも載っておりますけど、どういうふうにこれの使い道について想定されますでしょうか。

それともう1つ、これは6月議会の討論でも申しましたけれども、地方交付税をこういうふうに盾にとってこういう形で職員さんの給与を減らして、しかもその使い道を防災、減災に充てなさいというふうに国がこういうふうに指示してくることについてはどんなふうにお感じになりますでしょうか。これ許したらまた後々何かずっとこんな形でやってこれやせんかなあというようなちょっと心配もあるのですが、課としてどういうふうにお感じになりますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） この国のそういった方針については今回特例的

ということでございますので、もうこういうことはないというふうに考えております。

また、その使途についてはここにも記載しておりますけれども、ソフト事業、ハード事業、今後さまざまなものが出てくると思います。もちろん県、国の補助金はあるとは思いますが、それ以上に今後防災、減災に係る費用というのは大きくなっていくと想定されますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） このまま行ったら、他市と違ましてうちの財政状況、基金の状況を見ておりましたら何か基金に積み上がるだけのような感じもするんですけど、ぜひその有効的な使い方というふうにしていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

有効的に使うために本基金条例を制定しましたので、そのようにしていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第76号、香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24、議案第77号、財産の取得について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第25、議案第78号、香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26、議案第79号、香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第54号から日程第26、議案第79号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は9月19日までに審査を終えるように期限をつ

けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、9月19日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をいたしました。

日程第27、陳情第1号、住宅リフォーム補助金制度の継続を図ることの陳情を議題とします。

陳情第1号は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、総務常任委員会に付託をいたします。

お諮りします。付託しました案件は9月19日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、9月19日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会をします。

（午前 9時19分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 5 年 9 月 2 0 日 金曜日

平成25年第3回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成25年9月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月20日金曜日（会期第17日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	18番	竹内俊夫
7番	爲近初男	19番	前田泰祐
8番	千頭洋一	20番	山本芳男
9番	織田秀幸	21番	比与森光俊
10番	小松紀夫	22番	西村芳成
11番	依光美代子		

欠席の議員

17番 石川彰宏

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	山中俊明	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	高橋由美	上下水道課長	岡本博章
管財課長	柳本隆司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	野島恵一	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 54号 平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 55号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63号 平成24年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 64号 平成24年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 65号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 66号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 67号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 68号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 69号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 70号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71号 香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 72号 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 75号 香美市防災対策基金条例の制定について
- 議案第 76号 香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 議案第 77号 財産の取得について
- 議案第 78号 香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について
- 議案第 79号 香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結について
- 議案第 80号 財産の取得について
- 議案第 81号 財産の取得について
- 議案第 82号 財産の取得について

議員提出議案の題目

- 発議第 4号 香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 意見書案第 8号 「生活保護法改正案」と「生活困窮者自立支援法案」を再提出しないよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 9号 憲法第9条を守ることを求める意見書の提出について
- 意見書案第 10号 消費税増税の中止を求める意見書の提出について
- 意見書案第 11号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について
- 意見書案第 12号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について

議事日程

平成25年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第17日目 日程第5号)

平成25年9月20日（金） 午前9時開会

- 日程第1 議案第 54号 平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第 55号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第 56号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第 57号 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定について

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第5 | 議案第 | 58号 | 平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第 | 59号 | 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第 | 60号 | 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第 | 61号 | 平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第 | 62号 | 平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第 | 63号 | 平成24年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第 | 64号 | 平成24年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第 | 65号 | 平成25年度香美市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第 | 66号 | 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第 | 67号 | 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第 | 68号 | 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第 | 69号 | 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第 | 70号 | 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第 | 71号 | 香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第 | 72号 | 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第 | 73号 | 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第 | 74号 | 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第 | 75号 | 香美市防災対策基金条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第 | 76号 | 香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第 | 77号 | 財産の取得について |

- 日程第25 議案第 78号 香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について
- 日程第26 議案第 79号 香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結について
- 日程第27 陳情第 1号 住宅リフォーム補助金制度の継続を図ることの陳情
- 日程第28 議案第 80号 財産の取得について
- 日程第29 議案第 81号 財産の取得について
- 日程第30 議案第 82号 財産の取得について
- 日程第31 発議第 4号 香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 意見書案第 8号 「生活保護法改正案」と「生活困窮者自立支援法案」を再提出しないよう求める意見書の提出について
- 日程第33 意見書案第 9号 憲法第9条を守ることを求める意見書の提出について
- 日程第34 意見書案第 10号 消費税増税の中止を求める意見書の提出について
- 日程第35 意見書案第 11号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について
- 日程第36 意見書案第 12号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について
- 日程第37 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

14番、片岡守春君、15番、竹平豊久君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。17番、石川彰宏君は、入院のため欠席という連絡がありました。

また、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、小松紀夫君。

○議会運営委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。10番、小松でございます。本日の会議の運営等につきまして、議会運営委員会を開催をいたしましたので、協議の結果をご報告申し上げます。

まず、追加議案等につきましては、議案第80号から第82号までの議案3件、意見書案第8号から第12号までの意見書案5件及び発議第4号を追加議題とし、本日提案説明から採決まで行うことにいたしました。

続きまして、12月定例会の会期日程及び会議の予定につきましては、協議の結果、別紙のとおり決定をいたしましたので、予定表をお手元に配付をしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

また、総務常任委員会が8月に実施しました行政視察の報告書の提出がありましたのでお手元に配付しておきました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第54号、平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第27、陳情第1号、住宅リフォーム補助金制度の継続を図ることの陳情まで、以上27件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山崎眞幹君。

○総務常任委員会委員長（山崎眞幹君） はい。それでは、総務常任委員会の報告を行いたいと思います。

今期定例会で総務常任委員会が付託を受けた案件は、議案第54号、議案第65号、議案第69号、議案第71号、議案第75号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、陳情第1号の9件です。審査の経過と結果を順次報告します。

まず、議案第54号、平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定については、継続審査を希望する意見があり、審査に日数を要するため閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議案第65号、平成25年度香美市一般会計補正予算（第2号）は、既に連合審査会で質疑が終わっており、直ちに討論に移りました。

討論はなく、採決の結果、議案第65号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第69号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定については、普通徴収をしていたものが特別徴収でも取れるようになり、取りっぱぐれがないようになったということかとの質疑に対し、最終的に市町村にとってはそういう理屈は成り立つと思う。ただ、住民税は4月1日（後に「1月1日」と訂正あり）現在で賦課期日が決まっており、その年度は続けて課税できる状態にあるのに介護保険にあわせて途中から普通徴収にかわるのは不都合があるのではないかというところもあり、通常の給与の特別徴収と同じように金額の変更や転出等ではかわらないような制度にしたいということでの改正であると思うと答弁。

ほかに質疑討論はなく、採決の結果、議案第69号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号、香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定については、質疑討論はなく、採決の結果、議案第71号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号、香美市防災対策条例の制定について（後に「香美市防災対策基金条例の制定について」と訂正あり）では、細部説明書にあるハード、ソフト事業のほかにも避難所の整備等にも使えるのかと質疑に対し、これから予想されるさまざまな防災、減災事業を対象に予定していると答弁。

ほかに質疑討論はなく、採決の結果、議案第75号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第77号、財産の取得については、質疑討論はなく、採決の結果、議案第77号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第78号、香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結については、質疑討論はなく、採決の結果、議案第78号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第79号、香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結については、質疑討論はなく、採決の結果、議案第79号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳情第1号、住宅リフォーム補助金制度の継続を図ることの陳情では、執行部からの説明を受け、質疑を行った後審査を行いました。

執行部では既に継続の方向であることから討論はなく、継続に当たっては費用対効果等も見きわめながら、金額は増額も含め現在の上限にこだわることなく、対象や期間等についても弾力的な運用を望む意見がありましたとの意見を添えて、陳情第1号は、全員賛成をもって採択すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

済みません。ちょっと言い抜かりがありますので、ここでちょっと訂正をしたいと思います。

議案第75号に関するところですが、香美市防災対策条例、「基金」を抜かしておりましたので、済みません。そこを追加お願いします。「香美市防災対策基金条例の制定について」でございます。

○議長（西村芳成君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、島岡信彦君。

○教育厚生常任委員会委員長（島岡信彦君） 今期第3回定例会におきまして教育厚生常任委員会が付託を受けました案件につきまして審査の経過と結果をご報告申し上げます。付託を受けた案件は、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第67号、議案第68号、議案第70号、議案第72号、議案第73号であります。

議案第59号、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定については、継続審査とすることに決定いたしました。

議案第60号、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定については、継続審査とすることに決定いたしました。

議案第61号、平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定については、継続審査とすることに決定いたしました。

議案第62号、平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、継続審査とすることに決定いたしました。

議案第67号、平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について、県支出金の中に健康増進事業費補助金とあるがどういった事業かとの質疑に、今まで単独事業でやっていたが今年度より補助事業の対象になったため、特定健診の受診者に対してクレアチニン検査や尿酸値検査を行っているとの答弁。クレアチニンや尿酸を追加する人が当初の予定より多かったということかとの質疑に、補助の額が確定したということであるとの答弁。総務費の中で11万7,000円は職員給与の引き下げと春の人事異動による人件費の増加とあるが、春の人事異動の分がどうして今ごろになるのかとの質疑に、通常予算は11月に要求して異動の前に確定しているが、6月に補正予算をやっていないので9月で補正調整をしたとの答弁。どうして6月に補正をしなかったのかとの質疑に、基本的に緊急性のないものについては6月に補正を上げない方針でやっているとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第67号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号、平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）について、地域支援事業費の中の成年後見制度利用支援事業で5万3,000円が追加されているが状況はとの質疑に、当初で1件分の予算を載せていた。2件

目の申し立てがあるので今回補正をしているとの答弁。2件分とかを当初予算にのせるという考え方ではないのか、その都度なのかとの質疑に、当初予算では毎年1件分を予算化している。それで足りる年もあるし2件目という形で補正をすることもあるとの答弁。制度化したが件数が少ないと思う、その理由はとの質疑に、この事業は市長申し立てになっている。近親者がいる場合はそちらのほうで申し立てをしてもらっているとの答弁。

以上討論はなく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第68号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第70号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、細部説明書の住民税方式、本文方式、旧ただし書き方式の違いの説明をとの質疑に、旧ただし書き方式は所得から基礎控除を行った額に一定率を乗じて算出する方法である。本文方式は所得から基礎控除を含む各種人的控除を行った額に一定率を乗じる方式である。住民税方式は住民税に一定率を乗じて算出する方法であるとの答弁。国保税の基盤が弱体化しているので、本来国が減らしてきた部分をきちんと手当てすれば全部の市町村を旧ただし書き方式でやらないで済むと思うが、県の一本化に向けての統一とあっていいのかとの質疑に、大きい考え方としてはそのとおりである。ただ、全国的に見た場合にほとんどの市町村が旧ただし書き方式を採用している。これは所得に対し賦課する方式であるので、税制改正の影響を受けにくく所得や医療制度の変動がない限り保険料が安定する算定方式である。平成23年度の時点で全国で98%が採用しているとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第70号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第72号、香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、質疑討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第72号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、質疑討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第73号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、山崎龍太郎君。

○産業建設常任委員会委員長（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。今期定例会にて産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、議案第55号、第56号、第57号、第58号、第63号、第64号、第66号、第74号、第76号であります。9月18日に委員会を開催いたしました。審査の経過及び結果について報告いたします。

議案第55号、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて、議案第57号、平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号、平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4件は審査に日数を要するため継続審査と決定いたしました。

議案第63号、平成24年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について、補足説明として事業内容、建設仮勘定を除却し赤字決算となった経過説明を受けました。

企業債利率5%前後のものへの借りかえについてはどの質疑に、補償金を支払っての借りかえは支払いが同程度となるので行わない。監査意見書のむすびに示されている今後についての見解はどの質疑に、新水源調査は上水道、簡水統合により必要なら取り組む。漏水対策はその都度取り組む。耐震対策は、配水池は委託調査。耐震管などは公共下水道管布設時にかえている。八王子配水池の調査結果は、南海トラフ巨大地震の被害予測など最新データを用い調査、解析の結果、2基とも全ての項目において最新の耐震基準に適合とのこと。支持地盤調査も震度7クラスにおいても全く問題がない結果とのこと。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第63号は、全員賛成にて認定すべきものと決定いたしました。

議案第64号、平成24年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、補足説明の後、タンクの管理状況はどの質疑に、塩素は注入していない。1日24トンの水を排出、この補充として週2回取水及び送水ポンプを稼働させているとのこと。今後については現在中国企業以外の情報はない。工業用水の利用はテクノパークに全区画入ってもらった後の展開となる。水道施設として有効利用となれば、目的外使用として企業債の繰上償還を要するとのこと。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第64号は、全員賛成にて認定すべきものと決定いたしました。

議案第66号、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原水及び浄水費の修繕費97万9,000円はどの質疑に、香北町大久保飲料水供給施設の滅菌機の制御盤故障において交換部品がなく取りかえとなる。繁藤簡易水道配水管布設工事後の水量についてはどの質疑に安定して供給できる。工事内容は秋ノ谷工業団地入り口から団地上段まで600メートルを整備、ほか消火栓設置も含むとのこと。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第66号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第74号、香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、今回の改正は現場の声に基づいた条例の制定とのこと。会議室の利用料や追加料金が大広間と比較し高額の点はどの質疑に、大広間と広さは変わらないが、会議室はマイクなど諸設備があり高くなっているとのこと。長期滞在が削除されている点はどの質疑に、現場の判断にて規定以内で料金設定を可能としている。現場の判断とはどの質疑に、繁忙期、閑散期ほかセットでの利用状況等を加味し、現場で

の対応となるとのこと。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第74号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第76号、香美市工業立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、まず、担当課長より審査前に詳細な資料提示がありました。

旭町の企業は指定の地域に入らないかとの質疑に住居地域であり条例制定の対象とならないとのこと。国基準よりの下げ幅10%で様子を見ることについて、また、南国市と同じ基準がよいのではとの意見については、今までの企業から出てくる開発事例から建設課とも相談にてオーケーと判断。また、南国市との差については影響はないとのこと。工場立地の面から企業が来やすい状況となるとの見解。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第76号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号から議案第62号までを一括して採決をいたします。

議案第54号から議案第62号までについては、各常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第62号までの各案件は、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

これから、議案第63号、平成24年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決をいたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第64号、平成24年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第64号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第65号、平成25年度香美市一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、平成25年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、平成25年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、香美市防災対策基金条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、財産の取得についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号、住宅リフォーム補助金制度の継続を図ることの陳情を採決します。

本案についての委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

お諮りします。日程第28、議案第80号、財産の取得についてから日程第36、意見書案第12号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出についてまでは追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。よって、日程第28、議案第80号から日程第36、意見書案第12号まで9件の案件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第28、議案第80号、財産の取得についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課長、柳本隆司君。

○管財課長(柳本隆司君) 本件は予定価格が2,000万円以上となる契約でございましたため、本来でありますと地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得に該当していたところですが、議会の議決を経ずに契約を締結してしまったものです。このため、本契約をさかのぼって有効とするについて、地方自治法第96条第1項に基づき改めて議会の議決を得ようとするものであります。

本法令に基づく行政を推進すべき立場でありながら、こうした遺憾な事態を招いてしまいましたことはまことに申しわけなく、議会並びに市民の皆様に深くおわび申し上げます。大変申しわけございません。今後こうしたことが二度と繰り返されないよう再発防止に万全を期してまいる所存でありますので、どうぞよろしくご審議の上議決くださいますようお願い申し上げます。

それでは、提案させていただきます。

議案第80号、財産の取得について

平成19年7月13日付けで随意契約を締結した財産取得に係る契約について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成25年9月20日提出、香美市長 門脇慎夫

- | | |
|----------|--------------------|
| 1 財産の種類 | 給食センター備品 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 24,150,000円 |
| 4 契約の相手方 | 四国厨房器製造 株式会社 高知営業所 |

所長 佐藤 賀士

- 5 支出科目 平成18年度（繰越明許）香美市一般会計予算
10款 教育費 6項 保健体育費 3目 学校給食費
- 6 変更後契約金額 24,648,750円（増額498,750円）
- 7 変更契約日 平成19年8月3日

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書（3）をご参照ください。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。少しお尋ねします。

80-1、2、3ページということで、入札結果記録や見積結果記録ということで流れの部分も示されているわけですが、まず、1つは日数もないので随意契約に至ったということですが、この随意契約のときにはやっぱり一番最低の札を入れた方が常に対象になるのかという点。

もう1点ですが、この増額が約50万円近いお金がされてますよね。これ増額理由を書かれてないんですけれども、その点をお示してください。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） はい。随意契約の場合、最低価格の業者と見積もりをいただいて契約をいたします。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） お答えをいたします。

4つほど理由がありまして、それ以外に冷凍庫配管の結露の処理、それから炊飯器の洗い場へのグレーチングを敷設、それから野菜等洗浄用シンクの購入、炊飯釜の洗浄用シンクの買いかえ等があり増額をしております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） さかのぼって有効とするために本議案が出てきているわけですので、その説明はすぐできてもらいたいというふうに思います。

それとあわせて具体的なその金額の中身ですわね、先ほど言われた結露の云々からの4つ項目を挙げられましたわね、その詳細の金額です。49万8,750円の中身の金額をお示してください。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 済みません。詳細につきましては後で調べて報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 3回やったろう。

(12番、山崎龍太郎君、「いえ。3回目です」と自席より発言する)

○議長(西村芳成君) 12番、山崎龍太郎君。

○12番(山崎龍太郎君) 3回目ですのでよろしくお願いします。

市長もおわびされて管財課長もおわびされてきてるわけですので、後で調べて、こんなこと言ったら大変失礼ですけれども、実際のところ約50万円の使途はわかりましたけど、中身まで明確にしてもらいたいですわね。こういう追認して有効にしようということですので。それはやっぱり議会のチェック機能の部分にも係りますので、できたら今問い合わせでもお示しいただけたらと思います。

以上です。

○議長(西村芳成君) 暫時休憩します。

(午前 9時41分 休憩)

(午前10時00分 再開)

○議長(西村芳成君) 休憩前に引き続き会議を行います。

学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長(竹内 敬君) はい。失礼をしました。答弁をさせていただきます。

設置をする場所におきまして附属備品の必要に迫られできたもので、先ほど申しました結露の処理につきまして、といが5万5,000円、それから炊飯器洗い場へのグレーチング代金が12万円、それから野菜等洗浄用のシンクが16万円、それから炊飯釜の洗浄用シンクの買いかえが14万円、それぞれの合計に消費税を掛けまして49万8,750円となります。

以上でございます。

○議長(西村芳成君) ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番(大岸眞弓君) 今の内訳をお聞きして関連でお尋ねしたいのですが、グレーチング12万円とか野菜洗浄用のシンクが14万円とか、こういうものは最初に入札予定価格に入っているのが普通ではないでしょうか。随契が一番安い金額の札を入れたところへ決まるというその説明があって、一番安く落としておいて後でこういうふう増額できるとなったら、何か他の業者さんから見るときに入札のあり方そのものに不信を招かれるような結果になるんじゃないかと思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○議長(西村芳成君) 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長(竹内 敬君) 設置する場におきまして精査をしましたところ、現状に設置するためには今申し上げましたような附属部品がないとちょっと機械の機能が果たせないということで設置をしたということです。

○議長(西村芳成君) 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君）　　こういう施設の備品ですので、当然これはもともとの予定価格に入っておるべきではなかったでしょうかということを知っているわけです。

○議長（西村芳成君）　　学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君）　　答弁が一緒になりますけれども、精査をしました結果、つけかえの必要に迫られ形状を変えたりとか新しいものをつけてやるようになったわけです。

○議長（西村芳成君）　　13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君）　　では、これからも随意契約でこういうことが発生をすることが考えられますでしょうか。余り好ましくないと思いますが。

○議長（西村芳成君）　　学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君）　　新給食センターにつきましてはもう最初からやりますので、もうその場にある形状のもので入札をし、やるようにしております。

○議長（西村芳成君）　　14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君）　　14番、片岡です。

80-3でこのホシザキという指名業者が2回目の入札で失格になっているということとは理解できないが、それはどういうことなのかが1点。

それから、もう1つはこの地方自治法に違反はしてないけどということはこの80-2で説明書きがありますが、この緊急性というのはい体どんなことを言っているのか。この流れとしてよね、本当は入札が不落になった場合は指名業者をもう1回呼んでよね、入札に持ち込むというのが今までの流れじゃったと思います。しかし、このことについて緊急という表現によってこれが随意契約になるということは、この緊急はもう1週間とか5日間とかそういうことを言うてるんですか。そこのあたり、緊急性とこの随意契約の説明をお願いします。

○議長（西村芳成君）　　管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君）　　まず、1点目の第2回で失格になっている案件ですが、これはこの業者が第1回目と同じく2,480万円の札を入れたため失格になっております。

○議長（西村芳成君）　　学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君）　　物が炊飯器とそれから食器洗浄機でございますので、安全に給食を提供するために機器も安全で正しいものでなければいけませんので、それで緊急性を要したわけです。

○議長（西村芳成君）　　ほかに。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君）　　6番です。

こういう事態がそもそも何でこう起こってきたのか、最終的には市長が決裁をするということになっているんだろうと思いますけれども。そのあたりのこの手続、2,00

0万円以上は議会の議決が要るということになってますが、そういったところをお聞きをしたいと思います。

それと、今後の防止対策として、チェックをしていくっていうことで言われたかと思いますが、具体的にはどういった形でこうチェックをされていくのか、その点についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） なぜこのようになったかというご質問でしょうか。構いませんか。

○議長（西村芳成君） そうそう。

○管財課長（柳本隆司君） 議案第80号、第81号、第82号をまとめて答えらしていただいて構いませんか。

（6番、山崎晃子君、自席にてうなずく）

○管財課長（柳本隆司君） それでは、議案第80号、第81号の平成19年度の2件は、担当者が2名ともかわったばかりで議決にかけなくてはいけないことを知らなかった、認識してなかったということでございます。しかし、業務は係、班、課で行うものでありますから、その当時の課にチェック体制ができていなかったと考えられます。

議案第82号の平成21年度の住宅火災警報器の件につきましては、当時の認識として火災警報器は給付を目的としていて財産として香美市に残るものではないので議決の必要はないと判断していました。しかしながら、高知県からの議会の議決事件に係る注意事項についての見解では、1台当たりの単価が政令で定める基準を下回るものであっても、複数台を一括で購入することにより政令で定める基準を上回る場合は、議会の議決が必要であります。また、町内各戸へ配布することを目的とする場合であっても、一時的に財産を取得することになるため議会の議決が必要となるという見解で、この件につきましては見解の相違でございます。

再発防止に向けてですが、管財課としましては書類に議決が必要かどうかチェック欄を設け、確実に確認させるようにしたいと考えております。

○議長（西村芳成君） ほかに。ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第80号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 29、議案第 81 号、財産の取得についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 提案させていただきます。

議案第 81 号、財産の取得について

平成 19 年 10 月 31 日付けで指名競争入札に付した財産取得に係る契約について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 20 日提出、香美市長 門脇槇夫

- 1 財産の種類 香美市業務用パソコン
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 16,527,000 円
- 4 契約の相手方 四国リコー株式会社 高知支社
支社長 池田 典明
- 5 支出科目 平成 18 年度（繰越明許）香美市一般会計予算
2 款 総務費 1 項 総務管理費 7 目 電子計算費

議案の詳細につきましては、議案細部説明書（3）をご参照ください。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 81 号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 30、議案第 82 号、財産の取得についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 提案させていただきます。

議案第 82 号、財産の取得について

平成 21 年 7 月 3 日付けで指名競争入札に付した財産取得に係る契約について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 20 日提出、香美市長 門脇槇夫

- 1 財産の種類 住宅用火災警報器
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 20,822,256円
- 4 契約の相手方 株式会社 敬尚電気
代表取締役 西内信子
- 5 支出科目 平成21年度香美市一般会計予算
9款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書（3）をご参照ください。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。

第81号も第82号もですけれども、この第82号の例をとった場合に予算額は3,340万円、入札は1,900万円そこそこということによね、行政の見積もってる積算と業者さんとの見積もりがこれほどの開きがあるということについては、第81号も含めて言うたら単品物ですこれ、パソコンにしても警報器にしてもね。土木の工事のように複雑によね、生コンから型板からいろいろなものの中の積算と違って、こういう決まった1個掛ける個数ということで非常に計算としてはしやすいと思うんですけど、これほどの差額の出る見積もりとといいますか算定はどんなに行政の責任者としては思っていますか。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 片岡議員のご質問にお答えをいたします。

第82号の住宅用火災警報器につきましては、業者に見積もりを依頼をした結果こういった金額になりました。また、入札につきましては、地域活性化生活対策臨時交付金事業ということで香美市内の業者を指名いたしましてそれで入札を行いました。その結果こういった入札金額ということになりまして、金額に差が出たことにつきましては、ちょっと私どものほうではお答えすることといたしますか理由につきましてはわかりません。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 第81号についても第82号についても、行政が考えているような品質の製品であるということには疑いはないですか。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

品質につきましては仕様書にて一定の基準を定めておりますので、そのあたりにつき

ましては間違いがございません。また、住宅用火災警報器につきましては、日本消防検定協会が保証する当時の鑑定マークが貼付されているものであることという条件をつけておりますので、この点については問題はありません。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。第81号ご審議はいただいておりますけれども、今ご質問にありましたのでお答えをさせていただきます。

確かにパソコン、今回も台数にしまして126台、モニター53台とか、そういったそしてそれに関連するアプリケーションソフトを購入したものと思っておりますけれども、一つ一つの単価につきましてはやはりきちんと公表されているものを使っております。そして、その第81号の入札の結果の記録を見ていただきましても、ある業者につきましては2,300万円という札を入れておりますので、この2,290万円というこちらの出した予定価格というのは、特に非常に外れたものというふうには考えておりません。業者のほうがこの1,500万円何がして入荷できると、こちらのほうに契約できるというふうに判断したからこういう入札結果となっていると思っております。

そして、性能につきましても当然仕様書に基づきこちらも確認をして納入しておりますし、現在そのパソコンをまだ業務用に使っておりますし特にふぐあいも発生しておりませんので、性能については問題ないと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

先ほどの管財課長の説明で、この第82号については給付を目的としていると、市民に対して云々ということで県のほうと見解が相違ということは言われましたわね。だからそうであるのにこの議案が出てきたというが、県に従ったということですか。見解の相違やったら見解の相違ということで今回の議案は見送ることもあり得るわけですか、実際のところは。けど、何らかの指導が働いて今回のこの警報器についての議案提出になったのか、その点を伺います。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） はい。それも平成25年8月20日付で県のほうから議会の議決事件に係る注意事項という文書が回ってきまして、各団体において同様の事例がある場合は速やかに議会に対して追認議案を提出、議決を経るようにしてくださいということがありましたので追認議案を出したところでございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それなら、先ほどの説明で見解の相違であるというふうには言わないほうがいいと思います。見解の相違があったけれども、県のほうの指導に

基づいて従ったという旨の答弁が正確であるというふうに思いますので。実際今後そういうこともまた出てくる可能性もありますわね。そのときには抜かりなくやると思うんですけども、その答弁のところはやっぱり間違わないようにしていただきたいということによっておきます。以上です。答弁はいいです。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 8 2 号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 8 2 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 1、発議第 4 号、香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。9 番、織田秀幸君。

○9 番（織田秀幸君） 9 番の織田でございます。

発議第 4 号、香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 1 1 2 条及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規定により、次のとおり発議を提出します。

平成 2 5 年 9 月 2 0 日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 織田秀幸、賛成者 同 比与森光俊

本文を朗読し、提案説明といたします。

香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

香美市議会議員の定数条例（平成 1 8 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則中「2 2 人」を「2 0 人」に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

以上でございますが、補足説明をさせていただきます。

議員定数は条例により議会が自主的に決定することができます。本市にとって適正な議員定数とは何名なのか、極論を言えばさまざまな市民の声を行政に反映するには議員は多いほうがいいはずであります。しかし、今後の財政状況や総人口形態からも、明確である少子高齢化への推移で人口減による歳入の落ち込みは必至であります。平成 2 8 年の合併後 1 0 年が経過すれば地方交付税も逓減となります。

定数2減の根拠として、議会の行政監視と住民ニーズや声を行政に反映するパイプ役としての住民代表機能は、議会改革の充実や議員の努力により可能と考えます。市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮すれば、近い将来必ず市民に対し財源不足による負担の理解と協力をお願いしなければなりません。ちなみに、2名減により1,200万円強の財源が確保されます。

よって、議員みずから率先して身を切り定数削減を実施すべきであります。同僚の皆様の賛同をお願い申し上げ補足説明といたします。

以上です。

【発議第4号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 2点ほどお伺いをさせていただきます。

その財源が今後不足してくるということで2名の減ということですが、財源が不足するのであればもっと減らせばいいという発想もありますが、この2名の数字的な根拠を教えてくださいたいのが1点と。また、我々会派は市民クラブではございますが、現在会派としての意見としては現状維持となっております。しかしながら、まだまだ次の一般選挙までに議会報告会等市民の声を聞くチャンスも多くございます。もう少し慎重に第三者の意見を取り入れたり市民の声を聞いたりするべきではないかと我々会派としては意見を言わせていただいていると思っておりますが、現時点でこの発議を出されたというのは、もう既に市民の意見はもう伺うに至らないということではよろしいのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。十分な答えになるかどうかわかりませんが。

1点目、我々公明党は、2名から4名減と提案をさせていただいておりますが、市民の皆さん、そして我々党员、支持者の皆さん、また議会報告会等で皆さんの声を聞いて、総合的に勘案した結果2名減が妥当であろうと、そういう形で2名とさせていただきました。

そして、2点目の今後のことですが、当然我々議員は市民の声を常に吸い上げていく、そういうことは当然大事になってきますし、定数についてはもうさまざまな意見が当然あるわけですが、我々としてはこの2名減を主張させていただきました。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論がありますので、初めに原案に反対の方の発言を許します。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎晃子です。

発議第4号、香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてに対し、日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して反対討論を行います。

本市は旧3町村が合併して誕生しました。合併に伴う機構再編及び行財政改革の一環として、平成28年度までに職員数を減らす計画を進めています。また、議会改革も進められ、定数は38名から22名になり、率で見ると42%の減少となっています。また、財政面でも20%以上の減少となっており、行政サイド以上に行財政改革は進捗していると考えます。さらに、議会基本条例を定め、議会報告会の開催、インターネットによるライブ中継、録画配信など審議の内容を公開してきました。そして、各常任委員会の調査研究機能を充実させ、議会倫理条例を制定するなど議会の透明性の確保にも努めてきたところです。また、今議会の監査報告では、本市の財政健全化比率はどの指標も全てクリアし、将来負担比率も問題はなく、財政調整的な基金は常に県下でトップクラスを占めていることが明らかになっています。

以上のことから、私たちの会派は財政上の理由で定数削減ということには反対です。本市のように広大な面積を有し、急峻な山間地の中に集落が点在している地域で議員数を削減すれば、各地域に住む市民の声を議会に反映することが困難になってきます。効率だけでは割り切れない数多くの課題もありますので、議員が市民の声をつなぐパイプ役の役割も担っている以上、現状の定数維持が必要と考えます。

また、定数を削減することによって新しく議会を目指す人にとって狭き門となることも危惧されます。志の高い有能な人たちが1人でも多く市政に参画できるようにすべきだと考えます。どうしても定数削減をしなければならないという場合は、まず議員報酬を見直すことに着手すべきだと考えます。定数削減に比例するだけの額の報酬引き下げをすれば、議員は痛みを伴いますが市民に対してのサービス低下は防げます。

議会は多様な市民の声を反映する場です。議員定数は現行を維持し、チェック機能を果たし、議会制民主主義を保っていくべきであると申し上げて反対討論いたします。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 21番、比与森です。

発議第4号、香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

賛成討論の前に、議員定数については議会報告会で市民の皆さんから多くの声を寄せていただき、その後各会派で協議され、会派代表者会議でも議論されてきたわけですが、市民の方々に対し開かれた香美市議会運営を目指す今、今回発議を提出することにより全議員の議員定数に対する考え方を本議会の中で明確に示すことができました。このことで所期の目的を果たすことができ、その点では感謝しております。

それでは、賛成討論をさせていただきます。

財政面では、香美市の財政は県内11市の中でもよいほうであるとの意見が述べられています。私も現在の財政状況を市民から聞かされればそのように答えてきました。しかし、このことは出された数字からだけの判断であり、その裏には将来を見据えた門脇市長を初め執行部の方々の尽力によるものであり、財政運営はかなり厳しい中でのやりくりであると私は思っています。今議会の一般質問の中でも執行部の答弁の中からもそういった部分を何カ所かで感じました。市民からの市政運営に対する厳しい声を受けとめながら苦慮されていると私は受けとめています。まして町村合併に伴う交付税の優遇措置も残り3年、来年平成26年9月に議会議員選挙が実施されるわけで、改選後2年には優遇措置がなくなります。そうした現実を前にして、議員みずから身を切る覚悟が必要ではないでしょうか。厳しくなる前に対応するのではなく、厳しくなってから対応すればよいとの意見には違和感を感じます。

決してやみくもに議員定数を減せばよいということではありません。適正な議員定数を考えたとき、マイナス2の20名が適正ではないかと判断するところです。面積、人口、財政状況も異なることからそのまま比較することはできませんが、参考までに高知市を除く県内他市の現状を述べさせていただきます。

羽根、吉良川、室戸、室戸岬、佐喜浜と53キロの海岸線に市民が点在する室戸市は議員定数14名。安芸市14名。現在22名で来春の改選でマイナス2の20名が決定しています香南市。人口4万8,000人の南国市は、現在21名ですがマイナス1の20名との声が出ているようです。土佐市、須崎市は16名。人口3万5,700人、総面積632平方キロの四万十市は22名。沖の島、鶴来島といった離島を有します宿毛市は14名。土佐清水市は現在14名ですが、来年9月の改選ではマイナス2の12名と新聞報道が先日ありました。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に反対の方の討論を許します。

20番、山本芳男君。

○20番（山本芳男君） 20番、山本でございます。

発議第4号、香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、市民クラブを代表いたしまして反対討論を行います。

市民クラブとしては、現状維持という姿勢を現在はとっているものの、これは会派としての意見を統一するために会派内での多数決により決定をいたしました。現状といたしましては、我々市民クラブは現状維持の意思を示させていただきます。

地方分権の原則は自己決定と自己責任です。議会には多人数による合議制の機関として、市民の意思を的確に反映しながら事務執行の監視機能、政策立案機能、立法的機能の強化充実が求められています。このような要求に応え緒についたばかりの議会改革を確かなものするためには、現状の人員を維持することが適当だと考えます。また、行政

改革の流れの中合併を選択した本市は、広い中山間地域を持ち第1次振興計画も後期計画に入ったばかりであることから、計画の一定の結果が出るまでは現状の人員を維持することが適当だと考えます。

さらに、定数の現状を維持する場合には報酬の削減をするべきではという意見もございます。先ほど有元議員のほうからも質疑がございましたが、我々の会派の中では第三者により検討をしていただくべきという意見もあります。まだ次期市議選までの時間があります。これまでの間に議会報告会も行い、市民と意見を交わす場もまだまだあります

よって、現時点においては現状維持の意思であり、そして、まだ慎重に第三者などの意見も取り入れる機会を設けながら議論を継続するべきと判断をしたため、今回の発議に対しては反対の立場を示させていただきます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言はありますか。

○議長（西村芳成君） ないようですので原案に反対の方はおいでますか。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 15番、自由クラブ、竹平でございます。

今回提案の発議第4号、香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この件に関する事項につきましては、去る5月に実施をされました第3回議会報告会の中で参加いただいた市民の方々に問いかけやアンケートを実施した経過がございます。そうした中、本件におきまして次の3点を述べさせていただきます。

まず、本件における私ども自由クラブの統一した考え方でございますが、議会の最高規範でございます香美市議会基本条例に準じた対応としております。すなわち、議会基本条例第18条の定数に関しましては、これを要約いたしますと、改正に当たりましては、行財政改革の視点だけでなく市政の現状と課題、将来予測と展望を考慮すると明記をされております。

そこで、まず1点目にこの行財政面から見通した定数の考え方でございますが、現在、本市の財政状況は決して豊かであるとは言えず厳しい環境下にあるのは否めませんが、しかし、そのことが直ちに市の行政運営に影響を及ぼすまでには至っていないというふうに考えるものでございます。しかしながら、将来を展望した場合、合併市町村に対する財政措置であります合併算定替の終了により、地方交付税交付金の逡減が始まる平成28年度以降につきましては、定数削減を含めた議会運営のあり方の議論が必要と考えております。

次に、2点目といたしまして本市の地理的視点からの考え方としてでございますが、本市はご承知のとおり合併前の旧町村でそれぞれ異なった課題があり、合併後の現在もそれぞれの地域特性を考慮しながら、町、それから里、山の均衡ある発展を目指した政

策を掲げて実施をしております。そうした中におきまして広大な面積を有する本市の中山間地域に暮らす市民の方々の声、また町に暮らす市民の方々の多様な声を行政に反映するためには、市内全域で一定の議員数が確保する必要があり、現時点では定数は現行維持と考えます。

最後になりますが、3点目といたしまして、先ほど述べました2点の事項を踏まえまして今後の定数議論を含めた議会の取り組みの考え方でございます。今、我々議会が行うべきことは、まず本市の推進する振興計画及び財政計画、そして本市を取り巻く社会状況の見きわめであり、それとともに議会基本条例を軸とした一層の議会改革を推し進めるべきであります。こうした点について、議論を深めることにより今回議題となっております議員定数を含めた議会のあり方についても、その全体枠の中で多角的視点に立って調整を進めながら意見集約を図っていく、そうした手法で結論を導くことが適切な対応であると考え次第でございます。したがって、現時点での定数削減を求める発議につきましては反対をするものでございます。

以上、発議第4号に対しまして、自由クラブを代表しての討論といたします。ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） ほかに討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。起立少数であります。よって、発議案第4号は否決されました。

次に、日程32、意見書案第8号、「生活保護法改正案」と「生活困窮者自立支援法案」を再提出しないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。

意見書案第8号、「生活保護法改正案」と「生活困窮者自立支援法案」を再提出しないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年9月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 片岡守春

案文を朗読しまして提案理由の説明といたします。

「生活保護法改正案」と「生活困窮者自立支援法案」を再提出しないよう求める意見書（案）

先の通常国会において、「生活保護法改正案」（以下「改正案」）と「生活困窮者自

立支援法案」（以下「支援法案」）は、審議未了で廃案となりました。しかし、社会保障制度改革推進法の附則に生活保護制度の見直しは書き込まれており、10月の臨時国会に再び、提出される恐れがあります。

「改正案」は生活保護申請時の書類添付について「特別な事情がある場合はこの限りでない」と文言が修正されたとはいえ、原則は変わらず、従来は違法であった水際作戦が適法になる危険性が高いこと、また、扶養義務者に対する事前通知の義務付け・調査権限の強化については、本来保護の必要な状況にある要保護者に対し、親族への気兼ねなどから、保護申請を断念させる恐れがある、などの指摘があります。

不安定雇用の増大や経済的格差・貧困が社会問題となっている現在、餓死・孤立死・自死などの悲劇を生まないため、また、貧困を背景とする犯罪やいじめ等を根絶するために、生活保護制度は利用が正しく促進される方向への改善こそ必要であって、利用抑制のための「改正案」は認められません。

一方の「支援法案」においては、生活保護に至る前の生活困窮者が対象となっていますが、生活保護制度の見直しや、保護基準の引き下げとセットで議論されていることは問題で、生活困窮者の権利性が弱く、単に生活保護に至らせないためのツールになっていく恐れがあります。ホームレス総合相談ネットワーク代表の弁護士も「支援法案」は憲法25条の保障する生存権を奪う違法な法案であるとして廃案を求めています。

よって政府におかれては「生活保護法改正案」と「生活困窮者自立支援法案」は再提出しないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、法務大臣 谷垣禎一殿、厚生労働大臣 田村憲久殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第8号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） はい。15番です。意見書案第8号につきまして、認識の観点からお聞きをいたしたいと思っております。

基本的に私の認識といたしましては、この生活保護法改正案、これは罰則強化等の一方で同じくこれ廃案となりました生活困窮者自立支援法案とともに、失業者の方々の就労自立を支援する側面があったというふうに思っております。そうした中で、政府が既に決めておりました8月からの保護費の減額については、先ほど申しました生活保護法改正案、そして生活困窮者自立支援法案、この2つの法案の成立を前提としておったわけですが、しかし廃案によりまして、この保護費カット分だけが残ったということとい

うふうに私は認識しております。

したがって、現在ではこの生活困窮状態から脱却できるセーフティネットをつくるためにはこの法案を成立すべきではないかというふうに感じるわけですが、提出者の方のそのこのところの認識をお聞きしたいと思います。

あと1点、これはぐっと本市に身近なところの質問でございますが、この意見書案第8号につきまして、本市の方々の声はかなり大きいものがあるかどうかそのあたり、その2点についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） まずお答えします。

1点目のご質問ですけれども、確かに生活困窮者自立支援法案、困窮者のためのセーフティネットということで、生活保護に至る前の困窮者の方々を対象とした制度となっており、私は生活保護以外のセーフティネットとしてこういう制度をつくることは反対ではありません。しかし、この自立支援法案が住宅を喪失した方々に、そういう方を対象に住宅手当の新設などありますが、それはいいんですけれども、余りにも早期就労が強調されておりまして、そうすると雇用の質は問わず最低賃金以下の仕事でもとりあえずつきなさい、それで生活保護を受けずにしのぎなさいというふうな意味合いが含まれておりますので、そうなりますとそういう困窮者の方々が就労形態の場に流れ込んできますと、その他の違法状態で働いておられる方々の労働条件の改善もさらに引き下げることになるという懸念がございます。

それから、もうとにかく雇用の質は何でもいいから仕事につきなさいと、こういうことでは1人の人間として社会人として本当に最低限度の文化的な生活を保障される状況になるのかという点、その権利性が弱い点でも心配をされておりますし、また、生活保護法との改正案とセットになっておりますので、この自立支援法が生活保護に単に至らせないためだけの制度になるおそれがありますので反対をしているところです。

もう1点のほうは聞こえませんでしたので、2回目にカウントしませんのでもう1回後のほうをお願いします。

○議長（西村芳成君） 15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 失礼しました。

ぐっところ身近な質問となりますが、本市におきまして、こういった意見書につきましてかなりの大きな声が上がっておるのでしょうか、その点です。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） ご存じのように私どものくらしの相談所で生活保護のご相談をたくさん受けるのですが、その中でももちろん無理強いをすとか無理やり突っ込むとかいうふうなことは私たちはやっておりませんし、あくまで合法的に生活保護受給に

結びつくように市にもかけ合ったりするわけでございますけれども。1つ事例を申しますと、この生活保護法の改正案がさきの国会で取りざたされておりますときに、私の家に個人的に一般質問の議会だよりを読みました方から、大変不安に思う声を寄せていただきました。かなり深刻な状況で心配をして毎日毎日心配で夜も眠れない、娘婿に調査が行くのだろうかとか、負担がかかるのだろうかとか、娘婿もようようやりゆうがとか、そういう本当にびくびくして暮らしている状況がございます。その他の方でも、そういう事例は別にして、また現在生活保護を受けている方も本当に肩身が狭い、外にもよう出歩かんとこういう声もいただいております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対の方の討論はありますか。

○議長（西村芳成君） ありませんので、原案に賛成の方の討論はありますか。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡守春です。

意見書案第8号、「生活保護法改正案」と「生活困窮者自立支援法案」を再提出しないよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

この法案の議論は、有名タレントの母親が生活保護を受給していたことが国会で取り上げられ、急速に生活保護受給者へのバッシングが強まっていったことがきっかけとなっています。この背景には、生活保護基準以下の収入で暮らしている方々が生活保護受給に結びついていない現実があり、生活保護の制度改革を言うのであれば、捕捉率の低さに目を向けるべきではなかったのでしょうか。タレントの母親の生活保護受給は不正受給に当たらないとされた後も保護受給者へのバッシングはやまず、保護受給者とそうでない方々との対立という構図になってしまっています。もとより不正受給は厳しく戒められるべきですが、それが市民間の監視、非難によってなされる社会は余りにも貧しく、硬直した生きにくい社会です。

兵庫県尼崎市の病院で受診された保護受給者全員を家庭訪問し、生活実態調査をしました。調査に当たった看護師や医療従事者は、調査したうち食事回数が1日2回未満という方が29%、食費も1日1,000円未満で単身者は1食350円、4人家族だと1人当たり3食分が250円という結果に驚きました。また、入浴は週2回未満の方が約50%おり、地域の行事や冠婚葬祭に参加ができないとの回答が74%に達しています。法改正はこうした実態を直視せず、5月31日の衆議院厚生労働委員会で午前中参考人からの意見聴取をした後、午後には採決という乱暴なものでした。

生活保護法は、憲法第25条の理念にも基づき保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならぬと明記されています。この生活保護法改正案は、申請書の提出の義務付けや扶養義務者に対する調査権限の付

与など申請権を侵害するものであり、生活保護法の基本原則を揺るがすものです。また、もう一方の生活困窮者自立支援法は、生活保護制度以外のセーフティネットという考え方は大事ですが、生活保護の見直し並びに扶養基準の引き下げと一体となった法案であり、賛成できかねます。生活保護の扶養基準の引き下げは、住民税や国保、準要保護、保育料算定などにも連動しており、一般国民の生活水準にまで負の連鎖を生み出すことはこれまでも指摘したとおりです。

今年5月に採択された国連の社会権規約委員会は、生活保護の申請手続きを簡素化し、かつ申請者が尊厳を持って扱われることを確保するための措置をとることを日本に対して勧告しており、国際社会から見ても前国会で廃案となった法改正は異常なものであり、これを再提出することは許されません。

以上のような理由から、本意見書案に賛成の立場を述べて討論とします。

○議長（西村芳成君） ほかに討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。起立少数であります。よって、意見書案第8号は否決されました。

次に、日程第33、意見書案第9号、憲法第9条を守ることを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。

意見書案第9号、憲法第9条を守ることを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年9月20日提出、香美市議会議員 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 濱田百合子、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎晃子

案文を朗読しまして提案といたします。

憲法第9条を守ることを求める意見書（案）

1947年5月3日、主権在民・基本的人権の尊重・平和主義を基本とする日本国憲法が施行されました。

この憲法は世界に誇れる憲法です。憲法第9条では、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」2項では、「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と明記しています。憲法施行以来、日本は、「戦争を放棄した国」

として、憲法の条文と共に世界の人々に受け入れられてきました。

憲法第9条が変えられなかったことで、戦後65年以上、日本は戦争当事国となったことは一度もありません。また、1人の戦死者も出していません。

先の大戦では、アジア諸国で約2千万人、日本では約300万人の尊い命が失われました。原子爆弾が投下され、いまだに被爆国としての苦しみは続いています。この「過ちを二度と繰り返さない」誓いのもと、憲法第9条は生まれました。

よって、国におかれては、憲法第9条を守るよう強く要望します。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、法務大臣 谷垣禎一殿、総務大臣 新藤義孝殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

同僚議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第9号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番。幾つか質問をさせていただきます。

この憲法第9条を改正をせずとも自衛権の行使、自衛隊の存在は認めるということで構いませんか。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 今の時点では自衛隊の存在は認めております。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。では、今後他国の侵略を受けた際、自衛権を行使することになりますが、これは戦争ではないという判断でよろしいでしょうか。

また、憲法第9条が戦争当事国となったことはないというその根拠がありましたら教えてくださいたいのと、また、この改正案の憲法第9条の内容はご存じでしょうか。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。自衛権のことをおっしゃったと思いますけれども、本憲法の第9条の中では自衛権のことについては述べておりません。ただ、この第1項、第2項におきましても、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」となっております。

以上が答えです。

それと、新しい憲法の内容につきまして、私はこの現憲法の第1項、第2項に忠実に基づきこれを守っていくことが最善であると思います。改正されようとしております憲法については、戦争の放棄という項目が削除されておりますし、安全保障に置きかわっております。そして、新たに自衛権の発動のことについても書かれており、国防軍につ

いても明記されております。私どもは今の自衛隊の範囲の中でのことをこの憲法の中では可能であると思っております。

あと1点、済みません。質問があったと思うんですが、再度お願いを。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君、2点目の質問を。

○1番（有元和哉君） はい。憲法第9条が戦争当事国となったことはないというその根拠です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 憲法第9条はさきの大戦で多大な被害をこうむった、そして多大な被害を与えた日本の当事国としてこの憲法第9条が発令されました。それ以後、この第9条によって日本は先ほども申しましたけれども戦争の道を進んできておりませんし、今までの侵略戦争などでも日本が戦地に行くとか、そして相手を殺すとかいうようなことは一度もありません。

○議長（西村芳成君） ほかに。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 3回目になります。最後です。

戦争の放棄については自民党の草案のほうにも文章内に明記をされております。また、武力による威嚇及び武力の行使は国際紛争を解決する手段としては用いないともその自民党の草案のほうには載っておりました。これは二度と過ちを繰り返さないという意味を読み取れますが、この改正案からも戦争の放棄というのが読み取れますが、それでもいけないという理由は何でしょうか。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。今の憲法第9条の第2項を申し上げます。

何度も言いますが、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と明記しております。この文章が新たに改正されようとしている安全保障、そして平和主義と掲げた第9条の中にはありません。

○議長（西村芳成君） ほかに。

10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 提出者に1点お伺いをします。

案文の中ほどに、「憲法第9条が変えられなかったことで、戦後65年以上、日本は戦争当事国となったことは一度もありません」という記述がございます。提出者の思いもこもっているのではと推察するんですけれども、少しひっかかる部分があるのでお伺いをいたしますが。

確かに憲法第9条があるわけですから、他国の戦争に巻き込まれるとか参戦するとかいうことはもちろんなかったわけでございます。ただ一方、自国が他国から攻撃を受けるとか侵略されるとかそういうことがあった場合は、これはもう個別的自衛権ですから

反撃をする、交戦をするんですけども、こういうこともなかったわけです。他国から侵略されることもなかったからそこで交戦ということもなかったんですけど。このことは、憲法第9条があったからというよりは、日米安全保障条約が大きな抑止力としてあったからではないかということで若干この文章がひっかかるんですが、その点どうのご見解ですか、お伺いします。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） その日米安保条約については、私どものこの意見書に掲げているものではございませんが、憲法第9条が変えられなかったことは、唯一被爆国であり、そして多数の被害者を出し、他国の方も多数亡くなっていると、こういう状況の中においてこの憲法第9条ができたということが非常に価値のあることだと考えます。侵略戦争をするということが無辜の子どもであり親であり、そしてかけがえのない子どもたちの命を奪うってということがこの憲法第9条はそれをすることはいけないと、紛争を戦争にはいけないということを第1項、そして追加して第2項で掲げているものだと思います。日米安保条約は今ありますけれども、日本が独自にこの平和憲法があるということをもっと誇りに思い、そしてこれをなくしてはいけないという思いでこれを提案させていただきました。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対の方の発言を許します。原案に反対の討論はありますか。

○議長（西村芳成君） ないようですので、原案に賛成の方の討論はありますか。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元和哉です。憲法第9条を守ることを求める意見書の提出について賛成の立場で討論を行わせていただきます。

憲法第9条は守るべきものであるということは言うまでもございません。本市は非核平和都市宣言をしており、世界の恒久平和を願っております。また、現在議論されている憲法第9条の改憲案については、戦争の放棄は明記されておりますが、その続く憲法第9条の2の部分に国防軍というそういった内容の面、また憲法第9条第2項の「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」、こういった文章に議論の争点があるかと思えます。

さて、この憲法第9条についてですが、新しくその自民党で検討をされているのは、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍について明記され、任務を遂行する際は法律の定めるところにより国会の承認、その他の統制に服するともあります。

さて、この憲法というのは法律とは違いまして国の基本法でございます。つまり、おきてのようなものであり、国ができたときに始まった非常に守らなければいけない国の

その中枢の法でございます。これを書きかえるということは国家そのものの変化を意味すると言っても過言ではありません。そして、改正案には国防軍つまり自衛権を強調するものであり、現在のような自衛権の行使の回避、つまりは交戦権の回避の議論は今ほど複雑にはならないであろうと思います。この第9条が改憲されればであります。

しかし、私たちは平和について考え尽くさなければなりません。現在の日本海におけるさまざまな脅威から国家を守る意味では、憲法第9条と自衛隊法により私は十分に対応が可能であると思いますし、先ほど提出者の答弁からも読み取れます。私も改正してまで国防軍を強調することはどうかと感じます。

皆さんご存じのように、戦争終結の際、昭和天皇が玉音放送でおっしゃった言葉の一節有名なところで、「堪へ難きを堪へ忍び難きを忍び」の一節がございます。この言葉の前後というのは実は余りよく知られておりませんが、これをちょっと現代文で訳したものをちょっと読まさせていただきます。

私は日本とともに終始東亜の植民地解放に協力した友好国に対して遺憾の意をあらわさざるを得ない。帝国臣民にして戦場で没し、職場で殉職し、悲惨な最期を遂げた者、またその遺族のことを考えると体じゅうが引き裂かれる思いがする。さらに戦場で負傷し、戦禍に遭い、家や職場を失った者の厚生について私が深く心配するところである。思うにこれから日本の受けるであろう苦難は大変なものになる。国民たちの負けたくないという気持ちも私はよく知っている。しかし、私はこれから耐えがたいことを耐え、忍びがたいことを忍んで、将来のために平和を実現しようと思う。

この一節を読んでおりますと、この日本人の戦後の平和に対する思いというのがひしひしと伝わってきます。憲法第9条の発案者は昭和天皇ではないかという一説もございます。

戦争が起きなかったのは、この憲法第9条があったことが理由ではなく日本人の経験と引き継がれた魂にあるかと思います。それが憲法第9条をこれまで守ってきたことであります。私は憲法や法律が何でもかんでも明確である必要はないと思っています。その時々判断する振り幅があればこそ、その時代にあるべき形をとれると感じています。

我が国には今軍人はいません。いるのは自衛官です。海外ではこの言葉の意味にさほどの差はないかもしれませんが、日本国民にとってこのイメージは大きく違います。憲法の改正については、十分に国をいま一度再認識し議論すべきであり、ただこの憲法第9条だけ戦争がどうであるような議論だけをもって憲法の改正に賛否を表明するのはいかなものかと考えますが、私は国家の平和への探求に余計は附則は必要ないものと思いい、本意見書に賛成の立場を表明させていただきます。

先輩議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に反対の方の討論はありますか。

賛成の方の討論はありますか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。私は憲法第9条を守ることを求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

戦争は人間性を否定し、地球環境を破壊し、末代まで人々を苦しめます。誰もが人を傷つけ傷つけられる戦争を肯定しません。誰もが平和のうちに人生を豊かに全うしたいと考えています。特に戦争の体験者は、戦争だけはもう懲り懲り、何があっても避けなければならないと訴えています。その体験を聞いて育った世代の私たちも子や孫に平和な世界を残したいと強く願います。平和であることは私たちの暮らしや社会活動、経済活動の全ての土台です。これは私たち市井に生きる者の共通の思いではないでしょうか。

ところが、最近、憲法前文や第9条を変えて国防軍を保持する、兵役を拒否したら軍法会議にかけて最高刑に処するという発言まで飛び出すようになりました。これには日本だけでなくアジアの人々も大変心配しています。

日本国周辺では北朝鮮のミサイル発射や中国との領土問題など緊張が続いていますが、軍事的対応でなくあくまでも話し合いで主張すべきは主張し、平和外交による解決の道を探るべきと考えます。軍事的、物理的対応をすれば相手国にさらなる軍備増強の口実を与えることになるのではないのでしょうか。技術的に極めて困難との答弁書が閣議決定されております。ミサイル迎撃などではなく、ミサイルを撃ち込めないように周辺国や平和勢力が力を合わせ、相手国の無法を抗議するときだと考えます。

先ごろ、米国がシリアのアサド政権が化学兵器を使用したと断定し軍事的介入を表明したとき、世界に緊張が走りました。しかし、国際社会はイラク戦争のときとは違い、イギリスやフランスも多くの国民が米国に同調することに反対し、米国内でも一方的な軍事攻撃は許さないとする世論が高まりました。そして、シリアのアサド大統領が自国の化学兵器を国際管理下に移すロシア提案を受け入れ、化学兵器禁止条約に加盟する意向を表明したことで軍事攻撃が回避されました。歴史に残る外交交渉だったと感じます。米国の軍事行動の表明に脅え、列をなして逃げ出すシリアの人々をテレビで見たとき、いつでも戦争の犠牲になるのは非戦闘の罪のない人々だと改めて思いました。同時に、日本が国権の発動たる戦争を許さない憲法を持つ国でよかったと本当に思いました。シリアの一連の動きを見ても世界は変わりつつあると感じています。これからも日本は憲法第9条の精神を生かした外交で国際社会で生きていくことを願い、賛成討論といたします。

○議長（西村芳成君） ほかに討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。意見書案第9号につきましては、可とする者10、否とする者10であります。

ただいま報告しましたとおり可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長において本案に対する可否を採決をいたします。

本案について議長は否決であります。よって、意見書案第9号は、起立少数によって否決されました。

次に、日程第34、意見書案第10号、消費税増税の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 意見書案第10号、消費税増税の中止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年9月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎 賛成者 同 山崎晃子、賛成者 同 濱田百合子

消費税増税の中止を求める意見書（案）

2012年に強行された消費税増税法は、現行5%の消費税率を2014年4月から8%に、2015年10月から10%に引き上げる計画です。しかし、現在の国民の暮らしと日本経済を考えれば消費税増税は中止するしかありません。

6月26日に発表された大手新聞社の世論調査では、今後計画されている消費税増税について「反対」が67%と、「賛成」の28%を大きく上回りました。賛成の28%の約半数以上が「社会保障のために必要だから」と回答しています。

しかし、1989年の消費税増税以来、よくなった社会保障は一つもありません。国民が納めた消費税は、ほとんどが大企業減税の穴埋めに消えてしまい、社会保障のためにはなってきませんでした。

また、このほど、安倍政権は公的介護・医療・年金・保育の諸制度改定のプログラム法案を可決しましたが、どれも社会保障制度の枠を狭め、給付を抑制する改悪の内容ばかりです。「自分の生活はこの先どうなるだろうか」と多くの国民が将来不安を抱えています。

直近の世論調査でも「消費税率を予定通り実施すべき」とする回答より、「現行税率5%の維持」を求める回答が上回っています。また安倍内閣の経済政策で景気回復を実感していないとの回答が圧倒的に多く、今後も良くなるという実感を持っていません。

中・小・零細業者や生活困窮者にとって消費税増税は死活の問題であり、今でさえ、遅れを指摘されている震災復興の大きな妨げとなります。

よって政府におかれては、消費税増税は中止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、経済産業大臣 茂木敏充殿、財務大臣 麻生太郎殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上よろしく申し上げます。

【意見書案第10号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。1番。1つお伺いいたします。

この消費税の増税の中止を求めるということは、今後一切5%以上にはしてはいけないという意見書でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そのとおりです。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 15番。

基本的な認識のことでお聞きをいたしますが、確かにこの言われるとおりの状況は理解もできないことはないですが、ただし、現在の状況を言いますともうおくれてきた意見書としか捉えようがないというふうに思っています。このもう中止ということより、それぞれこの世論調査等を調べたらわかるようにいわゆる先延ばしですか、来年4月以降それをもう少し若干日を延ばすとかね、それから、小刻みに1%ずつというふうに上げていくというようなことででもおっしゃるのでしたらもっと理解ができますが、ここへ来てこの中止ということになりますと、果たして今後を見通した場合に国の財政を含めたそういった財政の規律、それから今後毎年30兆円ぐらいの支出が必要となっております社会保障費、こういったものの財源の手当てというものは今後どういうふうに手当てをしていくというふうに考えておられますか。これ基本的な認識の問いかけでございます。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

おくれてきた意見書というご指摘もございました。その点は受けとめるとしまして、その部分で必要であるんやったら、やはりそういう意見書の提出も出していただけたら私ども賛同の意思もあるのかなというふうな感覚もしますが、私どもは今回中止を求める意見書の提出ということで議論を経た後の提出でございます。

それと、国の財政規律のことを言われましたけれども、実際もちろん社会保障に莫大な予算を使っているという現状もありますけども、政府自体がどのような国家財政の運用をしていくかというところで、やはり実際のところ我々の見解は社会保障に手厚くという部分の見解はどうしても譲れないところがございます。政府、国というものは、やはり将来の人口の予測などもされている中、高齢化社会が到来、それはもう何十年前

からそういうふうなことは言われてそういう動きをしている中で、私どもは基本的にやっぱり大規模な昔で言う無駄の多い公共投資なんかは控えるべきというふうな部分で、社会保障の充実ということを見解として申してきました。その部分の予算の振り分けは国が決めていくところでございますので、それについてのそれ以上の見解は控えめですけど、やはりその部分でどうしても消費税に頼らなくてもいけるという部分については共産党としても見解を出しておりますので、またそれは後日でもお示しをしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。反対の方の討論はありますか。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元和哉です。意見書案第10号、消費税増税の中止を求める意見書の提出について、反対の立場で討論を行わせていただきます。

消費税増税を中止するしかないということに対しては賛同ができません。また、この意見書案の本文中に「1989年の消費税増税以来、よくなった社会保障は一つもありません」とありますが、基礎年金、老人医療、介護、地方交付税、地方消費税など多額の資金が使用され少子高齢化が拡大し進んでいった中で、よくなったとは言えずとも何とか維持をできてきたということが言えます。

しかしながら、現状の計画ではアベノミクスの影響による経済の立て直しが進んでいるといってもなかなか経済は不安定な状態であり、消費税の現状の2014年4月の8%、2015年10月の10%については、再検討はあってもいいかとは思いますが、しかし、今後ますます進んでいく少子高齢化と社会の状況を考えれば、この消費税の増税を行い社会保障に充てていくことは必要だと思ひ、この意見書については賛成できないということで反対の討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 次に、賛成の方の討論はありますか。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表しまして、意見書案第10号、消費税増税の中止を求める意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

消費税増税が予定どおり実施されれば税率8%で約8兆円、10%ならば13.5兆円の増税となります。文字どおり史上最大の増税となります。日本経済は長期にわたるデフレ不況に陥っています。1997年をピークに国民所得は減り続け、労働者の平均

年収は70万円も減少しております。一方、物価だけが上がり始め、暮らしはますます大変になっています。中小企業は長期にわたる不況のもとで消費税を販売価格に転嫁できない状況が続いている上に、円安による原材料価格の上昇を価格転嫁できないという二重の苦しみの中にあり、消費税が増税されたら店を畳むしかないという悲痛な声が広がっています。

首相は、消費税増税における景気対策として5兆円規模の法人税減税などの検討に入っています。消費税増税は国の財政を悪化させることは経験済みのことであり、結局社会保障のためと言いつつ、社会保障を一層後退させることは明白であります。暮らしも経済も破壊しかねない消費税増税の中止を求める本意見書案に賛成の立場を表明し、討論といたします。

○議長（西村芳成君） ほかに討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。起立少数であります。よって、意見書案第10号は否決されました。

次に、日程第35、意見書案第11号、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 意見書案第11号、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年9月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎眞幹、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 矢野公昭

案文の朗読をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。

地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠です。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求めます。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

（1）地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計

画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。

(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2. 地方税源の充実確保等について

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5:5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 新藤義孝殿、内閣官房長官 菅 義偉殿、内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 甘利 明殿

高知県香美市議会議員 西村芳成

以上でございます。同僚議員のご賛同をよろしく申し上げます。

【意見書案第11号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第11号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。起立多数であります。よって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第36、意見書案第12号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 意見書案第12号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年9月20日提出、香美市議会議員 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎眞幹、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 島岡信彦

案文朗読によりまして提案理由の説明とさせていただきます。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっています。森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全機能、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしています。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されましたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全や再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威

に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じています。

林業を再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務です。

よって、政府におかれては下記事項を実施されるよう強く求めます。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 新藤義孝殿、農林水産大臣 林 芳正殿、環境大臣 石原伸晃殿、経済産業大臣 茂木 敏充殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上よろしくお願ひします。

【意見書案第12号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第12号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第37、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員

会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここで山崎眞幹議員から発言を求められておりますので許可いたします。総務常任委員会委員長、山崎眞幹君。

○総務常任委員会委員長（山崎眞幹君） 済みません。発言の訂正をお願いしたいと思います。

常任委員会の報告において、議案第69号の香美市税条例の一部を改正する条例の制定についての審査の過程で、住民税の賦課期日を「4月1日」というふうに言いました。言いましたけれども「1月1日」の間違いでございますので、そのように訂正をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） ただいま総務常任委員長、山崎眞幹君から一部訂正の申し出がございましたが、これを許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） はい。申し出のとおり訂正することに決定いたしました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月4日に開会されました平成25年第3回香美市議会定例会は本日までの17日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成25年度香美市一般会計補正予算（第2号）を初め、提出されました全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。ただ、平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定など9件の決算議案については、各常任委員会の継続審査となりましたので、それぞれ12月議会定例会までに慎重な審査をされるようお願いをいたしておきます。

今期定例会では一般質問も15名の議員が質問され、市行政全般にわたって真剣な質問がなされましたが、今回も質問の通告要旨と一部異なる点が少しありましたので、今後は通告の要旨をよく確認をし通告をされるようお願いをいたしておきます。また、執行部におかれては、議員の質問を受け、今後の市政発展に住民福祉の向上に活用をできるだけしていただくように、行政に反映をしていただきたいと思います。

さて、今議会では今までに例のない追認議案が3件ありました。これは香美市だけでなく県内他市町村でも発生をいたしておりますが、このことは私の考えでは、職員が議会という議決機関を日常にどう受けとめているかであると思います。この予算を執行するに当たって議会の承認を得なくてはならないかどうか、常に頭に置いて執務をとってもらいたいと思うのであります。このことを発言をいたしまして、今後におきましてはこのようなことが発生しないようお願いをします。

本日で第3回香美市議会定例会を閉会をしますが、議員各位には議事運営に対し格段のご協力を賜り、スムーズな議事運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げまして

閉会に当たり私のご挨拶といたします。

次に、市長から発言が求められておりますのでこれを許可します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしました平成25年度香美市一般会計補正予算など、報告5件、議案26件、諮問2件、さらには本日追加提案をさせていただきました議案第80号から第82号の財産の取得につきましては、議員各位におかれましては熱心なご審議の末、決算審査の継続を除きここに議決を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

さて、議案第80号から第82号の財産の取得につきましては、さきの議案審議の中で説明をいたしましたとおり、平成19年から平成21年の間に行われました3件の入札において落札業者が決定した時点で速やかに議会の議決を得るべき財産の取得であったにもかかわらず、議会の議決を得ることなく契約を行っておりました。このことから今回追認という形で上程に至りましたことは、まことに重大な事務の不手際であり、議會議員の皆様には大変なご迷惑をおかけし、また市民の皆様の信頼を損なうような事態となりましたことに改めまして心からおわびを申し上げます。このたびはまことに申しわけございませんでした。

また、当該事件の重大性に鑑み、去る9月17日に当時の関係職員4名を処分をいたしました。なお、処分の内容は文書による訓告、また文書による嚴重注意に処しましたことを報告を申し上げます。

以上のことから、今回の件を深く反省をするとともに、今後は全職員に対し職務に係る法令などの理解を深めるとともに法令を遵守し、適正な事務執行に努めるよう指示を行い、再発防止に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましては、今後ともご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

さて、今年6月から8月は記録的な猛暑となった上、日本海側中心に大雨の被害が相次ぎ、また一方、太平洋側では雨が少ないという極端な天候でございました。気象庁は今年の夏は異常気象であったと位置づけられました。また、先日襲来いたしました台風18号により京都、福井、滋賀の3県に初の大雨特別警報が発令されるなど、近畿、関東、甲信地域に大変な被害をもたらしました。本県は大きな被害は免れていることは本当に幸いなことであったと実感をしておりますが、ここに被災地の皆様にお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、これからいよいよ秋を迎え季節の変わり目となります。議員の皆様にはお体を十分ご自愛いただきまして、ますますのご活躍をお祈りいたしましてご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） ありがとうございました。

これをもって平成25年第3回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午前11時51分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成25年第3回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	4日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで ただし、諮問第1号及び第2号は本会議方式で採決まで
第2日	5日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	6日(金)	休 会	〃
第4日	7日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	8日(日)	休 会	〃 〃
第6日	9日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	10日(火)	本会議	一般質問①(行財政改革推進特別委員会)
第8日	11日(水)	本会議	一般質問②(定住人口増加促進特別委員会)
第9日	12日(木)	本会議	一般質問③(会派代表者会議)
第10日	13日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 連合審査会(議案第65号) 総務常任委員会の審査(議案第54・65・69・71・75号、陳情第1号)
第11日	14日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	15日(日)	休 会	〃 〃
第13日	16日(月)	休 会	〃 〃
第14日	17日(火)	休 会	教育厚生常任委員会の審査 (議案第59・60・61・62・67・68・70・72・73号)
第15日	18日(水)	休 会	産業建設常任委員会の審査 (議案第55・56・57・58・63・64・66・74・76号)
第16日	19日(木)	休 会	議案審査整理のため
第17日	20日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第54号	平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	総務常任委員会	継続	全員賛成
議案第55号	平成24年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第56号	平成24年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第57号	平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第58号	平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第59号	平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第60号	平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第61号	平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第62号	平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第63号	平成24年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認定	全員賛成
議案第64号	平成24年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認定	全員賛成
議案第65号	平成25年度香美市一般会計補正予算（第2号）	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第66号	平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第67号	平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第68号	平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第69号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成

議案第70号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第71号	香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第72号	香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第73号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第74号	香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第75号	香美市防災対策基金条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第76号	香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第77号	財産の取得について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第78号	香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第79号	香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結について	総務常任委員会	可決	全員賛成

2. 請願関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
請願第1号	住宅リフォーム補助金制度の継続を図ることの陳情	総務常任委員会	採択	全員賛成

発議第 4 号

香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 1 1 2 条及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規定により、次のとおり
発議を提出します。

平成 2 5 年 9 月 2 0 日提出

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

提出者 香美市議会議員 織 田 秀 幸

賛成者 " 比与森 光 俊

香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

香美市議会議員の定数条例（平成 1 8 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則中「2 2 人」を「2 0 人」に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

意見書案第 8 号

「生活保護法改正案」と「生活困窮者自立支援法案」を
再提出しないよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 25 年 9 月 20 日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 大岸真弓

賛成者 // 山崎龍太郎

賛成者 // 片岡守春

「生活保護法改正案」と「生活困窮者自立支援法案」を
再提出しないよう求める意見書（案）

先の通常国会において、「生活保護法改正案」（以下「改正案」）と「生活困窮者自立
支援法案」（以下「支援法案」）は、審議未了で廃案となりました。しかし、社会保障
制度改革推進法の附則に生活保護制度の見直しは書き込まれており、10月の臨時国会
に再び、提出される恐れがあります。

「改正案」は生活保護申請時の書類添付について「特別な事情がある場合はこの限
りでない」と文言が修正されたとはいえ、原則は変わらず、従来は違法であった水際
作戦が適法になる危険性が高いこと、また、扶養義務者に対する事前通知の義務付け・
調査権限の強化については、本来保護の必要な状況にある要保護者に対し、親族への
気兼ねなどから、保護申請を断念させる恐れがある、などの指摘があります。

不安定雇用の増大や経済的格差・貧困が社会問題となっている現在、餓死・孤立死・
自死などの悲劇を生まないため、また、貧困を背景とする犯罪やいじめ等を根絶する
ために、生活保護制度は利用が正しく促進される方向への改善こそ必要であって、利

用抑制のための「改正案」は認められません。

一方の「支援法案」においては、生活保護に至る前の生活困窮者が対象となっていますが、生活保護制度の見直しや、保護基準の引き下げとセットで議論されていることは問題で、生活困窮者の権利性が弱く、単に生活保護に至らせないためのツールになっていく恐れがあります。ホームレス総合相談ネットワーク代表の弁護士も「支援法案」は憲法25条の保障する生存権を奪う違法な法案であるとして廃案を求めています。

よって政府におかれては「生活保護法改正案」と「生活困窮者自立支援法案」は再提出しないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
法務大臣	谷垣禎一殿
厚生労働大臣	田村憲久殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第9号

憲法第9条を守ることを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年9月20日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 〃 大岸眞弓

賛成者 〃 山崎晃子

憲法第9条を守ることを求める意見書（案）

1947年5月3日、主権在民・基本的人権の尊重・平和主義を基本とする日本国憲法が施行されました。

この憲法は世界に誇れる憲法です。憲法第9条では、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」2項では、「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と明記しています。憲法施行以来、日本は、「戦争を放棄した国」として、憲法の条文と共に世界の人々に受け入れられてきました。

憲法第9条が変えられなかったことで、戦後65年以上、日本は戦争当事国となったことは一度もありません。また、一人の戦死者も出していません。

先の大戦では、アジア諸国で約2千万人、日本では約300万人の尊い命が失われました。原子爆弾が投下され、いまだに被爆国としての苦しみは続いています。この

「過ちを二度と繰り返さない」誓いのもと、憲法第9条は生まれました。
よって、国におかれては、憲法第9条を守るよう強く要望します。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
法務大臣	谷垣禎一殿
総務大臣	新藤義孝殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第10号

消費税増税の中止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年9月20日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎

賛成者 〃 山崎晃子

賛成者 〃 濱田百合子

消費税増税の中止を求める意見書（案）

2012年に強行された消費税増税法は、現行5%の消費税率を2014年4月から8%に、2015年10月から10%に引き上げる計画です。しかし、現在の国民の暮らしと日本経済を考えれば消費税増税は中止するしかありません。

6月26日に発表された大手新聞社の世論調査では、今後計画されている消費税増税について「反対」が67%と、「賛成」の28%を大きく上回りました。賛成の28%の約半数以上が「社会保障のために必要だから」と回答しています。

しかし、1989年の消費税増税以来、よくなった社会保障は一つもありません。国民が納めた消費税は、ほとんどが大企業減税の穴埋めに消えてしまい、社会保障のためにはなってきませんでした。

また、このほど、安倍政権は公的介護・医療・年金・保育の諸制度改定のプログラム法案を可決しましたが、どれも社会保障制度の枠を狭め、給付を抑制する改悪の内容ばかりです。「自分の生活はこの先どうなるだろうか」と多くの国民が将来不安を抱

えています。

直近の世論調査でも「消費税率を予定通り実施すべき」とする回答より、「現行税率5%の維持」を求める回答が上回っています。また安倍内閣の経済政策で景気回復を実感していないとの回答が圧倒的に多く、今後も良くなるという実感を持っていません。

中・小・零細業者や生活困窮者にとって消費税増税は死活の問題であり、今でさえ、遅れを指摘されている震災復興の大きな妨げとなります。

よって政府におかれては、消費税増税は中止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日

衆議院議長	伊吹文明	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
経済産業大臣	茂木敏充	殿
財務大臣	麻生太郎	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 11 号

地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 25 年 9 月 20 日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 山崎真幹

賛成者 〃 島岡信彦

賛成者 〃 矢野公昭

地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠です。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求めます。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障

機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2. 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日

衆議院議長 伊吹文明 殿
参議院議長 山崎正昭 殿

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	新	藤	義	孝	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	甘	利		明	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 12 号

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する
地方の財源確保のための意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 25 年 9 月 20 日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 山崎真幹

賛成者 " 山崎龍太郎

賛成者 " 島岡信彦

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する
地方の財源確保のための意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要
かつ喫緊の課題となっています。森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全機能、水
資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は
大きくなっています。

また、我が国は、平成 25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げら
れたもの（第 1 約束期間における温室効果ガス排出削減義務 6%のうち、3.8%を森
林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしています。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」
が平成 24 年 10 月に導入されましたが、用途は、CO₂ 排出抑制対策に限定されて
おり、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急

に総合的な検討を行う」との方針に止まっています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全や再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じています。

林業を再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務です。

よって、政府におかれては下記事項を実施されるよう強く求めます。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	新藤義孝殿
農林水産大臣	林芳正殿
環境大臣	石原伸晃殿
経済産業大臣	茂木敏充殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

陳情第1号

2013年8月19日

香美市議会議長 西村芳成 殿

香美市土佐山田町宝町2丁目2-27

香美市商工会会長 寺村 勉
工業部長 尾田 安 広

香美市土佐山田町植363-5

高知県建設労働組合香北支部
支部長 国吉 潤 一

香美市土佐山田町宝町4丁目2-14

香美郡民主商工会経営対策部
部長 門脇 紘 通

陳 情 書

1. 陳情の主旨

「住宅リフォーム補助金制度」の継続を図ること。

陳情理由

日頃より、議会におかれましては市民の住環境整備及び、地域業者の仕事おこしにご尽力賜り、感謝申し上げます。

昨年より実施されております「香美市住宅リフォーム補助金制度」は、多くの住民にとっても喜ばれ、市内の中小零細業者に新たな仕事が増え、活気を与えるものとなりました。

制度2年目の今年は、4月から受付が始まり、市民に周知徹底されたこともあり、申し込みは順調に推移し、7月19日には早くも予算額1000万円に到達しました。

この様な状況からも、いかに多くの市民からこの制度が歓迎され必要とされているかが伺えます。

本制度は、香美市に住み続けたいと思っている方の後押しになり、また、零細な企業の仕事おこしにつながり、「不況で仕事が少ないなか、本当に助かった」との声が聞こえてきます。

経済波及効果も7～8倍となり、地域経済活性化に大きく貢献しています。

本制度は2年間で終了すると聞いておりますが、多くの市民から「利用する予定があったけど間に合わなかった。ぜひ、来年度も続けてほしい」との要望が出されています。

議会におかれましても、引き続き当制度を継続していただきたく、陳情いたします。

平成25年9月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第54号	平成24年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続	25. 9. 20
議案第55号	平成24年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	25. 9. 20
議案第56号	平成24年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	25. 9. 20
議案第57号	平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	25. 9. 20
議案第58号	平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	25. 9. 20
議案第59号	平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	25. 9. 20
議案第60号	平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	25. 9. 20
議案第61号	平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	25. 9. 20
議案第62号	平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	25. 9. 20
議案第63号	平成24年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	25. 9. 20
議案第64号	平成24年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	25. 9. 20
議案第65号	平成25年度香美市一般会計補正予算（第2号）	可決	25. 9. 20
議案第66号	平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	可決	25. 9. 20
議案第67号	平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	可決	25. 9. 20
議案第68号	平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	可決	25. 9. 20
議案第69号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決	25. 9. 20
議案第70号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決	25. 9. 20
議案第71号	香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について	可決	25. 9. 20
議案第72号	香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	25. 9. 20

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 73 号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	25. 9. 20
議案 第 74 号	香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	25. 9. 20
議案 第 75 号	香美市防災対策基金条例の制定について	可 決	25. 9. 20
議案 第 76 号	香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	可 決	25. 9. 20
議案 第 77 号	財産の取得について	可 決	25. 9. 20
議案 第 78 号	香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について	可 決	25. 9. 20
議案 第 79 号	香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結について	可 決	25. 9. 20
議案 第 80 号	財産の取得について	可 決	25. 9. 20
議案 第 81 号	財産の取得について	可 決	25. 9. 20
議案 第 82 号	財産の取得について	可 決	25. 9. 20
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適 任	25. 9. 4
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適 任	25. 9. 4
発議 第 4 号	香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	否 決	25. 9. 20
意見書案 第 8 号	「生活保護法改正案」と「生活困窮者自立支援法案」を再提出しないよう求める意見書の提出について	否 決	25. 9. 20
意見書案 第 9 号	憲法第9条を守ることを求める意見書の提出について	否 決	25. 9. 20
意見書案 第 10 号	消費税増税の中止を求める意見書の提出について	否 決	25. 9. 20
意見書案 第 11 号	地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について	可 決	25. 9. 20
意見書案 第 12 号	森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について	可 決	25. 9. 20

2. 請 願 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議 決 結 果	議 決 年 月 日
陳 情 第 1 号	住宅リフォーム補助金制度の継続を図ることの陳情	採 択	25. 9. 20